

令和2年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

令和2年11月27日（開会）

令和2年12月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和二年第四回定例会会議録

(令和二年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（11月27日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 14 号 上程	10
報告	
1. 報告第 15 号～報告第 17 号 一括上程	10
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 60 号～議案第 68 号 一括上程	18
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 69 号～議案第 72 号 一括上程	21
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 73 号～議案第 80 号 一括上程	24
説明、質疑	
議案第 73 号～議案第 76 号・議案第 78 号 総務文教委員会付託	
議案第 77 号・議案第 79 号・議案第 80 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 81 号 上程	30
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 82 号 上程	31
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 83 号・議案第 84 号 一括上程	33
説明、質疑	
議案第 83 号 総務文教委員会付託	
議案第 84 号 産業厚生委員会付託	
1. 請願第 3 号・請願第 4 号・陳情第 8 号・陳情第 9 号 一括上程	35
請願第 3 号・陳情第 8 号・陳情第 9 号 総務文教委員会付託	
請願第 4 号 産業厚生委員会付託	
1. 意見書案第 8 号 上程	35
説明、質疑、討論、表決	
1. 日程報告	36

1. 散 会	3 6
<hr/>	
第2号（12月8日）（火曜日）	
1. 開 議	3 8
1. 議案第85号 上程	3 8
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 一般質問	3 9
川越 信男 議員	3 9
1 いじめ問題・不登校調査について	
（1）本市のいじめの認知件数や不登校児童生徒数の現状について	
（2）いじめ問題への対応について	
（3）不登校児童・生徒への対応について	
（4）教育長の考えは	
2 学校給食センターについて	
（1）学校給食センターの民間委託について	
（2）現在、働いている職員の処遇と食材の調達について	
（3）給食費等を含めた保護者への説明について	
3 国体開催について	
（1）2023年開催までの取組について	
（2）3年後の延期を市長はどのように感じておられるか	
4 市税等の賦課及び徴収について	
（1）新型コロナウイルス感染症禍における本年度の市税の徴収率等につ	
いて	
ア 市税（各税）の徴収猶予の現状について	
イ 国保税の減免の状況について	
ウ 現状における徴収率について（前年度比較）	
（2）家屋全棟調査について	
ア 現在の調査状況について	
イ 現地調査により判明した賦課漏れ家屋について	
ウ 令和3年度の評価替え（当初賦課）に間に合うのか	
5 庁舎建設について	
（1）耐震診断の県の命令について	
（2）外部検討委員会の意見書について	
（3）庁舎の在り方について	

堀内 貴志 議員	50
1 耐震か？新築か？庁舎の在り方について	
(1) これまでの検討事項について	
(2) 県の耐震促進計画に基づく命令書を受けて	
(3) 今後の方向性について	
2 コロナ禍における観光振興について	
(1) 民泊と3か所の観光拠点の現状について	
(2) 垂水市道の駅交流施設、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定に至った経緯	
(3) 3施設の連携について	
3 国道220号牛根境防災事業について	
(1) 国道220号牛根境防災事業の必要性和事業実施に至った経緯について	
(2) 11月28日に中心杭打ち式(式典)が実施されたが、今後の事業内容と完成までの経緯について	
(3) 磯脇橋付近の歩道整備は	
森 武一 議員	62
1 国道220号牛根境防災について	
(1) 今後のスケジュールについて	
(2) 地域との関わりについて	
2 本市で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の対応について	
(1) 介護事業所職員が感染又は濃厚接触者となった場合の業務継続について	
ア 市民への影響について	
(2) 死亡者が出た際の対応について	
(3) 対応策の財源について	
3 新たな新庁舎建設計画に向けて	
(1) 6月議会で示された令和5年度までの財政収支見通しを基に試算すると令和20年度には10億円以上の財源不足に陥るが、財政的に問題がないとの認識とはなんだったのか	
(2) 県からの耐震診断に関する命令について	
ア 耐震診断と耐震補強の関係について	
梅木 勇 議員	71
1 7月豪雨の災害復旧について	

(1) 農林業復旧について	
(2) 市単独農地復旧について	
2 錦江町の排水等の対策について	
(1) 実施設計に伴う工事計画の概要は	
(2) 計画の実施は	
3 ミカンコミバエの防除について	
(1) 本市の生息調査は	
(2) 確認された場合の対応は	
4 振興会からの要望の実施状況について	
(1) 実施件数と実施率は	
(2) 未実施の要望箇所の対応は	
池山 節夫 議員	77
1 市政について	
(1) コロナによる市内経済への影響とG o T o施策、プレミアム商品券の効果について	
(2) 介護保険料の差押えについて	
(3) 認知症のあんしんサポート事業について	
(4) パートナーシップ制度について	
(5) 行政のデジタル化について	
(6) これからのまちづくりについて	
ア 耐震診断について	
イ 新庁舎建設計画について	
2 学校教育について	
(1) コロナ禍での不登校・授業について	
(2) 教職員と生徒・児童とのSNSについて	
(3) 混合名簿について	
前田 隆 議員	89
1 コロナ禍の地域活性化対策事業の検証	
(1) 誘客促進事業たるみずおもてなしキャンペーンについて	
(2) 垂水市水産物販売促進緊急対策事業について	
ア 井フェアについて	
イ 学校給食への提供について	
(3) 新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業について	
2 垂水市上水道事業について	

(1) 重要拠点施設に繋がる基幹管路更新事業の現状と進捗、見直しについて	
(2) 内之野の第4水源系の配水池への緊急遮断弁を設置する計画について	
3 国民健康保険について	
(1) コロナ禍で国民健康保険税減免申請が増加しているが国保税軽減予想額はいくらか、その補助金について	
(2) 国保健全化対策について	
ア 赤字解消・削減の具体策について歳入面と歳出面からの取組について	
1. 日程報告	96
1. 散会	96

第3号（12月9日）（水曜日）

1. 開議	98
1. 一般質問	98
新原 勇 議員	98
1 垂水島津家墓所について	
(1) 島津家墓所の現状と今後の復旧について	
(2) 具体的な復旧方法はどのように行うのか	
2 垂水高校について	
(1) 生徒数増についてどのような対策があるか	
(2) 市県外からの下宿サポートについて	
3 成人式参加者のPCR検査補助について	
(1) 県外の成人式対象者は何人いるか	
(2) 県外の成人式対象者のPCR検査補助について	
4 限界集落について	
(1) 垂水市の限界集落の基準と143振興会の状況は	
(2) 奉仕作業に活動費を支払うルール作りはどうか	
(3) 振興会の統合への支援について	
5 市庁舎建設について	
(1) 住民投票の結果を受けて総括はできているのか	
(2) 市庁舎の建設場所について	
(3) 市長と反対された方との意見交換はなぜいまだにされないのか	

- (4) これからの進め方・基本計画策定を含めて
- 北方 貞明 議員 1 0 5
- 1 未収金について
 - (1) 元市長の退職金及び給食費横領金の総額返納に対して、現在までの返納額と直近5年間の返納額は
 - 2 過疎法について
 - (1) 11/11の南日本新聞に新過疎法、自民党素案で十数市町村は除外・縮小と報道されたが、本市はどのようになっているか
 - 3 広報たるみず(市報)
 - (1) 広報たるみず読者の思いの掲載記事の取扱いについて
 - 4 新庁舎について
 - (1) 住民投票の結果を受け、反対側の意見を聞くとの事であったが、意見交換はどのようになっているか
 - 5 乗合タクシーについて
 - (1) 乗合タクシーは3社で4コースを運行している。2年で見直す事になっているが、一度も見直しが無いのはなぜか
- 持留 良一 議員 1 1 4
- 1 市長の政治姿勢について～分断を乗り越え、より良い垂水市へ全力を尽くすために
 - (1) 外部検討委員会の提言を受け、住民へ声明を出す必要性と役割・責任があると考えが見解を問う
 - ア ノーサイドについての見解とその方向性への考えは
 - イ 「提言」の受け止めは
 - ウ 市民の「これからどうしていくのか」の問いに、どのような責任あるメッセージを出していくのか
 - 2 誰もが「安心」に介護保険制度を支えられ、そしていつでもどこでも「安心」に活用できる制度へ
 - (1) 第8期の介護保険料はどうか
 - (2) 値上げの場合、高齢者の生活へ与える影響をどのように考えるか、対策は
 - (3) 値上げを抑える考え方、取組はあるのか
 - ア 介護給付費準備基金(処分第2項)の活用は
 - イ 負担の公平性(担税能力の公平)の観点から所得段階の見直しは(全国では16段階もある)

- (ア) 第9段階の人数は、占める割合は
- (イ) 第9段階の細分化は可能か、その必要性はないか
- (4) 自治体の責務とはなにか、どう果たしてきたのか。また、どう果たすべきか
- 3 「気候危機」への政治の責務と取組について
 - (1) 「気候危機」への基本的認識は
 - (2) どうすべきか、どうあるべきか
 - ア 二酸化炭素排出「実質ゼロ」への取組
 - (ア) 表明している自治体数
 - (イ) 表明の意思、考えは
 - イ 「気候非常事態宣言」への認識と今後の取組は
 - (ア) 宣言している自治体数
 - (イ) 宣言の意思、考えは
 - ウ 「プラスチックごみゼロ」への取組
 - (ア) 取り組んでいる自治体数、取組への考えは
- 4 学校給食の民間委託への問題について
 - (1) 民間委託導入の試算結果と効果
 - ア コスト削減は、どのように検証されたか
 - イ 削減コストとは、教育費予算や市の予算全体のどの程度か
 - (2) 民間委託は、教育としての学校給食にとって最善の方法か
 - ア 委託先の調理員と栄養士との関係は
 - イ 「食育」における行政の責任は果たせるのか
 - (3) 保護者との関係は
 - ア 保護者と共に考えるべき問題と考えるが、「結果」の報告（決定報告）では教育としてもそぐわない
 - (4) 民間委託で、基準財政需要額の算定との関係は
- 5 安心して産み育てられる環境の整備・充実を（支援）
 - (1) 不育症についての認識は（費用額等も含む）
 - (2) 相談窓口の体制は
 - (3) 県内の支援自治体数と制度創設の理由は
 - (4) 国の支援の動向と本市の見解、支援の必要性について

池田みすず 議員 1 2 8

- 1 簡易水道事業を上水道事業に統合する計画について
 - (1) 移行事務に向けスケジュールは

- (2) 統合による問題点は
 - 2 職員採用について
 - (1) 女性職員採用について
 - ア 女性職員数とその割合は
 - イ 今年度の新規採用者数の女性職員数とその割合
 - ウ 女性管理職の登用について
 - (2) 今後の取組について
 - 3 たるたるおでかけチケット交付事業について
 - (1) 交付及び利用状況について
 - ア 交付状況
 - イ 各事業所の利用状況
 - (2) 利用者からの声は
 - (3) 今後の取組について
 - 4 公共料金のコンビニ等の納付について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - 5 かがしま国体について
 - (1) 開催競技について
 - (2) 炬火リレーについて
 - (3) 今後の取組について
- 感王寺耕造 議員 1 3 4
- 1 庁舎建設について
 - (1) 予定地ありきの計画ではなかったのか。現庁舎・市民館について、隣接地の購入費、地権者の意向調査等行ったのか
 - (2) 現庁舎の耐震診断は、耐震化を前提にしたものか
 - (3) 計画案否決を受け、今後の建設地から計画予定地は除外するのか
 - (4) 新庁舎建設を考える会から市長への公開質問状が出されているが、今回の問題を総括するためにも市長は回答する責任があると考えますが、見解は。また、今後の取組は
 - 2 財政問題について
 - (1) 令和元年度末での市債残高、財政調整基金の残高は。また、他市との比較は（財政調整基金は19市の中で何番目か）
 - (2) 来年度予算の地方交付税・市税収入等は、コロナの影響があり減収が予想されるが、予算編成の見通しは

- (3) ふるさと納税を恒常的な財源に位置づけるべきではないと考えるが、市長の見解は
 - (4) 令和元年度の一般財政の予算規模は約140億円、令和2年度は現時点で約160億円。水迫市政時は、約85億円であった予算規模は約2倍に拡大している。あれもこれもではなく、スクラップ&ビルドを図り予算のスリム化を図るべきと考えるが市長の見解は
 - 3 牛根中央クリニックについて
 - (1) 今後の活用方法は
 - (2) 活用方法が正式決定しない土地・建屋等の寄付に必ずべきではないと考えるが見解は。また、どの部署で決定したのか
 - (3) 今後の対応についての考え方は
 - 4 小学校統合について
 - (1) 教育長・市長の見解と今後の取組は
 - (2) 地域住民の意向と児童・保護者の意向調査は
 - 5 学校給食センターについて
 - (1) 令和3年8月からの民間委託を目指しているが、職労との交渉は。保護者、児童生徒の意向調査はどうなっているのか
 - (2) 民間委託で、食の安心安全が担保されるのか。また、地元食材の活用は守られるのか
 - (3) 「偽装請負い」法的整理は
 - 6 日本郵政への証明書交付事務・事務の包括受託について
 - (1) 現在までの、折衝内容は
 - (2) 新城・牛根地域の住民意向調査の考えは
 - (3) 委託後、余剰人員の他部署への異動の考えは
- 川畑 三郎 議員 147
- 1 林道・市道の整備について
 - (1) 進捗状況について
 - 2 農業・水産業について
 - (1) 新型コロナウイルスの影響は
 - 3 垂水高等学校振興対策について
 - (1) 支援補助金の内容について
 - (2) 生徒確保の活動状況について
 - 4 庁舎の在り方について
 - (1) 今後の進め方について

1. 日程報告	1 5 6
1. 散 会	1 5 6

第4号（12月18日）（金曜日）

1. 開 議	1 5 8
1. 諸般の報告	1 5 8
1. 議案第73号～議案第80号・議案第82号～議案第85号・請願第3号・ 陳情第8号・陳情第9号 一括上程	1 5 8
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第86号 上程	1 6 3
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第9号・意見書案第10号 一括上程	1 6 4
説明、質疑、討論、表決	
1. 委員会の閉会中の継続審査の件について 上程	1 6 4
閉会中の継続審査	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	1 6 4
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について 上程	1 6 5
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	1 6 5

令和 2 年 第 4 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・27	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
11・28	土	休 会	
11・29	日	〃	
11・30	月	〃	
12・ 1	火	〃	(質問通告期限：正午)
12・ 2	水	〃	
12・ 3	木	〃	
12・ 4	金	〃	
12・ 5	土	〃	
12・ 6	日	〃	
12・ 7	月	〃	
12・ 8	火	本会議	一般質問
12・ 9	水	本会議	一般質問
12・10	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
12・11	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
12・12	土	〃	
12・13	日	〃	
12・14	月	〃	
12・15	火	〃	
12・16	水	〃	
12・17	木	〃	委員会 議会運営委員会
12・18	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会

2. 付議事件

件 名

報告第14号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度垂水市一般会計補正予算(第9号))

- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第10号））
- 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第4号））
- 議案第60号 令和元年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 令和元年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 令和元年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和元年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第70号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第71号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第72号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第73号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第74号 災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例 案
- 議案第75号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第76号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第77号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案
- 議案第78号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第79号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第80号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第81号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 議案第82号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号） 案
- 議案第83号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案
- 議案第84号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号） 案
- 議案第85号 公立学校情報機器（端末）購入契約について
- 議案第86号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第12号） 案
- 意見書案第8号 種苗法「改正案」の廃案を求める意見書
- 意見書案第9号 少人数学級の推進を求める意見書

意見書案第10号 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

請願・陳情

請願第 3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級化についての意見書提出を求める請願

請願第 4号 介護保険料の負担増の中止と意見書の提出を求める請願書

陳情第 8号 日本国政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出についての陳情

陳情第 9号 新庁舎建設の新たな計画づくりの推進を求める陳情

令和 2 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 2 年 1 1 月 2 7 日

本会議第1号（11月27日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和2年11月27日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において前田隆議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月20日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月18日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和2年8月分及び9月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手

元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。9月議会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、7月初旬の梅雨前線豪雨災害に関するその後の対応でございますが、国に対し、土木課関係が道路7件、河川2件、合計9件、農林関係が農業用施設14件、林業用施設2件、農地22件の合計38件を申請したところでございます。

このうち、土木申請分につきましては、10月12日から15日にかけて実施されました第11次災害査定を最後に、本市が受検いたしました災害査定は終了しており、本日の入札をもって全て発注したところでございます。農林課申請分につきましては、本日が最終の災害査定受検日となっておりますが、終了後早期の工事発注を図り、農業者の皆様の営農活動の再開に努めてまいります。

次に、福祉課関係でございますが、7月の豪雨災害の被災者への支援の状況につきましては、全壊した水之上地区の2世帯に対して市のお見舞金10万円や、災害救助法適用による国の被災者生活再建支援制度による支援金75万円及び県の住家災害見舞金10万円に加えて、10月に7月豪雨災害義援金の第1次配分金として、県からそれぞれ60万円が支給されたところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス関連につきまして9月議会以降の取組状況について御報告いたします。

初めに、感染予防対策につきましては、国から使い捨て手袋が7,000枚の配布があり、今後、市内の各事業所に配付する予定でございます。また、全国において第3波の感染拡大傾向が見られることから、感染リスクが高まる5つの場

面として具体的な紹介チラシを今月中旬に振興会経由にて全戸に配布し、改めて市民の皆様へ感染予防の徹底をお願いしたところでございます。

次に、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、生後6か月以上から高齢者までの全市民を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を10月1日から行っております。大きな反響がございまして、10月31日現在、昨年の2倍以上の約30%の市民の皆様が接種されておられます。さらに多くの市民の方々に接種していただきますよう、今後も周知を図ってまいります。

次に、垂水市内の検査体制の強化を図るため、10月7日に市内にPCR検査機器を導入いたしました。このことにより、発熱等の方々はもとより、これまで検査結果判明まで丸1日以上かかっていたところを、検査開始から約45分と大幅に短縮できることで、医療従事者の精神的負担の軽減も図られるものと考えております。

また、本市の医療・介護・福祉を支えていただいている従事者の皆様においては、新型コロナウイルスの感染リスクと常に隣り合わせで精神的負担も非常に大きい中、御尽力をいただいているところでございます。

そのことから、これまでの御対応に感謝するとともに、これからの応援の意味を込め本市の独自事業として、本市の特産品でありますカンパチ、ブリを鹿児島県が実施しております従事者慰労金交付金事業の対象者、市内51事業所の872名の施設従事者に対し、11月18日から3週にかけてお届けいたしております。昨日のNHKでも放送していただいたところでございます。

次に、市内の保育所等におきましては、保育対策総合支援補助金を活用して必要な備品や機械等の購入を進めているところでございます。

また、児童クラブや子育て支援センターにつきましては、市で購入した除菌機能を備えたオ

ゾン脱臭機をはじめ、必要な備品を各施設へ支給し、子供たちを守るために新型コロナウイルス感染対策に努めているところでございます。

次に、経済対策につきまして報告いたします。

10月1日から12月13日まで、「コロナに打ち勝とうブリ・カンパチ井フェア」を道の駅たるみず・道の駅たるみずはまびら・味処海の桜勘で開催しております。ブリ・カンパチ井を求め連日大盛況であり、減少しておりました来館者も徐々に増加しつつあり、景気回復の1つにつながっているものと感じているところでございます。

また、市内の消費意欲の喚起及び市内の資金循環によります商工業の景気回復と、販売数が減少し需要が落ち込んでいるカンパチ・ブリの消費対策を図ることを目的として、プレミアム付商品券の発行事業を実施しております。

カンパチ・ブリのセットを全ての購入世帯にプレゼントすることもあり、これまでのプレミアム付商品券の申込数を大きく上回る約4,500世帯の市民の皆様が申し込まれております。市内商工業者にとりましては、大きな景気回復へつながるものだと期待しているところでございます。

なお、垂水おもてなしキャンペーンについてでございますが、10月19日からスタートし1か月間で約470件の申込みがあり、深刻な影響を受けております宿泊業者等に対して緊急的な支援対策を講じたところでございます。

さらに、県外からの誘客を推進する関西地区ビジネス確立事業につきましては、都城市と連携した魅力的な商品が造成され、12月3日より1月30日までの間に関西からのツアーが15回計画されております。

この計画では、道の駅たるみずはまびら並びに道の駅たるみずにおいて食事や買い物ツアーが組み込まれており、1回の参加者が38名、合計で約520名の方々が本市を訪れる予定でござ

います。

今後ともこの新型コロナウイルス感染症に関しましては、引き続きお一人お一人が感染予防に努めていただくよう情報をしっかりと発信をし、市民生活の安心安全に努め、市民経済の安定を図るため、スピード感を持って対応策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設関連でございます。

10月1日、鹿児島県から建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本庁舎及び別館並びに消防本部について、除却等の実施時期までに除却等を行わない場合は、当該期間までに耐震診断結果の報告を求める命令が出されました。

10月26日、第13回新庁舎建設検討委員会が開催され、これまでの委員会活動の振り返りや今後の計画づくりにつきまして協議をいただきました。この協議の結果については、鯉坂委員長が垂水市庁舎整備に対する意見書として取りまとめられ、11月17日に御提出いただいたところでございます。

この2点の詳しい内容につきましては、本日開催される全員協議会で御説明させていただく予定としております。

次に、水産商工観光関係について御報告いたします。

9月に1か月間、鹿児島市の山形屋におきまして、カンパチ・ブリをはじめ、本市の特産品であります豚肉や野菜など、垂水食材のメニューによります垂水の味だよりが開催されました。

本年度は、新型コロナウイルスの影響から来場者の減少が心配されておりましたが、昨年と変わらず大盛況であり、系列5店舗で4,693食、前年比102%の売上実績となり、今年で3回目となりますが毎回好評を得ているとの御報告をいただいたところでございます。

次に、道の駅たるみずはまびらでございますが、今年22日と23日の2日間、開駅2周年記念

感謝祭が開催され、各種イベントが行われるなど大変なにぎわいであり、3連休も重なり来館者数は3日間合計で約1万5,000人、売上額は昨年度比150%でございました。引き続き官民連携し、周辺地域の活性化並びに交流人口増加に取り組んでまいります。

民泊型教育旅行につきましては、11月に国内2校約350人の中高生をお迎えし、生徒と民泊家庭において新たな出会いと思い出を育んでいただいたところでございます。

次に、スポーツ合宿の受入状況でございますが、10月から11月にかけて鹿児島情報高校サッカー部、フェンシング男子エペナショナルチーム、フェンシング女子フルール日本代表アンダー20、アンダー17の合同チームの合計3団体、滞在延べ人数は約310人となり、本市にとりまして大きな経済効果の1つとなっております。

11月20日からは、毎年恒例となっております垂水千本イチョウ祭りを開催し、多くのお客様が来園され、自然が織りなす金色のじゅうたんを御堪能いただいております。

なお、短期間ではございますが、夜間においても午後6時から9時までライトアップを行い、県内外から来られた多くのお客様が感動されているところでございます。今後も交流人口増加につながるよう誘客活動の充実を図るとともに、観光情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業委員会関係でございます。

10月23日に農業委員会の会長をはじめ17名の委員に御出席いただいて、市長と農業委員・農地利用最適化推進委員意見交換会を開催いたしました。

少子高齢化による農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加や鳥獣害被害など、直面している諸課題について意見交換を行いました。今後とも、諸課題を解決していくため情報収集及び迅速か

つ適確な情報発信を怠らず、農業者の皆様の不安を払拭するための施策の方向性を見出してまいりたいと考えております。

続きまして、学校教育関係でございます。

テレビや新聞でも掲載されておりますが、牛根地区にある境、牛根、松ヶ崎の3小学校では、10月からオンライン交流を続けております。ICT機器を活用し、多様な意見に触れる、学ぶ機会を増やす目的のもと、自分の学校にまつわる問題を作って出題するクイズ大会や読書感想発表会を実施し、3校の交流を深めております。

子供たちからは、みんなと一緒に授業ができてうれしい、また話をしてみたいなどの感想が聞かれました。来年度から、高速大容量通信ネットワークと児童生徒1人1台の学習端末を配備するGIGAスクール構想が、本市の全ての小・中学校において実施されます。

授業の様々な場面で、効果的な活用をしていただくことで授業をよりよく変化させるとともに、垂水の児童生徒を誰一人取り残すことなく力を最大限伸ばしていき、学力を向上させる教育、垂水らしいGIGAスクール構想の実現を目指してほしいと思っております。

11月1日から7日まで、地域で育む鹿児島県教育県民週間として、本市の全ての小・中学校におきましても保護者や地域の方々为学校を訪問され、授業や子供たちの活動の様子を参観されました。

参観者からは、落ち着いた雰囲気の中で楽しく授業が行われていた、校舎内がきれいに整備され、子供たちの作品が廊下等に展示されており、見ていると心が癒やされ元気をいただいたなどの感想が聞かれたとのことでございます。

11月5日には、市小学校陸上大会が垂水小学校で行われました。コロナ禍で様々な市の行事が中止されている中、例年より参加者や種目を減らし、時間を短縮しての実施となりましたが、各小学校の子供たちが交流しながら全力を出し

切って競技に取り組んでくれました。また、15日には垂水中央中学校の合唱コンクール、文化祭が文化会館で開催され、ステージ部門、展示部門、それぞれ日頃の学習の成果を発表してくれました。

新型コロナの影響を受け、本来の学校教育がなかなかできない現状ではありますが、できないのではなく何ができるのかを考え、工夫しながら垂水の子供たちの健やかな成長のために教育を前に進めてほしいと思います。

続きまして、社会教育課関係につきまして御報告いたします。

新型コロナウイルス感染の影響により、様々な行事、イベント等を中止とさせていただいている中、子供たちが絵を描くことを楽しみ、表彰式で喜びと自信を持つことを目的としてたるみずジュニア美術展を10月27日から11月1日まで文化会館エントランスホールで開催し、11月1日に文化会館において表彰式を行ったところでございます。

なお、一生に一度の晴れ舞台であります令和3年成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、年明けの1月5日に規模を縮小の上、開催する予定であります。

次に、国体推進関係について報告いたします。

新型コロナウイルスの影響で延期が決定しておりました燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会につきましては、7月に鹿児島県知事に就任された塩田知事が、延期されていた国体・障がい者スポーツ大会を3年以内に開催したい意向を示され、その後、後催県であります佐賀県知事、滋賀県知事と会談を行い、鹿児島県の要望を伝えられたところでございます。

併せて、国体・障がい者スポーツ大会の主催者であります日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁とのトップ会談でも、鹿児島県での延期開催を要望されたところでご

ざいます。

その結果、後催県の皆様が鹿児島県の要望を受け入れていただき、10月8日に日本スポーツ協会臨時理事会におきまして、2023年に特別大会として開催されることが正式に決定されました。

垂水市といたしましても23年の開催に向けて、これまで準備を進めてきた経験とノウハウをさらに向上させ、市民の皆様や本市にお越しになる選手や監督、多くの観戦者の皆様に喜んでいただける大会になりますよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、防災関連でございます。

昨日、株式会社南日本放送様と防災パートナーシップに関する協定書を締結させていただきました。この協定は、垂水市と南日本放送が連携して、自然災害の被害を軽減するために防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、市民の安全に寄与することを目的とするものでございます。

次に、令和2年10月6日、本市本城に第2工場を建設されたエスオーシー株式会社様より、避難所備蓄用として2リットル6本入りの温泉水500箱が寄贈されました。早速、市の防災倉庫に保管いたしましたので、今後避難所等で有効に活用させていただきたいと存じます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第14号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第14号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。報告第14号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定に

よりまして、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和2年8月12日午前11時頃、水産商工観光課職員が市役所駐車場奥公用車駐車場へ駐車しようとした際、前方に駐車中の車両が後退してきたため急いで避けようとして後退したところ、市役所駐車場に駐車しようとして停車していた相手方車両と接触し、右前方部分を破損したものでございます。なお、相手方は車両の損傷だけでけがはありませんでした。

本件は、後方不注視による一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として車両修理費7万7,167円、車両代車賃借料3万800円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。所属長には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、報告第14号の報告を終わります。

△報告第15号～報告第17号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第5、報告第15号から日程第7、報告第17号までの報告3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第9号））

報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市一般会計補正予算（第10号））

報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度垂水市病院事業会計補

正予算（第4号）

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（濱 久志） 報告第15号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業の執行に急施を要するため、令和2年10月9日に令和2年度垂水市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも6,253万2,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は160億5,703万5,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費は、本市の障害福祉サービスを支える従事者の方々に対して、明日への活力としてもらうために本市の特産品であるブリ・カンパチを贈ることにより、障害福祉施設従事者への激励と新型コロナウイルスにより消費が落ち込んでいる水産物の消費対策に要する経費でございます。

9目介護保険事業費の報償費は、障害者福祉費と同様、介護従事者へブリ・カンパチを贈る経費、消耗品費は、介護保険事業者等への新型コロナウイルス感染症対策用物品配布事業の執行額確定に伴う減額でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費3目予防費は、障害福祉施設及び介護従事者と同様、医療従事者へブリ・カンパチを贈る経費と、既存予算で今回補正対象経費となったことに伴う財源

組替でございます。

次に、3項病院費1目病院費は、院内感染防止対策をさらに強化することを目的として追加で事業実施するもので、発熱等の症状のある患者の透析治療を別室で行うための機器購入費や施設の整備を行うものでございます。

また、発熱者の来院をシステム感知するために、正面玄関へのサーマルカメラ設置なども併せて行うための病院事業会計への負担金でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費9目畜産業費は、繁殖農家経営支援給付金の執行額確定に伴う減額補正でございます。3項水産業費2目水産業振興費は、水産事業者向けの持続化給付金の執行額確定に伴う減額、新型コロナウイルスの影響により需要が落ち込んでいるカンパチ・ブリの消費対策を目的として、次の商工業振興費で御説明いたしますプレミアム付商品券を購入した世帯に対し、カンパチ・ブリのセットを進呈するために要する経費でございます。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費は、商工業者向けの持続化給付金の執行額確定に伴う減額、プレミアム付商品券事業補助金は、地域振興に貢献する商店等において、共通して使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、新型コロナウイルスの影響による景気の低迷に対する地域経済の活性化、地元消費の拡大を図ることを目的とし、プレミアム率100%のプレミアム商品券を発行することに要する経費で、今回も前回同様、各事業所の消費落ち込みを考慮し、商工会会員の手数料1%についても市で負担することとしております。

次に、9款消防費1項消防費1目常備消防費は、救急業務従事者の新型コロナウイルス感染症対策物品購入の執行額確定に伴う減額、5目災害応急対策費は、新型コロナウイルス流行下における避難所備品の不足物品追加購入に要する経費でございます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費は、学校保健特別対策事業費補助金の追加要望に伴う予算の組替えに加え、小・中学校感染予防対策事業として小・中学校教室における換気対策設備の整備等に要する経費に加え、GIGAスクールに係るオンライン学習環境の整備に要する経費でございます。

5項社会教育費7目文化会館費は、文化会館、体育館等の社会教育施設及び体育施設で実施する各種イベント等において感染機会の削減を図るため、サーマルカメラを導入するための経費でございます。

6項保健体育費3目学校給食費は、既存予算で今回補助対象経費となったことに伴う財源組替に加え、コロナ禍の中で消費が落ち込んでいる牛肉について、地元畜産農家への支援といたしまして、11月から3月までの5か月間、月1回地元の牛肉ステーキを学校給食に提供する経費でございます。

これに対する歳入は、戻りまして6ページの歳入明細にありますとおり普通交付税、国庫補助金を補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第16号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業の執行に急施を要するため、令和2年11月6日に令和2年度垂水市一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも15万8,000円を減額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は160億5,687万7,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから

の第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細について御説明いたします。7ページをお開きください。

6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費及び7款商工費1項商工費2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金は、補正予算（第9号）で予算計上いたしましたプレミアム付商品券を購入した世帯に対し、カンパチ・ブリのセットを進呈するために要する経費及びプレミアム率100%のプレミアム商品券の発行に要する経費でございますが、当初の想定を大幅に上回る申込みが見込まれるため、不足する分につきまして増額を行うものでございます。

次に、10款教育費1項教育総務費3目学校教育事務費の報償費は、たるみず学生生活支援宅配便事業の執行額確定に伴う減額でございます。2項小学費及び3項中学校費の委託料、使用料及び賃借料は、GIGAスクールタブレット端末購入事業で、県の共同調達による追加パッケージでの導入としておりますが、前回の補正予算編成の段階では追加パッケージの構成がどのようなになるか不明な点が多かったため、ウイルス対策ソフトとフィルタリングソフトの使用料と設定費用を予算化しておりましたが、導入事業者決定後、詳細を協議する中で、これらのソフトはクラウドサービスを利用する方式となるため、個別に設定する必要がないことが判明したため減額するものでございます。

これに対する歳入は、戻りまして6ページの歳入明細にありますとおり、国庫補助金を補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 報告第17号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

国から垂水市へ交付されます新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする垂水市立医療センター垂水中央病院における新型コロナウイルス感染症対策事業の執行に急務を要しましたので、令和2年10月9日に令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、全国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大に予断を許さない状況にある中、これからの季節性インフルエンザ流行期を迎えるに当たり、多くの発熱等の症状のある方を診察することが予想されることから、垂水市市立医療センター垂水中央病院における感染防止対策をさらに強化するため、病院内の環境整備費用が主なものでございます。

1 ページをお開きください。

第2条におきまして、収益的収入を470万円増額し、収益的支出を同額の470万円増額しております。

2 ページをお開きください。

実施計画でございますが、収益的収入において、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金を470万円増額し、支出において、1款病院事業費用1項医業費用1目経費を470万円増額しております。

内容につきまして御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

収益的収入の他会計負担金は一般会計負担金ですが、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款病院事業費用1項医業費用1目経費は、垂水中央病院のさらなる感染症対策に要する経費として、指定管理者への政策的医療交付金を交付しようとするものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただき

ますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 すいません。この補正予算の9号と10号で、プレミアム商品券が予算化されているのですが、4,745万と530万、さっき市長の諸般の報告で申込数が4,000幾らと言われた。この予算は5,000名と考えていいのかな。どちらでもいいです。

○財政課長（濱 久志） プレミアム付商品券事業につきましては、9号補正の時点では世帯数を3,000世帯で想定して予算計上しておりました。応募して募集をかける段階で、想定数を上回る申込みが想定されましたので、10号補正によりまして世帯数を4,700世帯、ですので1,700世帯増やした形で予算計上を追加補正したところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 さっきね、4,000何も申込みが既にとということだったので、これ抽選ですよ、一応抽選と言ってきた。これ4,700と言われたけどこれ超えたらどうされるか、その辺を聞いていいかな。

○水産商工観光課長（大山 昭） プレミアム商品券につきましては、財政課長が申し上げましたとおり3,000世帯ということで当初考えていたのですが、その後の申込状況を見ましたところ4,500超えそうな勢いだったものですから、4,700としたところでございます。

しかしながら、4,700という見込みに対しましては、ある程度の想定ができたことから4,700といたしまして、現状といたしましてはもう最終結果が出ておりますことから4,452世帯。市長が先ほど諸般報告で申し上げました数字につきましては、4,516世帯の申込みがございまして、その中にやはり重複世帯、同一世帯、そういうことで削除いたしましたところ4,452

世帯になっております。

内容といたしましては、4,452世帯全ての方には1万円の商品券を申込みができるようになっております。5,000万としての予算だったものですから、差額になります548万円の分につきまして抽選いたしました。最終的には3,901世帯の方々が1万円、548世帯の方々が2万円の当選となっているのが現状でございます。

○池山節夫議員 今の答弁だと、じゃあお一人の方が2回当たるということだと考えていいのかな。その548、そこ。

○水産商工観光課長(大山 昭) 応募の申込みの上限が2セットとなっております。応募の上限の申込みセットが2万円と。いわゆる1セット1万円といたしましたところ、2セットまでは申し込めることになっておりまして、目標数に達しなかったことから548万円というのが残ったものですから、それについては2万円申込みをされている方々を抽選いたしました。548名の方々は2万円で、そのほかの方々は3,900名、合計全ての方々には商品券は購入できるようになっております。

○議長(篠原静則) ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 この専決処分への対応の問題なのですが、1点目は緊急性があるということ、一般的に妥当という点はあるというふうに思います。要は、その妥当性という関係において、これらの各予算の中身についてどのような形でこれを拾い上げて整理されたのか。いわゆる緊急性含めてそういう条件が必要だということで、この意味でのこれらの各妥当性はどんな形で、今の市民の実態も含めてその中に関係してくると思うのですが、その妥当性ということについての判断ができる考え方を示していきたいと思っております。

もう1つ、財源は地方創生交付金だというふうに先ほど説明がありましたけれども、私は病院

関係での経営的な側面でいろいろ試案をしていこうということで、国が約3兆円出していわれる緊急包括支援交付金なのですが、この動きの中にはなかったのかというのが2点目です。

3点目はプレミアム付商品券の問題です。私たちのところにも、税金を使うそういう中身であるのにこれは余りにも不平等ではないかという指摘もありました。いつもこのプレミアム商品券では主張するのですが、例えば東串良は1世帯当たり2万円を、給付金を差し上げるという、様々な条件であってもそういう平等性を担保していくという形で支援し、それが経済効果発揮できるような仕組みにしていくというのが本来の原則だったと思うのですが、この場合だともう先ほどあったとおりに買える人は買えるけど買えない人は全く買えないという、これは大きな格差もしくは不平等が生じる、そのためのいろんな議論を経たと思うのですが、行き着いたのがこういう形だったのかどうか、その点での努力、検討はされなかったのかということがあります。

そしてあと1つは、先ほど慰労金の問題が出ました。病院関係者、介護施設関係者、保育等あったと思うのですが、私この前もちょっと課長にお話したのですが、学童保育の方々への支援、この方々も5月、6月大変苦勞されてこられたと、夏休みも含めてですね。こういう方々への慰労金が対象外になったということはどういうことなのかということです。全国でも、各自治体によってはそういう指導員に補償を、支援を行っているということがあります。

あと持続化給付金、最後の問題ですが、持続化給付金が先ほど確定したということでその残を計上したということでしたが、実態としてこの活用の、また対象者へ向けての徹底というか、情報等含めて徹底は十分されたその結果なのかどうか、その点について質疑したい

と思います。

○副市長（長濱重光） 何点かございましたけれども、最初の妥当性について私のほうから答弁をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴いますその地方創生臨時交付金、私どもの本市には約4億4,000万余りが交付されたところであります。その額を、いかにして本市の実態を踏まえてどう対応するかということでこれまで取り組んでまいりました。

その視点の中で、1つはやはり感染予防対策を重要視する必要性、それから2つ目は市民への生活支援の問題、それから3点目は、水産、商工業、さらには農家の皆さんが疲弊していらっしゃる中で経済対策をどう取り組んでいくかと、大きくはこの3つでこれまで取り組んできたところでございます。

その中で、今回の9号、10号補正につきましては、それらをもう1回原点に立ち返って、あと何をどうすればいいかということを実際に各課のほうで取り組んで、いろんな事業を提案していただきました。

そのような中で、私どもとしましてはやはり、新型コロナウイルス感染症が今後第3波並びにインフルエンザ流行時に恐らく今までどおりではなくて増えるであろうということを想定した中で、まずは保健課長が答弁いたしましたように、中央病院においてその予防対策のための、あと足りない備品等をどうするかということにまずは主眼を置いて取り組んだところでございます。

それから、あとGIGAスクールでありますとかそういったものの、これまで予算化していただいた中で不足するものがございましたので、それらについても追加備品として専決処分に対応させていただいたところでございます。

それから、プレミアム商品券につきましては、やはり産業厚生委員会でもございました。去年までは10万円の商品券だったけれども、それか

ら第1回目が5万円上限の商品券をしたけれども、やはり市民の中では1万円も買えない人たちがいるのだと、もっとやはり下げて販売すべきではないかとかそういう御意見もありました。そういう中で、今回の第2回目のプレミアム商品券につきましては、1万円と2万円に下げた形で取組をさせていただきました。

その結果、これまでプレミアム商品券販売人数が約2,000世帯でしたけれども、今回は4,500世帯余りの方々が申し込んでいただき、70%以上の世帯の中で申込みをしていただいたということでございます。そういう中で、消費喚起を促していく、本市の経済をどう立て直していくかという視点にも重点を置きながら取り組んだところでございます。

あとの3、4項目につきましては、関係課長のほうから答弁をしてほしいと思います。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 3点目が、包括支援交付金はこの中になかったのかという御質問だと思いますが、この9月議会が終わった後に各医療機関、中央病院を含めて備えるべき備品等につきまして調査をした結果、まずそれぞれの病院から備品、それぞれ発熱等のテント等の要望がございました。

当初、この専決処分の中に入れ込むという形で考えておりましたが、この包括支援交付金というのは県の事業に該当するというので、県のほうからそういった医療機関からのものに対しては、県の医師会を通じて県のほうに申請をしてくださいというふうに指示がございましたので、各医療機関についてはこの支援交付金を対象として県のほうに要望が上がって、実際に申請しているものと考えているところです。

中央病院に関しては、市立の指定管理者になりますので、そのままこの専決処分のほうに計上させていただいたという形になります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 先ほどのプレミアム付商品券につきましてでございますが、副市長のほうから申し上げましたとおりでございます。

我々主管課といたしましても、市民の消費意欲の喚起並びに商工業の景気回復につながることを目的でありますことから、市民へ商品券を配付もしくは販売するかについて、県内で実施されている市の状況を踏まえ、関係機関と協議を重ねてまいりました。

まず市民へ商品券を配付することにつきましては、配付している市へ確認したところ、簡易書留をされており送料が高額となったことや、留守の場合の再送付や返送されるなどのトラブルが生じたとのことございました。また、販売している市へ確認しましたところ、配付するより販売したほうが消費意欲の喚起につながり、使用率の増加にもつながるとのことございました。

このようなことから、本市としましては市民の消費意欲の喚起と商工業の景気回復につながるように販売することといたしまして、金額につきましては、幅広く市民の皆様が購入していただけるために、買い求めやすい購入金額1万円としたところでございます。

次に、持続化給付金でございますが、水産業につきましては、垂水市漁協232業者中40業者、牛根漁協は88事業者中30事業者、次に商工業でございますが、垂水市商工会員は300事業者のうち119事業者、非商工会員は214事業者のうち87事業者でございました。周知につきましてでございますが、関係機関と連携を取りながら来られていない方には電話をするなどの対応をいたしましたところ、申請されなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 児童クラブ等の職員が御苦勞されたということで、なぜ対象になら

なかったのかについてお答えいたします。

市といたしましては提案、協議をいたしました。しかしながら、今回は県が設定しております従事者慰労金交付事業の対象者ということで、その枠を広げるといふところが考えられません。持留議員が言われました児童クラブとか、例えばまた民生委員とか振興会の方々とかそういうことが考えられましたものですから、今回に関しては県が指定いたしました従事者慰労金の対象者ということで交付をさせていただきました。

その他については、またこれからも考えられますので、検討はしてまいりたいとえます。

以上です。

○持留良一議員 専決処分ですので、皆さんいろいろな様々な角度から議論されてここに到達をされたということです。今後、当然これが100%じゃないだろうと誰もが思うことですので、そういう意味では事態の進展に応じた緊急で妥当性はあるというふうに見るのが一般的かなというふうにするのですが、先程言ったとおりその中で重視されているのが生活支援という観点、視点が幾度となく出てくるわけです。

その結果として経済効果、経済振興を図るといふ形につながっていくというふうにするんですけども、しかしそのプレミアム商品券、例えば今年の事業の中でお出かけ事業は3,000円でしたかね、65歳以上の方々への支援ということで取り組まれましたよね。それぞれ当局の皆さんが大変工夫をして窓口で、ほぼ多くの高齢者の方に行き届く対策は取られたと思うのです。いろんな教訓がこの間、この新型コロナの関係でもまた事業の関係でもあったというふうにするのですよ。

だから、本当に生活支援、経済効果を発揮するためには、極端な話ですけども垂水市民全ての方々がそれを活用して利用していくということでは、非常に経済効果というのは大きいと思

うのですよ。

逆に、そういう方々のほうが今生活に困窮されている、年金は下げられる、特に高齢者の方々含めて、特に飲食業もそうですけれども、今非常に厳しい状況があります。そういうやはり視点に立って、今後もぜひこれを、視点を持って取り組んでいただきたい。そういうことでなければ、私はどうしてもこれには専決処分であっても賛成できないというふうに思うんですけども。今後の方向性、あり方としてこれらを踏まえてどのように考えられるのか、市長どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど副市長が3つということで申し上げました。もっと広い意味では2つ、予防と経済ということになります。その中で、先ほど出てきたような項目も入っているのだと思います。

一般質問とか委員会等で詳細はまた聞いていただくとして、大きな考え方の中で予防ということに関しては初めての新型コロナウイルスをどうしていくのかと、出さないということが一番でしたので、初動としては全市民に対してマスクを配付する、その後手指消毒とか、あらゆる可能性をシャットダウンするというので、今、第3波というのがどうなのかという中でインフルエンザの時期もありますので、しっかりとそれも補助を出して今のところゼロということをしっかり継続していかなければいけないというふうに思います。

もう一方の経済対策としては、そのことに関連して落ち込んでいくということが、先ほどありました医療・介護・福祉とかそういったものを支えるためにも、しっかりと財源、経済が回っていかなければいろんな意味でマイナスでありますから、そこを支えると。

よく3つの挑戦の中で、安心安全、六次産業化と観光振興、医療・介護・福祉の充実ということ言っていますけども、置き換えるならば安

心安全ということが予防というふうな視点でもあるでしょうし、6次産業化と観光振興をもって最終的な住んでよかったと思えるまちづくり、医療・福祉の対策につながっていくのだろうというふうに思いますので、そういう意味で経済としては10月の国からの給付金を1つの目標として、その時期に合わせて第1弾というものを発行させていただきました。

通常15%のプレミアムですけれども20%、それに加えまして1%の手数料、約250万円を市が負担する形で11月の末締切りで、2億4,000万市場に出回ったということであります。

また、今回、期間を置かず第2弾、1万円が2万円になって、ブリ・カンパチもついてというようなざっくりとした中身です。いろんな考え方があって、寄附して、例えば1万円配る全市民にということも1つの考え方だと思いますし、それが間違っているというふうには思いませんけれども、1万円は1万円なのですね。ただ、1万円で2万円ということになりますと、単純に倍の額が流通するという考え方もございますので、先ほどおっしゃっていただいたおでかけチケットとか、あらゆる政策を総合的に講じて、今回のこの中ではそういった形でやってそういう生活弱者の皆さんとか、いろんな方々にはまた違う形で政策を講じていくと。

ですので、結論から言いますと今後どうなのかというお話に関しては、持留さんのおっしゃる気持ちはよく分かりますし、その方向でやっていくということでございますので、基本的には同じ方向を向いて、ただ政策はどれか、AかBかCかという形になっていきますので、同じような考え方の基で垂水市民の皆さんが新型コロナに関して悪影響を受けないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。池山議員はもう先ほど3回なされましたので。ほかに質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 それでは、私も1点だけ質問したいと思います。

報告第15号、コロナ禍の中で専決規程がここ最近かなり多くなっているということで、緊急事態ということでもありますのでやむを得ないことだと思います。

そして、経済対策として今回、一般会計補正予算第9号の中で、ブリ・カンパチが各民生費、衛生費として支出されております。経済対策としてね、垂水市で消費できるということは一番いいことだと思いますので、経済対策のためにはいいと思いますが、これのブリ・カンパチの消費状況ですね、どのように消費されたのか。要は、市内の全事業所に配付されたのか、それとも利用される個人に配付されたのか。

併せて、事業所に配付されたのであれば通常使用される食料費等の補填として使用されたのか、その消費状況についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○保健課長（草野浩一） お答えします。今回申請をいただきました872名のうち、御自宅のほうに発送させていただいたのが483名でございます。残りがそれぞれの事業所の方に送っておりますが、もともとの趣旨がそれぞれの従事者、個人の方に対しての事業でございますので、状況によっては事業所の、個人情報の部分もあって御自宅に送るよりは事業所に送ってほしいという方もいらっしゃるという形でこのような形になっているかと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第15号から報告第17号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたし

ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第15号から報告第17号までの報告3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。まず、報告第15号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第15号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第16号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第16号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第17号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第17号は承認することに決定しました。

△議案第60号～議案第68号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第8、議案第60号から日程第16、議案第68号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第60号 令和元年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和元年度垂水市国民健康保険特

- 別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 令和元年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 令和元年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和元年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（篠原静則） ここで決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長池山節夫議員登壇]

○決算特別委員長（池山節夫） おはようございます。去る9月18日、令和2年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております令和元年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算認定について、10月21日及び22日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか等に重点を置き審査をいたしました。

なお、係数については監査委員の審査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて

審査を進め、各関係課長の説明を求めながら、予算執行の実績・効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

消防本部では、本部携帯・緊急携帯の電話料やビジネスイーサワイド回線使用料について、金額の突出した月があるのはなぜかとの質問があり、電話料は救急件数の増加が原因である。ビジネスイーサワイド回線使用料は、配線工事等で費用がかさんだが、以降の経費削減につながる利用サービスの切替えを行ったものであるとの回答がありました。

保健課では、若年末期がん患者に対する療養支援事業や行政事務委託料の不用額についての質疑のほか、たるみず元気プロジェクトの対象者数の推移や今後の方針、受診者1,000人を維持する施策について質疑が交わされ、検体は5年10年続けてデータが出るため、継続して参加してもらう必要があることから、普及に努めてほしいとの意見が出されました。

総務課では、災害応急対策費の消耗品費について質問があり、防災訓練時の費用だけでなく、食料品や毛布など災害時の避難所用備蓄品も購入している。期限が間近となった保存食についても、防災訓練時に使用するなど無駄が発生しないよう心がけているとの回答がありました。

そのほか、危機管理監の報酬や防災機器の修繕料について質疑が交わされました。企画政策課では、道の駅たるみずはまびらに関する公有財産購入についての質疑のほか、ふるさと納税制度事業の今後について質問があり、ふるさと納税は、ポータルサイトの活用と共に重要なのがいかに商品をよく見せるか、そして新商品の開発につなげていくかというところである。商品のラインナップや欠品への注意が今後の伸びにつながっていくため、気をつけて取り組んでいきたいとの回答がありました。

市民課及び選挙管理委員会事務局においては、選挙費の常時啓発費について質疑がなされまして、本市の地形や1か所しかない現状を考慮し、投票率向上のため、期日前投票所を増設してほしいとの要望が付されました。

福祉課では、扶助費の不用額について質問があり、義務的な経費であるため不足が生じないように、また申請があったときに適正に支出ができるような体制をとっておくため、過去3年間の実績を基に予算計上しているとの回答がありました。

そのほか、生活保護者数や行旅病人及び死亡人取扱費についての質疑が交わされました。

生活環境課では、合併浄化槽への切替えの進捗状況について質疑がありました。

農林課においては、堆肥センターの修繕料について質疑が交わされ、堆肥センターの整備に当たっては、車両等も含めると約9億円の事業費を投じており、令和7年度で全ての減価償却が終わる。農業者、畜産農家との協議を進め、堆肥センターの今後の方向性について検討していくとの回答がありました。

水産商工観光課では、人工種苗、たるみず特産品販路拡大支援事業、たるみずの夕べ、商工会運営費補助金、民泊事業貸付金、木質バイオマスなどについて活発な質疑が行われました。

また、水産多面的機能発揮対策事業の質疑の中で、浜平は昔、アマモが多く生息していたことからイカも多かった。今後、浜平方面を注視し、重点的に研究してほしいとの意見が出されました。

土木課では、中之平住宅の建て替え工事の進捗状況について質疑がありました。

学校教育課では、昨年度の就学援助制度の充実を図っていただきたいとの要望事項について、今年度から就学援助費支給認定の際、保護者の所得額基準を引き上げた。生活保護基準に基づき算出される額に、乗じる倍数を1.2倍から1.3

倍に引き上げることで、準要保護児童・生徒に今までよりも多くの世帯が認定されることになるとの回答がありました。

社会教育課では、垂水中央運動公園の芝生の管理についての質疑のほか、垂水島津家墓所の駐車場についての質疑が交わされ、ぜひ予算化をして実現してほしいとの意見が出されました。

国体推進課では、備品の購入、修繕、管理について質疑があり、大会延期によりまだこれから育つ選手もいる。地元から入賞者が出るような取組も心がけて頑張っていたいただきたいとの意見が出されました。

次に、歳入について、税務課及び財政課から説明を受け、審査を行いました。

税務課の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

財政課では、社会資本整備総合交付金事業の事業費増に伴う国庫補助金の増や、ふるさと納税の増等が主な要因となり、歳入合計は前年比14億8,235万円の増となっているとの説明がありました。

地方消費税交付金が減少した理由はとの質問に対し、11月30日までに国に納めた地方消費税が令和元年度に反映されるが、11月30日が土曜で納期が12月にずれ込んだため、1か月分が令和2年度の歳入になるためであるとの回答がありました。

次に、特別会計について報告いたします。

国民健康保険特別会計においては、医療費の現状、法定外繰入金、人間ドックについてなど、活発な質疑が交わされました。審査の結果、法定外繰入金については、なるべく支出を抑えるように努力してほしいとの要望が付されました。

後期高齢者医療特別会計については、年金特徴や繰入金の推移、被保険者数について質疑が交わされました。

交通災害共済特別会計については、特段質疑はありませんでした。

地方卸売市場特別会計では、昨年度の市場経営についてさらなる努力を続けてほしいとの要望に対し、本年6月に卸売市場法が改正され、どれだけ取扱金額が回復できるか、今後も大同青果と協議を進め、経営安定に努めていくとの回答がありました。

市場の屋根修繕の状況や今後の運営をどのように進めていくのかとの質問に対し、天井の木毛板を取り付ける部分の補強工事を一部行った。今後の経営方針は、卸売市場法の改正からまだ三、四か月のため結果は出ていないが、大同青果も様々な努力をされている。冷蔵庫等設備の維持費もかかるので、慎重に対応していかなければならないと考えているとの回答がありました。

介護保険特別会計については、居宅介護の実績、施設サービスの待機者、多額の不用額、介護支援専門員等について活発な質疑が行われました。

老人保健施設特別会計では、公債費はあと何年で償還するのかとの質問があり、コスモス苑を建てたときの企業債借入れの償還金で、令和7年度までであるとの回答がありました。

漁業集落排水処理施設特別会計では、公債費の償還について質疑があり、終末施設が完成した平成19年から償還しており、財政融資資金貸付金は令和19年度まで、地方公共団体金融機構資金は令和17年度までであるとの回答がありました。

簡易水道事業特別会計では、工事請負費に不用額が生じた理由について質疑があり、国道拡幅工事が実施されなかったためであるとの回答がありました。

以上のような審査を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算共に適正であると認めることに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第68号までの議案9件は、委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第69号～議案第72号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第17、議案第69号から日程第20、議案第72号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第69号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第70号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第72号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。議案第69号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案に

ついて御説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本市議員の期末手当の支給月数を3.40月分から3.35月分へ0.05月分引き下げようとするものでございます。

また、期末手当の基準日が12月1日となっていることから、基準日前の改正が必要となるものでございます。

改正の方法としまして、施行日が異なるものがありますので、同じ条例ですが公布の日から施行するものを第1条として、令和3年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず第1条は、12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものです。改定内容につきましては、期末手当の支給月数が引下げとなり、年間0.05月分の減額分を12月支給分で引き下げようとするもので、条例第5条第2項中において、100分の165に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

第1条において、年間0.05月分の減額分を令和2年12月分で引き下げたものを、6月分と12月分で振り分け均等にしようとするもので、条例第5条第2項中100分の165を100分の167.5に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、第1条関係はこの条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第70号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御

説明申し上げます。

本議案は、議案第69号同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、現在の3.40月から3.35月へ0.05月分引き下げようとするものでございます。

改正の方法も議案第69号同様、公布の日から施行するものを第1条として、令和3年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。改正の内容につきましては、議案第69号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

令和2年10月7日及び28日に、人事院から国家公務員の給与に関する勧告がなされ、これに基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されることに伴い、職員の給与を現在の4.50月から4.45月へ0.05月分引き下げようとするものでございます。本年の給与勧告は、民間の賃金状況を反映し給与のみを引き下げ、給与については改定の必要なしとなっております。

なお、改正の方法につきましては、公布日から施行分を第1条として、令和3年4月1日施行分を第2条として改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず第1条は、人事院勧告に基づき期末手当の支給月数の改定について定めたものです。改定内容といたしまして、令和2年12月分支給分を0.05月分引き下げることから、第16条第2項中において100分の125に改めようとするものでございます。

また、同条第3項においては、再任用職員に

対する期末手当の支給について規定しており、第2項を読み替えていることから、関連して改めようとするものでございます。

次に、第2条は、令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

さきの第1条の改正において、12月支給分の支給月数を0.05月引き下げた分を、令和3年以降の6月、12月支給分で平準化するもので、第16条第2項及び第3項中において100分の127.5に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項はこの条例は公布の日から施行し、第2条の規定については令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第72号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、議案第71号同様、人事院勧告に基づくもので、会計年度任用職員の期末手当については、職員の給与条例を読み替えていることから、関連して改正しようとするものでございます。

改正の方法、内容につきましては、議案第71号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。11時35分から全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前11時24分休憩

午前11時38分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第69号から議案第72号まで議案4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第72号までの議案4件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第69号から議案第72号までの議案4件について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議あり」の声あり]

○議長（篠原静則） 御異議がありますので、議案第71号、議案第72号を除き各議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第71号及び議案第72号を除く各議案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第71号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。本議案を原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、議案第71号は可決することに決定しました。

次は、議案第72号を起立により採決いたしま

す。なお、起立されない方は否とみなします。本議案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、議案第72号は可決することに決定しました。

△議案第73号～議案第80号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第21、議案第73号から日程第28、議案第80号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市税条例の一部を改正する条例案

議案第74号 災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例案

議案第75号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第76号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

議案第77号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

議案第78号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第79号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第80号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○税務課長（橘圭一郎） 議案第73号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

令和2年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、垂水市税条例の一部改正につきまして

さきの第1回臨時議会及び第3回定例会において御承認いただいておりますが、今回、税政に関する法令等の一部改正に伴い、改めて条文を整理するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げますが、今回の一部改正の主要な改正につきまして御説明申し上げます。

まず、条例改正案第1条において、新旧対照表1ページ先頭の第24条、個人の市民税の非課税の範囲の改正で、寡婦または寡夫を寡婦またはひとり親に改正するものでございます。

中段の第34条の2、所得控除につきましては、地方税法第314条の2に掲げる者の所得控除についてでございますが、先ほどと同様にひとり親への文言と適用条項の改正でございます。

下段から裏面の2ページにかけての第36条の2、市民税の申告でございますが、地方税法の項ずれに対応するものでございます。

中段の第94条、たばこ税の課税標準につきましては、さきの第3回定例会において御承認いただきました葉巻たばこの市税換算方法の改正で、製品重量が軽いことにより税負担が低く抑えられておりましたが、課税の公平性の観点から紙巻たばここと同等の負担となるよう改正するものでございます。

内容につきましては、第3回定例会にて御承認いただきました紙巻たばこの課税の平準化においては、約0.5グラムから0.7グラムへの改正で、現状は紙巻たばこ1箱の14本分に相当する市税換算となっております。今回の改正により、令和3年10月1日から同等の20本での市税換算となりますことから、課税の公平性が保てるものと考えているところでございます。

下段から裏面の3ページ上段の附則、第3条の2、延滞金の割合等の特例につきましては、租税特別措置法第93条第2項の規定、利子税の割合の特例の改正に伴い、市税条例の改正が必要となったものでございます。

次に、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、日本銀行法第15条、権限の改正に伴い、市税条例を改正するものがございます。

その他の改正につきましては、法及び条例の項ずれや改正に伴い不用となった文言を整理するものがございます。

次に、条例改正案第2条におきましては、新旧対照表5ページからとなりますが、いずれも法及び条例の項ずれや改正に伴い不用となった文言の整理等でございます。

なお、第1条中の附則第3条の延滞金特例基準割合の規定につきましては、令和3年1月1日から施行し、同条第94条第2項ただし書きの1グラム1本につきましては、令和3年10月1日から、第2条及び附則第4条の規定は、令和4年4月1日から施行するものがございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第74号災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、本年7月の豪雨に伴う災害による国民健康保険税の減免の特例を設ける附則を改正するものがございます。

本条例の本則第6条は、国民健康保険税に係る減免規定でございますが、その規定に附則において、7月の豪雨災害における減免に限定した規定を設けるものがございます。

改正内容につきまして、条例改正案にて御説明申し上げます。

第2条第1項の納税者区分は、第1号において死亡し、または重篤な傷病を負った場合とし、併せて第2号において生計維持者の行方不明の場合を規定するものがございます。

第3号、アにおいては、生計維持者の事業収入等が昨年度と比較して10分の3以上減少しており、かつイにおいて昨年度の合計所得金額が

1,000万以下であり、ウにつきましては、生計維持者の主たる所得以外の一時所得等の所得が、400万以下であることを該当基準とする規定でございます。

第4号においては、生計維持者が居住する住宅であること。

第5号は、生計維持者以外の被保険者の行方不明の場合を規定するものがございます。

第2項については、第1項各号の減免額に関する事項で、第1号においては第1項第1号に掲げる死亡または重篤な傷病と、第2号に掲げる行方不明の場合は全部を減免することとし、第2項第2号においては、第1項第3号に規定する合計所得金額の減免割合について、昨年度と比較した減少幅に応じて区分するための規定でございます。

第2項第3号につきましては、世帯の被保険者全員により算定した国民健康保険税額を、主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度により区分するための規定でございます。

第4号につきましては、第1項第5号の規定による主たる生計維持者以外の被保険者の行方不明については、その世帯の被保険者全員により算定した国民健康保険税額から差し引くための規定となります。

第3項につきましては、減免に対する納期限の範囲について規定しており、第1号が資格取得に関することで、第2号が行方不明者の行方が判明した際の規定となっております。

なお、この条例は公布の日から施行するものがございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどお願い申し上げます。

○市民課長（篠原彰治） 議案第75号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に交付されたことに伴い、垂水

市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得基準の見直しと、見直しに合わせた規定の整備でございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。なお、改正が多岐にわたりますことから、主なものについて簡単に説明させていただきます。

第23条第1号においては、7割軽減の軽減判定所得の基礎控除額を33万円から43万円に改め、55万円を超える給与所得者が2人以上いる場合は、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に改正するものでございます。

次に、同条第2号においては、5割軽減の軽減判定所得の基礎控除額を、同条第3号においては、2割軽減の軽減判定所得の基礎控除額をそれぞれ33万円から43万円に改め、55万円を超える給与所得者が2人以上いる場合は、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第76号垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に交付されたことに伴い、垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

附則第3条中、特例基準割合を延滞金特例基準割合に、の規定により告示された割合を、に規定する平均貸付割合をいうに改め、以下この

条において特例基準割合適用年というを削り、当該特例基準割合適用年をその年に、特例基準割合にを延滞金特例基準割合に、に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（高田 総） 議案第77号垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

鹿児島県においては、平成30年10月1日から市町村民税非課税世帯の助成対象者の子どものうち、乳幼児が受けた保険給付に係る一部負担金については、医療機関等での窓口負担をなくす医療給付制度を実施しているところでございます。

今回、その対象者の年齢が令和3年4月1日から18歳まで拡大されることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

条例第2条は、定義について定めており、その第1項においては、子どもの定義を定め、また第2項においては、当該医療給付制度の対象となる乳幼児の定義について別途定めているところでございます。

しかしながら、今回の改正により当該医療給付制度の対象者の年齢が18歳まで拡大されたため、乳幼児の定義が不要となったことから、第2項を削除し、第3項から第7項をそれぞれ繰り上げるものでございます。また加えて、同条第3項第1号中の乳幼児を子どもに改めようとするものでございます。

次に、条例第4条について、文言の整備を行うものであり、第1項の病院、診療所、薬局、その他の療養機関及び第4項の医療機関をそれ

ぞれ保健医療機関等に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日以降の診療分から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第78号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準について、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の2ページから3ページを御覧ください。

急速充電設備、第11条の2第1項の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに改め、同条同項第1号並びに第13号から3ページ目の第14号及び第15号につきましては、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関すること、第16号、ウ、エにつきましては、火災予防上必要な措置を新たに加え、所要の規定の整備とその他文言整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後、垂水市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 議案第79号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

当施設は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの指定管理期間が終了しますことから、新たな指定管理者の選定につきまして、地方自治法第244条の2第6項規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、これまでの経緯につきまして御説明させていただきます。

7月1日から、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、垂水市ホームページ、広報紙におきまして、垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に規定された審査基準に基づく募集要綱を提示し、公募を開始いたしました。

7月16日に、道の駅たるみずにおきまして現地説明会及び施設見学会を実施しましたところ、2社の参加がございました。しかしながら7月31日の応募期限内に申請書の提出がなかったことから、さらに公募期間を1か月延長しましたが、応募期間内に申請書の提出はなされなかったところでございます。

その後、9月に株式会社森建設様より、今回の指定管理者候補者の公募につきまして詳細を聞きたいとの連絡があったことから、9月17日に現地説明会及び施設見学会を実施いたしました。

9月30日に同社より申請書が提出されましたことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に基づき選定委員会を設置し、同条第8条により11名の方々を委員として委嘱いたしました。

10月19日に第1回の選定委員会を開催し、審査基準、可否の基準について御審議いただき、10月27日に第2回の選定委員会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーションが実施され、その後、委員による質疑応答がなされ、厳正な

審査が行われました。

審査の結果、株式会社森建設様が令和3年4月から5年間の新たな指定管理者の候補として選定され、本議会に上程させていただいているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第80号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の令和3年4月1日から令和6年3月31日までの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、これまでの経過につきまして御説明させていただきます。

森の駅たるみずは、平成22年4月に開設され、平成28年4月から平成31年までの3年間、指定管理者により運営されておりましたが、平成31年4月から指定管理者の公募におきまして申請がなかったことから、現在、市直営で運営しているところでございます。

現在の運営状況でございますが、周辺施設等との連携や交流人口拡大に向けた取組により、施設の利用者も年々増加してきている状況であるものの、毎年300万円程度の歳入不足が発生しており、光熱水費等の維持経費に基金を充当しているのが実情でございます。

今回、指定管理により民間活力を最大限に活用し、施設の充実や猿ヶ城周辺の観光資源の活性化と振興を図り運営したいとの相談がありましたことから、指定管理者につきまして公募を行うこととなりました。

7月1日から垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、垂水市ホームページ、広報紙におきまして、垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指

針に規定された審査基準に基づく募集要項を掲示し、公募を開始いたしました。

7月16日に森の駅たるみずにおきまして現地説明会及び施設見学会を実施しましたところ、株式会社ディセットボンド様が参加され、同社より7月31日に申請書が提出されましたことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に基づき選定委員会を設置し、同第8条により11名の方々を委員として委嘱いたしました。

10月19日に第1回の選定委員会を開催し、審査基準、可否の基準等について御審議いただき、10月27日に第2回の選定委員会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーションが実施され、その後、委員による質疑応答がなされ、厳正な審査が行われました。

審査の結果、株式会社ディセットボンド様が令和3年4月から3年間の新たな指定管理者の候補として選定され、本議会に上程させていただいているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原諍則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 まず、第77号子ども医療費助成の現物給付に関わる問題。これは確認ですけども、18歳まで窓口の無料化が実現したという理解でいいのかということと、そうなってくると国保の関係で国庫負担のペナルティが生じるというふうに思うのですね。

今までそこが大きなネックになっていて、国庫負担の削減があると大変だということである問題になって、市町村議会もそこをなくしてほしいという議論もあるのですが、このところはどんなふうになっていくのか。その2点と、あと指定管理者の問題についてお聞きしたいと思います。

もうこの審査会のほうで議論されているので、その分は基本的には尊重をしていかなければならないというふうに1つは思います。そういう中で、今までなかなか継続して運営ができないという側面もあったというふうに思うのですね。そうすると、それは何だったのかということが1つ、この2つの問題に対して大きな土台になるというふうに思います。

ひとつはやはり、公の施設が本来の目的に沿って十分な役割機能が発揮されたのかどうか、公というところの施設が本当に十分に理解し運営されてきたのか。例えば利益に走る関係が作られてきた分はなかったのか。いわゆる本来の指定管理者の最大の目的であるその部分がかちと達成されてきたのか、それとやっぱり課題・問題点は何だったのか、そのことが今回こういう指定管理を、いわゆる議会の議決を経てやるわけですのでそれだけ重みはあるわけですが、そこところは十分きちんと反映できる中身になるのかということと、それと2点目の大きな問題は、働く人たちの問題が常に、3年今回も5年という中にあるのですが、一方は3年間ということになっていますけれども、常に不安を抱えながら働く人たちが出てくると。そのたびに給与等も含めて安定した職業、安定した職場がつかれないという問題があるのですが、その辺りについては単純に次を保障するというのではないでしょうけれども、その辺りについてどのような議論がなされるか。一応、皆さんの設問に対する意見が出てきて、これを見る限りは大変努力をされてるなと思うのですが、その点についてお願いいたします。

○福祉課長（高田 総） まず対象者でございますが、今回の改正につきましては、県の通知に基づいて行ったところで、対象者は非課税世帯で6歳までの子どもを持つ者から、非課税世帯で18歳までの子どもを持つ者に条例改正をしたところでございます。

あとペナルティにつきましては調査をしたところですが、ほぼ関係はないと、ペナルティに当たらないという回答を得ております。

○水産商工観光課長（大山 昭） 道の駅、森の駅の指定管理者が継続しない理由といたしましては、まず道の駅たるみずでございますが、本年度の新型コロナウイルスの影響により来館者並びに売上げが大幅に減少しましたことから、経営が悪化し赤字運営となっております。

現在は、Go Toトラベル、市の対策、様々なイベントの取組などにより、来館者並びに売上げは徐々に回復状況に向かっていますが、次年度以降の新型コロナウイルスの影響がどこまで続くのか予測されない中、指定管理料ゼロ円での運営は経営が厳しいとのことから、継続はしないことに至ったところでございます。

なお、森の駅たるみずにつきましては、収益確保において懸念されておりました閑散期の宿泊客の増加に向けて、新たな宿泊プランや食事提供など様々な取組をされておりましたが、収益プラスに至らなかったことから継続されていない状況でございます。

また、現在雇用されている社員の継続雇用につきましては、道の駅たるみずにつきましては参考資料に記載されておりますとおり、既存の社員につきましては、継続して雇用したいと考えられており、現在の給料につきましても保障し、また評価基準に基づき頑張った社員が適正に評価される仕組みをつくり、何かしら返していきたいと考えられております。

また、森の駅たるみずにつきましても、プレゼンテーションの際に、現在雇用されている職員については継続して雇用する旨の説明がございました。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 働く人たちの問題もそんな形

でこっちのほうも書かれているので、きちんとそれは、モニタリングなども含めてきちんと対応していただきたいというのがひとつあるのですけども、要はこの公の施設が本来の目的に沿って役割を果たしているのか。

例えば、森の駅だったら自然環境、様々そういう状況の中で、いわゆる2つのミッションがあそこはあったと思うのですが、それはなかなか私たちもこれまでもどうなんだろうかと思ってきたけど。やはり事業の経営のほうに力が入っていて、その辺りのミッションが十分、いわゆる公の施設としての目的を達成しきれなかった側面があったのではないかと。

だから、その辺りというのはきちんとどういうふうな形で受け止めていращやる、なかなかそれには書いていないものだから、両方ともですね。道の駅たるみずについては地域の産業振興、農産物とか加工物とか含めてそれを発信しながら農業との連携を図って活性化を図っていくというそういう大きな目的があったのですが、今回、中に行くとしてそれ以外のほうにもいっぱい目が向いているのですよね。

そうすると、この公の本来の目的に沿った形で十分役割を発揮するのかなのかと、チェックはどうだったのかというのは見えてこなかったものですからね、この中で。だから、そのここは十分理解できないと、我々がここで議会して指定管理者制度に基づいた、それで委託できるという議決のそもそもの目的に達しないのではないかなと、その辺りについてはどう評価されたのでしょうか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 道の駅たるみずにおきまして、森建設様が新たな取組として考えられておりますことが、ホテルさつき苑におきまして宅配部門を立ち上げ、冠婚葬祭、地元企業、各施設、一般家庭向けの弁当配達を行われておられます。それが好評であったことから、道の駅でも地域の方々や施設等に向けて

の宅配事業を考えられております。

また、温泉売上げ増加に向けての仕組みづくりとして、食事とのセット販売や温泉利用ポイントにより特典等も検討されておられ、地域の方々の福祉面での温泉活用に向けての取組を一番に考えられているところでございます。

森の駅たるみずの赤字解消の分でございますが、森の駅たるみずにつきましては、先ほど申し上げましたとおり毎年300万程度の歳入不足が発生しており、宿泊者が落ち込む閑散期の集客が大きな課題となっております。

今回、各種スポーツ団体と精通され、スポーツ誘致の際、食事、送迎などのサポートをされておりましたことから、現在春休み、ゴールデンウィーク、夏休みが主となっておりますスポーツ団体の大会につきまして可能な限り閑散期に日程変更し、その期間に一般の客を宿泊できるような計画、また様々なスポーツや大会等の長期的な開催についても、検討されておられます。

また、施設内での市主催事業等における協力、各種イベントの開催、キャニオニング等の体験等交流人口増加の柱でありますスポーツ合宿並びに教育旅行などの継続、地元水之上地区との連携による観光振興など、公共性につきましても継続されることで、そのようなことから赤字解消は十分できるものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第81号上程

○議長（篠原静則） 日程第29、議案第81号鹿

児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） 議案第81号鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について御説明申し上げます。

この議案は、本市が加入しております鹿児島縣市町村総合事務組合の規約の変更が必要になったことによりまして、同組合からの協議依頼に基づき上程するものでございます。

規約の変更内容につきましては、同組合に加入している大島農業共済事務組合の解散に伴いまして、組織構成団体数が減少することから、同組合規約の変更が必要となるものでございます。

なお、変更後の規約につきましては、令和3年4月1日から施行させようとするものでございます。鹿児島縣市町村総合事務組合規約の改正には、同組合を組織する全ての自治体と総合事務組合との協議が必要となることから、議会での議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、午後1時20分より全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午後0時13分休憩

午後1時22分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第81号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定しました。

△議案第82号上程

○議長（篠原静則） 日程第30、議案第82号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱久志） 議案第82号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回、歳入歳出とも13億6,549万5,000円を減額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は146億9,138万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、継続費の補正を御覧ください。廃止の内容でございますが、垂水市新庁舎建設工事の白紙化に伴い、継続費の廃止を行うものでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第3表、地方債の補正を御覧ください。変更の内容でございますが、庁舎整備事業は全額を減額するものでございます。その他の事業につきましては、事業実施に併せて借入額を増減させるものでございます。

今回の変更に伴う起債額を、右の欄に示して限度額に変更し、本年度の借入限度額を10億3,026万2,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、人件費を除く主な事務事業等の補正について御説明いたします。

13ページをお開きください。1款議会費1項議会費1目議会費の旅費は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、総会、研修会等が中止になったことに伴う費用の減額でございます。委託料は、現在使用している議会中継システムの老朽化に伴う機器の更新等に要する経費でございます。

2款総務費1項総務管理費10目企画費は、特別定額給付金事業の確定に伴う事務費、給付金の減額及び新庁舎建設事業の委託料、工事請負費、公有財産購入費の減額等でございます。

同じく、14ページの16目諸費の償還金、利子及び割引料は、生活保護費や子供のための教育・保育給付費負担金等の過年度事業における国県支出金の清算を行い、返還が生じたものについて返還金として国県に支出するものでございます。

15ページをお開きください。2項徴税費2目賦課徴収費の委託料は、垂水市家屋全棟調査補完業務委託及びコンビニ収納に係る電算システム改修費でございます。

17ページをお開きください。3款民生費2項

児童福祉費2目児童措置費の扶助費中、18ページの保育所等副食費給付費につきましては、地方創生臨時交付金充当事業で事業の確定に伴う減額でございます。同じく、転園費用助成費は、西宝寺保育園の閉園に伴い、やむを得ず転園する児童について、制服、カバン等の転園に必要な経費を助成するものでございます。

19ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費3目塵芥処理費の委託料及び工事請負費は、令和2年7月豪雨災害による災害廃棄物処理委託、全壊家屋解体撤去に要する経費で、7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されたことから、国の補助対象となっております。

20ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の負担金、補助及び交付金の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、7月豪雨の被災者向けに農業用施設修繕や備品購入に係る経費を補助するもので、環境と調和した農業推進事業助成金は、対象作物が原料用サツマイモで、堆肥を用いていない圃場及び堆肥を用いているが、品質が低下している圃場に助成金を交付するものでございます。

9目畜産業費の地域内肥育用素牛導入緊急支援補助金は、地方創生臨時交付金充当事業で、事業の確定に伴う減額でございます。

11目農地費の委託料は、是井川排水路改修構想のための測量設計委託で、川幅や川床の測量や流量等を測量し、河川改修の構想を得るためのものでございます。

22ページをお開きください。7款商工費1項商工費4目観光施設整備費の委託料は、森の駅の看板制作に要する経費でございます。

6目道の駅運営事業費の需用費は、道の駅たるみずの給排気ファン、空調機、エレベーター、温泉施設ポンプ等の修繕に要する経費でございます。

8款土木費5項都市計画費2目公園費の工事請負費は、垂水中央運動公園改修事業の確定に

伴う減額でございます。

23ページをお開きください。6項住宅費1目住宅管理費の需用費の修繕料は、市営住宅及び定住促進住宅の修繕料でございます。

24ページをお開きください。10款教育費2項小学校費3目小学校施設整備費は、小学校の修繕料でございます。

5項社会教育費2目文化財保護費の報償費から25ページの工事請負費までは、垂水島津家墓所災害復旧に要する経費でございます。

5目公民館費の需要費の修繕料は、各地区公民館の修繕料でございます。

6目図書館費の需用費及び備品購入費は、地方創生臨時交付金充当事業で、図書館消毒液等購入、垂水の子どもたち応援ブック事業、図書消毒機購入事業の確定に伴う減額でございます。

7目文化会館費の工事請負費は、鹿児島県地域を照らす再生可能エネルギー事業に選定されたことに伴い、文化会館の街路灯4基をソーラー街路灯に更新するために要する経費でございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費の報償費から26ページの需用費までは、垂水フェンシングカップ開催に要する経費でございます。

3目学校給食費の負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対応学校給食費臨時支援金は、地方創生臨時交付金充当事業で、6月から8月の給食費を支援したもので、事業確定に伴う減額でございます。

4目国民体育大会準備費の負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国民体育大会が延期となったことに伴う減額でございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産業施設単独災害復旧費については、7月豪雨が激甚災害の指定を受けたことにより、補助災害復旧費の組替えを行うものでございます。

2目農業用施設補助災害復旧費については、さきに申し上げたとおり、単独災害復旧費から組替えを行うもの及び災害復旧事業費の増額によるものでございます。

27ページをお開きください。3目林業用施設補助災害復旧費については、林道白山線が地滑り災害となったことにより、災害復旧事業費の増額をするものでございます。

4項その他公共施設災害復旧費2目宅地内降灰災害復旧費の工事請負費は、事業費の不足が見込まれることから増額を行うものです。

12款公債費1項公債費1目元金の償還金、利子及び割引料は、昨年度新庁舎建設実施設計委託について市中銀行より借入れを行いました地方債につきまして、事業の白紙化に伴い適償性を欠く状態となりましたことから、全額繰上償還を行うために要する経費でございます。これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、諸収入、市債などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第83号・議案第84号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第31、議案第83号及び日程第32、議案第84号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第83号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第84号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市民課長（篠原彰治） 議案第83号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出ともに2億4,249万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,227万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した被保険者に対する国保税の減免に伴う補正、今後の医療費の増加見込みによる保険給付費の補正、医療専門職の会計年度任用職員の新規雇用に係る費用の補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

1款5項1目医療費適正化特別対策事業費1節報酬及び4節共済費につきましては、診療報酬明細書の点検を行う会計年度任用職員の報酬及び社会保険料に不足が見込まれることから増額するものでございます。

11節役務費につきましては、第三者求償事務に係る国保連合会への手数料について、不足が見込まれることから増額するものでございます。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、11月分までの医療費の実績から今後の所要額を勘案し、増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、歳入の補

正に伴い財源の組替えを行うものでございます。

8ページをお開きください。5款2項1目特定健康診査事業費につきましては、特定健康診査受診による保健指導を実施するための医療専門職の会計年度任用職員を新たに雇用するため、人件費の増額を行うものでございます。

2目特定健診・特定保健指導未受診者等対策費については、会計年度任用職員の報酬に不足が見込まれることから増額するものでございます。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、新型コロナウイルスにより収入が減少した被保険者への減免に伴い、過年度分の国保税の還付金に不足が見込まれることから増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した被保険者に対する減免相当分の減収分を減額するものでございます。なお、この減免相当額については国から財政支援の対象となっております。

4款1項4目災害等臨時特例補助金は、先ほどの新型コロナ減免相当分のうち、国の特例補助金で補填される金額を計上するものでございます。

5款1項1目1節保険給付費等交付金の普通交付金については、保険給付費の増額に対する交付見込額を補正するものでございます。

5款1項1目2節保険給付費等交付金の特別交付金については、4款災害等特例補助金と同じく新型コロナ減免相当分のうち、特別調整交付金で補填される金額を計上するものでございます。

県繰入金及び特定健診等負担金については、会計年度任用職員の人件費の増額に伴う歳入見込額を増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第84号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ332万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,468万3,000円とするものでございます。

今回の主な補正の内容でございますが、令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費と、地域支援事業費の中の高額介護サービス等で不足が生じたため、それぞれ増額補正し、併せて介護給付費内のサービス費で不足が生じる費目が発生したため、同じ給付費内の費目で見込みに合わせ増減の調整をするもので、保険給付費を整理するものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

8 ページをお開きください。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の委託料は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費でございます。

2 款保険給付費 1 項サービス等諸費から 9 ページの 6 項高額医療合算介護サービス等費までは、介護保険サービス及び予防サービスに係る予算費目でございますが、説明欄に記載してございます。サービス費につきまして、それぞれの給付費見込額により増減し、併せて財源の見直しを行うものでございます。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援事業費は、それぞれ高額介護サービス相当事業費及び高額医療合算介護サービス相当事業費の不足により増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻っていただき 6 ページをお開きください。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目事業費補助金と 7 ページの 7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目事務費繰入金は、令和 2 年度介護報酬改

定等に伴うシステム改修事業費の国庫補助分と本市負担分でございます。

そのほかの 3 款国庫支出金から 7 款繰入金までについては、本年度介護給付費の見込額のそれぞれの負担割合に基づき負担額を増減するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第 2 件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△請願第 3 号・請願第 4 号・陳情第 8 号・陳情第 9 号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第 33、請願第 3 号から日程第 36、陳情第 9 号までの請願 2 件及び陳情 2 件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

請願第 3 号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級化についての意見書提出を求める請願

請願第 4 号 介護保険料の負担増の中止と意見書の提出を求める請願書

陳情第 8 号 日本国政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出についての陳情

陳情第 9 号 新庁舎建設の新たな計画づくりの推進を求める陳情

○議長（篠原静則） ただいまの請願 2 件及び陳情 2 件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△意見書案第 8 号上程

○議長（篠原静則） 次に、日程第37、意見書案第8号種苗法「改正案」の廃案を求める意見書案を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第8号 種苗法「改正案」の廃案を求める意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。意見書案第8号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明28日から12月7日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月8日及び9日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から12月1日の正午までに、質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局に提出をお願いいたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもって散会いたします。

午後1時48分散会

令和 2 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 2 年 1 2 月 8 日

本会議第2号（12月8日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	末松 博昭

令和2年12月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第85号上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第85号公立学校情報機器（端末）購入契約についてを議題といたします。

説明を求めます。

○学校教育課長（今井 誠） 議案第85号公立学校情報機器（端末）購入契約について御説明申し上げます。

GIGAスクール構想におけるタブレット端末備品購入費の補正予算につきまして、9月議会で御承認いただきました。その後、鹿児島県総合教育センターの情報教育担当者からアドバイスを受けながら、様々なクラウドサービス提供会社からの説明や、納入業者との打合せを経て、9月議会で御承認いただきました予算の範囲内で導入するタブレット端末と、同時に導入するクラウドサービス等を決定したところでございます。

具体的には、小学校低学年の利用を考慮し、軽量モデルとするとともに、メモリは8ギガバイトの端末となっております。

また、端末の保守につきましては、5年間、センドバック方式で自然故障が保証される保守契約といたしました。

また、利用するクラウドサービスにつきましては、5年間のライセンスを導入することいたしました。

さらに、端末持ち帰りのための保護ケース等も含めて、今回の契約内容とさせていただいた

ところでございます。

公立学校情報機器（端末）購入契約につきまして、去る11月25日に仮契約の締結をさせていただいているところでございます。

契約金額が2,000万円以上につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を必要とするため、公立学校情報機器（端末）購入契約につきまして、議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、小・中学校の全児童生徒に1人1台のタブレット端末購入でございます。契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とするものでございます。

随意契約の理由は、鹿児島県教育委員会が実施した公立学校情報機器（端末）整備に係る企画提案競技による共同調達に本市が参加したことで、鹿児島県が採用決定した業者と随意契約するものでございます。

契約金額は8,108万2,430円、うち消費税は737万1,130円でございます。

契約の相手方は、鹿児島市金生町4番10号、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店、支店長福永志保様でございます。

なお、契約日は、議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 委員会の付託になるというふうに思いますが、基本的なことで契約方法が随意契約ということで提案されて、そういう形になったということで、経過を含めて、理由を含めて話されたのですけれども、ある意味我々市民サイド、議会サイドから言ったら効果、いわゆる極端には削減的な効果なのですけども、

そういう効果というのは、このことによって生み出され得たものなのか。

いわゆる物だということでありますので、単純に一般競争入札にはそぐわない面もあろうかと思えますけれども、この点についてはどういう経過、結果だったのか、そういう効果があったのかどうか、まず教えてください。

○学校教育課長（今井 誠） 今回のGIGAスクール構想の実施は、国が指示して全国一斉に行ったものでございます。そして、その要は全ての都道府県が購入という形でやっておりますので、一番危惧されたのがやはりコロナ禍であり、タブレット自体が調達できるかという問題がございました。

その点で、やっぱり本市としましても、県のその共同調達に乗ることによって、確実な購入ができるということを考えまして、こういう形で取り組んでまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第2、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については、制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をよろしくお願いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、7番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。令和2年も12月を迎えて慌ただしくなっておりますが、今年を振り返りますと自然災害もありましたが、新型コロナウイルスとの戦いが一番で、大変厳しい生活を送ってきたように感じます。

国内はもとより、全世界での戦いの中、様々なイベントが中止、延期になりました。学校現場では休校措置も取られました。東京オリンピック開催の来年度への延期、鹿児島国体の23年度開催への先送り、垂水市でもほとんどのイベントや事業が中止になり、これほど我慢する生活を送ったことがないように感じております。

様々な感染防止対策が取られておりますが、なかなか収束の気配がなく、第3次感染拡大の気配のようで、感染者は増加傾向にあり、私たちの手の届く対策では厳しい状況であるようです。

地道な個々の対策と併せて、世界規模でのワクチンの開発等に期待し、真摯に対策に協力して、これからも終わりのない新型コロナと向き合っていかなければならないと思っております。

自粛、自粛で心のケアも大切であるかと思えます。ウィズコロナの生活を模索していき、その中で経済対策をどのような形で回していけたらと思うところであります。

垂水市でも、国の事業を導入し、様々な事業を展開されておりますことに期待しておりますので、今後も事業導入に頑張っていただきたいと思えます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問を行いますので、明快な回答、答弁をお願いいたします。

まず最初に、いじめ問題・不登校調査について伺います。

10月22日、文部科学省の2019年度問題行動・不登校調査の結果が発表されました。それによりますと、全国の国公立の小・中・高校と特別支援学校が認識したいじめは、前年度より6万8,563件増えて、61万2,496件となり、過去最多を更新。鹿児島県のいじめの認知件数は1万259件で、前年度と比べ2,643件増え、6年ぶりに1万件を超えたとのことようです。

また、病気や経済的状況以外の理由で、年30日以上登校していない全国の小・中・高校生が、前年度から1万4,121人増えて23万1,372人となり、過去最多を更新。

鹿児島県の公立学校で、小・中・高校生の不登校は、過去最多の2,703人に上り、このうち小・中学生が1,977人を占めたとのこと。

そこで質問いたします。本市のいじめの認知件数や不登校児童生徒数の現状はどのようになっているのか。また、その要因は何なのかを学校教育課長に伺います。

2番目に、学校給食センターについて伺います。

本市の学校給食センターは、平成29年度と令和元年において九州沖縄ブロック代表として、全国学校給食甲子園決勝大会に出場。令和2年度は、文部科学省から学校給食表彰を受けるなど、安全安心でおいしい給食を提供する全国でも有数の給食センターです。

この給食センターの運営の在り方について、平成20年度から民間委託の検討が長年にわたり進められています。議会においても何度か取り上げられ、民間委託の是非について論じられてきましたが、現在、完全直営方式で運営されています。

そこで質問します。今後、学校給食センターが民間委託される計画があるのか。委託されるとすれば、それはなぜなのか、学校教育課長に

伺います。

3番目に、国民体育大会の開催について伺います。

冒頭でも申し上げましたが、今年開催予定でありました国民体育大会・全国障害者スポーツ大会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、今後の開催を危惧しておりましたが、知事をはじめ関係者の皆様の御努力により、3年後の令和5年9月から10月にかけて開催されることが正式に決定されました。

本市においても、国体推進課を中心に今年開催されることを見込んで、これまでリハーサル大会をはじめ、全日本選手の合宿などや様々なイベントに出向かれ、フェンシング競技の情報発信や大会機運の醸成など、準備を進めてこられておりました。

3年後に延期になったことで、本市においてこれまで高めてこられた機運をどのように維持し、改めて高めていくのか、気にかかる所です。

まだ先のように、現時点で令和5年(2023年)の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催までの間、本市では今後どのような取組を行い、また市独自の大会等を計画されておられるか、国体推進課長に伺います。

4番目に、市税等の賦課及び徴収について2点伺います。

まずは、現下の新型コロナウイルス禍において、国はもとより地方経済もあえいでいる状況にあります。そのようなことから、新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少したことにより、苦境に立たされている個人や法人については、地方税の徴収猶予ができることとされております。本市の徴収猶予の現状について、税務課長に伺います。

次に、家屋全棟調査についてお聞きいたします。

この事業は、市内に所在する家屋の公正な賦課のために実施しておられますが、計画の2年もあと僅かとなってきました。現在の調査の進捗状況を税務課長に伺います。

最後に、庁舎建設について伺います。

議会開会初日の全員協議会で、企画政策課から県耐震促進計画に基づく命令書について説明を受けました。命令の内容は、本庁舎・別館・消防庁舎は、令和4年度末までに耐震診断の結果を報告しなければならないということでした。

この命令は、垂水市だけに出されたものなのか、またこの耐震診断で耐震性がないとなった場合は、耐震補強工事をしなければなりません。考え方としては、庁舎をあと何年使用するかを決めないといけないのではないかと思います。県内の自治体の庁舎について、庁舎耐震性の事例はあるのか、庁舎建設総括監に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（今井 誠） 本市のいじめの認知件数や不登校児童生徒数の現状等につきましてお答えいたします。

初めに申し上げますが、いじめの定義につきましては、時代と共に変化してきております。そこで、現在は平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法に基づき、いじめられた児童生徒の立場に立って積極的にいじめを認知することが求められております。

また、平成29年12月に策定した本市のいじめ防止基本方針におきましても、1件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識を示しており、各学校に対しまして積極的にいじめを認知し、対応することを指導しているところでございます。

そのような中で、昨年度、本市におきましては、いじめを認知した小学校は4校、中学校は1校で、認知件数は小学校が12件、中学校が11件でございます。

今年度の認知件数は、10月末現在で小学校27

件、中学校19件であり、昨年度より増加しているところでございます。

その内容につきましては、小・中学校とも冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われること、ふざけ合う中で肩をたたかれたり、足を蹴られたりしたことなど、軽微なものがほとんどであり、すぐに対応することで早期に解決を図ることができており、現在まで重大事態等の発生はございません。

次に、昨年度の本市の不登校児童生徒数につきましては、小学校が6人、中学校が11人となっており、前年と比べ小学校が2人減り、中学校が2人減っている状況でございます。

また、今年度は10月末現在で、小学校では1人と大幅に減少し、中学校でも9人と若干減少しているところでございます。

なお、不登校の主な理由としましては、小学校では全国や県と同様に、本人の無気力・不安や家庭における親子の関わり方等が多く、中学校では友人関係をめぐる問題や無気力・不安、生活リズムの乱れ等が上げられております。

以上でございます。

学校給食センターの民間委託につきましてお答えいたします。

本市の学校給食は、あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりを目指す本市教育委員会の基本目標に基づいて運営してきておりますことは、今後についても変わることはございません。

また、その考え方に立ち、子供たちに生きる力を身につけていくために、知育、徳育、体育に加えて食育が重要であり、安全安心な給食の提供と望ましい食習慣を身につけさせる必要があることも十分理解しております。

これまで学校給食センターは、市の完全直営方式で業務を行ってまいりました。これまでの再任用制度に加え、今年度からスタートした会計年度任用職員制度の雇用体制の変化に伴い、各種媒体を通して広報・周知し、人員の確保に

努めてまいりましたが、現状は大変厳しい状況でございます。

これまでの調理業務は、14人体制を基本としながらも、1日約1,000食で献立内容や食数の変更によって職員を調整し、調理業務だけでなく配送業務も含めて、昨年度は12人から11人の体制で行ってまいりました。今年度は雇用体制が変わり、会計年度任用職員の勤務日数が週5日から週4日になったことにより、さらに少ない体制で毎日業務を行っております。

このままでは、1人の負担が大きく、これまでの質の良い給食を維持するための高い技能と同時に、それを担う人材の確保と育成、意欲を持って仕事に臨める職場環境を整えることが難しい状況になっております。

人員確保が難しくなっている現状は、本市に限ったことではございません。既に鹿屋市や肝付町等の学校給食センターにおきましては、人員を確実に確保するために既に民間委託をし、人員を確保した上で業務を行っております。

そこで、本市の学校給食センターも、毎日12人の人員を確実に確保するために、調理業務と配送業務を民間委託し、それ以外の業務や運営につきましては、これまでと変わらない直営方式を維持することによって、子供たちの健やかな成長のために、これまでと同様、安全安心でおいしい学校給食の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） それでは、2023年国体開催までの取組につきましてお答えいたします。

初めに、市長の諸般報告でもありましたとおり、本年開催予定でありました燃ゆる感動かごしま国体及びかごしま大会は、3年後の2023年に特別大会として開催されることが決定し、公表されました。

これまで国体推進課では、延期の判断が決定

されるまでの間、各専門部がそれぞれ市民団体や学校、各競技団体等と情報を共有し、大会成功に向け準備を進めてまいりました。

具体的に申し上げますと、総務企画に関しましては、国体に関する情報発信、ボランティアの募集、市内の小・中学校と連携した学校応援の計画や花づくりなどがございます。

競技式典に関することといたしましては、競技団体と連携した競技役員や競技補助員、競技用具の調整、会場設営業務委託や炬火リレーの準備などがございます。

宿泊衛生に関することといたしまして、国体参加団体等の宿泊申込みの仮予約業務、医療機関や弁当部会等との調整などがございます。

輸送交通に関することといたしまして、警備・消防防災業務実施計画や災害発生時避難計画の策定、借上バスあっせん業務委託の準備などがございます。

国体開催が3年後に延期になり、これらの準備やノウハウ、各団体等との協議、取組などを今後も生かして、さらなる大会運営の向上、開催機運の醸成につながる取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、市民の方々が垂水市を訪れる選手、監督、観戦者の皆様に安全安心で喜んでいただける大会になるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（橋圭一郎） 市税の徴収猶予の現状についての御質問にお答えいたします。

昨日、7日現在におきまして、徴収猶予の対象となる市税で、87件の総額2,258万750円を徴収猶予いたしております。

内訳といたしましては、個人住民税の特別徴収で2社40件の383万6,300円、法人市民税が3社3件の24万5,000円、固定資産税が39件1,798万9,000円、入湯税が5件の51万450円でございます。固定資産税の猶予が顕著な状況でございます。

ます。

以上でございます。

引き続きまして、家屋全棟調査の現在の調査状況についての御質問にお答えいたします。

家屋全棟調査事業につきましては、昨年、令和元年度から本年度までの2か年度にわたり実施しており、前年度は新城、柗原、中央の3地区の調査を完了し、本年度は水之上、大野を含む協和地区以北の調査を実施しております。前年度からの調査で、現在は市内に存在する1万8,200棟余りの在来家屋に対して、92.6%の1万6,800棟余りの調査が終了し、残り水之上地区と牛根境地区の一部の1,400棟ほどを残すのみとなっております。

コロナ禍により、調査が滞る可能性もございましたが、家屋所有者との対面調査でなかったことから、順調に推移いたしております。

なお、調査自体は本来、今月末に終了する予定としておりましたが、未評価家屋が想定より1,000棟ほど多く存在しましたことと、調査業務の整理のため、来年2月をめどに調査は終了することで委託業者と協議を図ったところでございます。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震診断の県の命令につきましてお答えいたします。

先日の全員協議会で報告いたしましたとおり、10月1日に県から、建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定によります命令書が出されたところでございます。

この命令は、防災拠点施設となります庁舎、消防署等の施設、1,000平米以上の避難所等に対し、令和2年3月31日までに耐震診断を行い、その結果を県に報告することとなっております。本市の庁舎につきましては、当時新庁舎の建設計画があり、令和4年度に供用開始の予定としておりましたことから、現庁舎等につきましては令和4年度までに用途廃止を含む除却等を行う

と報告しておりました。

それを受けまして、県から令和4年度までに除却等を行わない場合、耐震診断を行い、結果を報告するよう命令書が出されたところでございます。

命令書につきましては、垂水市だけではなく、現在庁舎の建設等を行っており、同様の報告を行っていました市町村に対して同じく命令書が出されているようでございます。

今回、新庁舎建設計画の白紙化を受けまして、令和4年度までの現庁舎の除却等につきましては困難となりましたことから、耐震診断を行い、その結果を県に報告しなければならないものと考えております。

また、現庁舎の耐震化につきましては、耐震診断の結果次第であると考えております。

議員御指摘のとおり、耐震補強が必要となった場合は、今後どの程度現庁舎を使用するのか、期間を設定する必要があります。そうなりますと、耐震改修に併せ長寿命化を検討しなければならないと考えます。

また、県内の庁舎耐震補強の事例につきましては、幾つかございますので、実施内容の調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。ただいまからは、一問一答でお願いいたします。

まず、いじめ問題・不登校調査についてであります。今年度のいじめの認知件数は昨年度より増加しているとのことですが、1件でも多く発見する大切さもよく分かり、その内容はほとんどが軽微なものであり、すぐに対応することで早期に解決が図られております。現在まで重大事態等の発生はないとのこと、安心しました。

また、本年度の不登校児童生徒数は、前年度より小学校では大幅に減少し、中学校でも若干減少しているとのこと、大変良いことだと思

います。

そこで、まずいじめをどのように発見しているか、またいじめを認知した場合の対応はどのようにしているのか、学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（今井 誠） いじめ問題への対応につきましてお答えいたします。

いじめを積極的に発見・認知するために、各学校には年6回以上のアンケート調査の実施をお願いしております。その中では、一般的ないじめアンケートや学校生活アンケートだけでなく、どのような学級集団であるのかを調査する県総合教育センター作成の「学校楽しいーと」等の活用も推奨しております。

また、実施方法も無記名式と記名式を併用したり、家庭に持ち帰って家族と一緒に記入させたりするなど様々な工夫を行い、積極的ないじめの認知につなげるようにしているところでございます。

さらに、いじめの認知がゼロの学校につきましては、その事実をPTAや学校だより等で公表し、情報提供を求めるなど、認知漏れを防ぐ取組も指導しております。

そのほか、児童生徒の日々の表情等の変化から、児童生徒に声をかけるチャンス相談等も積極的に行い、児童生徒に寄り添った対応から、いじめの早期発見・早期対応につなげていくようにしているところでございます。

なお、いじめを認知し、児童生徒からいじめがあると訴えがあった場合は、速やかに本人から話を聞き、本人に寄り添いながら対応を進めていくこととなります。その後、関係の児童生徒から話を聞き、状況によっては児童生徒への指導や保護者への連絡・相談等を行い、その後の経過を継続的に見ていくようにしております。

このように、学校内のいじめ対策組織で正しい情報を共有し、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任を中心に組織的に対応するようになっているところでございます。

また、必要に応じて県や市のスクールカウンセラーや、市のスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携しながら積極的に対応しております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。いじめを認知するために、児童生徒の日々の表情等の変化の観察や、定期的なアンケートの実施等、積極的にいじめの認知につなげるようにしていることが分かりました。

また、いじめの認知・訴えがあった場合、学校、保護者、教育委員会、関連機関の連携で早期に丁寧に対応していることも分かりました。

これからも早期発見・早期対応を行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるようお願いいたします。

次に、児童生徒が不登校にならないための対応や、不登校となっている児童生徒への対応をどのようにしているのか、学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（今井 誠） 不登校児童生徒への対応につきましてお答えいたします。

まず、新たな不登校児童生徒を出さないようにするため、小・中連携で9年間を見通し、中学校進学後の大人数での学びを想定した授業づくりや、中1ギャップ解消に向けた全ての小学校による集合学習や、6年生を対象とした中学校での体験入学などの取組を行っているところでございます。

また、各学校で、児童生徒の小さなサインを見逃さないことを第一とした不登校対策を指導しており、今年度は特に、欠席1日目からの対応の充実を図っているところです。

具体的には、その日のうちに電話連絡、状況によっては家庭訪問を行うこと。欠席が二、三日続けば、担任が管理職や関係職員と一緒に家庭訪問をすることなど、早期に丁寧な対応をすることとしております。

さらに、不登校児童生徒への対応におきましても、担任任せにせず、不登校対策委員会等を中心とした組織的対応や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、市福祉課や児童相談所等の関係機関と連携した取組の強化も進めているところでございます。その結果、今年度本市におきましては、不登校児童生徒数が大幅に減少しております。

また、不登校児童生徒に対する支援につきましては、平成28年12月に公布された教育機会確保法の趣旨を踏まえ、平成29年3月に公示された学習指導要領において、初めて不登校児童生徒への配慮が明記され、学校に登校するという結果のみを目標とせず、社会で自立できる人材の育成を目指し、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うものとされました。

これまで家庭訪問等による学習支援も行っておりますが、今後さらにGIGAスクール端末等を活用し、ICTを活用した学習支援等の充実に努めるとともに、ネット環境のない家庭に対しましては、モバイルWi-Fiルーターの貸出し等も視野に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。全国や鹿児島県全体では、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。本市では大幅に減少しているようです。各学校、教育委員会、関係機関等の連携で小さなサインを見逃さず、丁寧な対応をしている成果だと思います。

家庭訪問を通して学習支援をされているとのこと、今後のICTを活用した取組に期待したいと思います。

最後に、いじめ問題・不登校について、教育長はどのように考えておられるか伺います。

○教育長（坂元裕人） いじめ問題・不登校について教育長の考えをという御質問にお答えいたします。

いじめ問題につきましては、まず、いじめを生まないためのよりよい考え方、行動の仕方について、日頃の学校生活や授業の中で、児童生徒に理解させることが大切だと考えます。

そのために、各学校では他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力、感受性を身につけ、人権感覚を持ち、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする態度を養う授業や教育活動を推進しているところでございます。

このような学校での取組を、保護者や地域にも広報・周知することが、いじめ問題への理解を深め、いじめの未然防止や協力的体制づくりにもつながるものと感じております。

一方、不登校につきましては、教師が児童生徒の小さなサインや変化を見逃すことなく、早期発見・早期対応に努めることが何より大切だと考えます。不登校が長期化しますと、児童生徒がやがては引きこもりになることさえ危惧されます。

具体的な対応策につきましては、学校教育課長が答弁したとおりでございます。教育委員会といたしましては、関係機関等と連携を図りながら初期対応を適切に行い、早期の解決に向けて取り組むとともに、長期化している児童生徒への丁寧な対応を継続しながら、今後とも児童生徒一人一人や保護者の心情に寄り添い、支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。垂水市の宝である子供たちを、ぜひ一生懸命守ってください。

次に、給食センターについて2回目の質問に入ります。

1回目で調理技師の不足により、1人当たりの負担が増え、大変厳しい環境の中で業務が行われているとのこと。調理技師不足の解消のため、直営方式を維持し、調理業務と配送業務を民間委託しなければならない厳しい状況である

ことは分かりました。

そこで、調理業務、配送業務を委託した場合、現在働いている職員の処遇はどうするのか。また、地元食材を多くの割合で活用していると思うが、調達はどうか。垂水市の給食はおいしいと評判であるが、民間委託しても安心安全でおいしい給食は提供できるのか、学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（今井 誠） 現在働いている職員の処遇と食材の調達等につきましてお答えいたします。

これまで民間委託を実施してきた自治体の場合、現在働いている職員の就労希望があれば、委託後も正社員や臨時職員として採用されておりますので、本市の場合も現業職員を除いて現在の雇用条件、賃金や勤務日数等を担保しながら、これまで同様、委託後も給食センターで雇用していただくことを条件としたいと考えております。

現在勤務している職員は、給食調理の経験が豊富で、かつ調理師の免許を有している者も多くおります。委託業者にとりましても、欠かせない人材になると考えております。

次に、食材の調達につきましては、本市の質の高い学校給食は、県内の給食センターの中で厳選した地元食材の使用率が最も高く、手作り調理を基本としていることや、献立メニューの豊富さによって維持されていると考えます。食材選びや献立作成については、今までどおり栄養教諭が行うため、地元生産者や納入業者との連携を図りながら、地元や県内の食材を積極的に使用し、地産地消の推進に取り組めると考えております。

今後、調理業務と配送業務を委託した場合、実績のある確実な業者を選定することにより、多様なノウハウを持ち、確実な雇用形態による雇用の継続、勤務労働条件の確保により、適切な人員配置を行うことができ、調理技術や衛生

面なども独自の研修、指導の下、より改善された調理業務と配送業務を確実にを行い、さらなる学校給食センターの充実につながり得るものと考えております。

また、業務委託後も食材は市が発注し、現在の調理水準を確保するように献立の作成、食材の選定、食材や調味料の分量などは、これまでと同様に栄養教諭が調理指示書によって指示し、資格を有する調理員等が調理します。

出来上がった給食は、これまでどおり栄養教諭と給食センターの市の職員が検食等を行いますので、質の高い安全安心でおいしい学校給食の提供は、今後も確実にできると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 現在働いている職員は、現業職員を除いて全ての職員は、現在と同じ待遇で引き続き働くことができ、食材の手配については、委託業者でなく栄養教諭と市の職員が行い、これまでどおり地元食材を使用し、献立を立て、味を確認するのは栄養教諭が行うことで、おいしい給食で味は変わらないと理解し安心しました。

次に、業務の一部を委託することで、給食費はどうか。上がることはないのか。アレルギー等のある子供たちへの対応はどうか。食に関する指導や給食指導はどうか。これらを保護者の皆様にもどのように説明されていられるのか、学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（今井 誠） 給食費等を含めた保護者への説明につきましてお答えいたします。

まず、学校給食の一部を民間委託することへの不安は、給食費が上がるのではないかとということと、これまで同様、安全安心でおいしい給食が提供されるのかの2点であると考えております。

給食費は、パン、御飯、牛乳、おかずなど、

全て食材費に当てられており、調理や配送に係る人件費や光熱水費、施設の維持管理に関する費用、その他学校給食に必要な経費、委託費も市で負担することになります。消費税増税等により変わることは考えられますが、委託することで変わることはございません。

先ほども申し上げましたが、食材選びや献立作成、最終的な味のチェックは、今までどおり栄養教諭が行うため、これまで同様、安全安心でおいしい給食が提供できます。

あわせて、現在アレルギーのある子供の給食につきましても、個別に代替食、除去食を提供しております。さらに、食物アレルギーの原因となる食物を表示したアレルゲン情報の献立表を配布し、家庭、学校、給食センターで情報共有を図っているところです。業務委託後におきましても、栄養教諭の指示の下、同様の対応を行ってまいります。

最後に、食に関する指導や給食指導につきましても、主に学級担任や栄養教諭が授業や給食の時間に行っており、学校教育における重要な教育内容の一つであります。

これは、業務委託によって変わるものではなく、これまでどおり支障なく行われます。むしろ委託することで、栄養教諭の負担が軽減され、食育や給食に関する指導に携わる時間がこれまで以上に確保しやすくなり、さらに指導が充実するものと考えております。

これらのことを含めまして、保護者の皆様には給食センターの業務を一部委託することで、何が変わり、何が変わらないのかを丁寧に説明する必要があります。各小・中学校のPTA総会等で、業務委託についてのQ&Aを掲載した資料を配布し、説明会を開催させていただき、御理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 給食費の値上げなしで、子供たちにこれまでどおり安心安全でおいしい給食

を提供できるとのこと。また、アレルギーのある子供たちの給食も適切に対応すること。食に関する指導者がさらに充実することは分かりました。

何か変わるときは、不安がつきものです。何より現在の給食はおいしいと評価が高く、なぜ民間に委託するのかとの疑問を、誰もが描きまします。保護者にも何が違って、何が変わらないのかを丁寧に説明し、今まで支えてきた職員の皆様の理解を得て不安を払拭し、民間委託の理解をしっかりとってください。

次に、国民体育大会につきましても、開催が延期になり、もう一度大会開催に向けて気持ちを盛り上げ、体制の整備を行うことは大変な御苦労があると思います。

そうしながら、答弁にもありましたとおり、今後も市民の皆様のフェンシングに対する関心を高め、競技のすばらしさや面白さを知っていただくためにも、市が主催する大会を1つでも多く開催できるよう頑張っていたいただきたいと思います。

そこで、国民体育大会が3年後に延期になったことについて、市長はどのように感じておられるか伺います。

○市長（尾脇雅弥） 国体が3年後に延期されたことについて、市長としてどのように感じておられるかという御質問にお答えします。

太陽国体以来、48年ぶりに開催される燃ゆる感動かごしま国体、そして、鹿児島大会の開催は県民悲願のイベントであり、国体、大会開催を契機に、鹿児島県にとりましても、本市にとりましてもスポーツ分野の発展にとどまらず、観光や経済の面におきましても大きな効果をもたらすものと期待をしておりました。

本市では、本年度の国体開催、そして大会成功を目標に、ハード面、ソフト面での整備を行ってまいりました。

昨年12月に、第72回全日本フェンシング選手

権大会をかごしま国体のリハーサル大会に位置づけ、開催いたしました。主催者でありました日本フェンシング協会や太田会長、また主管でありました鹿児島県フェンシング協会の皆様から、競技の運営等で高い評価をいただき、テレビ、新聞等でも大きく取り上げていただきました。

また、参加されました選手、監督、観戦者の皆様にもおもてなしなど、好評をいただきましたことは、皆様も御存じのことかと思えます。担当職員を中心に、これまで積み上げてきたものが中止の判断ではなく、3年後でも開催することができることは、素直にうれしく感じております。3年後の開催へ向けて、先月、男子エペナショナルチームの合宿等も開催されるなど、新しい企画もスタートしております。

国体が3年延びたことをマイナスに捉えるのではなく、また3年を積み重ねることで、国体をより身近なイベントと捉え、多くの市民の皆さんに喜んでいただける大会になるよう、今後もフェンシング、綱引き、スポーツチャンバラの各種大会を開催しながら、機運の継続に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 国民体育大会が3年延期されましたが、市にとりましても、職員にとりましても、大変負担が大きいと思えます。

市長はよく言われます。ピンチをチャンスに変えると。ぜひ成功裏に終わることを願っております。頑張ってください。

次に、市税の徴収についてであります。先ほど市税の徴収の現状についてお聞きいただきましたが、2,000万円を超える税金が徴収猶予の状況にあると聞き、大変な数字で、それだけ疲弊されている納税者がおられると改めて感じたところです。

徴収猶予ですので、最終的に納税につながるようであれば幸いです。納税できない状況に

ある方々もおられるのではないかと思います。

そこで、市税は現在徴収猶予の段階ですが、国民健康保険税額の変動はあるでしょうが、徴収率については前年度と同様の状況であると理解しました。今後も納税すべきは納税させて、市民の皆様には制度の上で徴収猶予や減免の配慮を講じていただきたいと思います。

次に、家屋全棟調査の2回目の質問に入ります。

現在、調査自体が90%を超え、残り1,400棟余りということで、今後も委託業者の皆さんには事故もなく、確実に調査を実施していただきたいと思えます。

先ほど1,000棟ほど多くの未評価家屋があるとの答弁がありましたが、未評価の家屋は今後評価し、課税していくことになるのですが、実際に未評価の家屋が市内に何棟あるのか。また、これらの税金から漏れていた家屋がある一方、固定資産台帳にあって、既に取り壊されていた家屋もあろうかと思えます。

今後評価していく未評価家屋については、課税についての所有者への配慮が必要だと思いますが、この時点で課税し、また取り壊し済みの家屋については、どの時点で課税の取消し処理されるつもりなのか、併せて税務課長に伺います。

○税務課長（橋圭一郎） 未評価の賦課漏れ家屋についての御質問にお答えいたします。

家屋全棟調査における未評価家屋の戸数につきましては、3,973棟が判明しており、今後評価し、課税していくこととなります。これらの判明した未評価の家屋については、対象家屋の所有者へ鋭意通知し、詳細を説明した上で遡及することなく、次年度の令和3年度から課税することとしております。

また、調査の結果、台帳にはあって実際には存在しない滅失家屋が1,152棟に上り、同様に令和3年度において賦課取消し処理をする予定

でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。未評価の家屋が市内に4,000棟あり、滅失家屋も1,000棟もあったことは、実際調査をしないと分からないことで、毎年でないにしろ、何年かに一回は実施しないといけない調査だと感じました。

今の答弁で、課税や取消しについては、令和3年度からの予定のようだが、調査自体は2月に終了することで、固定資産税の令和3年度の当初課税に間に合うのか伺います。

○税務課長（橋圭一郎） 固定資産税の当初賦課に間に合うかの御質問にお答えいたします。

全棟調査を実施し、令和3年度の評価替えに間に合わせることは、事業実施段階からの目標であり、進行計画や実際の調査も、綿密な作業スケジュールの下で管理しながら実施しております。

今回、未評価家屋が想定より多く存在しましたことから、計画より2か月ほど履行期間が延びることにはなりましたが、既に調査済みの家屋のほとんどを整理し終えている状況にあり、職員も懸命に作業を進めておりますので、5月の当初賦課には間に合うものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 固定資産税の賦課は、当初に間に合うという答弁をいただき、安心しました。間違いのない確実な課税をお願いいたします。

最後に、庁舎建設についての2回目の質問に移ります。

耐震診断と庁舎建設は難しい問題が突きつけられました。そこで、外部検討委員会から垂水市庁舎整備に対する意見書が提出され、全員協議会で説明がありました。外部検討委員会は、庁舎建設に関して市民目線で必要な事項を審議する機関として設置され、これまで十分な活動を行ってきたと思います。

今回の意見書では、市民への情報提供と情報共有を図り、市民とのコンセンサスを図ることが不十分だったと指摘しており、今後の庁舎整備に関しては、まず外部検討委員会が反対、賛成の意見を聴取する機会を設けるよう要請されていますが、どのように考えているか、企画政策課長に伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 外部検討委員会である垂水市新庁舎建設検討委員会は、平成29年6月に設置して以降、これまで13回の委員会を開催していただき、新庁舎建設に関することを市民目線、専門的視点で審議いただきました。

今回、この外部検討委員会から意見書が提出されたところでございますが、御指摘の外部検討委員会から要請のあった意見聴取の機会については、早急に実現できるよう取り組みたいと考えており、現在鯉坂委員長と詳細について協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。この外部委員会の意見聴取の取組は、非常に重要ではないかと考えておりますので、ぜひ早期に実現できるようしてほしいと思います。

最後の庁舎の在り方について伺います。

これまで進めてきた新庁舎建設は白紙となりました。白紙とは、何も決まっていない状態ではないかと思っており、新たな計画づくりは一、二年でできるものではなく、相当な期間がかかるのではと思っております。

市長がこれまで述べられているように、特に重要なことは、市民や職員の安心安全を第一に考えていくべきではないかと思っております。

この庁舎建設の問題を、新たに庁舎の在り方から検討することになると思いますが、現時点でどのような課題があると考えているのか、企画政策課長に伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 川越議員御指摘のとおり、まずは市民の皆様や職員の安心安全

の確保を第一に対応しなければならないと考えており、現在、県より耐震診断の結果を報告するよう命令も出されていることから、この対応と耐震診断実施後、結果を踏まえた対策をどのようにしていくかが1番目の課題と考えております。

次に、新たな庁舎の在り方でございますが、耐震診断の結果を踏まえた対応を考え、行いながらとなりますので、事業費の設定をどうしていくかなども影響を及ぼすものと考えております。

そうなりますと、おのずと庁舎機能をどうしていくのか、防災拠点としての耐震性能の設定をどの程度とするか、庁舎規模設定をどう考えるか、候補地をどこに設定するかなど議会にお諮りし、市民の皆様の御意見も確認しながら総合的な判断が求められるとともに、計画を進めなければならないと考えております。

また、新たに社会情勢の変化への対応として、新型コロナを含む感染症への対応や行政デジタル化への対応もありますことから、情報収集に努め、指針等が示された場合は、速やかに対応していく必要があると考えております。

今後判断を下すべき事項や方向性につきまして、どこでどのようなプロセスで合意形成して進めていくのが重要になってまいりますので、議員の皆様方をはじめ、外部検討委員会や様々な方々からの御意見や先進自治体の事例収集など研究してまいりたいと考えてところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。これまでの計画は、交付税措置のある地方債を活用するため、厳しいスケジュールを設定し、進められた印象があります。

今いろいろな課題が示されましたが、いずれも難しい問題ではないかと思えます。今後の庁舎計画は、市民の安心安全を第一に厳しいスケ

ジュールを立ててやっていく必要はないと思っておりますので、慎重かつ丁寧に進めてほしいと思います。

以上で、令和2年第4回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は10時45分から再開をいたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 お疲れさまです。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。令和2年第4回定例会が始まり、師走ということでせわしくなっておりまして。新型コロナウイルスに関して、秋の到来と共に全国的に感染者が増加し、医療体制の崩壊につながるのではないかと危惧されている状況であります。一昨日、宇宙の未来を期待できるうれしい情報も飛び込んでまいりました。

6年前の12月3日に、種子島宇宙センターから打ち上げられたはやぶさ2が、6年に及ぶ計画を完璧に遂行し、地球から3億キロ以上離れた小惑星リュウグウから貴重な資料をカプセルの中に閉じ込めて届けてくれました。

地球から3億キロ以上も離れてということですが、想像すらできない距離であり、しかも6年間も地球から遠隔操作をして事を成し遂げたことに対して感動しています。

さらに、はやぶさ2は、今後も残りの燃料を使ってさらに11年間を費やして100億キロ先の小惑星へ向かうということですから、とてつもない計画であると思えますし、それを成し遂げようとする日本の技術に感銘を受けます。

11年後に、皆さんと一緒に再びこの喜びを味わえるようにしたいと思いますので、どうぞ健康には十分注意しながら過ごしていただきたいと思います。

さて、本日の一般質問は、私にとりまして3期目、39回目の一般質問になります。はやぶさ2から送られてくるリュウグウの玉手箱が、本日着地点のオーストラリアから日本に到着するという記念すべき日の一般質問になりますが、関係各課の皆様の積極的な御答弁に期待し、質問に入りたいと思います。

まず、大きな項目の1つ目は、庁舎建設の庁舎の在り方について質問いたします。

執行部と議会が約4年間の歳月と、多くの市民の税金を費やして計画してきた新庁舎建設案について、8月に住民投票が行われ、市民の判断は「ノー」とのことでした。このことは、今でも非常に残念に思っています。

私個人として新庁舎を建設することで市民の意識も変わり、今後の垂水市の発展に大きくつながるものという思いから期待をもって望み、建設着工を皮切りに新たな垂水市のまちづくりが始まるものと考えていました。

そして、新庁舎の着工が進めば、次に消防本部の庁舎をどうするのか、中央地区公民館の配置はどうすべきなのか、商店街活性化のため旧庁舎をどのようにまちづくりに生かすべきなのかという課題に対しても、順序立てて一つ一つ積極的に取り組まなければならないと考えていました。

しかしながら、再び新庁舎の在り方から再検討しなければなりません。垂水市の発展の遅れは必至と思いますが、そのことも含めて市民の選択でありますので、そのことはそのこととして、この結果を真摯に受け止め、粉骨砕身前を向いて努力しなければならないという思いを新たにしたところであります。

さて、住民投票の結果が出てから4か月が過

ぎようとしています。先日の全員協議会の中で、外部検討委員会の開催状況の報告がありました。また、庁内においても、今後どのように進めていくのか話し合いをされていると思います。現在検討されている内容についてお尋ねいたします。

2つ目は、県の耐震促進計画に基づく命令書を受けてということで通告をしましたが、このことについては、先ほどの川越議員の答弁でおおよそ理解しました。

県の命令書において、対象は別館と消防庁舎も入っております。市民や職員の安全を第一に考えていくということでしたので、そうすると市役所庁舎、別館を含みますが、併せて一緒に消防庁舎も含めて、その在り方について検討をしなければならないと思います。

消防庁舎については、結論づけなければならない課題もありますが、消防庁舎の建設についても、しっかりと検討していただきたいと思います。このことは要望としておきますので、答弁は要りません。

大きな項目の2つ目は、コロナ禍における観光振興についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、旅行のキャンセルや予約控えが生じ、その影響は旅行業、宿泊業のほか貸切りバス、ハイヤー、タクシー業、観光施設、飲食業、物販業など、幅広い産業に影響が及び、観光業界に大きな痛手を被っている現状が続いています。

そんな中で、本市においても観光の目玉と言える教育旅行、いわゆる民泊においても、大きな影響が出ていると聞いています。

本市においては、幸いにしていまだ新型コロナウイルスの感染者は出していませんが、仮に受入れをするにしても、感染拡大防止策に万全の対策が必要であろうと思います。

本年度の教育旅行、いわゆる民泊の状況についてお聞きいたします。

また、コロナ禍の中で本市の観光振興を図る

上において重要な3か所の観光拠点についてお聞きいたします。

新型コロナウイルスの影響により、全国各地の観光地においては来場者が落ち込み、売上げが減少している状況であると聞いています。そんな中で本市の3つの観光拠点、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅たるみずについては、様々な取組をされており、大分、回復傾向にあると聞いています。現状についてお聞きいたします。

大きな項目の3つ目は、国道220号線牛根境防災事業についてお尋ねします。

牛根境の防災事業といいますと、浮津港から福山町にかけて連続降雨量200ミリを越すと毎回通行止めになる区間であり、その都度市民にも不便をかけてきました。連続降雨量200ミリというのは、最近の気象状況からよくあることで、垂水市民にとりまして、そのことを回避することは長年の念願でありました。

そのことは、市長も市議の時代から今日に至るまで幾度となく、何回も何回も継続で国に対して陳情・要望活動をされてきたと思いますので、よく御存じのことと思います。

このたび、やっと国のほうで回避するための工事が始まる手はずが整ったということですが、地元の皆様も、また国道220号線を利用する全ての方々も喜んでいただいていると思います。

そこで、市長に改めてお尋ねしますが、そもそもこの国道220号線牛根境防災事業の必要性和、このたびの事業実施に至った経緯についてお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） これまでの検討事項についてお答えさせていただきます。

庁内推進委員会の協議内容につきましては、先日の全員協議会で御報告したとおり、県の命令書及び外部検討委員会の意見書の説明、庁内関係各課との協議状況を報告し、今後の庁舎建

設について意見交換を行ったところでございます。

庁内関係各課との協議内容でございますが、耐震診断に関する情報収集に関すること、今後の庁舎の在り方を検討するための情報整理に関すること、市民合意を得られる策定体制、策定プロセスに関すること、庁内業務推進体制に関することなどをテーマに、総務課、財政課、土木課、消防本部、企画政策課を関係課とし、まずはこれらの情報共有を行い、協議をスタートさせるということを確認したと報告いたしました。

現在検討を行っている内容でございますが、県の命令書に対応するため、県内の耐震事例の情報収集や業務スケジュールの検討、耐震診断に必要な経費の算定について調査検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 民泊と3か所の観光拠点の現状につきましてお答えいたします。

まず、民泊でございますが、本年度の受入れ予定数は23校でありましたが、新型コロナウイルスの影響により21校が中止となり、11月10日に兵庫県より144名のうち97名、11月18日に福岡県より197名のうち143名が本市を訪れております。

本来ならば、全生徒本市で民泊をする予定でございましたが、コロナ禍の中で県外の生徒を受け入れる民泊家庭も限られていることから、関係者と協議し、今回本市での民泊については見送ってほしいと学校側に伝えたところでございます。

しかしながら、学校側から近隣の市町も含めて構わないので、生徒にぜひ垂水の民泊を体験させたいと、教育旅行の思い出の一つにしたいと、前日も本市で民泊体験された学校長からの強い思い入れがあり、実施することとなりました。

た。

2校とも本市の59軒の受入れ家庭では不足することから、鹿屋市、志布志市、曾於市、大崎町の28軒の受入れ家庭に協力をいただき、実施したところでございます。

なお、全ての民泊におきましても、感染予防対策を徹底しており、大きなトラブルもなく、生徒の思い出の一つになったのではないかと思います。

次に、3か所の観光拠点の現状でございますが、道の駅たるみずにつきましては、4月から6月の売上げは、対前年比46.9%でしたが、7月から9月にかけては、対前年比66.8%まで回復しており、10月から11月にかけては、経済対策としましてブリ・カンパチ井の500円での販売や、秋の収穫祭などのイベントにより、対前年比84.1%まで回復しているところでございます。

道の駅たるみずはまびらにつきましては、4月から6月の売上げは対前年比45%でしたが、7月から9月にかけては、マリンスポーツ体験が増加し、対前年比67.2%まで回復しており、10月から11月にかけては、ブリ・カンパチ井の販売や開駅2周年記念感謝祭が実施されるなど、対前年比76%まで回復しているところでございます。

森の駅たるみずにつきましては、4月から7月の売上げは、対前年比53.4%でしたが、8月、9月はキャニオニングやG・O・T・Oトラベルの効果により、対前年比102.9%と前年を上回っており、10月からはおもてなしキャンペーンの効果により、さらに売上げが増加し、対前年比127%まで増加している状況でございます。

今後も様々な支援策を講じて、3駅の交流人口の増加並びに地域の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 国道220号牛根境防災の

必要性と事業実施に至った経緯ということについてお答えいたします。

国道220号は、本市の基幹産業である農林水産業をはじめ、商工業を支える物流道路であると共に、通勤・通学などの生活を営むための最も重要な幹線道路でございます。

これまで国土交通省におきましては、拡幅工事や歩道整備、防災工事など、多くの整備を実施していただいておりますが、牛根境地区におきましては、連続雨量200ミリでの雨量の際、事前通行止め規制となり、依然として集中豪雨や土砂災害などで孤立集落となるところでございます。

そこで、防災工事を実施することで、異常気象時の通行規制や土砂災害時の通行止めが発生する境地区の孤立解消や迂回の解消及び物流経路の確保、さらには災害時の避難や支援物資の第1次緊急輸送道路としての信頼性の高い道路ネットワークの形成を目的としているところでございます。

次に、事業実施に至った経緯でございますが、これまで一般国道220号道路整備促進についての要望活動を、国道整備促進特別委員会を中心といたしました市議会議員の皆様と、歩道整備の促進や防災工事の事業化に向けた要望を大隅河川国道事務所、九州地方整備局、国土交通省本省、森山衆議院議員をはじめ、地元選出の国会議員並びに財務省にも十数年の長きにわたり行ってまいりました。改めてこれまでの長年の行政、議会を中心とした地道な努力に感謝いたします。

その上で、正式に昨年12月25日に上京し、森山先生をはじめ国土交通省と財務省に、事業化に向けた要望を強く行ったところでございます。

その結果、本年2月15日に、鹿屋商工会議所で開催されました森山先生の時局報告会におきまして、国道220号境防災の事業化決定の報告がございました。森山先生の御尽力も大きかつ

たのではと考えているところでございます。

そして、今回の杭打ち式の開催となったところでございます。国の100%事業、約300億円がスタートすることは、大変うれしいニュースでございます。国道整備促進特別委員会の皆様をはじめ、これまで御尽力いただいた方々に感謝を申し上げたいと思います。

今後、防災面だけではなく、観光面を生かすための意見交換も行ったところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、大きな1つ目の項目からね、順次一問一答方式で質問したいと思っております。

まず1問目、このタイトルにもありますけどね、耐震か新築か、庁舎の在り方について。これ命令書出ています。川越議員のところでも説明がありましたけれども、この命令書を見ますと、令和4年度までに除却等を行わない場合は、耐震診断の結果の報告を行うこととなっております。令和4年度までということですから、令和5年3月まで、今からして約2年間という日数があります。

新築の新庁舎の建設について、建設に着工してからおおむね大体平均で2年ぐらいはかかるということを見ると、すぐに新庁舎を造る場合であれば、着工しなければ当然令和4年度までの除却等を行えないということになります。

課長答弁では、耐震診断のスケジュール、必要な経費の算定など、調査研究するということで、具体的な耐震診断をすることはしておりませんが、この命令書に従うのであれば、診断をしなければ間に合わないのではないかと、いうふうに思います。

世間では、簡単に次の計画ができて、新庁舎が進むものだという認識があるようですが、そう簡単にいくものではないと思います。この住民投票の結果、計画は白紙に戻ったわけですから、新たな場所の選定、そして財政的な問題

をクリアしないと、計画も立てられないことになります。

新たな場所についても、防災拠点として使用するわけですから、駐車場を考えるとね、かなり広いスペース、土地を探さなければいけない。

また財源、事業費についても有利な地方債がないわけですから、全て本市の手出しになります。そうすると、おのずと事業費を抑えないといけないということになるのではないかと思います。事業費を抑えるためには、規模を縮小したり、あるいは耐震性能や庁舎機能のレベルダウンをしなければならなくなるということが心配されます。

そのことで一般市民、市民のサービス、これは十分確保されるのかと。また、安心安全は確保されるのか、非常に心配になってきます。ただ安く仕上げればいいというものではないと思います。

話を変えます。このチラシ皆さんのところにも配られていると思います。これは、先日私の自宅のポストに入っておりました。新庁舎建設を考える会が出した最近のチラシであります。

これを見ますと、この裏のほう、特にこの裏のほうですね。市民館跡地利用と現庁舎跡地利用の2か所の建設案が提案されている。どちらの案にしても建設費、土地購入費、解体費、仮庁舎移転費も含んで23億から24億円程度でできると断言しています。これだけの予算でできるのであれば、こんなありがたいことはない。すばらしい提案だと思います。

ただね、これ根拠がないのです。根拠もなく想像で、ただこの値段でできると、この予算でできるということを言い切ることは、誰にでも言えることです。ぜひとも根拠を示してほしいと思います。

2か所の提案のうち、市民館の場合、現在ある中央地区の公民館、避難所をどうすべきなのか。また、何よりも皆さん御存じだと思います

けれども、もう既に耐震工事が始まっていると。そのことからして、日々情勢は変化しております。この工事をすぐにやめろということなのでしょう。あまりにも無責任過ぎるのではないかと思います。

もう1か所の現庁舎の跡地においても、仮庁舎をどこに造るのか。消防庁舎をどうするのか、尋ねたいことは山ほどありますが、いずれにしても更地に造るよりも経費がかさむのは明白であります。

これから庁舎建設を検討するにおいて、執行部も、そして新たに発足する外部検討委員会も、ぜひともこの新庁舎を考える会のメンバーを、その会に招致して、この事業費の計算式の根拠、あるいは様々な問題点について尋ねてほしいということで、これは要望としておきます。

以前の計画時に比べますと、社会情勢も刻々と変化しています。そう考えると、新たな庁舎建設はこれまで検討した候補地も含めて、全てをリセットしてスタートすべきだと考えますが、市長の今後の方向性についてお考えをお聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今後の方向性ということではありますが、これまでも申し上げておりますとおり、議会や市民の皆様の御意見を確認しながら、市民の皆さんや職員の安全の確保を第一に進めてまいりたいと考えております。

新庁舎建設につきましては、新たな課題として現庁舎の耐震診断への対応も行う必要が出てまいりました。要は、現庁舎の在り方も含めて検討していかなければいけない状況であると考えております。

また、新型コロナ対策や行政のデジタル化といった要素も、今後の庁舎の在り方に大きな影響があり、考慮していかなければいけないと考えております。

今後、先進自治体における庁舎関係の情報収集や調査研究を進め、そして最終的にどのような

な方針のもとで、どのように進めていくか、さらに決定したことを確実に実行していけるかが大事であると思います。

そのための組織体制を整えていく必要がありますことから、庁内の業務推進体制と新たな外部検討組織の設置について指示したところでございます。

チラシの件もお尋ねでありましたので、考える会から示された2つの建設案については、私も拝見させていただきました。建設案が実現可能かどうかは、詳しい内容を確認しなければならぬため、私自身もお会いして、直接お話を伺いたいと考えております。いまだに実現はできておりませんが、今後機会があると思います。外部検討委員会も来年1月中旬に意見聴取を行いたいとの意向を持っておられますので、そういった活動を通じて建設案の詳しい内容が確認できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 まず、新庁舎建設において考えなければいけないのは、この命令書をどう回答するかということでもあります。先ほども言いましたけれども、令和4年度までに除却等を行わない場合は、耐震診断の結果の報告を行うこととなっていますので、これからの庁舎建設を進めるとなると、間違いなく期限までには間に合わない。そうすると、予算は余分にかかりますけれども、まずは耐震調査をすべきではないかと思います。

そして、新庁舎の建設の計画は、白紙に戻ったわけですから、新しい庁舎を建てるにしても、やはりそこには市庁舎としての機能、そして市長もお話しされましたけど、市民の安心安全確保のためと、そして防災拠点としての機能、市民の利便性とあと市民が利用、活用できる機能。そして、何よりも垂水市の発展のためにどのような庁舎にすべきか、改めて検討しなければな

らない、このように思っています。

ただ、前回の候補地の中から、海沿いがだめだったから、別の案を、2つの候補地から選ぶということでは成し遂げられない。ただ予算をして、ただ予算を削減できれば、削減して造ればいいというものでもないと思います。

簡単に次の計画が出来上がり、新庁舎建設が進むというものでもない。時間をかけて、知恵を出して計画を進めないと、また着工段階になって文句を言う人が出てくる。問題になるのではないかと思います。

この庁舎建設においては、今回の一般質問でも他の議員も同じように、様々な角度から質問します。私の質問はこれで終わりにしますけれども、最後に言えることは、これまで以上に慎重に、かつ綿密に市民の理解を得ながら進めてほしいということですので、これは要望としておきます。

次のテーマに入ります。

コロナ禍における観光振興について。

教育旅行について、コロナ禍の中で学校側からの強い要請により実施したということでありましたが、民泊体験というのは生徒たちの一番の思い出になったのではないかと思います。

この民泊については、兵庫県と福岡県からの訪問ということで、県外からの受入れということで、感染拡大を恐れる市民の方もおられますが、私個人としては、消毒等の感染拡大防止の方策を、対策を講じていること。そして、本市での感染者がまだ出ていないという現状。

さらに、訪れる生徒においても、学校側でしっかりと健康状態について確認をしている状況から、極めて感染リスクは低いものと思っています。今後も感染予防対策を徹底しながら、可能な範囲で民泊受入れを実施してもらいたいと思っています。

また、3つの観光拠点について、来場者も回復傾向になっているようですので、引き続き市

としてできる範囲、支援をしていただきたいと思います。

この3つの観光拠点の中で、道の駅たるみずと森の駅たるみずの2つの指定管理について、今回の議会の議案の中に入っております。

いずれも指定管理料ゼロ円ということで、候補者選定ということですが、どのような経緯で選定されたのかお尋ねしますが、まずは道の駅たるみず、平成17年4月17日に開設。平成23年10月1日より指定管理制度を導入。これまで3年間の指定管理期間ごとに指定管理者が変わってきています。

年間最高来館者数が約85万人というときもありましたが、近年の状況を見ますと、特に平成27年度は台風、併せて熊本地震の影響を受けて来館者数、そして売上げが減少し、さらに今回も新型コロナウイルスの影響を受ける中で指定管理の募集となりました。

そして、現在の指定管理者は継続を希望していない状況で、たしか9月議会では応募がなかったと聞いていましたが、その後に候補者の応募があり、今回の議案となりました。

また、1社のみの選考と聞いていますが、決定に至った経緯についてお聞きいたします。

もう一つは、森の駅たるみずですが、平成22年4月に開設されて、平成28年4月から平成31年3月まで3年間は指定管理者により運営。平成31年3月から指定管理者の応募がなく、現在市の直営ということで運営している状況だと思います。

そして、この市の直営で運営する中で、毎年約300万円の収入不足による赤字経営ということでもありますけれども、今回はさらにコロナ禍という厳しい状況での指定管理者の選考ということになりました。

この森の駅についても、1社のみの選考と聞いています。決定に至った経緯についてお聞きいたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 垂水市道の駅交流施設、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の管理者の指定に至った経緯につきましてお答えいたします。

まず、垂水市道の駅交流施設でございますが、7月1日から垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、応募を開始いたしました。

しかしながら、7月31日の応募期限内に申請者の申請書の提出がなかったことから、さらに応募期間を1か月延長しましたが、応募期限内に申請書の提出はなされなかったところでございます。

その後、9月に株式会社森建設様より、今回の指定管理者候補者の公募について新聞報道で指定管理者がいないことを見られたこと、また、もともと本市の出身であり、鹿屋市のさつき苑、霧島市の野鶴亭などの経営をされておられることもあり、垂水市のお役に立てればとの思いから応募されたところでございます。

株式会社森建設様におかれましては、森産業グループとして建設部、畜産部、観光部の様々な会社を運営されております。観光部門では、鹿屋市のさつき苑並びに霧島市の野鶴亭を運営されており、この2か所の観光施設に新たに湯っ足り館を加えることにより、3つの拠点を中心とした観光振興に努めたいとの意向があり、特に温泉部門に興味を持たれ、福祉面と併せて垂水市と協力し運営していきたいと考えられておられます。

このような思いのもと応募をされましたことから、10月27日に選定委員会を開催し、厳正な審査が行われ、審査の結果、株式会社森建設様が令和3年4月から5年間の新たな指定管理者の候補として選定され、本議会に上程させていただいているところでございます。

次に、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設でございますが、平成

28年4月から平成31年3月までの3年間、指定管理者により運営されておりましたが、平成31年4月からの指定管理者の公募におきまして申請がなかったことから、現在、市直営で運営しているところでございます。

今回、指定管理により民間活力を最大限に活用し、施設の充実や猿ヶ城周辺の観光資源の活性化と振興を図り、運営していただく企業を求め7月1日より公募を開始したところで、7月31日の応募期限内に有限会社光洋が平成30年にスポーツ振興のために新たに設立された株式会社ディセットボンド様が、応募されたところでございます。

ディセットボンド様におかれましては、昨年度から森の駅たるみずは市直営となりましたことから、スポーツ合宿時に食事の提供などができませんでした。そのような中、昨年合宿誘致団体数55団体のうち、45団体の食事、送迎など様々な協力をされております。

なお、これらの経験から、業務の改善や経費削減も可能とのお考えのもと、森の駅の赤字部分であります約300万円については、十分補填できるものと考えておられます。

また、各種スポーツ団体とも精通されており、垂水市の活性化の力になればと強い思いを持っておられます。

応募がありました後、10月27日に選定委員会を開催し厳正な審査が行われ、審査の結果、株式会社ディセットボンド様が令和3年4月から3年間の新たな指定管理者の候補として選定され、本議会に上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 指定管理者の選定のいきさつについて、道の駅たるみず、そして森の駅たるみず、双方とも心配するところは1社の応募だけだったというところでありましたけれども、厳正な審査基準をクリアして選考されたと思ひ

ますので、運営に期待をしています。

その中でちょっと気になっている部分について、全て質問いたします。

これ垂水市のキャッチフレーズ、公式ではありませんけど、皆さん、ロータリーのところについておりますけれども、「花と温泉と溪谷のまち」ということが使われています。ヤフーの検索エンジンで調べてみましたけれども、花と温泉と溪谷のまちで検索すると、垂水市が1番に出てくると。

私は、これまでの一般質問の中でも、このキャッチフレーズをどのように生かすのか尋ねたこともありますし、そして、垂水市の観光振興を考えたときに、特にこの温泉事業は重要だと考えております。

そこでまず、道の駅たるみずですが、現状から言うと温泉事業の赤字部分について、物産事業で補填して運営しているという状況があると聞いています。今回の事業者は、温泉事業に着目され、新たな取組をされるということですので、温泉事業はなくなることはないかと安堵していますが、どのような取組をされるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

そして、森の駅たるみずですが、市直営で毎年約300万円の収入不足により赤字経営だったと。一番の問題点は、宿泊者が落ち込むのが閑散期、この集客を求めるのが一番の課題になっていると思います。

このたびの指定管理料はゼロ円ということで、市にとってもありがたいことだと思います。この赤字を解消するために、どのような取組をされるのか、そしてその集客を図るのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 道の駅たるみず、森の駅たるみずの新たな取組につきましてお答えいたします。

まず、垂水市道の駅交流施設指定管理候補者の株式会社森建設様でございますが、国道の維

持管理のため、現在、本市浜平に営業所を持っておられ、鹿屋市の湯遊ランドの指定管理も運営されたこともあり、その経験を生かして地域、生産者、パートナー企業との連携を深めていきたいとのことでございます。

新たな取組といたしましては、ホテルさつき苑において宅配部門を立ち上げ、冠婚葬祭、地元企業、各施設、一般家庭向けの弁当配達を行われており、好評であることから、道の駅でも地域の方々や施設等に向けての宅配事業を考えられております。

なお、温泉売上げ増加に向けての仕組みづくりとして、食事とのセット販売や温泉利用ポイントにより特典等も検討され、地域の方々やデイサービスなど、福祉面での温泉活用に向けての様々な取組を考えられておられます。

主管課といたしましては、垂水市と連携し、官民一体となり温泉を主として運営していきたいことから、本市の観光振興並びに交流人口の増加に向けて期待できるものだと考えております。

次に、森の駅たるみずでございますが、指定管理候補者の株式会社ディセットボンド様でございますが、周辺施設等との連携や交流人口拡大に向けた取組により、施設の利用者も年々増加してきている状況であるものの、毎年300万ほどの歳入不足が発生しており、宿泊者が落ち込む閑散期の集客が大きな課題となっております。

今回、各種スポーツ団体と精通され、スポーツ誘致の際、食事、送迎などのサポートをされておりましたことから、現在春休み、ゴールデンウィーク、夏休みが主となっておりますスポーツ団体の大会につきましては、可能な限り閑散期に日程変更し、その期間に一般の客が宿泊できるよう計画、また様々なスポーツや文化系の長期的な大会の開催についても計画されておられます。

さらに、昨年度からスポーツ誘致のサポートに併せまして、各種体験等へも積極的に参加、協力されるなど、施設内での市主催事業等における協力、各種イベントの開催、地元水之上地区などの関係団体との連携を考えておられます。

このような計画が安定した宿泊者の確保並びに交流人口増加につながるものだと考え、主管課といたしましては、交流人口増加の一つとして強化しておりますスポーツ合宿において、本市と連携し、官民一体となり取り組むことにより、さらなる観光振興につながるものだと期待しております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 道の駅たるみずも、森の駅たるみずも、それぞれ指定管理者が新たな様々な取組を提案されているということですので、その取組がうまく機能するように期待したいところでございます。

温泉事業、森の駅たるみずについて、森の駅にも温泉がありましたよね。旧餅井荘の冷泉ですけれども、数年前太陽熱を利用して、各コテージに配管をして利用できるようになったと。森の駅のホームページを見ますと、この温泉は平安時代の頃からけがやお肌に効果、効能があるとされている単純硫黄鉱泉と記載してあります。それも目立たないようにささやかに書いてありました。

もっと目立つように、この温泉付コテージとうたっていいのではないかと思いますけれども、事業者はこの温泉事業についてどのように考えているのか、それだけちょっと確認しておきます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 森の駅の温泉施設につきましては、平成24年度の開設より、全8棟に温泉設備が備わっておりますことから、宿泊者には大変好評を得ているところであり、特に和風の2棟に設置されております五右衛門風呂につきましても、全8棟の中でも一番の人

気のコテージとなっております。

また、コロナ禍の中で家族単位や少人数での行動が求められておりますことや、スポーツ合宿等の大人数の団体には、ほかの宿泊者などとの接触が少なくなり、利用者にとりましては予防対策につながることから、増加傾向になっているところでございます。

今後感染予防を徹底し、温泉の魅力など宿泊者増加に向けて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ぜひこの旧餅井荘の温泉源、皮膚病の方に大変効果が出ているという情報もありますよね。しっかり広報して役立ててほしいと思います。

この項目最後の質問にしますけどね、やはり3つの施設、森の駅、それぞれ連携を図らなければいけないと。この3つを連携することによって、観光振興と交流人口の増加につながると、滞在時間は長くなるということですからね。そうすると本市においてもお金を落とす人も増えてくるだろうということでもあります。

そうしますと、どうしてもこの連携を図る必要があると。この連携をどのように取っているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 3施設の連携につきましてお答えいたします。

今年度、道の駅たるみずはまびらの所管が、水産商工観光課となりましたことから、6月に道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅たるみずに市を加えまして、道の駅・森の駅連絡協議会を立ち上げております。

本協議会におきましては、各施設のイベント情報の共有を図るとともに、3駅での来場者の周遊について、また各施設での問題点等などについて話し合う意見交換会を、各施設持ち回りで2か月に1回定期的に開催しております。

このことにより、お互いの施設の来場者増加

につながり、さらには売上げ増加に向けての取組など、活性化が図られるものと期待しているところでございます。

市が主になるのではなく、それぞれの3駅の施設が主体となり、様々なイベント等の企画や連携した取組を実施することが重要であり、新たな観光振興につながるものだと考えております。

今後も、本協議会におきまして3つの拠点の連携を密にし、互いの相乗効果によるさらなる交流人口増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 3つの拠点による協議会、連携することは必要だと思います。ただ単に協議会を立ち上げたということではなくて、それぞれの特色を生かした取組が必要ではないかと思っています。

例えば、道の駅たるみず、ロケーションいいですね。桜島の麓のロケーション、温泉と足湯。森の駅たるみずという、山と渓谷をテーマにしたレジャーと癒し、そして宿泊と温泉。道の駅たるみずはまびら、海と夕日をテーマにした海のレジャー施設とかね、これをもっともっと大きくアピールしてほしいなと思います。

今後も、官民一体となって連携を図り、観光振興を図っていただきたいということを切に要望して、このテーマを終わります。

次で、最後の項目、220号線牛根境防災事業についてであります。

この事業ですけれども、国に対するこれまで一、二年の要望で成し遂げられるものではなく、市長の答弁にもありましたように、これまで数十年にわたって要望、陳情があつて、やっと国のほうで認めていただいた事業だと私は思います。

そして、そこには市長自らが議員時代から幾度となく要望、陳情を続け、そして歴代の各議

員においても、特に国道整備促進特別委員会を中心に、毎年のごとく要望、陳情活動を実施し、さらには鹿児島県選出の国会議員の御尽力があつて成し遂げられたものと理解しています。本当にその点は、皆さんに感謝するところであります。

私個人としても、議員として10年ですけれども、その間に国道整備促進特別委員会に所属していたこともありますが、東京陳情のたびに、この件に関しては要望の中に入っていましたので、よく覚えています。

まさしく歴代の市長、垂水市会議員、そして県選出の国会議員総意の力で実現に至ったものだと思います。その点は強く訴えておきます。

そこで、先月の11月28日に、中心杭打ちの式典が牛根境で実施されました。私個人も参加したかったのですが、コロナ禍の感染拡大防止を図る観点から、最小限の人数でやるので、式典の参加を自粛してくれということでしたので、参加はかないませんでした。

垂水市議会からは、議長お一人が参加されたと聞いていますが、御時世ながら当然のことだと理解しています。

そこで、この事業ですが、今後の事業内容と完成までの経緯について、土木課長にお尋ねをいたします。

○土木課長（東 弘幸） 今後の事業内容と完成までの経緯につきましてお答えいたします。

11月28日に境小学校体育館で、境防災中心杭打ち式が開催され、森山衆議院議員をはじめ、鹿児島県知事や鹿児島県県議会議員、霧島市長、九州地方整備局が出席され、本市からは市長と議長が出席されましたが、地元の代表といたしまして牛根境地区振興会会長に御出席いただきました。

本来ならば、国道整備促進特別委員会の皆様や、多くの地元の皆様もお招きされ、盛大に行われるところではございますが、新型コロナウイルス

ウイルス感染拡大防止のため、国土交通省の意向の上、人数を制限した開催になりましたことは、何とぞ御理解いただきたいと思えます。

事業内容でございますが、計画区間は浮津港を過ぎました辺りから、霧島市福山町集落手前までの4.5キロが整備区域となっており、現道内での整備、これにつきましては山腹の全体的な防災工事または早咲大橋と同様に海側に橋を架ける案、トンネル案などが考えられますが、今年度の測量業務を踏まえ、概略設計で整備計画が示されるものと考えております。

今後の事業スケジュールにつきましては、国土交通省の説明によりますと、現在の予定では令和3年度で概略設計を行い、令和4年度が詳細設計、令和5年度が用地を含めた補償等の調査及び交渉となり、その後工事着手となるようでございますが、整備計画がまとまりました段階で、地元説明会を開き、御理解、御協力をいただくことになるものと考えております。

冒頭申しましたが、国土交通省の意向もあり、先日の中心杭打ち式は新型コロナ対策で縮小した開催となりましたが、完成時の開通式も開催されるものと思えますので、この開通式には市議会の皆様や地元の方々も多数招待され、開通をお祝いしていただけるものと思うところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、この国道、牛根地区の事業に関連しまして、今回の議会の開会前、堀添前議員からも要望がありました。今回、またどうしても梅木議員から尋ねてほしいという要望がありましたので、代わりにお聞きしますけれども、磯脇橋付近の歩道整備について。当初の計画に対して、地域の要望として強く要望した区間ですけれども、その後どのようなようになったのか。その後の進展状況についてお尋ねをして終わりたいと思えます。

○土木課長（東 弘幸） 磯脇橋付近の歩道整備につきましてお答えいたします。

この地区は、国道220号牛根麓工区としまして、平成19年度より新規事業として着手され、平成30年度で事業完了となったところでございます。

工事着手に当たり、事前に地元説明会が開催されておりますが、お尋ねの約100メートルの未整備区間は、当初から整備計画がなかったようございまして、当時の地元説明会でも特段異論もなかったようございましてことから、国土交通省といたしましても、地元からの御理解をいただけたものと思われたようございまして。

その後、平成29年11月30日に、松ヶ崎地区公民館館長が、未整備区間約100メートルの関係する地権者の皆様の工事の同意書と共に、歩道整備延伸の陳情書を土木課に提出されました。

これを受け、本市といたしましても整備の必要性から、意見書をつけ、平成30年1月10日に国土交通省大隅河川国道事務所へ副市長と前任者の宮迫課長、3名で伺い、要望書を提出したところでございます。

今後は、国道整備促進特別委員会にお諮りし、御賛同いただきましたら、国道220号の道路整備促進についての要望事項に追加しようと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 前議員からの要望、そして地域の要望、ぜひ実現に向けて努力してほしいということを訴えまして、私の本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、森議員より資料を配付したいということですので、資料をお願いいたします。次は、11時45分から再開いたします。

午前11時39分休憩

午前11時45分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 議長の許可をいただき、一般質問をさせていただく前に、私事ではありますが、9月末に子供が生まれました。それから2か月が過ぎましたが、その間、子供の世話に追われ、子育ての大切さを感じていると共に、子育てを通してこれまでとは異なる視点を与えてもらっているのではないかと感じています。

特に、子供が生まれてからの2か月間の間で、家族で町を歩いていると、多くの方に声をかけていただき、また気にかけていただくなど、垂水市のソーシャルキャピタルの豊かさを改めて実感しています。

そして、育児の大変さを身をもって感じ、男性も積極的に育児休暇等を取得するなどすることによって、夫婦ともに育児を担うことの大切さを痛感しております。

今後とも子育て世代の視点から、さらに産み育てやすい垂水市となるよう、様々提言させていただければと考えております。

そこで、早速ではありますが、市役所内に男性が赤ちゃんのおしめを替える場所がなく、女性トイレにしかありません。女性トイレにしかないということは、男性は赤ちゃんのおしめを替えることができないということであり、男性の育児参加の面からも、改善が必要かと思えます。

そこで、夫婦と共に安心して赤ちゃんのおしめを替えることができる環境整備の必要性を提言させていただき、質問に入らせていただきます。

まず、国道220号線牛根境防災についての、今後のスケジュールについてですが、この質問はさきの堀内議員の質疑で分かりましたので、

地域との関わりについてお尋ねします。

先月、11月28日に境小学校で中心杭打ち式が行われたとお聞きしています。杭打ち式自体は、市長をはじめとする多くの関係者の皆様のおかげで、事業が前に進むことであり、私も境の一住民として大変喜んでおります。

しかし、この杭打ち式が行われたことを境の住民はほとんど知りません。この杭打ち式が、かくいう私も、前日に家の前の境小学校に設営業者が来たことによって知りました。この杭打ち式が開催されることは、地域に伝えられることもありませんでした。

話をお聞きすると、コロナ禍の中なので参加者を絞ったということであり、振興会長一人に御連絡したのみで、公民館、そのほかの振興会長へお伝えしなかったとのこと。コロナ禍なので、参加者を絞ることは理解できますが、境防災と銘打たれた事業の始まりを、境の住民が知らないというのは、おかしなことではないでしょうか。

コロナ禍だからこそ、多くの来賓がいらっしゃる杭打ち式への理解を地域に求めることが必要だったのではないのでしょうか。ある住民からは、「コロナ禍で地域の人は参加できなくて、ほかから多くの方が来るのはおかしいね」とおっしゃる方もおりました。

そこで、境防災と銘打たれたこの事業の地域との関わり方についてお伺いします。

次に、本市で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の対応について伺います。

全国では第3波の中、連日多くの方の感染が発表され、地域の拠点病院や介護事業所などでクラスターが発生し、日本医師会からは、医療提供体制への危機感が伝えられています。

幸いにして、垂水市では感染者は発生していませんが、感染が拡大している地域では、外出自粛などで介護サービス利用者には身体機能や認知機能、生活満足度の低下、そして精神状態

の悪化などの影響、また家族の負担増加などが指摘されています。

仮に垂水市で新型コロナ患者が発生し、介護事業所職員が感染または濃厚接触者となった場合には、軽度認定者の利用控えや、事業所の休止により家族への負担増など、様々な面で影響が考えられます。

特に、軽度認定者の利用控えは、身体機能や認知機能の低下による介護度の重度化につながり、コロナ禍が収まった後まで影響が残ります。

だからこそ、介護事業所職員が感染または濃厚接触者となった場合を想定した準備が重要かと考えます。

そこで、介護事業所職員が感染または濃厚接触者となった場合の業務継続について、どうなっているのか伺います。

最後に、新たな新庁舎建設計画に向けてというところで質問させていただきます。

ここにおられる同僚議員並びに執行部の皆様の共通認識としては、庁舎を新しく建てなければならないということは共通しているかと思えます。私は、これまでの議会で新庁舎建設についてというところで質疑をしておりましたが、住民投票を通じて私自身、庁舎建設の必要性を訴え、また多くの方から新しい庁舎建設計画を進めるよう声をいただきます。

だからこそ、今回はあえて新たな新庁舎建設計画に向けてということで、次の庁舎建設計画につながる質疑を行いたいと思っています。

まず、議長の許可をいただき、皆様のお手元に資料を配らせていただいています。その資料を御覧になりながらお聞きください。

資料としては、6月議会で白紙となった庁舎建設の予算を審議する過程で、執行部から示された財政収支見通しの基礎資料を情報公開請求し、令和5年度以降から令和20年度までの収支見通しを私独自で試算したもの、そして情報公開請求によって出された資料、そして私の試算

を受け、財政課で改めて試算したものになります。

私が試算した資料を御覧ください。財政調整基金から毎年1億3,000万円繰入れ、さらに執行部試算では、年0.5%ずつ増加していくとした人件費を令和6年度以降、横ばいにして試算した場合の収支が、お手元にある令和20年度約マイナス7億円の収支予測になります。

そこに、毎年1億3,000万円ずつ令和20年度まで繰入れし続けるのは、現実的ではないため、繰入れをやめ、人件費を試算どおり毎年0.5%ずつ増加させた場合には、令和20年度には約10億1,200万円の財源が不足するとの試算結果となりました。

私たちは、6月議会において当局より令和5年度までの財政収支見通しのおり、一時的には財政指数への影響はあるものの、歳入面ではふるさと応援寄附金等の財源確保を図り、歳出面では今後実施する事業等の平準化を図り、長期的な視野に立って計画的に事業を実施することにより、市民生活への影響を与えない将来にわたって持続可能な財政運営は可能であると説明を受けました。

しかし、その収支見通しの資料を基に、令和20年度まで試算をしたら、10億円以上の財源不足に陥ることが明らかとなりました。これは、議会での説明と異なる結果です。

そこで伺います。令和20年度には、10億円以上の財源不足に陥るとの試算結果となったが、財政的に問題がないとの認識とは何だったのかを説明を求め、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、午後1時10分から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

○土木課長（東 弘幸） 地域との関わりにつきましてお答えいたします。

一部堀内議員御質問の答弁と重複いたしますが、御了承いただきたいと思っております。

今回の境防災中心杭打ち式では、人が集まるという特性上、感染リスクが高くなりますことから、国土交通省の意向により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限した開催になりましたことは、先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、議員御指摘のとおり、地域の皆様におかれましては、防災工事がスタートすることを御存じない方や、この式典の目的を御存じない方、また普段より通行車両が多いなど、御不安や御不審に思われたことは当然のことと考えております。

私といたしましては、地域の皆様に境防災の中心杭打ち式が開催されるなどの周知をするべきであったと、改めて反省しているところでございます。

今後につきましては、堀内議員の答弁でも申しましたスケジュールで進んでいくものと思っておりますが、概略設計を行い、整備計画がまとまりました時点で、当然地元説明会が開催されますので、地域の皆様に御出席いただき、計画への御理解をいただくとともに、御協力をお願いを申し上げたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 介護事業所職員の業務継続につきましてお答えいたします。

本市におきましては、現在のところ感染者は確認されておりませんが、全国において第3波と見られる感染が急拡大しており、特に介護事業所においては、全国や県内の事業所でクラスターが発生していることから、従事者のみでなく、その御家族も含めて日常生活の制限を強いられながらも、感染予防を徹底していただいているところでございます。

そのような中、十分に感染予防を行っていても、感染が発生しているケースが全国各地で確認がされるなど、予防だけでなく感染者が発生した場合の対応についても、事前に検討しておく必要があることから、令和2年6月15日付で国から社会福祉施設等における業務継続計画の策定について、各事業所でサービス提供を維持するために、業務継続計画を策定しておく必要について通知がされております。

本市におきましても、令和2年10月2日と11月2日の2回にかけて、業務継続計画の策定について、市内各介護保険事業所に依頼し、11月末現在で市内介護保険事業所30事業所のうち、策定済みが1事業所、12月末策定予定が23事業所、1月末策定予定が1事業所、3月までに策定する予定の事業所が5事業所となっており、各事業所で職員、利用者等の感染が確認された場合の対応について検討がなされているところでございます。

また、職員が感染し、人員が不足する場合は、同一法人内で人員を確保することを優先しますが、人員を確保できない事業所については、鹿児島県が県内各事業所等に行った派遣可能性調査の情報を基に、県、市町村を中心として老人施設協議会・老人保健施設協議会の協力団体も含めて調整を行い、協力施設から職員を派遣する仕組みができています。

なお、介護事業所で感染者が発生している中、業務継続をする上で必要となる感染症防護服など、感染症対策用品についても、本来各事業所で備えるべきものではございますが、全国的に需要が高まり、対策用品自体が不足していることや、事業所で発生した場合、大量に使用することから不足することが考えられたため、本市では7月に専決処分にて予算化し、現在発注中でございますが、県と連携して大隅地域振興局など、県に備蓄してあります感染症対策用品と併せて使用させていただく予定としております。

以上でございます。

○**財政課長（濱 久志）** 財政的に問題がないとの認識とは何だったのかについてお答えいたします。

6月議会にお示ししました令和5年度までの財政収支見通しにつきましては、あくまでも令和5年度までの中短期的な見通しでございます。令和5年度までの財政収支見通しは、平成30年度決算をベースとし、令和元年度、2年度予算の状況を踏まえ、収支見通しが甘くならないよう、中短期的な財政の変動等をマイナス要因として組み込んで推計したものでありますので、議員が試算されたように、その増減率で長期見通しを作成すると、収支不足になることとなります。

中長期的な財政運営を正確に見通すことは困難ですが、財政課で作成している資料や公債費等の推計から、第2次財政改革プログラムを踏襲し、起債発行額を一定額に抑えれば、財政運営には支障はないと判断したものでございます。

以上でございます。

○**森 武一議員** それでは、まず国道220号線牛根境防災について、地域との関わりについてということで、今後住民説明会等をされるということでしたので、その際にまたしっかりと境の地域の方々には、御案内いただければと思います。

境の住民として、一住民としても、すごく大雨のときに遮断をされる、これを解消するということは、すごく熱望しているところがありますので、ぜひよろしくお願ひし、この質問を終わらせていただきます。

続いて、介護事業所職員が感染または濃厚接触者となった場合の業務継続についてということで、来年3月までに市内の事業者が業務継続計画をされるということでしたが、実際起こった場合、様々な先ほど1回目の質問でもさせていただいたように、家族への負担も出てくるか

と思います。

その際のその市民、実際そういう感染が起こった場合の市民への影響について、どのように考えていらっしゃる、またどういふふうに対応されるのかをお聞きいたします。

○**保健課長（草野浩一）** 市民への影響につきましてお答えいたします。

介護事業所の職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でございますが、基本的には先ほどお話をしましたそれぞれの事業所で作成する業務継続計画に基づいてサービス提供を継続することになりますが、特別養護老人ホームなどの施設については、施設内の出入りも制限されていることから、施設職員や利用者以外の市民には、影響はほとんどないものと考えているところです。

しかしながら、通所介護、訪問介護・訪問看護等の訪問系サービスや、通いのあるサービス事業所についても、職員が感染した場合は、施設と同様、各事業所で策定した業務継続計画に基づいてサービス提供を継続することになりますが、濃厚接触者の状況次第では、サービス利用できる回数の減や、しばらくの間施設を休業することも考えられます。

そのため、感染が発生した事業所を利用する在宅の方については、サービス提供を受けられないことも想定され、それに伴い、議員が御指摘された介護度の悪化も考えられることや、また本人や御家族などの負担が増えることも考えられますので、サービス計画を担当する居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員等を中心に、代替サービスや地域の見守りなど、地域資源での対応や、場合によってはサービス利用ができない間、ショートステイなどの検討をして、家族に負担がかからないよう支援をする予定としております。

以上でございます。

○**森 武一議員** 実際感染者が出た場合に、市

民への影響がかからないように準備をされるということで、安心はしているところです。

ただ、実際起こった場合というのは、事前の準備というものがすごく大切になってくるかと思えますので、そこはしっかりとやっていただくというのと、あと業務継続計画、3月までかかる事業者もある、来年1月、また3月までというところもあるかと思うのですが、一日でも早く、これはいつ感染が発生するか分からないものなので、業務継続計画をつくっていただいて、発生した場合でもしっかりとサービスが提供し続けられるように準備をしていただければと思います。

これはお願いをさせていただいて、次の質問に移らせていただければと思います。

死亡者が出た際の対応についてということで、お伺いさせていただければと思います。

あまり考えたくはないのですが、実際市内で感染者が発生し、亡くなられる方が出たとなった場合、新型コロナが発生した当初、亡くなられた方の死に目にも会えず、また納棺する際、送り出す際も立ち会えなかったとかというお話もお聞きますので、そういうときどのように対応されるのかについて、お伺いできればと思います。

○保健課長（草野浩一） 死亡者が出た際の対応につきまして、保健課分についてお答えいたします。

まず、医療機関で亡くなられた場合における対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染患者のうち、酸素投与が必要な中等症や重症患者については、感染症指定医療機関への入院措置となりますことから、本市においては、感染症指定医療機関は設置されておらず、市外の感染症指定医療機関に入院措置となります。

このことから、市内医療機関での新型コロナウイルスによる死亡事例は、基本的には発生し

ないものと考えております。

なお、入院患者が死亡した際の対応について、県内の感染症指定医療機関へ聴取したところ、「本年7月に国から発出されたガイドラインに基づき、適切に対応いたします」との回答をいただいております。

また、同ガイドラインには、遺族のお気持ちに配慮した対応を、医療従事者に求める内容も含まれておりますので、医療機関、対応していただける葬儀社、火葬場とお互いに連携が図られ、最後のお別れに当たって可能な限りの対応が取られるものと考えております。

次に、市内介護事業所で亡くなられた場合における対応についてでございますが、県外では第1波や第2波のときに、感染症指定医療機関が満床となり、入院措置ができず利用している介護施設で亡くなられた事例もあるようでございましたが、介護施設においても、中等症や重症の利用者については、基本的に市外の感染症指定医療機関への入院措置となります。

しかしながら、特別養護老人ホームなどの要介護度が高い利用者がある介護施設やグループホームでは、医療機関での対応が難しい利用者もいらっしゃるため、施設内で隔離し、職員が防護服を着用して介護を継続せざるを得ない利用者もいることから、場合によっては施設内で亡くなられることも想定されます。

そのことから、施設で亡くなられた場合は、医療機関と同様、ガイドラインを基に対応していただける葬儀社と連携することになりますが、介護施設には御遺体からの感染を防ぐための納体袋などの備えはないことから、状況に応じて必要な備品などの整備が今後の課題でございます。

以上でございます。

○生活環境課長（港 耕作） 死亡者が出た際の対応の生活環境課分につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症患者が死亡した場合の火葬場での対応ですが、葬儀社あるいは病院などからの遺体の搬送は、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインに基づき、納体袋に収容された状態での搬送になると思われることから、適切に管理されていれば、遺体からの感染リスクは極めて低いとされております。

また、市内の葬儀社には、ガイドラインを確認しているとの回答を得ております。火葬場でもガイドラインに沿って、可能であれば遺族に対し感染予防対策を取りながら、遺体のお顔を見る場を設け、収骨もできるように配慮し、火葬作業を行うつもりであります。

遺体が新型コロナウイルス感染者もしくは疑いのある方かどうかなどの関係機関の情報共有と共に、葬儀社などにもガイドラインによる処置を行うことの確認など、連携を取り対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○森 武一議員 今後、先ほどお答えいただいたところで、納棺袋の準備が課題であるというお話があったと思っております。ここも実際の介護事業所で感染者が発生した場合の業務継続と同じようなところだと思うのです。事前の準備をしておくからこそ、実際に亡くなられたときのその遺族への、遺族感情を配慮した形で送り出すということが可能になってくるかと思っております。

その際は、ぜひここに関してもしっかりと準備をしていただいて、葬儀業者の方ともそこは事前の調整を起らないという前提ではなくて、起こった場合にしっかりと対応できるというふうな形で準備を進めていただければと思っております。これも要望して質問を終わらせていただきます。

対応策の財源についてということで、今回のこの新型コロナウイルス、コロナ禍というものは、想定ができないことがすごく起こってきて

いるのが実際かと思っております。

補正予算10号までの間で、国からのその交付金についてはほぼ使っている中、また12月の市報に書いてあったのですが、財政調整基金も令和30年が14億8,000万円で、令和元年が12億円で、お聞きしたところによると、現状では8億5,000万ほどしかない。ここ2年程度で6億ぐらい減っている中で、実際その想定し得ないことが起こった場合、ここら辺の財源措置というのはどうなるかについて、お伺いできればと思っております。

○財政課長（濱 久志） 対応策の財源につきましてお答えいたします。

地方創生臨時交付金を活用し、感染症予防対策として全市民へのマスクの配布、各施設への消毒液等の購入、経済対策としておもてなしキャンペーン、プレミアム付商品券、生活支援対策として、市独自の持続化給付金、ひとり親特別支援金、繁殖・肥育農家への経営支援、本市で発生した際の対応として、病院事業会計の補助、介護事業所等への感染症対策用物品の配布等、これまで41の事業を実施しております。

幸いにして、現在のところ市内での感染者は発生しておりませんが、感染者が発生し、市として何らかの対応が必要となった場合には、一般財源等により対応したいと考えております。

今、森議員からありました財政調整基金でございますが、令和元年度末決算で12億715万1,000円となっておりますが、補正予算第11号まで加味した令和2年度予算で、3億4,869万5,000円繰り入れることとしておりますことから、現時点での残高は8億5,845万6,000円となっております。

大きな要因といたしましては、災害、あるいは市有施設整備基金への積立て、それが要因となっておりますが、本年度におきましても決算の状況を見ながら、積立てを行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 今回、新たに国のほうでも臨時交付金が出るというニュースもお伺いはしているのですが、財政調整基金のほうも大分減ってきている。財政調整基金は、私が議員に当選させていただいたときに、当初お伺いしたのは、1回大規模な災害が起こったら5億円、それが3回起きて大丈夫なように積み立てていくのだということをお伺いをしていたのですが、それがもう8億5,000万近くまで減ってきている。コロナ禍でどういうことが起こるか分からないというところで、国から臨時交付金等もしっかりとその想定が難しいのは重々分かるのですが、そこを備えて市民生活に影響がないように財政運営をしていただければと思います。

これも要望にさせていただいて、次のほうに移らせていただければと思います。

新たな庁舎建設計画に向けてということで、財政的に問題はないとの認識とは何だったのかということで、質問させていただく前になのですが、先ほど私のほうで配らせていただいた資料で、何も書いていないので分かりづらいという御意見がありまして、ちょっと少し説明をさせていただければと思うのですが。A3の1枚紙のほうで、財政課のほうで作成した資料になります。A3の2枚つづりの物が、私のほうで独自に試算させていただいた資料になります。A4で何枚かつづっているものが、情報公開請求で資料公開請求をしたものになり、試算に当たって使用した数字になります。

そこで、質問に入らせていただければと思うんですが、中長期的な試算だったということで、先ほどのお答えがあったかと思えます。ただ、6月議会での御説明というのは、持続可能な財政運営が可能であるという御説明だったかと思うのです。持続可能な財政運営というのが、中長期的な令和5年度までの財政運営が可能であったというふうな御説明だと、少しその6月議

会でおっしゃっていたこととは矛盾するのではないかと思います。

今回、財政課のほうで出していただいた試算、これも拝見させていただいて、すごく不思議に思うところがありまして、まず人件費自体がその中長期的な令和5年度、6月議会で出されたものに関しては、毎年0.5%ずつ上昇するとされていたものが、改めて財政課のほうで試算した場合には、これが令和6年度以降横ばいになる。

また、歳入のほうの地方交付税が毎年1%ずつ減少していくというふうに試算をしていたものが、改めて出したものに関しては、0.2%ずつ減少していくというふうになっている。

これは長期的なものだから、数字が令和5年度を境に変わってくるというのも、少しおかしな話になってくるのではないかと思います。

改めてお伺いさせていただければと思うのですが、地方税、地方交付税で、あと人件費ですね、あと扶助費等、数字が異なるところがあるかと思うのですが、この異なる理由、そして何で6月議会で示されたその推計に、この数値を用いなかったのかというのを、お伺いできればと思います。

○財政課長（濱 久志） 数値が異なる理由、またなぜ6月議会で示される際に、長期推計の数値を用いて推計しなかったのかについてお答えいたします。

長期の財政収支見通しを作成する場合、一般的には中短期の財政推計とは異なり、中短期的な財政の変動の影響を除き、大きな傾向が分かるレベルでの推計を採用しますので、中短期推計と長期推計では、設定条件が異なります。

そのため、財政課試算資料では、中短期的な財政の変動等をマイナス要因として組み込んで推計した部分について、設定条件の見直しを行っているため、数値が異なっているものでございます。

また、6月議会で長期推計の数値を用いて推計しなかった理由についてですが、先ほど申しましたとおり、長期推計は大きな傾向が分かるレベルでの推計方法となりますことから、設定条件次第で結果が大きく変動しますので、新庁舎建設に際しての財政出資見通しにおいては、より実現性の高い中短期推計を示したところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 私のほうで独自に試算させていただいたものを受けて、財政課のほうで試算をし直していただいた結果、令和11年度で財源が4,900万ほど足りなくなってくると。

この財源が令和11年というのは、6月議会で実質公債比率がピークアウトするというふうに説明をされているところかと思えます。情報公開請求でいただいた資料を基にしても、その頃がちょうど公債費の返還額が一番多くなってくる頃かと思うのです。

それに合わせて、その頃マイナスになるというところで、この財政課でつくられた試算を基にすると、令和20年度でもマイナス3,000万程度のマイナスになるという試算になってくるかと思えます。

これは、令和11年度まで財政調整基金から毎年繰入れをしてというところでもあるわけなのです。令和11年度まで、財政調整基金を入れなかった場合、これはもう既に令和8年度でマイナスになってくるというところもあるわけです。

先ほども少しお話をさせていただいた財政の持続可能性がしっかり担保されているというお話が、説明が6月議会だったと思うのです。その際示されたのも、このグラフを用いて令和20年度まで財政が問題ないのだということ御説明を受けた、そういう意味合いで、長期的な意味合いで説明を受けたと思っております。

そうなった場合、この6月議会で示されたこ

の資料というもの、説明というものが何だったのかというのを、大変疑問に思うところです。そこについて御説明をお願いできればと思います。

○財政課長（濱 久志） 長期推計が難しいのであれば、あの6月議会で示された推計は何だったのかにつきましてお答えいたします。

長期の財政収支見通しは、将来予測が難しく、設定条件次第で結果が大きく変動しますが、公債費の償還額につきましては、既に借入れを行っている公債費の償還予定額及び今後借入れを行う予定の金額が分かれば、ある程度実数に近い形での推計を行うことは可能ですので、公債費を用いた実質公債費比率の推計においては、長期推計の難しい毎年度経常的に収入される財源及び公債費に準ずるものに係る経費等は、平成30年度の数値を用いておりますが、公債費の償還額については、ほぼ実数に近い数値により試算を行っております。

その結果、新庁舎建設に係る償還を含めた償還額のピーク時においても、実質公債費比率は13.1%であり、積算に用いた平成30年度の数値が多少増減したとしても、地方債の発行に際し許可が必要となる18%を大きく下回っていることから、新庁舎建設後の起債発行額を一定額に抑えれば、財政的には問題ないと御説明したものでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 ここ何回かのやり取りの中で明らかになっているのは、長期的な推計がすごく難しいということが1点明らかになっているかと思えます。

ただ1点、その6月議会での御説明というのは、財政の持続可能性は保たれるということだったかと思うのです。財政の持続可能性が保たれるというものを、一般の方がお聞きして、これが令和5年度までの数年間中期的なものですよというふうには受け取れることはないかと思う

のです。

そこは、しっかりとその財政の持続可能性が保たれるとおっしゃっているのであれば、そこをしっかりと説明できるようにすることが必要かと思えます。

今回、その質問を通して私が当初、その1回目の質問でさせていただいた次につながる質問というもの、今その財政課長からのお答えをお聞きして感じたところは、まずこの数値、この中長期であった6月議会で示されたシミュレーションと、改めて財政課のほうでつくられたシミュレーションの数値、もともとが異なっている。そこに関して私の目から見させていただいた感想とさせていただければ、これはもう数値をつくっているというふうに見えます。

ただ、6月議会で示されたものと、今回財政課で示されたものがどうなのか、その長期的なものに耐えられるのかというのは、まだまだこれから検証が必要かと思えます。

今後のその新庁舎建設に当たっては、次の質問でさせていただく耐震診断命令が来ていて、耐震補強をするのか、またどれぐらいの財源の庁舎を造るのか、その際のその将来の人口予測であったりとか、垂水市の置かれている状況というのは、変化はしてくるかと思えます。

ただ、その際、先を見通すということがすごく必要になってくるかと思うのですね。そこをつくる、それを見通すための一つの資料というのが、6月議会または今回示させていただいたその資料、長期的な推計だと思うのです。だからこそ、その資料があって、その長期的にも財政は持続可能である、また市民生活には影響がないということが、説明ができるのだと思えます。

ただ、今回のそのこの資料を見る限りでは、そこを担保できる数値ではなく、ただ本当に数値、この説明に合わせるために数値をつくっているというふうにはしか見えないので、そこに関

して今後に向けて、しっかりとその裏にある数値、係数の裏にある考え方であったりとか、根拠というものをしっかりと示していただいて、そうするとその社会情勢であったりとか、置かれている環境が少し変わったとしても、その出されたシミュレーションというのには、一定程度の説明がつく、説得力があるものになってくるかと思うので、そこをしっかりとやっていただければと思います。今後も含めて、また示していただければと思います。

次に、県からの耐震診断に関する命令について移らせていただければと思います。

先ほどの川越議員のところ、命令についてというのは説明を受けたと思うのです。川越議員のその御答弁のところ、1点御説明を受けたところで、耐震診断をしたら耐震補強につながるのだというようなニュアンスで御説明をされていたかと思うのですが、実際その耐震診断をした場合に、耐震補強に必ずしなければならないのかということについてお伺いできればと思います。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震診断と耐震補強の関係につきましてお答えいたします。

耐震診断につきましては、耐震補強を前提に行うものではなくて、建物の耐震性を確認するものと考えております。

以上です。

○森 武一議員 耐震診断をしたら、必ず耐震補強につながることはないという御説明だったので、それを聞いてまずは耐震診断をして、今後その庁舎をどうするかという議論を深めていくことが必要だというふうに考えます。

これが聞けたので、もう十分分かりました。

（発言する者あり）

○議長（篠原静則） 静粛に。

○森 武一議員 まず、今、耐震診断についてということなのですが、外部検討委員会のところでの議事録を読ませていただいた限りでは、

数百万でできるというふうにかかれた議事録があるわけなのですね。その数百万で43億のものを造るのか、変な話をするとなってしまうわけだったので、本来であれば、私の意見としては、当初最初のところで耐震診断をするべきであったというふうに思います。

今、話がそれてしまったのですが、先ほどの御答弁で十分分かりましたので、これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、1時55分から再開いたします。

午後1時46分休憩

午後1時55分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。師走という暦年最後の月になり、せわしさを感じる頃となりました。今年は新型コロナウイルス感染に始まり、感染予防対策では私たちの日常生活での3密の回避や新しい生活様式、不要不急の外出の自粛が求められ、オリンピック・パラリンピックの来年への延期や今年の鹿児島県での国民体育会の開催断念、各地域の恒例の伝統行事、様々な各種イベントなどが中止や規模を縮小して行われるなど、社会情勢に大きな影響を生じ、冬場となり、感染者が急激に増え始めており、新型コロナウイルスに翻弄されながら、今年が終わる状況となっております。本市においては新庁舎建設問題で大いに揺れ、計画が白紙となりましたが、新たな意見や協議が重ねられ、新庁舎建設が推進されるよう思うところです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくお願ひいたしま

す。

まず、1問目。7月豪雨の災害復旧について質問いたします。7月豪雨災害については、前回の9月議会で被害の状況について質問いたしましたが、今回は災害復旧について質問いたします。農林業復旧について。今議会初日の11月27日、市長の諸般報告で農林業に係る災害復旧事業は国の補助対象となる。災害査定は、農業施設が14件、林業が2件、本日最後の査定となる農地22件の合計38件となっているとの報告がありました。

私の今年の9月議会での被害状況に関する一般質問に対して、農林課長は農道の路肩決壊、用水路の護岸決壊や土砂埋設など、農業用施設被害が19か所で発生いたしました。また、山腹が壊れ、水田や畑に多くの流木や土砂が流入、堆積するなどの農地被害が発生しております。現在、80件、14ヘクタールの農地復旧の申請がございます。

林道では、路肩決壊やのり面崩壊など、二川線等、3路線で被害が発生しております。山腹の崩壊については、昨年度までに要望した工事未着手が40か所あまりとなっており、今年度、新たに30か所の被害が生じております。島津墓地付近の治山施設も含め、県営治山事業での早期着工ができるよう、鹿児島県と現地調査や協議を重ねておりますが、継続した要望を行ってまいりたいと思っております、と答弁されていますが、改めて県営治山事業状況と激甚災害指定を受けて、国の補助を活用した市が行う復旧事業について、また復旧の進捗状況をお聞かせください。

2問目に、錦江町の排水等の対策について質問いたします。錦江町のAコープから中央病院、県営住宅沿いの市道垂水9号線付近は、強い雨が降り、海の満潮と重なれば水はけが悪く、道路が冠水状態になるため、昨年、令和元年第2回定例会6月議会で対策について質問いたしました。これは令和元年度垂水市施政方針及び補

正予算案の資料に、市道垂水9号線測量設計業務委託2,000万円が上程されており、これについて質問したものであります。

そのときの土木課長は、垂水9号線の設計業務の内容でございますが、ロータリー、バス駐車場付近を起点に、中央病院から本場川までを終点としました延長828メートルのその他市道でございます。このうち、改良計画は起点から中央病院までを予定しており、両側に幅員1.5メートルの歩道を備えた2車線道路でございます。現況の道路は比較的幅員が狭く、また横断勾配が急であるため、歩きにくいとの印象をお持ちの方もいらっしゃるのではと思っています。

そこで、これらのことを解消するため、歩道のフラット化と庁舎建設に伴い、歩行者も増える見込みであるため、海側の歩道を1メートル拡幅し、2.5メートルとする計画でございます。昨年度、基本計画を実施しておりますが、今議会に上程しております補正予算を御承認いただきましたら、より精度の高い設計を行い、併せまして錦江町一体の全体的な排水計画も行うことで、市民の皆様が安心して利用できる道路整備を心がけるとともに、冠水対策についても取り組んでいく予定でございます、と答弁されております。予算案は議決され、実施設計が行われ、精度の高い設計となっていると思われませんが、実施設計による工事計画の概要をお聞かせください。

3問目に、ミカンコミバエの防除について質問します。今年になって、ポンカン、タンカンなど、かんきつ類やスモモ、マンゴー、トマト、ピーマンなど、果実や果菜類の果肉を食害し、農産物に打撃を与える農業大害虫のミカンコミバエが全国7都県で、九州では熊本県や宮崎県、鹿児島県などにも確認されております。鹿児島県では、屋久島町をはじめ、鹿児島市、指宿市、南大隅町や奄美地方など、6月から11月30日までに20市町村で147匹が確認されております。

9月29日の南日本新聞には、南大隅町では7月20日に雄成虫が誘殺されて以降、今月23日までに計24匹が見つかり、25日には幼虫が県本土で初めて確認されたとあり、防除は有人ヘリコプターを使い、薬剤を染み込ませた誘殺板3万枚を約1万200ヘクタールに散布するとなっております。このような新聞の記事やテレビニュースを見て、かんきつ生産者等からは垂水はどうなんだろうかと不安の声も聞かれますが、本市では生息調査は行われているのか、伺います。

4問目は、振興会からの要望の実施状況について質問します。今年度に対する振興会からの要望については今年第1回定例会で質問し、申請件数を聞き、要望の実施について伺いましたが、要望内容は地域の往來の環境整備、改善、生活、利便性の向上などについての要望であり、要件件数は、土木課では重機借上げや環境整備班で対応する要望が19件、市道・側溝改修など工事請負費の新たな予算化を伴うものが19件、農林課では総体で24件中農業用施設等19件でありましたが、これまでの実施件数と実施率等をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長(森 秀和) 農林業復旧についてお答えいたします。まず、治山事業については、昨年度からの要望を含めると75件となっております。県営治山事業での早期採択、早期着工ができるように、鹿児島県に要望しておりますが、年間限られた予算での工事となっておりますので、工事着手までは応急的な対応をできる限り行っているところでございます。なお、島津墓地付近の治山施設の災害復旧については、来年度から着工することでのした。

次に、農地・農業用施設の災害復旧事業でございますが、農業用施設14件、4,719万7,000円。林業用施設2件、1,314万円。農地22件、7,768万2,000円。合計38件、1億3,801万9,000円の申請となっておりますが、11月27日の最後の

災害査定を終え、査定率は99.8%となっております。

次に、災害復旧の進捗状況でございますが、農業用施設の工事完了済みが2件、林業用施設工事発注済みが1件となっております。これから災害復旧事業の補助率を上げる増高申請も並行して行い、農業者の皆様が営農活動を一日でも早く再開できるよう、工事発注に努めてまいります。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 実施設計に伴う工事計画の概要につきまして、お答えいたします。錦江町の冠水につきましては、全体的に勾配がなく、埋め立て当時の想定している側溝の排水能力を大きく上回る降水量が近年多く、また満潮時における排水路への海水遡上と大雨が重なることが原因で発生すると考えられますことは、これまでも御説明申し上げているとおりでございます。

垂水9号線の道路改良につきましては、鹿児島交通バス駐車場付近を起点とし、垂水中央病院前の交差点を終点とする約560メートルを整備区間としておりますが、両側の歩道は横断勾配が急であるため、歩行者が歩きにくいとの声がありました。この問題を解消するため、歩道のフラット化と全体的な舗装の改良を行い、併せて冠水対策としまして、側溝の断面拡大を検討し、排水機能の能力向上を目的としました計画でございます。

今年度も梅雨時期に強い雨が降った際、Aコープ付近の状況を確認いたしました。冠水はなく、本年3月に海岸排水溝に海水の逆流を防止する防止扉を設置いたしました効果が少なからずあったのではと考えているところではございますが、引き続き状況確認を行ってまいります。この計画におきましては、垂水9号線の改良工事のほか、Aコープと公設市場の間の市道など、いわゆる縦線の側溝改修や海岸付近の

公共用地に2か所から3か所大型の集水ますを設け、緊急時にポンプを設置し、海岸へ強制排水する計画としておりますが、今後、垂水9号線の改良工事を計画的に進め、冠水の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 本市の生息調査についてお答えいたします。生息調査には、雄成虫のみを誘引する誘引剤をトラップに設置し、誘殺を確認するトラップ調査と、採取した果実を5日間保管後、切開し、幼虫やさなぎの有無を確認する寄主果実調査が主なものでございますが、本市での生息調査は実施しておりません。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 振興会からの要望の実施件数と実施率につきましてはお答えいたします。本年3月議会におきまして、同様の御質問をいただきましたが、昨年10月に提出されました土木課所管分につきましては、総数で76件ございましたが、内訳としまして国や県に要望するものが19件、重機借上げや環境整備班での実施するものが19件、交通安全対策事業や社会資本整備総合交付金での要望が9件、市道や公園の除草要望9件、市道などの舗装改修や側溝改修など工事請負費として新たに予算化を要するものが19件、その他1件となっております。

特に工事請負費として新たな予算化が必要でありました19件のうち、令和2年度当初予算で計上したのが5件、残りにつきましても関係課と協議し、補正予算での要求を考えていると答弁しております。お尋ねの実施件数と実施率でございますが、重機借上げや環境整備班対応といたしました19件につきましては、全て実施しております。

次に、道路維持費で予算計上とした19件のうち、当初予算分を含め、本年度9件実施しておりますが、実施率は47%となっているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農林課所管分の振興会要望件数は28件ございまして、治山2件、林道1件、農道・水路などの農業用施設等19件、農村公園1件、鳥獣駆除1件がございました。そのうち、請負工事費や重機借上料で13件の要望箇所の工事・維持管理作業を完了し、現在、1件が工事中でございます。24件のうち14件が対応済みで、未実施が10件と、実施率は58%となっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 2回目でございますけれども、一問一答式でお願いいたします。

ただいまの答弁、ありがとうございます。まず1問目の7月豪雨の災害復旧についてありますが、ただいまの答弁では、県営治山事業件数は、昨年からの分を含めると75件で、早期採択、早期着工ができるよう県に要望しており、島津墓地付近の治山施設の復旧については来年度から着工されるとのことであります。

市が国の補助を受けて行う農地・農業用施設の災害復旧事業は合計38件で、工事額1億3,800万円ほどということでありましたが、査定が終わり、工事が発注されていくこととなりますが、また市単独事業の農地復旧件数と合わせるとかなりの工事発注件数となりますが、本市の業者だけで対応できるのか、伺います。

○農林課長（森 秀和） すいません、先ほど答弁で振興会の要望件数を28件と回答してしまいました。24件と修正をお願いします。

それでは、梅木議員の2回目の工事発注は市内業者で対応できるのかについてお答えします。これまで市の農業・林業用施設補助災害復旧事業の工事は、原則、市の建設業組合を指名し、金額により四つのランクに分けて入札を行っております。仕事が集中したとき、ごくまれに受注業者が決定しない場合がありますが、再入札やランクを変更し、受注していただき、工事を

していただいている状況であります。

令和2年7月の梅雨前線豪雨で、鹿児島県はもとより、大隅半島において多くの災害が発生しております。これから建設業界へ非常に多くの災害工事の発注が見込まれますが、平成28年度の台風16号の災害でも地元業者で対応いただけたので、大丈夫かと思っております。建設業組合の方々も多忙なこととは思いますが、農家の皆様は一日でも早い復旧を望まれておりますので、建設業組合の御理解をいただき、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。工事発注については、金額により四つのランクに分けて入札を行い、再入札やランクを変更したり、市内の業者が全て受注できるようにしたいとのことですので、工夫して全てが市内の業者で受注できるように頑張ってくださいと思います。

次に、市単独農地復旧について、伺います。災害復旧工事費が40万円に満たない農地については、市単独で国と同様の負担率で対応すると答弁をされているが、申請件数はどれだけあるのか。工事については、受注業者と工事開始を申請者にどのように周知するのか伺います。

○農林課長（森 秀和） 市単独農地復旧についてお答えいたします。農地の災害復旧につきましては129筆、被害面積で8.67ヘクタールとなっております。国の農地災害復旧事業により79筆、3.89ヘクタール実施いたしますが、残りの50筆、4.78ヘクタールにつきましては、事業費要件を満たさない40万円未満の災害復旧となっておりますので、市の単独災害復旧事業として実施し、農家の負担額についても国と同等の負担率で対応いたします。

また、災害復旧は原形復旧が原則ですが、できる限り農家の方の意向に沿った早期復旧に全力で取り組んでまいりたいと考えており

ます。申請された皆様には、工事の開始時期及び業者等については何らかの方法で周知してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。農地が被災し、復旧申請された農地には、作物の作付時期がありますので、申請者の声を聞きながら、適切な工事をお願いいたします。

次に、錦江町の排水等の対策について、質問いたします。先ほどの答弁では、昨年6月に答えていただきました内容とほぼ同じ計画で、精度の高い設計ができたものと思っております。そして、現在、これまで進められたのは、農協のルミエールところに全体の排水門があり、その排水口に満潮に従って波の圧力に押され、自動的に閉まる扉が設置してあるのは、私も何回か見ております。それらの効果もあったというようなことでもございましたけれども。

要は、この排水、冠水については、課長が今、申されました9号線に接続する東西に3本の護岸方向に道路がありますけれども、これに伴う側溝の拡大と、今、申された貯水槽ですか、そこを設置するのが大事な計画で、そのまま計画に乗っているようでございますけれども、この工事をいつから、どんな形で進められていくのかということをお聞かせください。

○土木課長(東 弘幸) 計画の実施につきましてお答えいたします。実施につきましては、社会資本整備総合交付金の補助事業を活用し、令和3年度から3か年で整備する計画でございます。計画延長は約560メートルでございますので、1年間に200メートルほど整備することとなりますが、補助金の割当てにより整備期間が延びることもございます。また、Aコープと公設市場の間の市道側溝改修や海岸付近の強制排水のためのポンプ設置につきましては、垂水9号線の工事完成後、整備効果を確認し、実施を検討する計画でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま、9号線については、社会資本整備事業で3年間かけて整備をしたいと。その3年後、この9号線の整備をした状況を見ながら、3年後の状況を見ながら、縦線の3本の対策を考えていくというか、進めていくというようなことだったと思います。できるだけ早目に、そういう計画が順調に進んで、安心な道路だというようなふうにしていただきたいと思っております。

錦江町の道路が冠水することは、以前から付近の住民や病院などの利用者などから声があり、早急な対策が求められていることは当局も十分認識されているところです。新庁舎建設に係る住民投票には、多くの方々が冠水問題も判断材料の一つとして考慮されたのではないかと考えております。私が新庁舎建設問題で話をした多くの方の中のある女性の方は、中央病院を利用するときに病院前付近で冠水しており、車で進入したら途中で車が停止し、立ち往生となり、大変だったことを涙ぐんで話された方がありました。

私が話をして、冠水問題を話された方々には、昨年6月議会での、先ほど申しました土木課長の答弁でありました、この基本設計の中では貯水槽と言いますか、受水槽はそこまでは大きくないのですけれども、それを一応3か所設けて、各槽にポンプを置いて、排水するという計画を持っております。この実施設計で精度の高い、また設計を行いまして、その受水槽の大きさとかポンプの容量、数をしっかりと把握してまいりたいと思っております、という内容を話し、以前からの課題であります冠水・排水については対策が取られると話してきました。

市道垂水9号線の側溝の拡幅、東西に護岸へつながる3本の道路側溝の拡幅、護岸沿いの貯水槽の設置に伴う排水対策を早急に取り組んでいただきたいと思いますが、この件について、

市長、一言お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） この問題、これまでも説明してきたとおりなのです。新庁舎のできるエリア付近だったので、そのことと関係してどうなのだという話もありましたけれども、それとは別に、今おっしゃった防災の拠点の一つである中央病院の辺りが大雨のときに冠水をするということがありましたので、それを解消するというので、梅木議員が地域の方に御説明されたような方向で、今後約3年をかけて解消していくということになるかと思えます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

次に、3問目のミカンコミバエの防除について質問いたします。1回目の答弁では、本市では生息調査は行っていないとのことでしたが、どこがどのように行っているのか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） どこが調査を行っているのかについてお答えいたします。毎年、台風の強風に乗って侵入することが確認されていることから、鹿児島県はミカンコミバエの誘引物質及び殺虫剤を塗布したトラップを県内400か所に設置して、侵入の警戒をしております。本市には、本城地内の1か所に設置されており、1か月周期で確認作業が実施されております。本年も奄美大島、南大隅町などに設置したトラップで確認されておりますが、本市での確認はございません。

以上でございます。

○梅木 勇議員 鹿児島県が県内400か所においてトラップを設置し、本市では本城地内に設置され、確認はされていないとのこと、何よりだと思っておりますが、成虫が確認された地域では多量の誘殺板を設置したり、幼虫が確認された南大隅町では誘殺始点から半径2キロ以内で寄主植物の果実300キロを除去、十島村、中之島でも幼虫が確認され、かんきつ類につい

て島外への移動自粛の協力を要請し、村は収穫を控えているスイートスプリングの処分を求めたとの報道がありました。

このように、幼虫が確認されたところでは、果実の移動制限や廃棄処分等の収入に関わる厳しい処分が求められていますが、本市で確認された場合の対応について、どのように対処されていくのか、マニュアル等は作成されているのか伺います。

○農林課長（森 秀和） 確認された場合の対応につきまして、お答えいたします。今、議員からありましたとおり、本市に設置してあるトラップで確認された場合は、鹿児島県と関係者が連携して寄主果実の実態把握のための、まずトラップの増設がされます。その後、有人ヘリ等による薬剤散布、寄主植物の除去などが強化され、定着防止対策が実施されます。万が一、継続的なトラップでの確認がなされた場合は、植物防疫法により移動制限や廃棄処分など、防除対策が実施されることとなります。本市でのマニュアルは作成しておりませんが、国、鹿児島県が作成したパンフレットやマニュアルを必要に応じ周知するなど、情報共有を密にした対応を行うことにより、果樹農家の不安を払拭してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 成虫や幼虫が確認されないことが何よりでありますけれども、確認されたらかんきつ類の生産者や関係者には重大なことになりますので、調査を継続していただき、答弁にありましたような適切な対処をお願いして、この件は終わります。

次に、4問目の振興会からの要望の実施状況について質問いたします。先ほどの答弁では、土木課では私が言いました重機借上げや環境整備班で対応する要望が19件、市道・側溝改修など工事請負費の新たな予算化を伴うものが19件と、このように述べたわけですが、これの

二つの19件のうちに、環境整備班が行う19件についてはもう全て実施しているというようなこととございました。それと予算化が伴うもの19件中につきましては9件を実施しており、この二つを合わせた実施件数、あるいは実施率が47%ということでありました。

農林課では、総数が24件中、農業用施設等が19件ということとございましたけれども、これについても9件実施し、実施率が58%、未実施が10件ということとありました。要望は言うまでもないことですが、地域の環境整備や改善、生活の利便性、安全安心の維持向上を望み、また地域担い手の高齢化や減少などにより、これまでできていたことが難しくなっている状況から出された、切実な要望であります。未実施の対応についてお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 未実施箇所の対応につきましてお答えいたします。未実施箇所は、本年度に実施した箇所と比較し、緊急性が低いと判断し、後年度へ対応を見送った箇所もございますが、中には来年度に実施を計画している箇所もございます。今後の対応につきましては、なるべく実施するよう考えておりますが、未実施箇所を含め、本年10月に新たに各振興会から要望書が提出されましたことから、要望内容を精査の上、必要性や緊急性などから優先順位をつけ、実施に向けた検討を行いたいと思うところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 未実施の要望箇所の対応につきまして、お答えいたします。まず、鹿児島県へ要望している2件の治山事業につきましては、現在、鹿児島県への要望件数75件に含まれますが、1年間の工事予算には限りがあることや、保全対象施設の有無の関係上、優先順位が低いため、早期の対応は難しいと思われまます。引き続き、早期着工のお願いの要望は行っていきたいと考えております。その他、8件

の要望につきましては、緊急性が低いことなどから改良方法などの検証を行っております。今後、振興会と協議しながら課題を解決し、条件が整い次第、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。この振興会から出された要望については、要望がいろいろ内容等もございますけれども、要望が確実に実現できるよう、頑張ってくださいと、こういうふうに思います。私からも要望しておきますけれども、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後2時45分から再開いたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従って質問をさせていただきます。市長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

市政について。新型コロナによる市内経済への影響とGoTo施策プレミアム付商品券の効果についてと、併せて日帰り体験学習についても伺います。

介護保険料を滞納し、市区町村から差押え処分を受けた65歳以上の高齢者は、2018年度に全国で1万9,221人に上りました。介護保険制度が始まった2000年度の65歳以上の保険料は、全国平均で月2,911円、現在は約2倍の月5,869円

であります。差押え処分を受けた人は、低年金の高齢者が多いと聞きますが、市内での現状と対応策、救済策について伺います。

認知症の安心サポート事業について。鹿屋市では、認知症高齢者を支援する地域包括ケア推進サポートワーカーによる地域見守り隊が発足し、活動を始めました。昨年1年間に認知症やその疑いで警察に届出のあった行方不明者は、全国で1万7,479人です。群馬県高崎市では、認知症の疑いのある人に小型のGPS機器を貸し出しています。また、千葉県松戸市は、衣服や持ち物にQRコード付の見守りシールを配付しております。垂水市でもこのようなサポート事業はあるのか、導入の予定について伺います。

パートナーシップ制度について。既に全国で60以上の自治体がこの制度を導入し、県内では指宿市が導入に向けて検討に入っているようです。さきの鹿児島市長選挙で当選をされた下鶴新市長も、制度の導入を公約されております。制度導入に向けての見解を伺います。

行政のデジタル化について。県選出の宮路拓馬衆議院議員が、菅内閣で総務大臣政務官に就任され、マイナンバーカードの普及と活用対策、地方自治体の事務手続のデジタル化を重要課題に挙げられました。市民の利便性の向上からも取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

これからのまちづくりについて。住民投票によって新庁舎建設計画は白紙となりました。次の新庁舎建設計画が動き出したとしても、着工まで5年ぐらい、供用開始まではさらに3年ぐらい、合計では8年から10年の歳月が必要と見るのが妥当であります。県から耐震診断の命令が来ている現在の庁舎を耐震診断せずに使い続ける選択はないと考えますが、このような認識でいいのか。庁舎建設総括監に伺います。

学校教育について。9月議会では、新型コロナの影響による自主欠席と登校選択制について伺いましたが、新型コロナの下で自宅にいる時

間が増えると、外に出るのが億劫になり、ひいては学校にも行きたくなくなるという不登校が増えていると聞きますが、市内小・中学校の現状を教えてください。また、学校での先生や子供たちの授業中のマスク着用の状況について伺います。

新型コロナの流行と共に、先生と生徒児童との連絡もSNSでのやり取りも増えているのではと推測しますが、私的なやり取りに対する危惧もあります。この点について見解を伺います。

来年の公立高校の入学願書には、男女の記入欄がなくなるという報道がありましたが、男女平等が言われる中、学校での名簿についても混合名簿が浸透しているようですが、市内小・中学校の現状について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 新型コロナによる市内経済への影響とGoToトラベル、プレミアム商品券の効果と日帰り体験につきまして、お答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大により、市内事業者のほとんどが売上の減少など、低迷している状況であります。その中でも特に深刻な影響を受けておりますのが観光業でございます。このような新型コロナの影響下、本市経済にとりまして交流人口の増加など、プラスの影響を受けております事業を御報告させていただきます。

教育旅行につきまして、堀内議員の答弁で民泊の現状につきましては御説明いたしました。新型コロナ感染拡大後、民泊ではなく日帰り体験活動を実施するために、本市を訪れております学校が増加しているところがございます。この流れはコロナ禍において、教育旅行を中止する学校が増加傾向にある中で、訪問先を県外ではなく県内に変更し、屋外での体験を目的として実施する学校側の意向があるものでございます。

このようなことから、本市へ森の駅のシャ

ワークライミング体験、バームクーヘン作り体験、道の駅たるみずはまびらのマリン体験、垂水市漁業での餌やり体験など、県外から4校、221名、県内から19校、990名、合計で23校、1,211名の小・中学生並びに高校生が訪れているところがございます。

次に、G o T o トラベルの状況でございますが、本市におきましては、森の駅たるみず、リブマックスリゾート、薩摩明治村など、7か所の宿泊施設が登録されております。G o T o トラベルにつきましては、7か所の宿泊施設に確認しましたところ、11月末現在、利用された宿泊者数で把握できているのは、合計で約9,000名。宿泊料として支払われた総額は約4,000万円であります。各宿泊施設により配付されております地域共通クーポンは、合計で総額約630万円と報告を受けているところがございます。

本市でG o T o トラベル利用の方に配付される地域共通クーポン取扱い登録店舗は33店舗であり、各店舗の状況は把握できておりませんが、現在、道の駅たるみずにおきましては約400万、道の駅たるみずはまびらにおきましては約170万円利用されているようで、そのほかはコンビニでの利用が多いと聞いております。また、スポーツ合宿でA Zに宿泊された高校は、全員分をまとめて市内の登録店舗によりスポーツ飲料水を購入されております。

地域共通クーポンにつきましては、鹿児島県、熊本県、宮崎県、沖縄県の隣接県で利用可能となっておりますことから、本市での配付金額と利用金額が異なっているところではございますが、確実に地域の活性化にはつながっているものだと考えております。

次に、6月15日から7月31日に発行いたしましたプレミアム付商品券でございますが、新型コロナウイルスの緊急経済対策といたしまして、低迷する地域経済の活性化並びに地元消費の拡大を目的としまして、プレミアム率20%の商品

券を販売し、2億4,000万円全て完売しております。11月30日までの期間、市内の対象店舗におきまして使用され、11月末現在の換金率は97.2%、約2億3,400万円が換金されております。

昨年度、購入後使用されなかった未換金分が374万円、18万7,000円で全体の0.08%であり、今回も若干は見込まれますが、ほぼ全て換金されると思われまことから、商工業者に取りましては大きな景気回復につながっているものと思われまこと。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 介護保険料の差押えにつきましてお答えいたします。議員が述べられたとおり、介護保険料の滞納による差押えについては、厚生労働省の調査によりますと、全国において預貯金や不動産等の資産の差押え処分を受けた65歳以上の高齢者は、平成30年度に過去最高の1万9,221人に上っているようでございますが、増加した主な要因としましては、年金額の減少により、受け取る年金が少なくなった世帯が全国的に増加していることや、介護給付費の増加により、介護保険料が制度開始の平成12年時と比べ、約2倍程度になってきていることにより、支払いができなくなった世帯が多くなったことが考えられます。

御質問の本市の状況でございますが、差押え業務は保健課では実施しておらず、税金等の差押えをする際に介護保険料も含めて執行している税務課の情報でお答えしますと、平成30年度は34人。令和元年度は40人、令和2年度は10月末までの数字でございますが、21人となっております。本市においても増加傾向にあります。その中、介護保険料は年金収入額と前年の合計所得金額の合計に基づき算定することから、65歳以上の高齢者の多くは年金収入が大部分を占めるため、生活に影響を及ぼすような収入減となった方々に対しては、状況に応じて令和2年2月

分から令和3年3月分の介護保険料を全額免除、もしくは減免をしており、経済的に苦慮することがないように対応いたしているところでございます。以上でございます。

続きまして、認知症の安心サポート事業のうち、保健課では認知症に対する支援につきまして答弁いたします。保健課での取組としまして、令和元年6月に決定いたしました国における認知症施策大綱による認知症総合支援事業を実施しております。認知症の方が可能な限り住みなれた地域で、安心して暮らし続けられるよう、保険、医療、福祉の様々な分野の専門職が初期の段階から認知症による症状の悪化防止の支援や、認知症の方及びその疑いのある方に加え、その家族に対して傾聴による介護負担の軽減や、医療機関、介護事業所と連携し、情報を共有する仕組みを構築しております。

また、現在7名の認知症地域支援推進員がおり、グループホームなどの介護事業所や介護家族が抱える課題の解決、傾聴による介護ストレスの軽減を図るなど、訪問活動を行っております。加えて、平成20年度から認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守ることを目的に、認知症サポーター養成講座を実施しております。これまで約750名の方が受講され、少しずつではありますが、地域で実践していただいております。しかしながら、本年度はこうした取組も新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、相談支援の機会を増やすための認知症カフェ、家族の会等が開催できない状況にあり、主に認知症の方の御自宅を戸別に訪問し、相談事の傾聴を行っております。今後は、本市におきましても各地区の高齢者や認知症の方のニーズを把握し、支援できる仕組みの構築に向け、現在、法的整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 認知症の安心サポー

ト事業の福祉課関係についてお答えいたします。本市におきましては、認知症等の方を対象とした安心サポート事業に類似した事業として、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業がございます。その内容でございますが、福祉サービスの利用手続のお手伝いや日常生活のお金の出し入れのほか、印鑑や証書等の預かりを行うもので、10月末現在で24名が利用されているようでございます。

また、そのほかには認知症等により徘徊、または徘徊の恐れのある高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関と支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全とその家族への支援を図ることを目的とした垂水市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を実施しているところであり、現在30名が登録されております。本市におきましては、各関係機関や地域の皆様と連携し、このような取組を行うことで、認知症等の方やその家族が安心して暮らせるような体制づくりに努めているところでございます。

続きまして、具体的な取組といたしまして、池山議員よりGPSやQRコードを利用した先進地事例についての紹介がありましたが、認知症の方の徘徊に対する支援につきましては、昨年の12月議会において所管事項調査の成果として新原議員に提案をいただきましたことから、他自治体の取組等について調査を行ったところでございます。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、多くの高齢者等が自主的に外出を控え、自宅で過ごされることが想定されたこと、また見守りに関する問合せが数件あったことから、見守り活動の充実に重点を置き、関係機関との連携強化等に取り組んできたところでございます。

今後の取組といたしましては、先ほど紹介いただきました2例を参考に、また県内においては南九州市が実施しておりますQRコードが印刷された見守り安心シールを利用した事業のほ

か、現在、本市において実施している垂水市在宅高齢者等緊急通報体制整備事業の契約先であるアルソックが行うみまもりタグという小型端末を高齢者等に身につけていただく事業等を参考にし、また、どの程度のニーズがあるのかを調査しながら、本市の実情に合った方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） パートナーシップ制度につきましてお答えいたします。パートナーシップ制度とは、法律上は結婚できない同性同士など、性的マイノリティーのカップルがお互いを人生のパートナーとして宣言すれば市が証明書を発行するもので、全国では現在、64の自治体が制度を導入しているようでございます。県内の状況につきましては、議員が申されましたとおり、指宿市が来年4月からの導入を検討しているとの報道からの情報がございます。

本市の性的マイノリティーの人たちの人権に関する取組としましては、平成26年3月に策定した垂水市人権教育・啓発基本計画の中で、性的マイノリティーの人たちの人権についても記載しており、当計画に基づいて市や教育委員会の職員、教職員などを対象にした研修会の開催などを行っているところでございます。本市においては、これまでのところパートナーシップ制度の相談等を受けたことがなかったため、制度の導入について具体的な検討はいたしていません。今後、市として性的マイノリティーの人たちの人権に関してさらに理解を深め、制度のことをよく勉強させていただいた上で検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

続きまして、行政のデジタル化につきまして、お答えいたします。まず国の動向でございますが、平成29年5月にIT本部・官民データ活用推進戦略本部会議にて、デジタルガバメント

実行計画を閣議決定されております。デジタルガバメント推進方針に基づき、行政手続の原則オンライン化を内容とする法律の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が平成31年3月に閣議決定、5月に成立、公布されております。デジタル手続法の基本原則として、一つ目に手続は一貫してデジタルで完結、二つ目にワンストップでサービスが実現、三つ目が一度提出した書類は提出不要とされていますが、様々な手続がオンライン化されることにより、役所に向くことが困難な方々がスマートフォンやパソコンから行政手続をオンラインで実施できるようになり、また添付書類の提出も不要になることなどから、これまでと比較して飛躍的に便利なものとなります。

本市においては、既に住民票の写しの交付請求や児童手当の請求等、26の手続について鹿児島県電子申請共同運営システムにて電子申請の運用を行っているところです。一方、今回のコロナ禍では、マイナンバーカードの普及促進、給付金等におけるデジタル手続・早期給付の実現、テレワークや学校教育のオンライン化など、様々な分野でデジタル化の課題が顕在化しました。

こうした中、国においては行政のデジタル化を一気に進めるため、現在、デジタル庁創設に向けた準備を始めているとの報道もございます。デジタル庁創設により、地方自治体の業務がこれからどのように変わっていくかについては、今の時点でははっきりしておりませんが、現在、我々が業務に使用している基幹システムの全国統一の標準システムへの変更、AIやRPAといったデジタル技術を活用した業務プロセスの見直しがされるなど、今後、大きな変革があるのではないかと考えているところです。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震診断につきましてお答えいたします。議員御指摘のとおり

り、耐震診断につきましては県から命令が出ておりますことから、本庁舎、別館、消防庁舎の耐震診断を行い、令和4年度までにその結果を報告しなければならないと考えております。先ほど、森議員の御質問にもお答えしましたが、耐震診断は耐震補強を前提としたものではありませんが、耐震診断の結果、耐震性が低く、耐震補強が必要と判断されましたら、何がしかの対応が必要になりますと。その場合でも、今後、どの程度庁舎を使用するのかにより、耐震補強のみを行うのか、耐震補強に併せて長寿命化も行うのかの検討が必要になると考えております。

以上です。

○学校教育課長（今井 誠） コロナ禍での不登校・授業につきましてお答えいたします。児童生徒にとりましては、新型コロナウイルス感染症による一斉臨時休業だけでなく、徹底した感染症対策により、慣れないマスク着用やグループ活動の制限、体育や音楽等の活動内容の制限など、学校生活で不自由を強いられる場面も多かったと思います。また、当初は部活動や金管バンド、スポーツ少年団等の活動も自粛を余儀なくされ、不要不急の外出も制限されるなど、子供たちにとっては不安やストレスでいっぱいだったと考えられます。

そこで、報道等でも話題となっているコロナ禍での不登校につきましては、本市におきましても臨時休業中に生活リズムが乱れ、ゲームやスマートフォン等に夢中になったことや、さきに述べたストレスや不安等の影響により学校を欠席しがちになってしまった事例もわずかではございますが報告されております。市教委といたしましては、全ての小・中学校に県のスクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカーを派遣したり、関係機関や医療機関につないだりするなどの指導を行い、各学校が早期発見、早期対応に努め、不登校児童生徒数は昨年度より少ない状況を維持しているところでござ

います。

なお、現在のコロナ禍の授業でございますが、文部科学省の衛生管理マニュアル等により、最新の知見に基づく感染症対策を講じた上での授業実施に努めております。具体的には、授業場面で大きな声を発することが考えられる職員は、マスク常時着用を徹底しております。児童生徒につきましては、身体的距離が確保できない場合にマスクを着用するように変更し、特に体育等の運動場面でのマスク着用は行わないように指導しているところです。また、現在の地域の感染状況等から、毎朝の家庭での検温等による水際対策と教室の換気や手洗いの徹底等により、グループ活動や体育、音楽等の活動制限についても制限を緩めているところでございます。

本市の小・中学校では、どの学校も感染症対策の意識が高く、しっかりとした対策を講じた上で、できる限り学校行事等を行う方向で取り組んでおり、子供たちの学校生活の充実と感染症対策の両立を実現できていると考えております。以上でございます。

次に、教職員と生徒児童とのSNSにつきましてお答えいたします。教職員の不祥事根絶に向け、本市におきましても各学校で研修方法を工夫しながら、服務規律の厳正確保等の指導の徹底を図っているところでございますが、全国的に見ますと、教職員に関する不祥事等の報道が後を絶たず、そのたびに機会を捉えて職員指導等を繰り返し行っているところでございます。議員御指摘の教職員と児童生徒とのSNSの利用につきましては、毎年、年度当初に県教育委員会教育長から出される学校職員の服務規律に関する通知文におきまして、服務規律の厳正確保や信頼される学校づくり等の指導の中で触れられております。

具体的には、今年4月の通知文の中で、近年、スマートフォンの普及と共に利用が増えているSNSについては、信用失墜行為につながる

いよう、適切な利用に努めること、と言及されており、市教委としましては各学校に服務指導の徹底を図っているところでございます。本市の小・中学校におきましては、学校が家庭との連絡手段の一つとして、保護者のメールアドレスを登録していただき、学校から保護者への一斉連絡メールを活用しているところもございません。教職員と児童生徒が直接メールやSNS等でつながることは、先ほど申しあげました教職員の不祥事等につながる恐れもあることから、これからも繰り返し指導をしてまいります。

さらに、SNS等での情報発信につきまして、個人のSNS等に児童生徒に関わる内容や写真の投稿を行うことは、個人情報保護やプライバシー等の観点から問題となる場合も考えられることから、より具体的に服務指導を行うよう、各学校に指導を徹底し、信頼される学校づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

最後に、混合名簿につきまして、お答えいたします。性的マイノリティーに係る人権につきましては、近年、様々な場面で取り上げられているところでございます。学校におきましても平成27年4月に、文部科学省が通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、相談体制や支援体制を整え、具体的な対応の実施を行うことが重要とされております。その一つに、性的マイノリティーに配慮した男女混合名簿の活用も上げられているところでございます。

本市の各小・中学校では、現在、全て男女混合名簿を使用している学校が2校、一部使用している学校が2校でございます。また、来年度からの使用を検討している学校が2校でございます。現状としましては、小規模校を中心に、男女混合名簿の利用が進んでいるところでございます。しかし、児童生徒数が多い学校では、健康診断のように男女別名簿を使う必要もある

ことから、男女混合名簿との併用まで至っていない現状もございます。現在、本市におきましては、性的マイノリティーに係る配慮を要する児童生徒の報告は受けておりません。

しかし、今年度に入り、県教育庁人権同和教育課から、性的マイノリティーへ配慮した男女混合名簿の活用を進めるよう指導されているところでございますので、性的マイノリティーで悩んでいる児童生徒がいるかもしれないとの認識の下、相談体制や支援体制を整え、活用できるところから男女混合名簿の使用の検討を進めるよう、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 一問一答でお願いします。1回目の質問で大体分かりました。水産商工観光課長に大体聞きましたから、ほとんど分かって、これは質問にも当たらないかもしれないところです。ほんの先日、鹿児島市の友人と会ったのです。そうしたら、千本イチョウを見に来て、せっかくだからというので帰りがけに道の駅たるみずはまびらのレストランで食事をしたと。そうしたら、池山さん、G o T o イートの券が使えなかったよと、こもんそ商品券のことですかね、これは使えるけどG o T o イートは使えなかったよと言われて、そうなのかなと。これはまた後で確認しておくだけでいいですけど。

例えば宮田屋さんとか、ああいうところは個人的に使えないということもあるでしょうから、できればG o T o イートの券を使えるようにしていただければと。何食べたのですかと聞いたら、カンパチの何か定食を食べたのだと。だけど使えないと言われて、残念だったよと。池山さんは言っといってくれてと言われて。確認はしていないのですけど。その辺はまたよろしくお願いします。答弁はいいです。

それから、次に行きます。認知症の、福祉課長のほうだったな、QRコード。テレビだったか、御夫婦で住んでいて、御主人が認知症だと。

この人が田舎ではないですから、どこか関西の、大阪か奈良かどっかだと思うのですが、お父さんがすぐ電車に乗ってどこかに行っちゃうのだと。その日はもうどこかに行っちゃったきり帰ってこない。どうにもこうにも探しようがないと思っていたら、その自分の家から1時間、2時間かかるころの電車の駅で降りて、降りたけど自分がどこにいるか分からない。それで、ぼーっとして、どこかに座っておられるのを警察官の方が見て、どこから来たのですかと言っても分からない。それで、ひょっと見たら、この襟の後ろにQRコードが縫いつけてあったと。読み込んで、そうしたらその連絡先が出てきたと。それで連絡がついて、自宅へ帰れたと。

こういうことがあるわけですから、QRコードを、さっき検討するという話でそういう機器をとというのもあったのだけど、どれが一番安くついて、どれが一番効果的なのか。垂水はあまり人口がそういう方も多くないだろうから、どれでもいいです。QRコードをするにしても、バッグから何から衣類全部に縫いつけないといけないから、これも結構大変なのだろうなと思って。だからさっき言われた機器を貸し出すと、そういうことで対応していただければ、この件に関しても終わります。

それから、パートナーシップ制度。市長、質問はしませんよ。やっぱり、私はずーっと鹿児島県内とか見ているわけです。都城の池田市長って、この方、私個人的にですよ、その前は長峯さんという若い都城の市長だったんですけど、参議院議員になられましたか。その後、今、池田市長がなられて、この前、無投票3選されました。見ていて、有能なのです。私の感覚ですけど、優秀だなと思っていたら、この方がやっぱりさっきの行政のデジタル化とかパートナーシップ制度とか、今度の当選された下鶴市長、この方も言われた。

やはり先を行ってほしい。同じように若くて

有能な市長なんだから、この方々にぜひ負けないように、パートナーシップ制度の導入にしても、ここに書いてありますように、これはいつの新聞か、南日本新聞さんですけど。要するに、そういう制度を市町村が導入してくれると、認定を受けると公営住宅への入居が可能になったり、生命保険の受取人になることができたり、携帯電話の家族割引など民間のサービスも受けられるようになります。やっぱりこういうことを早く制度化すると、垂水市としてもね。

私が何でこのことを質問に入れたかと言いますと、今、池田議員が女性議員としてここにいらっしゃるから、垂水はもう言われませんが、さんざん言われたのですから。女性課長がいないわ、女性議員はいないわ、取材も受けましたね。それで、垂水は何かすごい封建的な町みたいと言われて、本当にもうそんなことはないのになと思って、本当にショックというか、あれだったのです。ですから、私はこういうことを先に、まだ鹿児島県はないから、このパートナーシップ制度の導入がないから、県内で一番最初にやっていただこうかなと思ったんですけど、もう既に指宿が検討に入っていると。できれば、来年4月から導入していただきたい。そうすると、新聞の方も指宿と垂水がということで、同時に書いていただけますからね。本当に垂水は男女平等のいい町なのだアピールしていただきたい。そのために、この制度の導入についてお願いをしておきます。

次の行政のデジタル化、これもさっき言いましたように、池田市長が無投票3選された。この行政のデジタル化がどんなに行政の運営に役立つかということを言われていますから。これも新庁舎はできると同時に、そういうものを導入するようにしてということでしたかもしないですけど、新庁舎は白紙ですから。この古い庁舎でそういうことができるかどうか、厳しいところもあると思いますけれども、総務課長

にも頑張ってください、こういうことをやっていただくということですよ。

次のこれからのまちづくり。ちょっと2回目に入りますけど、この新しい、今までの新庁舎計画は白紙になりましたから、今度の次の新しい庁舎計画については、やっぱりこのまちづくりの視点が外せない。市民サービスの向上のために行政機能の集約化や情報インフラの整備、錦江湾横断道路や大隅横断道路など、やっぱりこういう交通インフラの整備も一緒になって考えながら、想定しながら計画の策定も進める必要があると思うのです。

そして今度は、さっきから出ていますように、新しい課題。今まではもう造るようになっていた分に関しては、もうそこまで考えなくてもよかったのだろうけど、今年は新型コロナが出ましたから、これから新しい計画を策定していく。つくっていくには、やっぱりこの新型コロナのことを考えたスペースとか、そういうものも考えないといけない。そして、先ほどから言っている、この行政のデジタル化についても考えながら計画をつくらないといけない。そして、消防も広域化もあるかもしれない。そういうことを考えながら、考慮しながら計画も練っていかなければいけないと思うのです。この、これからのまちづくりにおける新庁舎計画、この位置づけについて、市長でもどちらでもいいです。質問します。

○市長（尾脇雅弥） これからのまちづくりということで、先ほど都城の例が出ました。前長峯市長もよく青年市長会で交流をいたしましたし、現在の池田市長は私の親戚になるものですから、この間も都城にお邪魔して、向こうは肉、こっちは魚ということで、このコロナ禍のピンチをチャンスにとということで、都城に行って、そして垂水の魚を食べてもらうというようなツアーもやっておりますので、今後、先進的に国の施策に関わって、デジタル庁の中でどうする

かという要役も担われていますから、いろんな意味で連携をして、先ほどの御意見も含めて、先駆的に取り組んでいけたらというふうに思っています。

先ほどの関連で、庁舎のことですね。庁舎というのは、先ほど話がありました庁舎そのものだけではなくて、関連する道路やまちづくり全体のランドデザインという意味でも非常に重要だったということがありますし、その考えに変わりはありません。また、これから庁舎建設において議員が御指摘をされたとおり、やはり少子高齢化で、職員の数も限られた中で、この広い守備範囲をどうコントロールしていくかという意味においては、前もお話しました3人でやってきたことを2人でやるという意味では、また同時に地方分権という中でまだ半分以上の仕事が地方に降りてくるという背景を考えると、分散ではなくやっぱり集約していかざるを得ないと。

そのときに、先ほど言いましたデジタル化をどう活用するかとか、また背景にあります新型コロナという新しい課題も出てきておりますから、その辺のことをしっかりと腰を据えて検討していかなければいけないと。今回、新庁舎の検討の一つの理由としては、財政問題があったと思います。熊本震災が起きて、令和2年度までの限定措置で交付税、関連するいろいろな利子の部分もありまして、表現としては10億円近い財政的なメリットということでお話をしておりましたので、それに間に合うような計画づくりということで、一つはそれだという経緯もございます。

もちろん60年たっているということで、耐震診断をせずにそういう形で進めていきたいと思います。しかしながら、白紙化となったわけでもありますので、住民投票直後のインタビューでもお話ししたとおり、まずは安全対策、それはまず耐震診断。

県からの命令も出ていますから、そのことをしっかりやって、その結果によって耐震診断をしなければいけないのか、あるいはどの程度のスパンで利用していくのかということをやっている。

もちろん、同時進行で次の将来、何十年先になるかも分かりませんが、将来いずれ建て替えなければいけないということは事実でありますから、そのことを賛成の方、反対の方、そして提言にもありました若い世代の人たちの御意見を聞きながら進めていくことが大事だというふうに思いますので、あらゆる声を聞きながら、冷静に丁寧に慎重にやっていると。決してやらないということではなくて、いろんな可能性を考えながら、まちづくりの一つとして考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○池山節夫議員 これはちょっと、このぐらいなら答えていただけるかなと思うから聞きますけど、副市長。前回、残念だったと。白紙化になった意味が違うと、副市長は。白紙の状態から建設に向けてここまでできて、平成28年当時の白紙の状態からきたそのときの白紙と、今回白紙になったのでは全然違いますと。財源の見通しが立たないということでは言われたのです。確かにそうです。

それでそのときちょっと言われたのが、これからのまちづくり、新庁舎建設をして、展開をいろいろ考えて、私も考えましたから、副市長は当然なんです。これが白紙になって、これからの垂水のまちづくりがどうなっていくのだろうと思いますという感想を言われた。その中でも、堆肥センターも言われたのですよね。漠然とでもいいのです。これからのまちづくり、新庁舎が白紙になりまして、新しい庁舎建設と耐震診断、耐震補強をどうするかを考えていかなきゃいけないのですけど、副市長のこれからのまちづくりについてのお考えを、短くでもいい

ですよ、ちょっと聞かせてください。

○副市長（長濱重光） 9月議会で池山議員のほうから御質問がありまして、今のようなことを答弁いたしました。私がいつも思っておりますのは、やはり新庁舎というのは本市にとりまして大きな重要課題で、その庁舎を造るということは、当然、本市にとりましてもシンボリックなものになりますし、そしてまちづくりの起爆剤となるということを私は常々思っていました。その後は、また仮にC案にもし造られたときに、やはりこのまちづくりというものを、ここの跡地利用をどうするかを含めて、商店街の方々と意見交換をし、煮詰めていって、そして併せてこの垂水市の中心部の町の活性化をどう図っていくかということを考えるには、やはり早く新庁舎を造りたいなということで、ずっと取り組んできたつもりであります。

まちづくりにとりましては、新しいものを造る方式と、それとは別に既存の施設を改修したり、そして建て替えたりすることも必要だと思います。その建て替えと言いますか、既存のものを改修して、まちづくりを進めるというのが一例で申し上げますと、私自身は陸上競技場のたるたる公園に携わらせていただきました。あの陸上競技場の今までの活用等を考えたときに、やはり多目的に改修することによって、将来の垂水の目指す6次産業化と観光振興に寄与する。実際、数年たって、交流人口も増えてきました。スポーツ合宿も増えてきました。やはりそういった一つ一つを取り組むことは、私は持続可能な垂水市の姿、そして発展性のある垂水市になるための必要なことであろうということを、私は常々感じているところであります。

そういう中で、新庁舎を造ったときに、例えば18億円なる財源を新庁舎に充当した暁には、この前申し上げました、今、清掃センターの煙突の解体を進めております。今後は、本体のヤードをいつどうしていくのかを検討しなけれ

ばなりません。そしてまた、市場のコンパクト化も考えていかないといけない。それから、堆肥センターの再生利用化に向けた何か手だても今後、考えないといけない。それから、牛根における医療・介護、まちづくりも考えていかないといけない。それからまた、牛根でありますとか、南の新城といいますか、そういったところの公園をどうするかというのを将来的にまた考えていかないといけない。

したがって、市有施設整備金を新庁舎に早く充当した暁には、そういった基金を毎年1億円は貯められなくても、数千万ずつ貯めていって、3年、5年、七、八年後、そういったものを改修しながら、市民のためのよりよい生活を維持するために取り組んでいきたい。そのことが将来のまちづくりになっていくのではないかなという視点で、この前そういう答弁をさせていただきました。総じていろんな課題もありますけれども、そういうことを、将来的な垂水市を考えたときに、どうしていくかを考えたときに、やっぱり一つ一つランドデザインを描きながら取り組んでいって、そして垂水市のあるべき姿を描きながら取り組んでいくということは大切であるというふうに思っております。そのことがまちづくりにつながっていくというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○池山節夫議員 本当に残念ですけどね。この庁舎は、私は家が近いですから、この庁舎が建つ前は木造だったのです。教育長がうなずかれていますけど、ほんの近くだから。火事になったときに、本当に。教育長のところはそこですから、私のところはまだ大分ちょっと離れていますけど、もう木造の火災で火柱が上がって、私はおやじに、お父さん、火が来るって、思わず叫んだのを覚えていますから。それが昭和32年です。この庁舎は33年に建っていますから、わずか1年で建てているわけです。

だから、ここに、これは新庁舎建設の検討結果報告書。平成29年3月に出た分ですけど、この新庁舎をなぜ造らないといけないかというのと、施設の老朽化とかもあるのです。これは市報で市民の皆さんにも報告されています。これが検討結果報告書の結びの部分に、現庁舎を継続的に活用できる耐震補強工事は、耐震壁の新設構造体の補強だけでなく、くい打ちを行っていない本館のくい、基礎の補強が不可欠である。建設当時の詳細な図面がなく、くい、基礎工事には大きな課題があると考えられる。

今後、耐震補強工事を実施した場合は、耐震壁や補強材のため、事務室がさらに狭小になるなど、執務環境の悪化、さらには来庁者への行政サービスの低下など、影響が大きいと。以上のような問題点を抜本的、また早期に解決するためには、新庁舎の建設が望ましいと考えられるというのが、この前まであった計画の、その大本になっているわけです。だけど白紙になりました。

それでまたここで耐震補強だ、耐震診断だ、耐震補強の議論を今していますけど、私は所管事項調査で耐震補強をしている庁舎はどこだったか忘れましたが、見に行ったことがありますけど。この建物でしたら、ほとんど鉄筋の筋交いが全部入りますよ。そこは入っていたのだから。もう耐震に見合うようにするには、筋交いが鉄筋のでかいのが入ります。窓なんか暗くなります。そういうのが入っている庁舎はどこだったか、視察しました。外だけではないですよ。内側にも入りますから。そのぐらい、こういう古い建物は耐震補強をしないとたないのです、くいを打って。

ですから、県からの命令が来ていますから、耐震診断はしないといけないだろう。先ほどからありますように、耐震診断をして、どの程度にするのか。長寿命化をするのか。でも、この建物を使い続けるといけないから、耐震補強

をあるレベルはしないと市民の皆さん、職員、我々も命がかかりますから、それをしないわけにはいかないのですけど。財政課長、この新聞にありましたように、南九州市が庁舎建設を急ぐと。それに関しては、新庁舎建設の前倒しが必要だと。合併推進債で造らなければいけないけど、これの期限延長がどうも難しい。

こういうものが、合併推進債の延長が難しいのに、今朝の堀内議員が言われましたように、こういう新聞に市長はもっと市長会なんかでこれが延長になるように早く要望しろと、陳情しろと。そうでないと資質を問われるよみたいなことが書いてあるのですけど、それはそんな簡単なものではないですよ。この合併特例債だけ、これが延長されないのに、財政課長、これ、今度使う予定だったこれが延長される。少々の陳情で延長されるのだろうか、私見でいいです、財政課長の。

○財政課長（濱 久志） 今回の公共施設等適正管理推進事業債を借入れ予定だったのですが、今現在、この事業債が時限立法なもので、本年度で終了するという事になっております。次年度以降、延長されるかというのは、今現在は明らかにされておられませんので、恐らく感覚としては本年度で終了するのではないかと見ておるところでございます。

以上です。

○池山節夫議員 見通しについて、市長にも。

○市長（尾脇雅弥） ちょうど先月だったと思いますけれども、全国市長会の、私は役員の一人名のものですから、その中で関連する事務次官がこの件に関してのお話もされました。また、本市同様、合併をせずにこの令和2年度までの対象に向けて努力をしたのだけど、間に合わなかったという市町村、市がありまして、どうなのだという話の中で、次年度はもうないということであります。ただ、要請として全国市長会の会長にこのことを取り上げてほしいと。当然

まだ実施計画の段階に至っておりませんから、そういう要請もありましたので、チラシの詳細を見ておりませんが、そのようなことが書いてあったと思いますが、なかなかそう簡単ではないと思います。

しかし、財源を見つけてくる。これまでもかなり他市に比べてそのことはできていると思いますけれども。今回、コロナ禍の中で、いろんな財源が来年度予算厳しくなる中で、例えば国土強靱化というのが3年間で7兆円でしたか、これが終わって、次5年間で15兆円というのが自民党と公明党の中で決定して、その方向性だということの話も地元の代議士にお願いをする中でもありましたから。そういったものと関連して、今のところはないのだけれども、違う視点から安全上必要なのだということで、やはり財源の問題というのは非常に大きな問題ですから、できるだけ手出しを少なくやれるということがいいわけでありまして、本市の自主財源としては限られています。

どうしても国に頼って、うまく相談をしながらやっていかなければいけないという中では、私もしっかりと、今、白紙化の中で次がどうという現状においては見込みはありませんけれども、今申し上げたようなことの訴えをしっかりとしながら、次へ向かって耐震診断の結果、耐震補強をする可能性もあるし、新しい庁舎というのもしずれはということでもありますから、いずれにしても財源というのは必要になってきますから、少しでもその道を見つけていきたいというふうに思っております。

○池山節夫議員 一生懸命、陳情して、努力されているわけですけど、そんなに簡単なものじゃないと思いますよ、私。間に合わなかったから、議会で白紙になったから延長してくれと言ったって、そんな国も今この新型コロナで保健衛生的な面でも相当なお金、国家予算を使っていますよ。G o T o 関係でも、私はちょっと調

べたら、1兆2,000億円ですよ。G o T oトラベル、G o T oイートとかね、そのお金が1兆2,000億円です。これだけ国もお金を使っているところに、なかなかその時限立法、じゃあいよいよと言って延長できるかなと、その危惧はあります。ですから、この辺は努力していただくとしまして、これからも市長に頑張ってくださいけど。

今朝ほど、堀内議員が質問された牛根境の防災の300億円。これを森山先生の耳に入らなければいいのだがと思うけど、あれは俺が取ってきたのだと言った人がいるらしいのです。もし私の耳に入るくらいだから、市長の耳にも入っていると思いますけど、もし本当にそういう力のある人がいらっしゃるんだったら、その人をお願いをして10億円借りるのですよ、300億円俺が取ってきたと言うのだから。その人にぜひ、もし分かるのだったらお願いして、財源を何とかしてください。

これで終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後3時55分から再開いたします。

午後3時42分休憩

午後3時55分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

○財政課長（瀧 久志） 先ほどの池山議員の一般質問の答弁の中を、一部訂正させていただきます。公共施設等適正管理推進事業債につきまして、時限立法と申し上げましたが、正確には時限措置となりますので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（篠原静則） 次に、3番、前田隆議員の質問を許可いたします。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 お疲れさまです。本日、6番目の質問者となりました。今回も市民の関心事や課題などを質問いたしますので、よろしくお願いたします。

さて、前回9月の一般質問で、避難所の備品購入数量について、ワンタッチパーティションやマットなどの不足品を指摘し、購入を要望いたしておりましたが、早速、今回専決処分されました補正予算で、ワンタッチパーティション追加100張、床上マット400枚を購入いただきました。迅速な対応に、評価と感謝を申し上げます。また、地方創生臨時交付金の充当残額の活用事業につきましても、地域経済活性化、地元消費拡大を目的としたプレミアム商品券事業、新型コロナで学校が臨時休業になった場合のオンライン学習環境整備事業、新型コロナ感染対策として垂水中央病院の感染防止強化対策事業、医療従事者等への慰労品支給事業など、今回の補正予算第9号で専決処分し、活用していただくことになりました。

執行に急施を要したため、10月9日に専決処分となりました。どの事業も新型コロナウイルス対策と経済活性化対策で重要であり、有意義な事業であります。ただ、その事業等の予算内容が我々議員に知らされましたのは、専決処分をした日から3週間後の10月30日でした。専決処分は承認されなくても執行できますが、議会軽視ととられかねませんので、今後は、専決処分した予算等はできるだけ速やかに議会や議員に報告し、内容に理解と承認が得られるように要望しておきます。

さて、今年も12月に入りました。千本イチョウ祭りも新型コロナウイルスの感染症拡大第3波が押し寄せる中、感染防止に努めながら、例年どおり実施されております。周遊観光で道の駅や飲食店に立ち寄られる来訪者も多いと思います。新型コロナ感染症拡大防止に、さらに万

全を期して、垂水市から感染者を出さないことを願い、通告に従って質問に入ります。

それでは、初めに、コロナ禍の地域活性化対策事業の検証について伺います。一つ目の、誘客促進事業たるみずおもてなしキャンペーンについて。趣旨は、新型コロナウイルスの影響で10月に開催が予定されていた国体の延期等により、宿泊業者を中心とした観光関連企業に対する支援対策を行うことで、経済停滞を払拭することを目的とし、10月、11月の本市宿泊者1,000組に特産品をプレゼントすることとし、実施したものです。

誘客を促進するため、宣伝、周知はどのようにしたか。また、効果はどうだったのか。宿泊施設の宿泊状況はどうだったか。特産品のプレゼントの内容はどんなものを用意し、宿泊者の反応はどうだったのか聞かせてください。また、特産品のプレゼントが好調で、数量不足が生じたことも聞いております。その理由と事業の総括もお聞かせください。

次に、大きな2番目の垂水市水道事業について質問に入ります。まず、重要拠点施設につながる基幹管路更新事業の現状と進捗、見通しについて伺います。公営企業決算特別委員会でも、水道管の耐震化事業の現状と、耐震管の適合率の質問はされております。それによりますと、基幹管路の適合率は20%、全体に占める割合は5%とのことでした。本市の水道ビジョンでは、強靱な施設づくりを掲げ、老朽化による漏水事故や機能損失等を回避するため、基幹管路の耐震管の更新と併せ、老朽管の更新を優先して実施し、有収率の向上と水道水の安定供給に努めるとされております。

基幹管路の更新事業は、重要拠点施設への給水確保の観点から、救急指定病院、福祉施設、観光庁など、非常時でも断水を回避する必要のある施設のあるところから優先して行う必要があります。その観点から、基幹管路の更新事業

を進めていただいていると思いますが、重要拠点施設につながる基幹管路の更新事業の現況と今後の計画、また進捗は1年でどれぐらい進み、基幹管路の更新事業完成はいつになるのか、の見通しについて伺います。

次に、3番目の国民健康保険について質問いたします。1点目は、コロナ禍で国民健康保険税の減免申請が増加しているが、国保税軽減予想額は幾らか、その補助金について伺います。今年には自然災害もあり、それによる減免申請もあります。例年と比べ、保険税の減免申請増加が予想されます。コロナ禍や自然災害で仕方のないことではありますが、被保険者にとりましては必要な救援策であります。その増加する今年度の軽減予想額を教えてください。また、その軽減相当額に対して、国や県の補助金、交付金はどのようになっているのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 誘客促進事業たるみずおもてなしキャンペーンにつきましてお答えいたします。本事業は、本年2月からの新型コロナウイルス感染症により、深刻な影響を受けております観光関連企業の支援を目的として実施したところでございます。国体の延期により、選手、役員、約1,500人分の宿泊がキャンセルになった10月に実施し、観光関連企業に経済対策並びに市内の特産品等生産業者への支援対策として取り組んだところでございます。

広報宣伝につきましては、事業をスタートしました10月末に市長自ら鹿児島市内のテレビ局3社、ラジオ局2局の報道機関を訪問し、PR活動の実施並びにキャンペーン参加の各宿泊施設と連携し、SNSを活用した情報発信を展開してまいりました。このようなPR活動により、テレビでの放映や新聞等で掲載していただくなど、幅広い周知につながり、キャンペーン開始後、数週間で宿泊客が増加しており、人気のあ

る商品につきましては在庫がなくなる状況でございました。

また、市内主要宿泊施設の稼働状況につきましては、4月から7月は対前年比39.8%と、宿泊者は落ち込んでおりましたが、8月から9月は対前年比64.8%となり、本事業実施の10月から11月におきましては84.7%まで回復し、宿泊施設によりましては対前年比の約200%まで増加している状況でございます。

次に、今回のキャンペーン商品でございますが、垂水市漁協セット、牛根漁協セット、桜島美湯豚セット、道の駅セット、観光協会セット、インゲンとエビスープのセット、かりんとうセットなど、魅力ある本市特産品をそろえております。本事業につきましては初めての取組であり、前年の宿泊データを元に支払金額に応じて半額相当の特産品をプレゼントすることとしておりましたが、G o T oキャンペーンの効果もあり、家族、グループの宿泊者が増加するなど、宿泊額が高額となりましたことから、1組の宿泊者に対しまして商品が多数必要となりました。

当初、キャンペーンの対象者は1,000組、もしくは商品がなくなり次第終了としておりましたが、現段階では宿泊料金が安価なプランよりも高額な食事付プランなどの宿泊者が多いこともあり、600組の宿泊者にしか差し上げられませんが、結果としましては旅行消費額が増加しており、経済効果は十分にあったものと認識しているところでございます。

また、宿泊された方々からは、垂水のおもてなしに感激しました。年末に商品が届くのを楽しみにしています。宿泊して特産品がもらえることに感謝の気持ちでいっぱいです。これからは垂水を応援しますなど好評であり、宿泊施設からは今後も継続的にこのような事業を実施してもらいたい、お客様の反応がすごくよかった、などの報告をいただいたところでございます。水産商工観光課といたしましては、この事業を

通しまして、本市の特産品についてPRできたことから、今後、販売の拡大につながればと期待しているところでございます。

以上でございます。

○水道課長（森永公洋） 重要拠点施設につながる基幹管路更新事業の現状と進捗見通しにつきましてお答えいたします。垂水市の上水道事業における導水管、送水管及び排水管の総延長は約153キロメートルであります。そのうち主要な災害避難所、医療機関、福祉施設、官公庁など、いわゆる重要拠点施設への水道管路が基幹管路とされております。現在、本市における基幹管路の延長は約24キロメートルですが、そのうち耐震性を備えた水道管、いわゆる耐震管及び耐震適合管は約4キロメートルであり、基幹管路の耐震化率は約20%でございます。

水道は、市民や企業の皆様にとって欠かすことのできない重要なライフラインであります。例えば中央病院や市民館といった重要拠点施設への水道供給体制確保のほかに、基幹管路全体の中での老朽化が進んでいる管路の更新、また基幹管路以外の水道管路の全体の中の老朽管や、市内各所にある様々な水道施設の更新も並行して進めていかなければなりません。

水道課においては、平成31年3月に策定した新水道ビジョンと経営戦略に基づき、今後40年間かけて、毎年度1億円程度の予算措置を図り、水道管や各施設の更新を実施することとしており、その実施に際しては、必要性や緊急性の高いものから優先順位を定めた上で、計画的に実施してまいります。

また、今年度において策定する全管路の耐震化計画において、重要拠点施設への基幹管路の更新時期を定めることとしております。今後の進捗としましては、基幹管路については距離にして年に500メートル程度を更新し、40年間で耐震化を完了する予定です。

以上でございます。

○市民課長（篠原彰治） コロナ禍で国民健康保険税減免申請が増加しているが、国保税軽減予想額は幾らか、その補助金につきましてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免としまして、令和元年度課税分が41件、減免額101万6,400円。令和2年度課税分が44件、減免額956万3,100円、合わせて1,057万9,500円を見込んでおります。この内訳は、既に減免済みであるものが、令和元年度課税分28件、減免額76万6,100円。令和2年度課税分31件、減免額682万3,900円となっており、減免等の相談があり、減免の申請がなされていないものが、令和元年度課税分13件、減免額25万300円。令和2年度課税分13件、減免額273万9,200円となっております。

なお、昨年度の国保税の減免は8件で、減免額は47万円程度となっております。今回の新型コロナウイルスに関する減免分については、厚生労働省からの通知により、減免した額の全額が令和2年度災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金で財政支援を受けられるものとなっております。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。1番目の誘客促進事業たるみずおもてなしキャンペーンの取組と結果は分かりました。宿泊施設の稼働率も85%に回復し、宿泊者にも好評でよかったと思います。

次に、2番目の垂水市水産物販売促進緊急対策事業について質問いたします。この企画も国体中止と新型コロナの影響で、出荷量が減少したカンパチ・ブリの販売促進と消費回復の支援策として、テイクアウトの井フェアを実施し、また学校給食へ月1回の水産物提供を9月から3月まで実施するものであります。まず、井フェアについて、企画内容、販売状況、評価、効果について、また学校給食用食材提供にどれぐ

らい用意したのか伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 垂水市水産物販売促進緊急対策事業につきましてお答えいたします。まず、ブリ・カンパチ井フェアは、新型コロナウイルスの影響により販売数が減少し、需要が落ち込んでおりますカンパチ・ブリの消費対策並びに国体が延期となり、本市への来場者減少の対策と併せまして実施しているものでございます。カンパチ156尾、ブリ156尾、合計312尾を両漁協より購入し、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、桜勘食堂の3か所に無償提供することにより、テイクアウトのカンパチ・ブリ井を500円の特別価格で、10月1日から12月13日まで、合計5,000食の販売を予定しており、ホームページ、ポスター等により周知を図り、テレビ、新聞等でも紹介されているところでございます。

なお、販売状況につきましては、各店舗とも数量限定の特別価格で販売しましたことから、まとめて購入される方が多くみられ、短時間での売り切れとなり、購入者からは好評を得たところでございますが、売り切れにより購入できなかった方もおられ、次回の販売日の案内をするなどの対応をされたと聞いております。今回の井フェアの効果により、道の駅たるみず並びに道の駅たるみずはまびらにおきましては、来館者の増加に加え、相乗効果により他商品の売上げの増加も図られたと報告されております。

次に、学校給食用の食材提供は、カンパチ・ブリの消費並びに食育活動を目的とし、学校給食の食材としまして、9月から3月までの期間、毎月1回、合計7回の計画であり、1回の食材としまして、カンパチもしくはブリを約25匹分の53キロを提供しており、11月末現在では献立の食材として3回使用されているところでございます。

これまで本市では、地方創生臨時交付金事業の中でカンパチ・ブリの消費対策としまして、

水産物PR消費対策事業など、様々な事業を実施しているところであり、事業合計でカンパチは約1,026尾、3.5トン。ブリは約993尾、3.8トンを購入しておりますことから、事業効果としての消費対策並びに市内の児童生徒へ新鮮なカンパチ・ブリのおいしさを知ってもらうことにより、魚食普及につながるものだと思います。

以上でございます。

○前田 隆議員 内容や結果はよく分かりました。答弁では、盛況で、好評も得たとのことでした。道の駅では来訪者も増え、他商品購入の相乗効果もあったようです。

2点目の学校給食についてはまだ途中ですが、どんな調理法で提供し、児童生徒の反応や評判はどうだったのか。中には魚の苦手な子供もいると思いますが、その対応などをお聞かせください。

○学校教育課長（今井 誠） 垂水市水産物販売促進緊急対策事業の学校給食への提供につきましてお答えいたします。垂水産ブリ・カンパチの学校給食への提供につきましては、本事業のほか、従来から本市独自で実施しております市水産振興支援事業や給食センター独自購入分、県の学校におけるおさかな消費緊急対策事業から提供を受け、大変ありがたいことに月に五、六回、ブリやカンパチが提供されることとなりました。

そこで、給食センターでは、素材そのものの味を生かした調理だけでなく、焼く、揚げる、揚げてあえるなど、様々な調理方法や味つけを変えるなど、創意工夫されたメニューを開発し、これまでの27回は、全て違うメニューで子供たちに提供されております。このことにより、様々な味で地元の食材を味わうとともに、食育の充実にもつながっているところでございます。垂水の子供たちは総じてブリ・カンパチ好きが多く、魚嫌いな児童生徒のことも考慮し、魚の臭みを取る味つけや硬くなりにくい調理方法を

工夫して、できるだけ食べやすくしているところでございます。

子供たちの感想につきましては、カンパチフライはとてもおいしいと大絶賛されていたり、カンパチの黄金焼きはカレーの味がすると喜んでもりもり食べていたり、ブリの塩こうじ焼きは皮までおいしかったと苦手な子供も完食したりするなど、いろいろな味つけを楽しみながら、子供たちも先生方も大変喜んでる姿が感想から伺えたところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。給食についての状況はよく分かりました。27回違うメニュー等で工夫されていて、ありがたいことです。

さらに11月より学校給食食材費支援事業として、牛肉ステーキを3月まで月1回提供する支援事業を実施されます。この事業も新型コロナの影響で消費が落ち込んでいる牛肉に対し、地元畜産農家を支援し、また学校行事が中止や縮小し、元気のない子供たちを励ます事業として企画されております。学校給食を通じて、地元水産業や畜産業の支援をされますことは、臨時交付金活用事業として有益なことと思います。

この事業も成果と好評を博すことを期待いたしまして、次の3番目、新型コロナウイルス対策プレミアム商品券事業について質問いたします。この事業については、本会議初日にプレミアム商品券の発行予定数、販売方法、妥当性、公平性などについての質疑がありましたので、1点だけ質問いたします。プレミアム率100%は多過ぎるのではないかという声を聞きました。その声に対し、プレミアム率100%にした経緯についてお伺いいたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業の販売に至った経緯につきましてお答えいたします。新型コロナウイルスの緊急経済対策といたしまし

て、各市様々な取組を実施されております。県内19市の全てが現金ではなく商品券の配付、もしくは販売をされており、本市を含む7市が対象を全市民もしくは全世帯として100%のプレミアム付商品券を販売されており、ほか7市は40%以下のプレミアム付商品券を販売している状況でございます。主管課といたしましても、市民の消費意欲の喚起並びに商工業の景気回復につながることを目的としておりますことから、市民へ商品券を配付、もしくは販売するかについて、県内で実施されている市の状況を踏まえ、検討を重ねてまいりました。

本市としましては、市民の消費意欲の喚起と商工業の景気回復につながるように、金額につきましては幅広く市民の皆様へ購入していただくために、買い求めやすい購入金額1万円としたところでございます。なお、本市基幹産業でありますカンパチ・ブリのセットを全ての購入世帯の方にプレゼントすることで販売数が減少し、需要が落ち込んでいるカンパチ・ブリの消費対策につながるものでございます。

11月13日に応募受付を終了しましたところ、大好評であり、昨年度のプレミアム付商品券の1,517世帯、さらに本年度第1回目の実績2,408世帯を大きく上回る4,452世帯の申込みとなっております。市全体6,284世帯のうち4,452世帯、70.8%の方々が申し込まれておりますことから、市民の平等性は保たれており、さらに事業効果は十分あったのではないかと思います。今後、市民の消費意欲の喚起並びに商工業者にとりましては大きな景気回復へつながるものだと期待しているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 プレミアム率100%にした経緯や趣旨は分かりました。また、ブリ・カンパチセットのプレゼントもあり、申込み状況が多数で、事業効果は期待できるとのことでした。この事業は近江商人の三方よしの理念に通じる、

いい企画だと思います。垂水市の地域社会がこの事業でよくなることを願い、地域活性化対策事業の検証については終わります。

次に、2番目の重要拠点施設につながる基幹管路の件について、答弁をいただきました。毎年の進捗は、距離にして約500メートル、完了まで40年を要する見通しとのことでした。毎年の予算が1億円程度であり、基幹管路以外の老朽化した水道管の更新、水道施設の更新等もあり、重要拠点施設への基幹管路の更新だけを優先して実施するわけにもいかないということなのです。今年度、策定する全管路の耐震化計画において、重要拠点施設への基幹管路の更新時期も定めるとの答弁でしたので、それを待ちたいと思います。

それでは2点目の、内之野の第4水源系の配水池への緊急遮断弁を設置する計画について質問いたします。内之野浄水場水源の配水池は、垂水市水道の生命線です。配水池の緊急遮断弁は地震等で水道管が破損し、漏水が発生した場合、配水池の水量が急激に減量し、給水に支障をきたすのを防止する設備です。また、緊急時の貯水槽としての役割もあるので、水道ビジョンでは早急の設置計画があります。先ほどの基幹管路の更新事業が長期化する中で、なおさらその設置は急がれます。その設置はどのようになっているかについて伺います。

○水道課長（森永公洋） 内之野の第4水源系の配水池への緊急遮断弁を配置する計画につきましてお答えいたします。配水池とは、浄水処理後の水道水を貯留する施設であるとともに、自然流下により給水区域内の水道水の一定の水圧を維持するための重要な拠点設備であります。中央地区では、新光寺と井川と城山団地の3か所に設置しており、ほかに新城地区、海潟地区にそれぞれ1か所設置しております。

例えば、地震災害により市内に張りめぐらされている排水管が各所で破損し、大規模な漏水

が発生した場合に、配水池の出口に当たる水道管を自動的に緊急遮断し、配水池に貯水されている水道水が急激に減少することを防ぐとともに、非常時に応急給水用の水道水を確保するための設備が緊急遮断弁でございます。本市では、この設備の導入はまだ行っておりません。

前述しましたが、本市においては、今後、長期計画に基づき優先順位を定め、水道管や施設の更新を実施してまいります。限られた予算の中で本市水道事業の維持、安全、強靱化をバランスよく進めていく過程において、防災上、重要な設備として位置づけられている緊急遮断弁についても、基幹管路の耐震化工事の進捗と併せて必要なタイミングの設置を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 まだ導入はどこも行っていないとのことでした。具体的な計画もまだのようです。これも予算の関係と、今後の長期計画で優先順位を策定する中で、設置を検討するというようなことでした。桜島の大噴火から100年以上経過し、桜島大噴火が近いと予想されています。噴火に伴い、大規模な地震も起こると言われております。水道管の破損による漏水や断水発生の可能性もあります。先ほどの基幹管路の耐震化工事と緊急遮断弁設置は、水の安定供給の観点から重要な最優先取組課題と思います。予算と全体的なバランスもありますが、できるだけ早い実施をお願いして、次の質問に入ります。

3番目の国保税軽減予想額についても答弁をいただきました。国保税軽減予想額については、約1,000万円になるようですが、国や県が全額負担していることが分かり、安心いたしました。それでは、次の国保健全化対策について質問いたします。皆さん、御承知のとおり、平成30年度決算が赤字で、令和2年度に赤字の解消が見込まれない市町村は、県が作成した鹿児島県国

保運営方針に基づいて、赤字解消のための健全化対策を策定し、提出することになっておりました。残念ながら、本市もその中に入っており、一般会計より法定外繰入を受けております。

どんな事業会計でも、入るを量りて出ざるを制するのが経営の基本です。赤字を解消するためには、歳入の確保を図り、歳出を抑え、歳入と歳出の均衡を保つことが求められます。本市の提示した赤字解消、削減の具体策について、その説明や課題を歳入面と歳出面から伺います。

○市民課長（篠原彰治） 国保健全化対策につきましてお答えいたします。まず、現在の国保の制度について説明させていただきます。国保制度は、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。この改革に伴い、県が県内の医療費の給付に必要となる費用を市町村へ交付することとなりました。この医療の給付に必要な費用は、県内自治体ごとの医療費等に応じて、納付金として収めることとなっています。この納付金は、県内の医療費の状況により変動することから、市町村の国保財政は納付金の額により左右されることとなり、市町村の医療費水準が高いほど、この納付金は高額になる傾向となります。

このことから、国保財政の赤字解消・削減のため、歳入と歳出の均衡を図る必要があります。まず、歳出面の取組について述べさせていただきます。納付金の金額に影響する医療費を削減するために、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施と未受診者への受診勧奨、重複受診や重複服薬訪問、糖尿病重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進といった取組を行い、病気の早期発見・早期治療、不要な診療の抑制、薬代の削減といった医療費の適正化の取組を行っております。

また、こういった取組に市民一人一人も積極

的に参加し、健康意識を高め、健康寿命の延伸を図れるよう商工会商品券と交換できるポイントを付与する健康ポイント事業も、平成30年度から実施しております。歳入面でも、このような歳出削減のために取り組むことで、国や県からの様々な交付金等を受けることができることから、積極的に交付金等が活用できるよう取り組んでおります。具体的には、国の特別調整交付金や県から交付される県繰入金2号分も積極的に活用しております。

また、鹿児島県国民健康運営方針において、令和5年度までに県内全ての自治体において課税方式を4方式から3方式へ変更し、資産割を廃止することが掲げられていることから、本市においても令和2年度から段階的な廃止に取り組んでいるところであります。国保税率の改定につきましては、被保険者への負担へ直接つながるものであることから、状況を見極めながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。歳出を抑えるために、医療費適正化に様々な取組をされていることは分かりました。高額医療の原因になる成人病の予防と重篤化防止のため、特定健診や特定保健指導が必要で、重要なことはいま言うまでもありません。その意義と重要性について、繰り返し周知徹底し、被保険者自身の健康と医療費の抑制につながることをあらゆる機会を捉え、発信し、我々も協力して、市全体で受診率向上に取り組んでいくことが肝要だと思います。

次に、歳入面について、様々な交付金確保の取組や保険者努力支援制度への参加で、歳入確保に努力しておられることも分かりました。ありがとうございます。特に税務課の職員の皆様には、保険税収納率向上に努められ、去年は収納率96.8%まで向上させておられます。97%までアップすれば、交付金が現状の600万から

1,500万にアップすると聞いております。大変な職務ですが、あともう少しです。歳入確保の観点からも97%達成を目指して、御尽力をお願いいたします。

それにも関わらず、赤字解消できない場合、国保税の税率改定を検討しなければならないと思います。税率改定は、県が求める標準税率に改定すれば、国保税収は改善され、赤字解消は可能かもしれません。しかし、大きな負担を強いることになり、急激な税率改定は避けなければなりません。新型コロナウイルスの影響で環境は厳しくなり、現状ではとても改定する状況ではありません。ただ、赤字解消のための税率改定のシミュレーションは準備しておく必要はあります。改定のタイミングにつきましては、コロナ禍が収束し、平常になった時点、また課税3方式が完了し、落ち着いた時点で、国保運営協議会の意見等を踏まえて、慎重に検討していただくよう要望いたしまして、以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（篠原静則） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会いたします。

午後4時41分散会

令和 2 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 2 年 1 2 月 9 日

本会議第3号（12月9日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年12月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、1番、新原勇議員の質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 皆さん、おはようございます。コロナ禍で日本列島がおびただしい中でも季節は移り変わっています。今、垂水千本イチョウも色づいており、夜のライトアップが今週まで延長されました。夜9時までライトアップをされております。ぜひ皆さんもPRをよろしくお願いいたします。

G o T o トラベルも6月末まで延長になる予定であります。そこで、発行される地域クーポン券も垂水市で消費されることを期待します。しかしながら、このクーポン券を使えるお店を探すホームページが、なかなか私も見つけられず苦労しました。日々垂水市で使えるお店も増えているので、垂水市のホームページでもリンクさせ、見つけやすいよう工夫してもらいたいです。

そして、この冬、気になるのは高病原性鳥インフルエンザです。現在6県で18事例、230万羽が処分されました。近くの都城市にも発生しております。専門家は、防疫を今まで以上にしないと危ないと警告しています。各関係団体の

方は引き締めて防疫をお願いいたします。

議長の許可を得て、さきに通告しておりました質問事項に基づいて行いますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

島津家墓所について。令和2年3月10日、鹿児島島津家墓所構成文化財が国指定史跡に垂水島津家墓所も指定されました。そして、日本遺産として、「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く」と題しPRしています。この秋の行楽シーズンも、千本イチョウをはじめお長屋、垂水島津家墓所を市外から見学に来ていらっしゃるいました。

しかしながら、島津家墓所は、7月の豪雨により城山の土砂崩れがあり、島津家墓所まで立木が流れ込み、一部倒壊されたままになっています。痛々しい現状であります。島津家墓所の現状と今後の復旧についてお聞かせください。

垂水高校について。垂水市は、垂水高校に対して通学補助、いろんな資格試験料、東進スクールの受講料と手だてをしていますが、なかなか生徒数が増加していない現状です。新たな生徒数確保のため、どのような対策があるのかお聞かせください。

成人式参加者のPCR検査補助について。現在、新型コロナウイルスは夏には沈静化するのではと期待されましたが、12月4日、大阪では非常事態宣言、東京・北海道ほかでは65歳以上と基礎疾患のある方は不要不急な外出を控えるようにと。また高齢者の感染が特に広がっています。子供たちの感染も、多いのは家庭からと、感染はとどまることを知らない様相です。大阪・北海道では、看護師不足のため自衛隊に派遣要請のお願いをしています。

このような中でも、垂水市の成人式は1月5日に行われます。この日を楽しみにしている若者もたくさんいます。しかし一方では、帰ってきてもいいのだろうか、爺ちゃん婆ちゃんに、また親、または恩師の先生にうつさないだろう

か、また友達はすんなり会ってくれるのだろうかとかと案じてる人もいます。今回の成人式で県外対象者は何名ほどいるかお聞かせください。

限界集落について質問します。現在垂水市の人口は、10年前と比べると人口で3,390人、世帯では909世帯減少しています。計算上では1世帯減るごとに3.7人減っていきます。少子高齢化でますます平均年齢も上がってきます。コミュニティが崩壊してくると、集落水道の維持、道路等の草刈り・清掃などできなくなってしまいます。垂水市の限界集落の基準はどのようになっているのか、また143振興会の現在の状況についてお聞かせください。

市庁舎建設について。8月9日に住民投票により反対が賛成を上回り白紙となりましたが、垂水市庁舎建設に関する住民投票条例第14条には、投票結果の尊重、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならないと示されています。

当然結果を受けて新たな模索を探らないといけないが、9月議会では反対された議員に責任を取ってもらうとか、10月の市報でも市民コラムに片方だけコラムを掲載するなど、とてもノーサイドの動きではありません。

そこで、なぜ休祭日、時間外にも車座説明会を何十回もしたにもかかわらず、市庁舎建設が市民に受け入れられなかったのか。そこで住民投票から4か月たとうとしています。何がいけなかったのか、その総括ができていますのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○社会教育課長（紺屋昭男） おはようございます。島津家墓所の現状と今後の復旧についてお答えいたします。

令和2年7月6日の豪雨により午前6時頃、垂水島津家墓所の裏山の土砂崩れが発生したため、その土砂や倒木の一部が墓所敷地内に流入し、垂水島津家領主の子の墓石や関連の灯籠な

どが破損したり、土砂に埋没したりしている状況でございます。

議員御承知のとおり、墓所につきましては本年3月に国指定史跡に指定されたことから、発生直後に県文化財課を通じて文化庁に国指定文化財毀損届を提出し、現在、文化庁や鹿児島県文化財課の指示を仰ぎながら復旧作業の準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 生徒数増のためにどのような支援策があるかという御質問にお答えいたします。

垂水高校の生徒数増のための対策として、平成23年8月に制定した鹿児島県立垂水高等学校振興支援計画書に基づき、垂水高等学校生徒通学費等補助金交付要綱を制定し、平成24年度から部活動等活性化補助金、広報支援補助金、検定支援費等補助金、平成25年度から通学費補助金、平成27年度から通信講座受講料補助金、そして平成28年度から家賃補助金、以上6つの支援制度、シックスサポートを実施し、入学者の確保に努めているところでございます。議員御質問の新たな支援策というわけではございませんが、今申し上げた6つの支援制度を粘り強く行い、支援を続けてまいります。

以上でございます。

○社会教育課長（紺屋昭男） 県外の成人式対象者についてお答えいたします。

令和3年成人式につきましては、市長の諸般報告でもございましたが、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら規模を縮小して開催する予定としております。令和3年成人式の対象者は152名で、そのうち垂水中央中学校を卒業し、就職や進学等で市外転出された対象者は52名で、うち県外の対象者は21名でございます。

なお、市内に住所を置いたまま県外の大学や専門学校等に進学している学生の人数までは把握していないところでございます。

以上でございます。

○市民課長（篠原彰治） 垂水市の限界集落の基準と143振興会の状況は、につきましてお答えいたします。

垂水市独自の基準はございませんが、限界集落の定義といたしましては、65歳以上の高齢者が集落人口の50%以上で、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落とされています。本市におきましては、65歳以上の比率が50%以上の振興会は66振興会となっております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。

住民投票の結果を受けて総括はできているか、についてお答えいたします。

市としては、新庁舎建設計画を進めるために、広報誌や車座座談会などの広報活動で計画内容の説明に努めましたが、結果として住民投票で過半数を得るまでに至りませんでした。外部検討委員会の意見書では、市民とのコンセンサスを図ることが十分行われなかったとしており、このことはしっかりと受け止めたいと考えております。

この住民投票の結果を受け、新庁舎建設計画は白紙となりましたが、今後は耐震診断に関する県の命令もありますことから、来庁される市民の方々及び働く職員の安心安全を第一に、庁舎問題について議会並びに市民の皆様とのコンセンサスを図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 垂水島津家墓所についてですが、今回打合わせの中でも、立木でも早く撤去してもらいたいと思いましたが、現状はなかなかそうはいかないようです。具体的な復旧方法をどのようにするのかお聞かせください。

○社会教育課長（紺屋昭男） 具体的な復旧方法はどのように行うのか、についてお答えいた

します。

国指定史跡になったことに伴い、今回の復旧事業に関しましては、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費の災害復旧に係る国庫補助事業を活用して、災害復旧工事を実施する予定でございます。なお、補助率につきましては70%で、補助対象経費の85%を上限とするようでございます。

具体的な復旧作業に当たっては、国指定史跡であることから、文化財の専門的知見に基づき作業を進めていく必要があります。流入した土砂から破損した墓石等の破片の回収を行うことや、墓石に損傷を与えないよう慎重かつ丁寧な発掘作業などが必要になります。

島津家墓所の裏山部分などの災害復旧工事につきましては、県の事業となることから、墓所の景観保持も見据えた施工を行っていただけるよう、農林課を通じて鹿児島県大隅地域振興局と協議してまいりたいと考えております。

なお、墓所内の災害復旧の方法につきましては、文化財に関する専門家の意見や、文化庁及び県文化財課の指導を仰ぎながら、慎重かつ迅速に復旧方法を確定し、文化財の専門的知見や経験のある業者を選定して、墓所の早期復旧を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。垂水島津家墓所は垂水市の財産でありますので、復旧を待ち望んでいます。あと要望として、駐車場の看板や周りの環境整備、強いて言えば防犯カメラ等もしっかり取り組んでほしいです。

次に、垂水高校についてでございますが、まずシックスサポートでいろいろやられていると思います。そして、やはり通学圏内からの生徒確保は、少子化により他県立・私立高校との競争でパイの奪い合いになってきています。

そこで、通学圏外からの生徒数確保をするため、下宿サポートのようなことはできないのか。

先ほど家賃サポートとありましたけども、現在希望の生徒はいないが、今の段階で下宿はできるところを登録しておく。条件面も細かく決めて、市がバックアップできる体制づくりはできないものかと、必要と考えます。以前屋久島から来た生徒がいましたが、そのときの状況と、近隣で事例があればお聞かせください。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 通学圏外からの下宿、入学希望者に対する下宿サポートについてお答えいたします。

本市の6つの支援事業の1つとして、家賃補助金として通学圏外から単身で入学している生徒に対して月額2万円を上限に支援しているところでございます。議員が言われたように、平成28年度には屋久島中央中学校から生活デザイン科への入学者がございました。

入学の経緯を申しますと、デザイン分野に興味があり、垂水高校の文化祭で行われているファッションショー等の活動に魅力を感じ、生活デザイン科に入学されたようです。

入学に際し、本人・保護者が安心して学校生活を送ることができるよう、受入先の確保に大変苦慮しながら、様々なつてを頼りに下宿先を確保したところでございます。

その後、3年生に進級する際、諸般の事情により民間アパートに引っ越しされ、垂水高校の先生方に見守られながら自炊生活し、無事に卒業されたと伺っております。

通学圏外からの入学者に安心して学校生活を送っていただけるよう、下宿先を確保するために振興会を通じたチラシ配布等を行い、下宿先の募集を行ったところでございます。

しかしながら、短期間の民泊等とは違い、3年間の受入れとなると応募される方がいないところでございます。

また、他市町村の取組でございますが、通学圏外の入学者のため旧旅館購入費に2,400万円、寮施設の整備費に1,300万円、食事の世話・見

守り等の管理運営委託費に年間740万円余りの予算を投じて通学圏外の入学者を受け入れている市町村があるようでございます。

ただし、準備した寮16室中6室の入寮、そういう状態でございます、入学者の確保には苦慮しているようでございます。入学者が充実した学校生活を送り、保護者が安心して垂水高校に預けていただけるよう、引き続き垂水高校の振興対策の周知と併せて、地域・振興会等を通じた募集を行い、下宿先の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。現況はなかなか厳しいですが、やはり何らかのてこ入れをしないと、垂水高校の生徒数増にはならないのではないかと考えています。

内閣府の地域みらい留学を始める公立高校は、鹿児島県を含め全国的に広がっています。何か方法を見つけ、一人でも垂水高校に生徒数が増えるのを期待して、次の質問に行きたいと思えます。

県外の成人式対象者のPCR検査補助についてお伺いします。

県下の中でも南さつま市、枕崎市、指宿市と助成事業をしています。1人補助が最高2万円としても、今、向こうに住所を移している方が21名、垂水において大学生は何人いるか分からないということですが、それでも最高でも60万円ぐらいで済みます。

若い人ほど無症状者が多いです。皆さんが安心して帰ってこれて、同窓会も楽しくやれるよう、垂水市として緊急に制度設計をして、希望者に対して補助ができないものかお聞かせください。

○社会教育課長（紺屋昭男） 県外の成人式対象者のPCR検査補助についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、県外から帰省する新成

人がPCR検査を希望する場合などの補助等につきましては、県内においても一部自治体が補助する予定としているところがございます。

また、厚生労働省が新型コロナウイルス感染拡大防止に資するため開発しました新型コロナウイルス接触確認アプリ、略称COCOAの利用を促し、感染予防リスクを回避するための取組を行う自治体もでございます。

帰省する子供を持つ保護者としては、PCR検査をさせるなど、安心して成人式に参加させたいという思いは重々承知しておりますが、担当課としましては成人式出席者へのPCR検査の補助は行わず、今回新型コロナウイルス感染予防対策として購入するドーム型高精度サーマルカメラの活用や、接触確認アプリの利用を促したり健康観察を求めたりするなど、市としてでき得る限りの感染予防対策を講じながら、節目の式典である成人式を開催したいと考えているところがございます。

また、成人式終了後の同窓会につきましては、例年実行委員会において案内しておりますが、今回は開催しない方向で検討をしているようでございます。式後の参加者それぞれの集まりなどの行動まで市が制限をするわけにはいかないことから、注意を呼びかけるなどの対応を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新原 勇議員 式典の中では、確かにソーシャルディスタンスを取られて大丈夫だとは思いますが、その後の同窓会はないと言いましたけれども、やはりよそから帰ってきた子供たちはみんなでわいわいするというのが。こういうのは市は関係ないけれども、やはりPCR検査等の補助があれば希望者は受けてくると思いますので、そこはまた考えてもらいたと思います。

私の親戚も19歳の子が大阪にいます。正月に帰ってくるのにPCR検査を受けさせて帰って

くるよう計画をしております。これはPCR検査キットを取り寄せて行う方法ですが、これでも1万3,000円だそうです。

しかし、東京では駅前にPCR専門のクリニックがあって、どういうやり方かは分かりませんが、いくらでも3,000円でできる話を聞きました。式典会場周りに接触確認アプリCOCOAの使用を促すQRコードなどを立てて、看板などの設置を希望したりしますけれども、できるだけ新型コロナにならないことが一番なのだと思います。

それに対して、やはり市側としても準備というか、これだけやりましたよというのが必要なのではないかと思っ、次に移ります。

限界集落についてですけれども、143のうち66はもう既に限界集落と先ほど言いましたけれども、だんだん垂水市は過疎化になって、特に地方は過疎化になっております。

そして、前のときもでしたけれども、奉仕作業の活動費の支払うルールづくりについてですけれども。先般、協和地区の連絡協議会に参加させてもらったとき、ある集落から農道の草払いを、もう高齢化のため来年から市のほうでお願いしたいというお話もありました。

草払い等も集落で奉仕作業を行うのが限界なところもあり、何もかも市で請け負うとなると、ますます予算が大きくなります。今まで何人も議員の皆さんが活動費を検討してほしいと要望がありましたが、現在どうなっているのかお聞かせください。

○市民課長（篠原彰治） 奉仕作業に活動費を支払うルールづくりはどうなっているか、につきましてお答えいたします。

奉仕作業に活動費を支払うルールづくりにつきましては、来年度から実施する方向で現在、検討を進めており、来年度の当初予算において予算化が図られたらと考えております。

活動費の申請の方法としましては、現在、奉

仕作業前に市民活動事前承認申請書を提出していただいておりますが、同時に補助金申請書を提出していただき、作業終了後、担当課において確認をした後に補助金を支給する方法を検討しているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。奉仕作業をしてジュースも出ないという振興会もあるとは聞きました。それで、少しでも皆さんが、奉仕作業ができるように精を出してもらえれば一番いいと思います。

また、公園等の場所によっては振興会に指定管理してもらおうとか、一つの振興会でできなければ周りの振興会と小さなコミュニティーで指定管理してもらい、公園管理をしてもらえれば業者に出すより安くつくので、振興会が元気なうちにどんどん進めてほしいと思います。

次に、振興会の統廃合の支援についてです。

限界集落であっても、最後まで振興会を何とか守っていききたい気持ちは強いと思います。しかしながら、人口が増える要素がなければ、どうしても統廃合は免れません。もし、統合するとなるとどのように支援があるかお聞かせください。

○市民課長（篠原彰治） 振興会の統合への支援について、につきましてお答えいたします。

振興会が合併する場合には、振興会の活動の活性化及び地域社会の健全化を図ることを目的に、垂水市振興会合併補助金交付要綱第3条に基づき、合併前の振興会数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を交付する制度がございます。

合併の直近の事例で申し上げますと、牛根地区の3振興会が合併した事例がありまして、1年に20万円を5年間交付しております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。どうしても、振興会がそのまま消滅するのではなく、

やはり皆さんが仲良く語り合っ一緒になるという方向が一番いいと思いますので、こういう助成がありますので、どしどし活用してほしいと思います。

次に移ります。

市庁舎問題ですけれども、市民からコンセンサスが受けられなかったということで、やはり市民は予算と場所だったと思います。予算においても、本当に垂水市の将来の規模に合ったものか、借金額が大き過ぎて、果たして返済できるのか。まだ小さくてもいいのではないか。場所においても、あの場所で町の形成を壊してまで発展する見込みがあるのか、不安だらけのはずです。

これからの建設場所の進め方にしても、2回も位置条例の否決になった場所を候補として選ぶのではなく、現在地か市民館候補地かで話を進める議論をしたほうがしやすいのではないですか。いかがですか、お聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 御提案のまずは2か所を軸に進めるということは、建設場所ありきで進めることとなりますので、現状市民の皆様方とも何らコンセンサスが取られていない状態で新たな計画を進めることは、問題が多いと思います。

新庁舎計画は、まずは現状の課題分析から始め、そこから規模や庁舎機能を設定し、候補地、事業費、財源、事業手法等を決めていく流れになるのではと考えています。

特に候補地の選定は、事業費の算定をはじめ、市民の利便性や市街地の形成に大きな影響がありますので、選定の考え方やプロセスを十分検討し、合意形成を図っていく必要があると考えます。

また、外部検討委員会からも、これまで検討した3か所と、それら以外の場所がないか確認し、現庁舎の活用を含めた検討を行い、庁舎整備の進め方を再度スタートさせるべきであると

意見をいただいております。

以上のように、現時点では市庁舎の建設場所については、引き続き市民の皆様の御意見を確認しながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 場所においては、最初海岸のほうに決まったときも、市民説明会の中でも再三、3日間でしたか市民館で市民説明会はあったと思うのですが、そのときも反対の意見がたくさんありました。その中でも、やはりいろんな、議会の中でも強引に予算を可決したり、いろいろございました。

しかし、やはりもう……。 （「強引とはいけないだろう、議会で決めた」の声あり）すみませんでした。 （「失言だろう、それは」の声あり）議会の中で多数で決められました。市民とのプロセスを課長が大事と言われましたとおりに、確かに今度、また新しく外部検討委員会も決まりますけれども。

またその中で、今まで4か月たちましたけれども、その中で市長は住民投票の結果を反対された方の意見を聞き、次に進めたいと意向を示し、外部委員会の報告でも、市民との意見交換の早期の実現を求める意見書を尾脇市長に手渡しましたが、なぜいまだに意見交換がなされていないのかお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 事務レベルでの対応状況でございますが、新庁舎建設を考える会事務局から申入れがありまして、9月23日に新庁舎建設を考える会事務局と本市職員が事前協議を行いました。

9月23日に、本市から考える会事務局代表に、10月5日に開催したいとお伝えし、調整いただくようお願いしましたが、10月1日に考える会事務局から、条件を受け入れてもらわないと応じられないと断りの連絡がありましたことから、本市からは改めて御連絡してほしいと対応した

ところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 4か月たって全く話合いというか進展、進展という言い方も悪いですけども、何らそういうことはない。しかし、話合いにおいて、とにかく条件がどうのこうのという問題ではなくて、やはり意見交換をしてもらいたい。日にちも1回ぐらい折り合いがつかず放っておくのではなく、粘り強くこちらからも催促するぐらい日程調整をお願いします。そうでないと市庁舎問題は前に進まないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、これからの進め方ですが、外部検討委員会もあと任期が3月までであるということですが、次の外部検討委員会の委員をどのように決めていくのか、お聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほど新原議員のほうから、我々が1回目のアプローチしかしていないというようなニュアンスでしたけれども、こちらのほうにつきましては、事務レベルにおきましては複数にわたり、またここ最近におきましては、週に1回は事務局とも連絡差し上げて日程の調整をしているところでございますので、何ら進展がないという状況ではないということをお理解いただきたいと思います。

それでは、これからの進め方、基本計画策定を含めてについてお答えさせていただきます。

御認識のとおり、現在の外部検討組織である垂水市新庁舎建設検討委員会の委員の任期は、本年度3月までとなっております。外部検討委員会は、学識経験者及び関係団体の代表等で組織された市長の私的諮問機関として設置され、専門的視点及び市民目線で庁舎建設計画全般の審議をしていただきました。

任期後の外部検討委員会の取扱いでございますが、外部検討委員会からの意見書にあった委員構成の指摘も踏まえ、設置目的や役割なども改めて検討を行ってまいりたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。外部検討委員会も関係団体の代表でありますので、立ち止まることなくスムーズな引継ぎと機能を発揮してもらい、内部調整をしていただき、新しい市庁舎建設に向かって進んでほしいです。

以上で質問を終わります。（「議会を軽視している。議会で強引に決めたという言葉は、危険だと思うけど」の声あり）

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、10時20分から再開いたします。

午前10時8分休憩

午前10時20分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、新原議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○新原 勇議員 先ほど、一般質問の中で強引という言葉を使ってしまいました。これを多数という表現に訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（篠原静則） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

未収金について。私はこの未収金、元は市長の退職金返納と給食費横領金返納については、これまで何度も質問してまいりました。しかしながら、これまでの答弁では思うように回収が進んでいないようなことであったが、その後どのようになっているか質問いたします。

まず、総返済額に対してこれまでいかに返済されたか。もちろん残額もお願いします。また直近の5年の年度ごとの返納について、市執

行部、教育総務課に質問いたします。

過疎法について。11月11日の南日本新聞において、新過疎法自民素案という記事が出ておりました。県内で十数市、市町村は除外、縮小と見出しがありました。現在、県内では、いちき串木野市と出水市を除く41市町村が対象と報道されました。皆様もこの記事は読まれたと思います。

過疎法は、昭和45年度から昭和54年度まで過疎地域対策緊急措置法で始まり、これまで目的を変えながら10年おきに見直し、現在の過疎地域自立促進特別措置法が来年3月で期限切れとなります。指定から除外されると、この過疎法を使えば返済額の70%が交付税措置され、過疎債の発行はできなくなります。大変苦しくなると思います。本市はこの新過疎法に、今、どのように取り組まれているか質問いたします。

広報たるみずについて、質問いたします。

読者の思いについて質問です。広報たるみずは、月1回、月初めに全市民に配布され、多くの市民の方々はその日が来るのを楽しみにしておられます。内容も多岐にわたり掲載され、他の自治体に劣らぬ広報誌だと私は思っております。広報誌に携わる編集員の皆様方の努力に感謝申し上げ、読者の思いの取扱いについて質問いたします。まず、どのような基準の基に広報誌に掲載されるのか質問いたします。

新庁舎について。8月9日新庁舎建設に対する住民投票が、現行の計画案の建設場所、財源規模に対して投票が行われました。その結果、反対多数で計画案は白紙になり、計画を見直すことになりました。市長は広報9月号で、最終判断に御協力いただきました市民の皆様から感謝申し上げますと述べられております。再スタートをするためには、反対された方々の具体的な実現可能な代案をお伺いすることからスタートすべきだと考えていますとも述べておられます。

しかし、住民投票から4か月が過ぎ、何ら意見交換、協議がなされていないと聞いております。なぜ、このように意見交換ができないのか質問いたします。具体的に中身を教えていただきたいと思っております。

乗合タクシーについて。乗合タクシーは、現在3業者で4コースを運行されています。今年10月1日から運行便も増え、運行時間も変更になり、以前より利用しやすくなり、利用される方々から大変喜ばれておられます。しかし、一方、運行業者においては、3業者で4コースであるため1業者が2コースとなっております。運行開始、平成21年から一度も運行区域の見直しが行われていません。乗合タクシー運行に関する覚書には、2年ごとに見直しを検討すると記してあります。なぜ、これまで一度も見直されなかったのか、質問いたします。よろしくお願いたします。

○総務課長（和泉洋一） 岩下元市長の退職金返還についてお答えいたします。

本件につきましては、返納対象額1,345万6,600円でございますが、返納が開始された平成11年度から令和元年度までに436万6,600円が返納されており、現在の残額は909万円となっております。また、平成27年度から令和元年度までの直近5年間の返済状況については、市の顧問弁護士を通じまして、5年間毎年3万円が返納されております。

なお、返納に関する交渉につきましては、本人と直接行っておらず、顧問弁護士を通じて連絡を取ってまいりました。

以上でございます。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 給食費横領金に関しまして、現在までの返納額と直近5年間の返納額についてお答えいたします。

給食費の横領事件につきましては、平成11年9月に発生し、横領した金額の総額は2,313万5,083円でございます。事件発覚から現在まで

19万8,792円が返納され、返納されていない金額は2,293万6,291円でございます。また、直近5年間の返納額は平成27年度に3万円、平成28年度に7万円、平成29年度に1万円、平成30年度及び令和元年度は返納なしでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新過疎法における本市を取り巻く現状について、お答えさせていただきます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎対策法は、平成12年度に制定されまして、今年度末をもって現行法は失効することとなっております。現在、新たな過疎対策法の制定に向けた様々な活動が全国的に展開されているところでございますが、これまでの本市の取組としましては、まず昨年9月の垂水市議会におきまして、新たな過疎対策法の制定に関する意見書が採択され、県過疎協議会を通じて、全国過疎連盟へ提出されておりますことは御承知のことと存じます。

さらに本市市長は、県過疎協議会の副会長であり、全国過疎連盟の理事でもあり、先月11月20日には全国過疎連盟総会へ出席しまして、全国過疎連盟の理事として県選出国會議員の皆様へ新たな過疎対策法の制定へ向けた支援など、要望活動を行ったところでございます。

本市を含む過疎地域の現状や課題を考えますと、大変重要な財源措置であり、今後も過疎対策を充実、強化し、過疎地域の持続的な進捗が図られる新たな過疎対策法の一刻も早い制定が必要不可欠であると考えます。

記事にもございました自由民主党が取りまとめた「今後の過疎対策の基本的な考え方」の素案でございますが、全国的な要望活動に応える形で、与党内に新たな過疎対策法の制定へ向けた過疎対策特別委員会や過疎対策プロジェクトチームが組織されまして、9月中旬に素案が取りまとめられたところでございます。

この素案には、新たな過疎対策法における国庫補助事業や過疎対策事業債等の様々な支援措置を活用できることとなります。過疎地域の指定要件が記載されております。指定要件の種類は、現行の過疎対策法と同様に人口要件と財政力要件がございますが、人口要件に用いる具体的な指標としまして、人口減少率と高齢者比率及び若年者比率を用いております。

素案の記述にこの人口減少率を判定する期間の基準となる年を、現行の昭和35年から昭和50年、もしくは55年への見直しを検討すると記載されているため、新たな過疎対策法では過疎地域から除外される市町村が発生するのではないかと懸念されているところでございます。

素案の段階ではございますが、仮に検討案の年度を基準とした本市の人口減少率を試算しましたところ、現行の人口減少率32%以上という要件は満たすものと思われまます。

素案段階の試算でありますことから、本市が過疎地域の対象となるか否かは、明確にお答えできない状況であります。新たな過疎対策法が制定されました暁には様々な支援措置を活用することにより、さらに本市の振興が進行されますと考えますことから、県内の過疎地域の市町村で構成されます県過疎協議会と協力しながら、今後の推移を注視し、新たな過疎対策法の制定に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、広報たるみずの読者の思いの掲載記事の取扱いにつきましてお答えいたします。

秘書広報係におきましては、広報誌に対する御感想や市長へのメッセージ等、読者の皆様からの御意見を広くお聞きすることで、よりよい広報誌づくりに反映するために、皆様からのお便りを広報誌に掲載させていただいているところでございます。

毎月、複数のメッセージが寄せられますが、

掲載を希望される方の中から特集や写真等、広報誌の内容に関するものや本市の観光資源や施設等に関するもの、公衆道徳的な意識高揚を促すものなど、広範囲にわたる内容のものから投稿者の思いを尊重しつつ、多角的で多面的な御意見を選択し、また特定の投稿内容に偏重しないよう留意する等、様々な観点から企画政策課内及び関係所管課等に照会、検討の上、掲載しているところでございます。

今後とも、より多くの方々にお読みいただき、御意見をいただけるよう創意工夫を凝らし、よりよい広報誌づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

住民投票の結果を受けて、反対側の意見を聞くとのことであったが、意見交換はどのようになっているかについてお答えいたします。

新原議員の御質問でお答えしましたが、事務レベルでの対応状況については、新庁舎建設を考える会事務局から申入れがあり、9月23日に新庁舎建設を考える会事務局と本市職員が事前協議を行わせていただいたところでございます。

9月23日に、本市から考える会の事務局代表に10月5日に開催したいとお伝えし、調整していただくようお願いしましたが、10月1日に考える会の事務局から、条件を受けてもらわないと応じられないと断りの連絡がありましたことから、本市からは改めて連絡してほしいと対応したところでございます。

以上でございます。

続きまして、事前予約型乗合タクシーの運行ルート見直しにつきましてお答えさせていただきます。

現在、本市の事前予約型乗合タクシーの運行制度は、路線バスの運行がない市木、大野、水之上地区におきまして、4つの運行ルートを市内の3事業者で運行していただいております。乗合タクシー事業の運行に関しましては、県や

交通事業者等で組織されています。垂水市地域公共交通活性化協議会において策定する生活交通ネットワーク計画で事業全般に関する事項を定め、協議会と3事業者との間で運行の詳細に関する覚書を交わしまして事業を実施しております。

議員御質問でございますように、乗合タクシー運行に関する覚書の第10条第2項に、協議会が事業者へ依頼する運行ルートは、事業者と協議の上、2年ごとに見直しを検討するものとして規定されております。

運行ルートの見直しにつきましては、事業開始から2年後の平成23年度と25年度の2回、協議会事務局であります企画政策課と3事業者とで乗合タクシー運行協議を開催し、運行ルートの見直しについて協議いたしております。その協議の際は、現行の運行ルートを継続するという協議結果で了承されております。

その後は、運行協議は開催されておきませんが、協議会の事務局としましては、2年ごとに乗合タクシー事業の対象地域の市民を対象にしたアンケート調査を実施し、得られました調査結果を協議会へ御報告し、協議会委員の方々の御意見を伺いまして、運行ルートの見直しの必要性を判断していただいております。

平成25年度以降、開催されていませんでした運行協議につきまして、本年3月に運行時間の変更や運行便数の増便等の変更案に関する事業者の御意見を伺うため、6年ぶりに開催いたしまして、3事業者の方々と協議をさせていただきました。

その中で運行ルートの見直しに関する御意見がございましたことから、同月の下旬に開催いたしました協議会におきまして、今後運行ルートの見直し協議を行うことを御報告いたしました。

運行協議の開催時期としましては、今年度の10月から運行便数の増便を実施しておりますこ

とから、増便の効果が確認・検証する期間を踏まえ、約1年後の令和3年12月以降を予定しております。今後も、事業対象地域の市民アンケート等で市民のニーズを捉え、3事業者との運行協議での意見や協議会における助言を事業運営に反映させ、より一層利便性の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

本当、これ既に20年ほどがたっている事案ではないかと思っております。本当に皆さんも聞いたように、全然回収がなされていません。なぜ、このようになっているのか、相手が払う能力がないと言われたらそれまでですけども、皆さんの努力はどうだったのだろうか。それでこの間、ここにおられる担当の方々、弁護士さんなんか相談されておられるとは思いますが、しかしながら、自ら足を運んで訴えてまた協力をもらうようなことをされたのでしょうか。それが、大変私は疑問に思います。しておられないのではないかと思います。この直近の5年間を見ましても、元市長においては毎年3万円、そして給食費横領の件に関しては元年度からはゼロになっていると。このゼロはちょっと最近分かったことなのですけども、後で言いますけども、本当にこのお金は垂水市民のお金です。退職金を支払い、また横領されたということは、普段の市の管理状態が悪かったからこのようになっていると、私は思っています。もう、今からは取り返しのできない案件のような私は気がしております。

元市長においては、9月18日最終本会議でした。その日に南日本の死亡欄を見ましたら名前が掲載されており、私はそのとき最終本会議でしたがびっくりしたわけなのですけども、亡くなっておられます。今後、どのような形でこの問題を解決されるのか。もう亡くなったから不

能欠損で処理、そうされるのか。あるいはその血縁の方々にかれるのか。これはあくまでも弁護士さんに相談の上のことと私も思いますけれども、その辺のことをお聞かせください。

それでこの横領事件の金額ですけども、全然回収が進んでいません。この横領のことも、私は今回の打合せのときに、この方も亡くなられておられるというふうに聞きました。本当に2人とも亡くなっておられるのですが、どのように決着をつけられるのか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 岩下元市長死亡後の退職金返還の今後の対応についてお答えをいたします。

議員が申されましたとおり、岩下元市長は、令和2年9月に亡くなられたとの情報は受けております。先ほど答弁しましたとおり、残金が909万円ございますことから、現在、相続人について調査中でございます。

なお、今後のことにつきましては、顧問弁護士と協議していくことになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 議員が、今、言われたように、給食費の横領についても、債務者が死亡しております。事件発覚後、文書や電話、自宅への訪問など、直接足を運び、面談機会の確保と定期的な返納及び返納額の増額など、粘り強く取り組んできたところでございます。先ほど申しましたように、賠償金の債務者が死亡したことを把握いたしましたことから、債務負担が発生する相続人4名に対して、損害賠償請求に関する通知を行っているところでございます。引き続き、損害賠償請求に関する法的な手続等を本市顧問弁護士に相談しながら進めてまいります。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、手を尽くして相続人の方々に話を持っていくというふうなお答えだっ

たと思います。

元市長の息子さんは、皆様方は御存じのはずと思うのですが、私たちと同じように、ある市のところの市会議員をされているとは聞いております。そういうことで、相続人はすぐ分かるのではないかと思います。そして、今、給食の件については4名の方と交渉された。どのような形で決着するか分かりませんが、この問題は何らかの形で市民の方々にお知らせしなくてはならないのではないかと私は思うのですが、そのような考えに対してお答えいただければと思っています。

○総務課長（和泉洋一） 先ほども申しましたとおり、今後のことにつきましては、市の顧問弁護士と相談しながら進めることになろうかと思っておりますので、その件も含めまして今後検討していくことになるかと思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 今、総務課長が申しあげましたことと同様でございます。

以上です。

○北方貞明議員 それでは、うまくいきますよというのか、市民が納得するような解決方法をよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

過疎法、大変これは私たちの町に対して有利な事業でもあるし、これは過疎という言葉はちょっとあまり好きではないけれども、これは大いに使ってやっぱり事業展開をしていかなくてはならないと思いますから、皆さんの今後の努力をよろしく願いいたします。私も最初、新聞を見たとき、載っていた記事なのですが、東串良そしてまた大島の龍郷町は除外の対象になるというようなことも書いてあり、そして十島村も外れる恐れと、このような記事を見て、私たちの毎日ここにいると大体同じようなレベルのような気がしてちょっと心配したのですが、これは東串良などは備蓄があり、そしてよ

く話聞いて見たらこの大島の龍郷町は今度国の何か事業が入るといふことで、対象から外れたとまた聞いたのですけれども。外れるのがいいか悪いかは別として、とにかくこの問題では、執行部のほうも多に前向きに取り組んでいらっしゃる。我が垂水の町のためにはなくてはならない事業と思いますから、よろしく願いしておきます。

では次に、広報たるみずの記事のことをお伺いしましたけど、いろいろな基準があると聞きました。私がなぜこのことを聞くかという、皆様も読まれたと思うのですけども、この10月号において、ある人を大変傷つけるような言葉が載っており、傷つけられたといふことで私に相談があったのですけども、これは10月5日ですかね。私はちょっと私用で垂水を離れていたのですけど、そこに電話がありまして、もう泣いておられました。ほんと言つて。この10月号には、この垂水市在住かすみ草60歳。かすみ草の方は、皆様御存じのとおり飲食業をしております、お客さんからもそういう批判、嫌がらせがあったといつて、そういうことで私に泣いて訴えられたのですけども。この記載に関して、市報にはここにはがきなどがあるわけなのですけども、住所、氏名、ペンネーム、年齢、性別、電話番号、そして希望されるプレゼントの番号というふうに書いてあります。これだけのはがきだったら深く内容的には書かれないと私でも分かります。このはがきだけでなく、恐らく封書なんかでも来るときもあると思います。そういうことは理解いたしますけども、その取扱いにこの名前を皆様でも御存じのはずですけど、なぜこれに確認といふかされなかつたか。そこ辺をちょっと聞かせてください。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほども御説明させていただきましたけども、やはり投稿者の思いを尊重した上で、様々な観点から掲載させていただいております。やはり今後におきまし

ては、社会情勢や時流、変化なども勘案し、より適切な運用に努めるとともに、よりよい広報誌づくりに努めてまいりたいと考えていますが、その確認におきましても、本人確認というところにおいては、我々のところにおいては、まずお届けいただいたはがき、ないしは封書の宛名そういったところでまた確認をさせていただいているところがございます、あくまでもその御本人にお会いして、あなたは送られましたか、そういったところは現在行っておりません。

○北方貞明議員 それは個人的には、本人に確認はしていると言われました。そうしたら伺います。かすみ草はもう分かりましたよね。垂水在住と書いてありますけども、どこをもって垂水在住と証明されるのですか。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほども申し上げたとおり、本人にお会いしてあなたがお送りしましたかという確認をさせていただいていない以上、先ほど申しましたとおり、送られてきております封書、ないしははがきにおいて確認させていただいているといふところでございます。

○北方貞明議員 はがきにと言われたですね。そこには垂水在住と書いてあるわけですよ。垂水在住と分かるわけですよ。私はこの問題を言われたから、執行部のほうに垂水在住といつたらどこの校区か、例えば新城とか、牛根とかどことか、そういう住所は証明できるかと言つたのですよね。在住だから。ただ、垂水在住と書いてあつても垂水在住ではないとも。やはり垂水在住と書いてあつたら垂水在住といふのはある程度の番地までは言わないけども、垂水市何々大字ぐらいは書かれると思うのですが、それは書いてありましたかといふことを言うので、だから垂水在住とはどこで証明ができるのですかといふのです。

○企画政策課長（二川隆志） 今、おっしゃられた言葉どおり、垂水在住というところで確認させていただきました。垂水在住ということが

記載されておりましたので、垂水在住ということを確認させていただきました。

以上でございます。

○北方貞明議員 垂水在住と僕は書いていないということを知りましたよね。そしたら、そのはがきとか、あるいは封書が公開というか、請求したら見せていただけますか。個人情報だからそれは慎重にするわけですけども、だから、それで証明が必要ですね。ちゃんとはっきりしたものはいいのだけど、私はこう思ったのだよ。ひねくれた考えをすれば、自作自演のやらせだったのではないと、まあしていないと思うよ。そういう取られ方もされることから、はっきり証明できるような、これからのこの投書をするのは、読者の皆さんだから垂水のことを思っただけだから、やはりそこは出される方もまた見るほうも、本当はこの垂水に在住しているのかとかと思われるように、だけどころやっかすみ草とか迷惑をこうむった人がいるから言うのです。市役所で抗議もあったはずですよ。そういうことで一言聞かせてください。どのように今後直していくか。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほども申し上げましたが、今後につきましては、様々な社会情勢、時流、変化なども勘案し、よりよい適切な運用に努めたいと。そして、よりよい広報誌を作って、市民の皆様喜んでいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○北方貞明議員 本当に、私もこの広報を楽しみにしている1人ですけども、皆さんもでしょうけども。みんな広報たるみずを楽しみにしている方がおられるわけですから、それやっぱりこう伸ばしていかないといけないし、だけどころいうふうな事案があったら、やはり一方では迷惑を被っている人がいるわけですから、こういうのは今後、記載されるようにいろんな面で検討していただければいいと思っております。

次に、庁舎問題に移ります。

話合いがなされていない。そして、11月1日でしたかね、10日だった。要望をされた。私も二川課長と共同代表の方のところでお会いしましたよね。だから、そこでお宅がこの話合いをしようというふうに持ちかけていかれたと思っているのですけども。話合いの場を持ちましょうというふうに私は受け取ったのですけども。そこではお宅とは会話をしませんでしたけども。

そしたら、行ってなぜその方々がのって来なかったか。条件に対してというような、あちから条件を出されたということですけど、反対側から。具体的に反対側からどのような条件を出されたのか、お聞かせください。私たちは、前向きに1日も早くそういう、僕はですけども話合いをされて、早くまた新たなスタートを切ってほしいから言うのですけど、なぜ相手側が拒否したのかお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） まずは、意見書にあちらから提言書をいただきました。それについて、まずその回答がなければまず先に進めないというところがございましたけれども、我々としてはそれよりも、まずはお会いしてお話したいというところをまずお願いしたところでございます。まず、その際においてもまた録音をするというようにもございましたけれども、まずそういったことはなく、そういったところではなくて考える会の条件につきましては、新庁舎建設が白紙化になりましたことから、考える会の皆様の御意見を聞くというスタンスで実施したいと考えておまして、まずはその早急にお会いできるように、粘り強く今後も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○北方貞明議員 今後とも粘り強く、それは期待しております。

それで、今、あちら方から録音すると言って、それを拒否されたというような意味に受け取っ

ていいのですか。進展していないそこをちょっと。

○企画政策課長（二川隆志） それを受けて我々が拒否したのではなくて、我々としてはそういったものがない上で、まずはお話されてはどうですかと、お話したいというところで、まずは今回のお話につきましては、まず考える会のほうからそういった話合いを持ちましょうというところで持ちかけられたものでございまして、我々はそれについて、ではまずお会いしましょうと、先ほど言いましたけども、10月5日にお会いしましょうというところでお話させていただいたところです。それにおいて、あちらのほうからその際に、まず意見書に対しての回答、そして録音がなければ応じられないというところがございますので、今のところそういったところではなくて、まずはお互いに膝を突き合わせてお話ししましょうというところでの話合いを始めたいというところで、今、改めて協議をしたいということでございまして、そこについて、まずは折り合いがついていないというところが現状でございます。

○北方貞明議員 録音ということで、今、ちょっと抵抗があったから話が進んでいないように私は理解するのですが、大事な話だから、お互いが間違わないためには録音が一番重要だと私は思うのですが、その中で相手が録音すると、僕の考え方からいけば執行部のほうが録音させてくださいと、執行部から録音をしてというような言葉があってもよかったのではないかと思います。これは私のことを言いますが、ちょっと私もこの市長と副市長のことで言いますが、私ははまびらの道の駅のとき、あそこの一画が私の土地であって、それが長いこと未解決のまま進んでいたことが。そのときも2人うちに来られて、私録音しますよと言ったら、ちょっと待ってくださいと。垂水の市長、副市長が2人来たのだから、副市長さん

が、私が責任を持ちますから録音だけは勘弁してください。これは間違いないですね。そういうことがあって、やはり録音というのは議事録として大変重要なものですから、やっぱり話をするには録音して、お互いが間違いのないように進めているのが一番いいと思うのですけれども。今後、公聴のときは議事録という形で録音、市長、するお考えがありますか。

○市長（尾脇雅弥） 突然の質問ですけれども、今の発言の中にも正確性を欠くところがありまして、浜平の土地というのは北方さんの土地ではなかったわけです。手続上ですね。だから、それを整えるためにいろいろお話に行ったということでもありますので、必要に応じて録音ということはあるかもしれませんが、今回はそういう場ではなくて、ざっくばらんに語りましょうと。新聞にも書いてあったとおりでありますので、いつでもまたそういう話は受け入れるし、また機会を捉えてそういうことを進めていきたいと思えます。（「最初から録音されたのであったら語らないと」の声あり）

○北方貞明議員 だから、後ろからの言葉もありますけども、私は、今現在、お茶飲みしないかと、そういうのが一步一步積み重ねていかないかというふうなふうに進めております。（発言する者あり）少々お待ちください、後ろからの意見はちょっと御遠慮ください。ちょっとすみません。私のところで私のではないと言われてきましたけど、ちょっとそれはおかしかったからちょっとすみません。それはここでしたくないの。本当はしたくないのだけでも、後で市長と語るから、それは。私が小さいときからそこを耕していた畑ですから。（発言する者あり）まあそういうことで話合いが前へ進まないわけですけども、今後進め方として相手方のこれにも載っています。対案を出せとかそういうような形でおられるわけですけども、対案でもですけどもまず場所、それ以外にもいろいろとまだ問題

点も難儀なところもありますけども、進め方としてちょっとしたことでお聞きしますけども。これ今まで計画案はちょっと方向を変えてしますけどね、鉄筋のいうことでありましたけども、今度の話合いの中で診断、進め方において、鉄筋、鉄骨、そして木材を使った市庁舎とは、そのような考え方は今のところはないですか。

○市長（尾脇雅弥） これまでざっくりですけど、基本構想、基本計画、実施設計という流れの中で、二元代表制で必要な議決を踏まえて今日に至っているということですから、それを白紙化したわけですから、ゼロにするということですから、その原点に基本的には立ち返ることなのだと思います。今、あったみたいに、例えば、鉄筋なのか木造なのかいろんな可能性はあると思いますけれども、それはどういう庁舎をまた造っていくのか、位置づけがまず大事だと思いますので、そういう意味では原点の部分に帰っていくということになりますので。そう簡単ではないということはどうなたが聞いても御理解をいただけたと思いますし、同時に大事なことは、現庁舎を継続して使い続けるというのは変わらないわけでありますから、県の命令に従って耐震診断を行って、その結果を受けて先ほど申し上げました反対の方々、賛成の方々、若い人も含めていろんなものを検討して、積み重ねていくということだというふうに思います。

○北方貞明議員 これから新たなスタートをするわけですから、その段階でいろんな県のことに対しても、またゼロからスタートをするわけですから、中には日向市とか天草市というところなんかは木造でも4階建てを造っておりますから、どっちがいいかは皆さんで検討しなくてはいけないけども、いろいろな検討方法があると思います。そのようなこともやはり今後考えていただいて、垂水市民がこれはやっぱりよかったねと、こういう方法がいいねというふうな

方向に持って行ってもらいたいと思います。

（発言する者あり）まあ、いいです。そういうことで、市長の責任も大きいですけど、反対される方々の意見も十分聞いて、今後計画を進めていていただきたいと思っております。

それから、最後になります。乗合タクシーのほうになりますけども、アンケート調査なんかを行って事業者と協議して6年ぶりと言われましたかね、協議がなされたという。それでこの6年ぶりというのはダイヤ改正、運行変更、そういう議題のもとであったと理解してよろしいでしょうか。そうだったと思うのですが。3業者で4コースですから、どうしても1社が2コース走らしているわけなのですけども、このこれも10年以上、スタートしたときは、垂水の民間の方々が発足して間もなかったから、台数も持っておられなかったものですけども、その一方で鹿児島の本社のある方は当初からやっておりますから、保有台数も多かったと思うのですよね。それで、今現在、各業者の保有台数というか、それと実質運行される台数は、分かれば教えていただきたいのですが。

○企画政策課長（二川隆志） 申し訳ありません。

今現在、私の手元のほうに、そのそれぞれの事業者さんが何台保有されているかというのは、確認はしておりませんが、（発言する者あり）大体7台から8台平均して3業者さん持っていていらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 私も7台ぐらいずつだなというふうな、ちょっと耳に入ってきたのですが、それで7台あればやはりもう、みんな一緒ですよね。ならば当然、これを今の鹿児島の方が2コース持ってありますから、ぜひ次の改正時期いつ来ますかね、2年後に来ますかね。そういうときには、ぜひ新たな編成というか垂水の業者がどちらかが2コースを運行できるよう

にとお願いしたいのですけども。ある業者は俺のところが一番コースが悪いのよねと、もう高齢化が進んで全然乗り手がいないのよと言う業者もおられました。そういうことで、みんなほしいわけですよ、仕事が、コースが。そういうことで、今後、次回のときは、我が垂水の業者さんが、ちゃんと取れるような指導というか、持っていく方で話し合いをしていただけないでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほど、1回目の答弁でも答えさせていただいているのですが、今年度の10月から北方議員からも6月議会とかで御質問をいただきましたけど、タクシーの増便ですね。そちらについて、10月から実施をしたとこなのですけども、それにつきまして、まずその増便の効果があつたのかどうか、そういったところも含めて、まず検証する期間を1年間いただきたいというふうに考えておりました、それを踏まえた上で、先ほど申しましたとおり、次の運行ルートの見直しを、協議を行いますというところはもう話ができているところですので。その結果を踏まえた上で、来年、令和3年度の12月以降ですけども、1年経過しますので。その時点においてその検証結果を踏まえ、また3社の皆様と話し合いをした上で運行ルートの変更かれこれについて、また再度協議をしたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、私はこれで質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、11時20分から再開いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

次に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、質問に入っていきます。

その前に、昨日12月8日は、対米英開戦79年という、ある意味節目の年でもありました。1941年12月8日から78年ですけども、今、改めて私たちはこの戦後の憲法が、その反省に立って制定されたものだということをしっかりと受け止めながら、悲惨な戦争を許さない決意を新たにすることが重要ではないかというふうに思います。そのことを冒頭に訴えたいと思います。

今日は、そういう意味でその当時配られた赤紙というのが、初めて見る方もいらっしゃるかもしれませんが、こういう形で戦前は召集されたということがありますので、ぜひお見せしたいと思います。

それとまた、今回は質問に出していませんけども、この12月様々な変化の中で、農家の方々が大変悲鳴を上げていらっしゃる現状があります。私は、これまでも農家の持続化給付金、1月15日までですけども、この点では国の支援等を含めて、対策を取っていただくよう強く訴えて質問に入りたいと思います。

最初の質問は、新庁舎問題についての市長の政治姿勢を問いたいと思います。

住民投票の結果から4か月が過ぎた今、様々な意見や主張が錯綜しています。住民投票は、結果として市民と行政の在り方、議会の言い訳と責務など、様々な論点が浮かび上がりました。

一方、住民投票の実施は、専門家も優れて妥当なものであったと評価をしています。そんな中、行政や議会に何が求められているのでしょうか。私は基本的な視点として、分断を乗り越え、よりよい垂水へ向けて全力を尽くすために努力をすることと考えます。

今年も人権週間が始まり、訴えとして「考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」となっています。共通するのは、みんなで築こうということではないでしょうか。

また、検討委員会から意見書が提出されました。そこには、3つのキーワードがあると考えます。庁舎整備は急務である、分断ではない、一丸となろうということです。

そこで、私は外部委員会の提言を受け、住民へ声明を出す必要性和役割・責任があるということを考えますが、見解を伺います。

その中で、1つはノーサイドについての見解とその方向性の考えは。2、提言の受け止め。また、3点目には、市民のこれからどうしていくのかの問いに、どのような責任あるメッセージを出していくのか伺います。

次は、介護保険料の問題について伺います。

私は、誰も安心して必要な介護が受けられるように、介護保険料を据え置き、利用料の減免制度にどういうふうに取り組むべきかと、基本的な介護保険制度の点について指摘をまずしておきたいと思います。

介護保険料は、制度がスタートした時点、平均では約2,000円だったのですが、7期では約3倍の6,000円近くまで値上がりしています。国は、低所得に対して対策を講じましたが、保険料の負担は生活に大きな影響を与えているのが現実です。

特に、高齢者の多くは年金が減り、消費税や保険料が上がる中、貯蓄を崩し働き、消費を切り詰めています。これ以上の負担を受け止める余裕などどこにもありません。このような現状に対して、市民の暮らしを守る立場から積極的な対策が求められています。

そこで、4点について伺います。

1問目は、第8期の介護保険料はどうなるのか。値上げの場合、高齢者の生活への影響、どのような影響が出てくるのか。対策の必要性は

ないのか。

3、値上げを抑える考え、取組はあるのか。介護給付準備基金の活用は、負担の公平性の立場から、応分の負担（担税能力の公平）など、こういう観点も踏まえて所得段階の見直しはどのようなのか。

第9段階の人数は、また占める割合は。第9段階の細分化は可能かどうか、その必要性はどうか伺います。

そして最後に、自治体の責務とは何か、どうして果たしてきたのか。また、どう果たすべきか、以上を質問いたします。

次は、気候変動問題について伺います。

今日、自治体での排出実質ゼロ表明、気候非常事態宣言が広がっています。広がっているのは、猛暑日や豪雨など災害に直面し、自治体も気候変動への取組を迫られていることは間違いありません。

また、国連のグテーレス事務総長は、大学の講義の中で地球の状態として演説をし、人類が自然に戦争を仕掛けて、自然はますます大きな力と怒りを持って温暖化、感染症で反撃をしてくっていると語り、自然との調和が21世紀の決定的な課題だと強調しています。自然との調和ということで、温室効果ガスの実質排出ゼロ、化石燃料の排出量等への取組を強く呼びかけました。

日本政府も、ようやく2050年に向けて、実質ゼロへの目標への動きが始まりました。その後、自治体の要請が始まり、宣言や表明が広がり、具体的な取組も始まっています。

もう一つの特徴は、若い世代の中にも取組が広がってきているということです。これらの影響は、自治体にも影響を与えています。自治体や議会が二酸化炭素排出実質ゼロへの表明や、気候非常事態宣言に取り組むことや広げていくことは、国民や住民自身も参加して、具体的な対応を推進していくためにも、大切な足がかり

となっていくと思います。

本市としても、積極的に取り組む必要、責務があると思います。そこで、4点について伺います。

1つは、気候危機への基本的認識はどうか。

2、どうすべきか、どうあるべきかということで、二酸化炭素実質ゼロへの取組、表明している自治体数、表明の意思、考えは。

気候非常事態宣言への認識と今後への取組、宣言している自治体数、宣言の意思、考えは。

プラスチックごみゼロへの取組、取り組んでいる自治体数、取組のお考えはどうなっているかお聞かせください。

次に、学校給食の民間委託への問題について問います。

学校給食は、学校給食法の第1条、第2条に明記されているように、栄養補給のための給食にとどまらず、学校給食の一環であるという法的根拠や趣旨が明確にされていて、今日、給食を生きた教材として食育を推進する上で、重要な観点になっています。

しかし、1985年の行革路線の推進で、民間委託等の方法により、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があると、全国でも取り組まれていました。この間の議論等で、垂水市も合理化の通達に沿った運営に進むことが明確になったと思います。

これらを背景に、行革が求められている自治体は、人件費の削減を行政改革の指標目標としてきました。そして、学校給食調理員を削減し民間委託すれば、コストが削減できるとしています。市が調理の民間委託を検討しているのであれば、きちんと比較した試算計画を公表すべきです。

さらに、コスト削減されるとしても、民間委託と直営の調理の利点、欠点を整理し、削減したコストに見合うかどうか検討し、市民や保護

者に、議会に提出する必要があるのではないのでしょうか。

今、食育や子供たちの食を巡る環境の中で、学校給食の意義と位置づけ、その果たす役割は時代と共に変化し、重要性はますます増えています。民間委託は学校給食法の本来の趣旨にそぐわないものであり、相入れないものと考えます。

そこで、検証する点から以下の問題点について見解を伺います。

民間導入の試算結果と効果、コスト削減はどのように検証されたのか。削減コストは教育費予算や市の予算全体のどの程度か。民間委託は教育としての学校給食にとって最善の方法か。

委託先の調理員と栄養士の関係は。食育における行政の責任は果たせるのか。

3点目に、保護者との関係は。保護者と共に考えるべき問題と考えます。結果の報告ではなくて、教育としてもそのことはそぐわないと考えますが、考え方をお聞かせください。

4、財政問題として民間委託で基準財政需要額の算定との関係はあるのか。

以上の見解を伺います。

最後の質問は、不育症の問題について問います。

不育症とは、広い定義では、妊娠しても流産や死産を繰り返して、結果的に子供をもたない状態と言われています。今、全国の自治体の中で子育て支援という位置づけの中で、助成制度は広がってきています。

今回、この問題の提起する理由には、2つの視点があります。1つは、市長の重点政策、未来、次世代への担い手抑制、支援するまちづくりにあります。市長も認められるとおり、子育て支援政策の充実が必要で、不育症対策は不十分と言わざるを得ません。

もう一つの視点は、不妊症対策は取組が始まっているのに、不育症対策は支援の俎上には上

がっていません。この間、相談もありました。この間の独自のアンケートにも小児医療の充実、妊娠等の健診に多数の声が寄せられました。

そこで、以下の質問にお答えください。

1つは、不育症についての認識について。2番目は、相談窓口の体制。3点目は、県内の支援自治体数と制度創設の理由と、4点目には国の支援の動向と本市の見解、寄せられた相談や意見等から支援の必要性があると考えますが、見解を伺いたいというふうに思います。

以上で質問を終わりますけれども、不明な点については再質問をいたします。

○市長（尾脇雅弥） ノーサイドについての見解とその方向性への考えについてお答えいたします。

市庁舎建設計画に対する住民投票の結果、反対が賛成を上回ったことから、住民投票前から申し上げておりましたとおり、計画を白紙といたしました。

この結果については、多くの市民の皆様にご投票をいただき、垂水市民としての意思を直接確認し、市政運営に反映できたと考えております。

ノーサイドについての見解ですが、住民投票の結果をしっかりと受け止め、これから垂水市が市民と共に位置体となって同じ方向を向いて未来へ向かって歩んでいけるよう、垂水の子供たちや孫世代のためにも、次のまちづくりをスタートさせていくという気持ちを持つということではないかと考えております。

次に、提言の受け止めはについてお答えいたします。

外部委員会の活動については、川越議員の御質問に担当課長も答弁いたしました。これまで13回の委員会を開催し、庁舎建設について熱心に審議をいただき、感謝しているところでございます。

11月17日に外部検討委員会の鯉坂委員長から、

垂水市庁舎整備に対する意見書が提出されました。委員長としてその役割を十二分に発揮していくために、賛成、反対の方々の意見聴取の機会の要請をいただきました。

また、今後の庁舎建設の検討のために、将来の垂水市を担う若い世代への働きかけについても御意見を頂きました。

この意見書の提言内容については真摯に受け止め、今後の庁舎建設の検討に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、市民の皆様これからどうしていくのかの問いに、どのような責任あるメッセージを出していくのかについてお答えいたします。

8月の住民投票の結果を受けまして、新庁舎建設計画を白紙とさせていただき、今後については議会や市民の皆様のご意見を確認しながら、庁舎の在り方を含め検討していきたいと考えておりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、県の耐震診断に関する命令や社会情勢への対応、さらには外部検討委員会も市民意見の聴取を行いたいということでございますので、まず行わなければならないこういった取組を進めながら、新年度の施政方針において、当面取り組むべき内容について、市民の皆様にお示しできるように努めたいと考えております。

また、広報紙等での情報発信にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 第8期の介護保険料はどうかにつきましてお答えいたします。

65歳以上の第1号被保険者が支払う介護保険料につきましては、計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間の高齢者人口、認定者数、施設・居住系サービスの利用者数、居宅系の各サービス利用者数及び利用量、介護保険各サービスの給付費を推計し、給付費見込額と地域支援事業合計見込額を合わせた全体事業費から、国庫支出金25%、県支出金12.5%、市

負担分12.5%の公費50%と、40歳から64歳までの第2号被保険者分27%を差し引いた残りの23%を、3年間の被保険者数で割り、さらにそれを12か月で割ることで一月当たりの標準月額を算出いたします。

現在、地域支援事業費やサービス給付費の推計、介護保険料を除いた第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案作成が終了し、パブリックコメントを令和2年12月1日から令和3年1月4日までの期間で実施しているところではありますが、介護保険料については、各事業所からの計画期間中の新規事業等の有無の確認や、事業拡大、縮小などの事業所意向調査を終え、介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査や市内9地区で実施させていただいた住民懇話会で得た住民のニーズ等を考慮して、計画期間中に必要とする介護サービス給付費等の見込額の算定を行っている段階でございます。

そのようなことから、具体的な数字としてお示しや御説明はできないところではございますが、現在の第7期計画期間のうち、平成30年度、令和元年度の給付費が計画値を超えていることや、これまでの給付費増加と共に介護保険料を値上げしている状況を考慮いたしますと、第7期の介護保険料よりは上昇することは避けられないものと考えております。

なお、介護保険料につきましては、本議会初日の全員協議会にて御説明させていただいたとおり、12月中に算定を行い、明けて1月開催予定の計画策定委員会と位置づけた垂水市介護保険運営協議会にて御承認いただいた後、経営会議で審議し、令和3年垂水市市議会第1回定例会に改正する条例案を上程させていただく予定でございます。

以上でございます。

続きまして、値上げの場合、高齢者の生活への与える影響につきましてお答えいたします。

介護保険料につきましては、全国的に制度開始時の平成12年度からすると、約2倍に増加していると言われており、本市におきましても、平成12年度、制度開始時の介護保険料は3,000円ございましたので、令和2年度現在の5,700円と比較すると2倍程度となっております。年々増加をたどっております。

そのような中、国は平成26年度より消費税率を8%に引き上げたことから、低所得者への対策として、平成27年度から所得段階の第1段階の方々において、保険料の軽減措置を行い、また消費税率が10%に引き上げられた令和元年度からは、軽減する所得段階を第3段階まで広げ、軽減措置を強化しております。

本市においては、令和2年12月現在、被保険者数5,982人中、3,200人程度が軽減の恩恵を受けており、現在の状況では年金が少ない方などへの介護保険料による負担は軽減されているものと考えます。

しかしながら、今後75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれ、介護サービス給付費の増加が見込まれる中、この軽減制度につきましても、いつまで継続するか分からないことから、40歳から64歳までの若年層への健康づくり、介護予防への動機づけや65歳以上の高齢者に対する介護予防を推進することで、介護サービス給付費の増加を抑制することや、真に必要な方が必要なサービスを受けられるよう、介護サービス給付費を適正に給付するため、ケアプランチェックなどの介護保険適正化事業を推進することで、介護保険料の上昇を抑制していきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、値上げを抑える考え方、取組につきましてお答えいたします。

介護保険料の値上げを抑制する方法としましては、議員が述べられた介護給付費準備基金を活用するという方法がございます。現在、第7

期介護保険事業計画の計画期間中でございますが、これまでの各期計画においても、介護保険料を値上げしないような方法として、介護給付費準備基金を段階的に活用はしておりますが、令和元年度決算時の基金残高は1億1,963万円程度であり、令和2年度予算に計上している基金繰入金を考慮しますと、令和2年度末残高は8,000万程度まで減額する見込みでございます。

このようなことから、第8期介護保険事業計画中の保険料算定に使用できる基金については、将来に向けて持続可能な継続的に運営していくためにも、あまり多くの基金は活用できないものと考えており、介護サービス給付費を増大させないような工夫として、認定の適正化やケアプランチェック等の給付費適正化に取り組んでいきたいと考えております。

また、保険料の所得段階については、平成27年度から6段階を9段階と細分化しており、細分化した9段階の人数は、令和2年12月現在で180人と、全体の3%にとどまっており、本市においてもさらに細分化しても、保険料に与える影響は少なく、現状ではさらなる細分化の必要性は考えていないところであります。

以上でございます。

続きまして、自治体の責務とは何か、どう果たしてきたのか、どう果たすべきかにつきましてお答えいたします。

介護保険制度における自治体の業務は、要介護認定、介護保険料の賦課・徴収、給付費の支払い、市内介護保険事業所への指導、助言など多岐にわたりますが、自治体の責務となりますと、介護保険制度全体を捉えて市民のニーズに応えながら、健全な介護保険事業の運営を継続していくことであると考えております。

現在のところ、本市の状況としましては、市民のニーズに対して介護保険のサービス量が全てを網羅できている状況ではありませんが、大きく不足している状態ではないと考えておりま

す。

さらに、皆様に御負担していただいている介護保険料につきましても、第7期の基準月額5,700円は、県内43市町村中、34番目の金額であり、県平均の6,138円を下回っている状況でありますことから、市民への負担につきましても、県内では抑制できているほうであると考えております。

また、介護サービス給付費が増大して、介護保険料が高騰することを抑制する取組として、平成29年4月には、老人保健施設コスモス苑の建物内に、介護予防・重度化防止、認知症施策を推進する地域包括支援センターを開設し、同時に肝属郡医師会の協力を得て、同じコスモス苑内に訪問看護ステーションを開設し、在宅で介護のみでなく、医療についても支援できるよう施策を講じ、在宅で暮らし続ける環境整備をし、可能な限り在宅で暮らし続けることで介護給付費を抑制し、健全な介護保険事業の運営ができるよう努めてまいりました。

しかしながら、今後はさらに老年人口が増加し、要介護の割合が増加する見通しであるのに対し、それを支える生産年齢人口が減少する見込みであることから、現状の取組だけでは介護保険事業の運営を維持できない可能性もあり、負担を増加させない取組として、地域包括支援センターを中心に第8期の介護保険事業計画で取組として上げてある地域包括システムの進行・深化に向けた取組の1つとして、地域ケア会議の充実や認知症支援員、認知症サポーターの育成など、地域で支える仕組みを構築し、また介護予防日常生活圏域ニーズ調査の中で、今後希望する生活場所として、一番多かった自宅で暮らしていただくことを実現させることで、介護サービス給付費の抑制を図ってまいります。

同時に、健康づくり教室や各種健診、たるみず元気プロジェクト事業などにより、市民に対し健康づくりや介護予防への動機づけ等を行い、

元気なうちから意識して生活していただくことで健康寿命を延伸し、要介護者となる時期を遅くするなどの取組も併せて行ってまいります。

また、市民が必要とするサービス量を確保する取組としましては、過剰にサービス事業所を増加させないよう、また事業所が利益だけを追求することのないよう、令和2年2月に策定した垂水市のケアマネジメントに関する基本方針に基づき、介護サービスや予防サービス計画を作成する居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の研修を通じて、介護保険の基本理念である自立支援・重度化防止の原点に戻り、適正なサービス提供をしていただくことが大切であると考えているところです。

また、医療、介護の人材確保については、研修等の積極的受入れや鹿児島大学や鹿屋体育大学との共同事業を積極的に進めて、人材確保に努めてまいります。

特に、人材確保や持続可能な人材育成も目的の一つとしているたるみず元気プロジェクト事業では、これまでの3年間で7名の鹿児島大学生が本市に就職していただいているところです。

今後も、自治体としての責務を果たすため、本市の状況を考慮し、計画に基づき必要なサービスを確保しながら、市民の負担につきましても配慮し、介護保険事業の運営を健全に継続できるよう進めてまいります。

以上でございます。

○生活環境課長（港 耕作） 気候危機への基本的認識はにつきましてお答えいたします。

地球温暖化の影響と思われる現象として、世界の平均気温、海面水位の上昇傾向や日本の平均気温の上昇、大雨の発生件数の増加などが見られ、2005年に京都議定書、2016年にパリ協定が発効され、世界規模での対策の必要があるとされております。

今年、環境省が気候変動の影響と見られる災害が激化し、人類を含む全ての生き物の生活基

盤を揺るがす気候危機が起きていると強調し、気候危機宣言を行い、環境白書で気候変動問題を世界が直面する危機と捉え、脱炭素社会への移行が最重要であるとしております。

また、国内では今後も大雨の発生件数の増加や平均気温の上昇などが予測されております。垂水市でも、災害が発生する恐れもあることから、気候変動による気候危機及び関連する動向については、常に注目していくことが必要であると思っております。

以上でございます。

続きまして、二酸化炭素排出実質ゼロへの取組を表明している自治体数、表明の意思、考えはにつきましてお答えいたします。

二酸化炭素排出実質ゼロへの取組を表明している自治体数といたしましては、国内で175の自治体が表明しております。鹿児島県内では、鹿児島市と知名町が表明しております。

表明している自治体の主な取組といたしましては、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目標に、近隣自治体と共同での表明や、再生エネルギーの活用、温暖化対策実行計画での取組の策定など、様々であります。

垂水市といたしましては、表明ではありませんが、既に二酸化炭素排出削減に向けて関連する垂水市環境基本計画、垂水市一般廃棄物処理基本計画や垂水市地球温暖化対策実行計画などに基づき施策に取り組んでいることから、さらに推進していきたいと思っております。

以上でございます。

続きまして、気候非常事態宣言の認識と今後の取組の宣言している自治体数、宣言の意思、考えにつきましてお答えいたします。

気候非常事態宣言を宣言している自治体数といたしましては、国内で47の自治体が宣言しております。鹿児島県内では、知名町が宣言しております。

主な宣言の内容といたしましては、環境、気

候への影響の認識と市民への啓発や環境保全などを内容として、近隣自治体と共同での宣言や、再生エネルギーの活用、再資源化、温暖化対策実行計画での取組の策定など、様々であります。

垂水市といたしましては、宣言ではありませんが、先ほど答弁させていただきましたように、気候変動の原因と思われる二酸化炭素排出削減のための施策の実施に既に取り組んでいることから、今後も施策を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

続きまして、プラスチックごみゼロに取り組んでいる自治体数、取組への考えはにつきましてお答えいたします。

プラスチックごみゼロに取り組んでいる自治体数といたしましては、国内では近隣自治体でまとめて共同宣言している自治体も含めて、63の自治体に取り組んでおります。鹿児島県内では、取り組んでいる自治体はないようです。

取組の内容といたしましては、レジ袋の削減、マイバッグの使用、海岸の清掃活動などがあるようです。

垂水市といたしましては、プラスチックごみ削減への取組として、既に市の現在の27品目のごみ分別の中でのプラスチックごみの回収、垂水市ポイ捨て等防止条例の制定によるごみのポイ捨て防止、海岸のクリーンアップ作戦でのごみ回収、垂水市環境美化推進員による環境美化活動などに取り組んでおり、今後もそのような活動を実施し、プラスチックごみの削減を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 民間委託導入の試算結果と効果につきましてお答えいたします。

現在、これまで全国や県内で学校給食センターの委託業務で実績のある5社に、毎日12人が確実に勤務する体制での見積もりを依頼し、4社から金額を示していただき、そのうちの数

社は、本年度市の予算額より低い金額になっております。

しかしながら、正式に仕様書を作成しての見積り依頼ではなく、あくまでも示されている金額は、幅を持たせての見積りになっており、さらに低くなることも想定されること、また、どの業者を選定するかも決まっていないことから、誠に申し訳ございませんが、現時点では議員の御質問にこれ以上お答えすることができませんことを、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

次に、民間委託は教育としての学校給食にとって最善の方法かにつきましてお答えいたします。

今回、学校給食センターの一部を民間委託しなくてはならない大きな要因の1つは、調理技師の人員の確保が大変厳しい状況にあることでございます。これまでの調理業務は14人体制を基本としながらも、1日約1,000食で献立内容や食数の変更によって職員を調整し、調理業務だけでなく、配送業務も含めて昨年度は12人から11人の体制で行ってまいりました。

今年度は雇用体制が変わり、会計年度任用職員の勤務日数が週5日から週4日になったことにより、さらに少ない体制で毎日業務を行っております。このままでは、1人の負担が大きく、これまでの質の良い給食を維持するための高い技能と同時に、それを担う人材の確保と育成、意欲を持って仕事に臨める職場環境を整えることが難しい状況になっております。

そこで、本市の学校給食センターでは、毎日12人の人員を確実に確保するために、調理業務と配送業務を民間委託し、それ以外の業務や運営につきましては、これまでと変わらない直営方式を維持することが、これまでと同様、安全安心でおいしい学校給食を提供するための最善の方法であると考えております。

委託先の調理員と栄養教諭との関係について

でございますが、これまで民間委託を実施してきた自治体の場合、現在働いている職員の就労希望があれば、委託後も正社員や臨時職員として採用されておりますので、本市の場合も現業職員を除いて、現在の雇用条件、賃金や勤務日数等を担保しながら、これまで同様、委託後も給食センターで雇用していただくことを条件としたいと考えております。

また、学校給食センターの調理業務、配送業務を委託した場合には、それらの業務について毎日、市の職員と栄養教諭が受託業者の責任者と指示書を基に話し合い、その日の業務を進めていきます。

調理技師等への指示、指導につきましては、委託側が関わることはなく、受託業者の責任者が行うこととなります。

最後に、食に関する指導や給食指導につきましては、主に学級担任や栄養教諭が授業や給食の時間に行っており、学校教育における重要な教育内容の1つであります。これは、業務委託によって変わるものではなく、これまでどおり支障なく行われます。むしろ委託することで栄養教諭の負担が軽減され、食育や給食に関する指導に携わる時間がこれまで以上に確保しやすくなり、さらに指導内容が充実するものと考えております。

以上でございます。

次に、保護者との関係はにつきましてお答えいたします。

川越議員の質問の際にもお答えさせていただきましたが、学校給食の一部を民間委託することへの保護者の不安は、給食費が上がるのではないかということと、これまで同様、安全安心でおいしい給食が提供されるのかの2点であると考えております。

既に学校給食センターの業務の一部を委託している他市町でも、この2点以外の質問はなかったとのことでございます。

本市の保護者の皆様にも、給食センターの業務を一部委託することを御理解いただき、了承を得る必要がございます。そこで、本市としましては、市P連役員会や各学校の校長、給食担当者、PTA会長が参加して行われる学校給食センター運営審議会等で業務を一部委託することで、何が変わり、何が変わらないのかを丁寧に説明し、御意見をいただくこととしております。

さらに、各小・中学校のPTA総会等で、業務委託についてのQ&Aを掲載した資料を配布し、説明会を開催させていただき、質疑応答する場も設定しながら、丁寧に対応することで御理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 民間委託で基準財政需要額の算定との関係はにつきましてお答えいたします。

普通交付税の算定において、平成28年度からトップランナー方式が導入されました。トップランナー方式とは、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組で、これに伴いまして、学校給食に関しましては、既に普通交付税の単位費用で民間委託等を前提として、給与費から委託料に変更されております。

普通交付税の基準財政需要額では、既に民間委託を前提として算定されておりますので、民間委託を実施したとしても、基準財政需要額の算定には影響はございません。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 不育症についての認識はにつきましてお答えいたします。

不育症は、単一の診断名ではなく、複数の病態を含む用語であり、妊娠はするが、2回以上の流産、死産または生後1週間以内に死亡する早期、新生児死亡によって子供を授かることが

できない場合と定義されています。

検査の内容や実施時期は、個々の方の状況に応じて異なり、また検査を行っても原因が分からないことが多いことから、一般的には主治医と患者が十分話し合った上での実施となっているようでございます。

また、不育症に関する検査、治療に要する費用負担は、一次スクリーニングの検査や治療については保険適用となっておりますが、有効性や安全性などが十分に確認できていない治療等については、自己負担となっているのが実情でございます。

そのような中、治療内容や受診される医療機関により、検査費用は1つの検査で数千円から数万円と異なり、また子宮形態異常等で手術を必要とするものについては、数十万円の自己負担となることもあり、相当な経済的負担が生じるケースもあると認識しております。

以上でございます。

続きまして、不育症に関する相談窓口の体制につきましてお答えいたします。

本市の相談窓口につきましては、本年10月1日、保健課内に開設いたしました子育て世代包括支援センターちゃいたるにおいて、保健師が様々な母子保健関係の相談の一つとして受けられるよう、体制を整えているところです。

相談窓口の周知につきましては、広報紙、ホームページ、新聞やテレビなど、様々な媒体を通して市民の皆様幅広く周知できているものと考えております。

また、御質問の不育症に関する相談は、内容を考えますと、匿名でより専門的な意見やアドバイスを求められる方々もいらっしゃるかと思いますので、そのような方々のために、鹿児島県が鹿児島大学病院に委託する形で、専門相談窓口を開設しているところでございます。

なお、今年の11月から、国において不育症対策に関するプロジェクトチームが立ち上がり、

既にその検討内容について報告が公表されておりますが、その報告の中に今後の方針といたしまして、不育症相談体制の強化が明記されており、今後、国から具体的な体制が示されるものと考えております。

市としましても、しっかりと関係機関との連携を図り、不育症でお悩みの御夫婦にとって、より適切に相談できる体制をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、県内の支援自治体数と制度創設の理由につきましてお答えいたします。

現在、県内の43市町村のうち、助成制度を創設している市町村は、鹿児島市をはじめとして北薩地域の薩摩川内市、出水市、阿久根市、長島町の4市町と、離島の奄美市、瀬戸内町の2市町の合計7市町でございます。

これらの市町に制度創設理由を伺ったところ、少子化対策の一環、対象者からの要望や近隣自治体の動向を参考とした等の理由でございました。

また、申請の年間実績については、実績なしまたは1件がほとんどでありましたが、人口規模の大きい自治体では、年間に数件の申請実績があったとのことでした。

以上でございます。

続きまして、国の支援の動向と本市の見解、支援の必要性につきましてお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、国においては不育症対策に関するプロジェクトチームを11月に立ち上げるとともに、11月11日から11月30日の間に、4回の会議を経て検討内容の報告が取りまとめられております。

その報告によりますと、今後は不育症検査の経済的支援、不育症相談体制の強化、正しい情報の周知、広報などの対応が必要であると報告されており、今後、関係府省や自治体等で連携を図りながら、早急に取り組を進めることとされ

ております。

そのような中、本市としての見解、支援の必要性につきましては、子供を授かることを望みながら、流産を繰り返し、治療をされている方の肉体的、精神的、経済的な負担を考えますと、様々な支援の必要性は十分に理解しているところでございます。

また、保健師の相談態勢についても、さらなるスピードアップを図りながら、悩みをお一人や御家族だけに抱えることなく、少しでも早く相談していただけるよう、しっかりと広報、周知を図るとともに、検査費用等の経済的支援につきましては、国の支援の動向を見ながら、対象者要件、助成額の単価や財源等について事業化に向けて情報収集し、調査を進めながらそれまでの間として何ができるか、どのような支援ができるか、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 一問一答で、2回目の質問をしたいと思っております。

庁舎問題について、今日も昨日も様々な観点から議論があったと思っております。ひとつ非常に観点が足りないというか、もう少し必要だなというのはあると思うのです。それはやっぱり第三者、いわゆる客観的に外からこの問題をどう捉えていらっしゃるのかということが、非常に私たちが自分自身、もしくは議会、行政の在り方を見てても大変重要だというふうに思います。

この間、私も二人の識者、大学の教授の方のこの関係する評論や論文なんかも読ませていただきましたけども、一つはやはり、こんな提言をされています。「防災の拠点としての市民の支持が得られる場所での計画を、早急に進めてもらいたい」という意見、もう一つは「庁舎の整備は急務である。そして、かつ地域社会が広く合意できる、かつ実効性を備えた提案、目標が求められている」と。だから、やっぱり住民

投票に終わるのでなくてやっぱりそういう観点を持った形で進めていくということが、基本だろうと思います。

だから、そのためにやっぱり様々な形で一丸となって今日の、また昨日の議論からも分断を乗り越えて、みんなが一丸となっていこうではないかという基本方向が示されたと思いますので、やっぱりそのように責任を持った形で市民に伝えられる、そういうメッセージをぜひ出していただきたいというふうに思います。

これはまさに私たち垂水だけの問題でなくて、ある意味日本の様々な人たちがこの問題に注視をしていたということですね。それを、ある意味住民の立場から見たら成し遂げて、それで実行したということ、結果が出ましたと。だから、結果が出たらではどうするのかということは、厳しく問われているのだということも、私たちは見ていかないと。

そういう意味でやっぱり、総合的に俯瞰的にこの問題をしっかりと見ていく必要があるのではないかと、そういう立場に立ってこの問題についてはぜひ市長のほうで政治姿勢として取り組んでいただきたいと、これはもう要望しておきたいというふうに思います。

介護保険の問題なのですが、例えば65歳以上の、私は年金の実態から調べたのですけれども、試算したら5万6,272円、月々ですね。垂水市の65歳以上の方々の一月の生活がですね。そうすると、約平均でいくとその分がもう12分の1でなくなってしまうということです。昨日も介護保険料の差押えの問題で、何件かそういう方がいらっしゃると。これは普通徴収の方ですけども、そういう方がいらっしゃるということがあります。

そうすると、ますます高齢者の皆さんの生活実態が大変厳しい状況の中に追い込まれていくということが明らかになったと思います。そして、また75歳以上の医療費の負担の問題が議論

されていますけども、ますますこの保険料の負担が難しくなっている。普通徴収者の方はますます差押えが多くなっていくのではないかとということと、特別徴収の方々も年金が減ってくるわけですので、口座からの引き落としになりますから、そうするとますます生活が大変になってくるということなのですが。市長に質問しますけども、この最大限給付準備基金を活用して、値上げ幅を抑えていく、そういう方向での確認はできるかどうか、市長にお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども担当課長が答弁しましたように、方法論としては一つの方法だというふうに思っております。現状においては、御案内のとおり高齢化社会という中で、国もいろいろ検討しているわけですが、値上げしたい人は誰もいないのですね。現状においてサービスと、財源の問題、負担をどうするかということでもあります。

昨日、どなたかの質問にもありましたけども、長期的には社会保障費も含めた増大というのは大きな課題なので、我々としては今、鹿児島大学と健康プロジェクトという形で、根本的な対策ということをやっておりますが、当面の課題として困っておられる方がいらっしゃるのをどうするかと。

ただ、本市においては県平均の6,138円を下回っている5,700円ということで、43市町の中で34番目の金額ということで、比較論でいうと決して高くはないと。

ただし、それでも先ほどおっしゃった生活の状況に応じては、困っておられる方がいらっしゃいますので、そこも含めていろんな方法、セーフティーネットも含めてどういう方法があって、困っておられる方を救済できるのかというのは検討していかなければいけないと考えております。

○持留良一議員 高齢者の生活は、本当私たち

が考える以上に、想像以上の生活の実態があるということは共通認識があろうと思うのですね。

その中で、市としても要望活動を含めて、いかに事業費を抑えていくかということでの跳ね返る保険料を抑える仕組みづくりには非常に共鳴する部分もあるのですが。しかし、やはり今こういう現状の中で、8期を迎える中で市としてそういう高齢者の生活をどう守っていくのか、この自治体でしかないわけですよ。自治体でしかないわけですね。

自治体がその責任を発揮していかない限り、高齢者の皆さんは自分自身の中での生活を守っていくことも限られてくるわけですよ。そうしてしまうと、昨日のみみたいな形で払えない。滞納する、差押えという、非常に困難な問題が出てきますので、ぜひその点については、最大限の努力をしていただいて、この給付金、準備金を活用しながら、値上げ幅を抑えていくということで、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、気候変動の問題ですけども、大変私は消極的だなというふうに思いました。私たちはやっている、やっている、やっている、ではリサイクル率はどれくらいなのか。

○生活環境課長（港 耕作） 令和元年度の実績におきまして49.8%、約50%というところです。

○持留良一議員 そういう中で、二酸化炭素だとか、様々な取組をやっているということは、なかなか評価は難しいというふうに思うのですね。確かに日々の努力はされています。市民との関係もあって、なかなか難しい現状もあるかもしれないけども、しかしそういう中で、こういう宣言をすることによって、具体的に市民にもそういう取組の中身、市の姿勢の在り方ということも出てくると思うのですよ。

そうでなければ、この問題というのは先ほど冒頭いったとおり、気候変動の認識の中で示さ

れたような方向にはなかなか自治体としての役割、責任を果たしていかないのではないかなというふうに思うのですよ。ぜひこれは考えていただきたいと思います。

市長はここにバッジをつけていらっしゃいますよね。その意味はなんでしょう。

○市長（尾脇雅弥） 持続可能な世界をつくるということだと思いますし、約3年前からバッジつけております。その中で、今御指摘があったような環境問題も含めて、当面の経済とかいろいろありますけれども、やっぱり持続可能なという意味において、いろんな分野がありますけれども、そのことに先進的に寄与するというのは大事なことでありますので、宣言するしないも含めて、どういう方法が一番効果的かということは検討していきたいと思います。

○持留良一議員 ぜひ検討していただきたいと思います。

残念だったのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中に7番目エネルギーをみんなに、そしてクリーンにということは抜けているのですよね。いわゆるSDGs、総合戦略の中にこれを生かしていくということが書かれていますけれども、この中ですね。残念ながら、この部分がなかったです。

非常に地方再生をやっていく上で、持続可能な社会をつくっていくという意味でのエネルギー問題、クリーン問題というのは重要な課題だったと思いますので、それはもう指摘だけしておきたいというふうに思います。ぜひ、様々検討していただいて、今市長が言われたとおり、私たちは確かに宣言するのは簡単かもしれませんが、しかしやはり大事なのは宣言する、そして具体化していく、その中で市民の形成、意識形成をやっていながら、垂水市で方向を目指していく。

世界の中の垂水市ですけども、しかしそのことによって世界に与える影響、日本に与える影

響は、私は少なくないと思います。やっぱりそういう意味では、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。これは一国だけで解決できる問題ではないと、だからこそ地方が参加して、宣言して、世界に広めていく、日本に広めていくという意気がありますので、ぜひその点については市長の積極的な姿勢を求めていきたいというふうに思います。

学校給食の民間委託問題ですけども、コスト削減、この問題はまだ十分ではなかったと言われますけども、なぜこの間、そのことができなかったのか。というのは、民間委託というのはもう方針としてあったわけですよね。であるならば、その辺りをきちっと検証して提案してくるというのが、基本的私は行政としての役割、責任ではなかったかなと思います。

コスト問題が言われていますけども、では安さはどこからきているのか、対比較との関係で、そこに働く人たちがやっぱり劣悪な労働条件だとか、様々賃金が低い中で生産性を担っているという部分に移行していくというのは、これは非常に私は問題だろうというふうに思います。

そして、コストは確かに重要な中身ですけども、比較できない点もありますよね。例えば垂水市は学校給食、全国の様々な甲子園か、大会でも連続優勝もしたりして、役割がある。本当にコストとは比較できない中身を取り組んでいるわけですよ。だから、そういう意味ではやはり総合的にこの問題を出していただかないと、実際の問題のところとやっぱりそういうコストで見れない部分、この部分をやっぱり評価していかないと、学校給食というのはもう、ではコスト削減だからそういう方向で国の意向に沿った形で、また地方自治体が行財政改革という中で大変だから、もうそこはそんな形でやっていくということでもいいのかどうなのか。この点は重要な私は問題だというふうに思います。

ぜひ、この点については試算結果を公表すべ

きであり、さらにやっぱりコストが削減されるとしても、民間委託と直営による利点・欠点を整理して、削減したコストに見合うかどうかをぜひ出していただきたいというふうに思います。

最後に教育長をお願いします。学校給食は、どのようによくなるでしょうか、民間委託で。

○教育長（坂元裕人） まず、保護者の立場でいいますと、給食費が上がらない。そして何よりも安全安心でおいしい給食を、これからも継続的に提供できるということですね。

そしてまた一方、給食センターの側、いわゆる例えば農家の方々、百笑クラブの方々が野菜等を卸していただいておりますけれども、その地元食材の三十七、八%をキープする。そして併せて、地元雇用を優先するといったようなことで、メリットが大きいというふうに私は判断しております。

以上でございます。

○持留良一議員 今のメリットは変えても変わらない点だろうというふうに思います。だから私は、どのようによくなるのかというのをお聞きしたのです。だから、この点では学校給食未来像が見えないのですよ。コスト削減というその中で民間委託をしていきますと、後で感王寺耕造議員が偽装牛問題、この問題を取り上げると思いますが、そこに問題点を譲りますけれども、こういう問題も当然出てくるわけですね。

昨日、業務委託内容というのをちょっと若干触れられた。食材を購入する様々な点があります。この点について、労働契約問題、この点について問題はないのか、その辺り精査されているのか。業務委託内容が昨日ちょっと示されましたので、その点について今どういう状況なのか、簡単に。

○学校教育課長（今井 誠） 今議員の御指摘のとおり、感王寺議員の答弁でも出てまいることですが、職業安定法第44条では、何

人も労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自ら指揮命令の下に労働させてはならないとあり、労働者供給事業を禁じております。

つまり、議員が言われる、こういう形でしっかりとした労働条件を守りながら、とにかく今思うことは、今の調理技師の方々は垂水の子供たちのために、自分を犠牲にして一生懸命調理に臨んで来ています。その思いを、これからも持続できるように、今の方々の職場も守りながら、今後さらに成長していければというふうに考えております。

○持留良一議員 もう残り時間がありませんので、いわゆる指揮命令関係は生じないということで理解でよろしいですか。

最後にもう不育症の問題ですけども、この点について再度市長の、今度は市長のほうから前もって資料をお渡しもしていますので、市長の見解を求めて私の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 市長の見解と、支援の必要性ということでございますけれども、私といたしましても、子育て支援は重要政策として公約に掲げておりますので、不育症の悩む方々の支援の必要性というのは十分理解しております。

国においても現在、菅総理の看板政策の一つとして、不妊治療の助成と併せて不育症についても同時に検討が始まっていることから、早期に対策要件や助成額等の方向性が示されると考えており、国の動向を注視して対応していきたいというふうに思っているところでございます。

今後、助成制度を創設する前に不妊治療と同様、不育症に悩む方が気軽に相談しやすい相談体制をしっかりと構築し、相談対応する保健師等の研修機会を設け、スキルアップを図ることを最優先としていきたいと思っております。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時30分から再開をいたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、池田みすず議員の質問を許可いたします。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 皆さん、お疲れさまです。早いもので、今年も残すところ20日余りとなりました。この1年を振り返ってみますと、新型コロナウイルスの発生により、私たちの日常生活も一変してしまいました。このような中、本市におきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、予防対策や市民への生活支援、並びに経済対策など多岐にわたり取り組まれてまいりました。

他市に住んでいる私の友人たちから、垂水市は市民1人1人のことをよく考えて、市民に寄り添った取組をしているところがすごいよね、本当に羨ましいという声を聞きます。垂水市の事業のうち、県下で幼児から大人まで全市民にマスクを配付した市町村があるでしょうか。その他、医療、介護、福祉従事者や大学生への本市特産品の贈呈、さらにはプレミアム商品券や宿泊施設を応援するおもてなしキャンペーンなど、多くの事業をこれまで推進してこられました。このような取組を多くの市民も高く評価してくださっています。改めて、いろいろな角度からアイデアを出し、事業化されている職員の皆様に私は心から賛辞を送りたいと思います。

なお、先日の菅総理の記者会見で表明されました独り親世帯への2回目の年内給付も年末で大変ですが、ぜひ取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問いたしますので、明解な答弁をお願いいたし

ます。

初めに、簡易水道事業を上水道事業に統合する計画について質問いたします。

水道事業を取り巻く経営環境は、本市におきましても人口減少等による料金収入の減少や施設管路等の老朽化に伴う更新施設の増大により、その厳しさが増すこととなると見込まれております。そのような中で、総務省が進めている簡易水道事業の統合推進の方針を受け、本市は今後どのようなスケジュールに基づき進めていられるのか伺います。

次に、職員採用についてであります。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、通称、女性活躍推進法が2015年に制定されましたが、垂水市においても近年女性の職員数が増えてきたように思いますが、女性職員数と全職員数の割合について伺います。

次に、市長公約でもありますたるたのおでかけチケット交付事業についてであります。この事業は、高齢者の社会参加の促進を図り、福祉の増進及び健康増進等に寄与することを目的に、本年度から取り組まれております。まず、1点目はこの事業の対象者は何名で、現時点において交付者はどのくらいなのか伺います。

次に、公共料金のコンビニ納付についてであります。このことに関しましては、6月議会において質問いたしました。また、新原議員もさきの9月議会において質問されたところであり、その際の答弁は、県内19市の中で17市が導入済みであり、導入していないのは本市を含めて2市であると答弁がありました。このようなことから、コンビニ納付については前向きに検討してまいりますとの答弁でした。現在、来年度の当初予算の要求時期に入っていると思いますが、導入に当たってはシステム変更などいろいろな課題もあると思います。現在の進捗状況について伺います。

次に、鹿児島国体について質問いたします。

新型コロナウイルスの影響で延期されたかごしま国体・かごしま大会は鹿児島県をはじめ、関係者の御尽力と交際県の皆様の御理解により、2023年に特別大会として開催されますことが10月8日に決定されました。これまで垂水市では国体開催に向け、競技会場であります市体育館や周辺道路の整備に力を入れてこられました。また、円滑な運営や大会を盛り上げるためのPR活動にも尽力され、おもてなしの計画などについても準備されていたと認識しております。これらの準備が無駄にならず、3年後に多くの市民や子供たちが日本最大のスポーツイベントに関わる機会を確保できましたことはとても嬉しく思います。

そこで、2023年に特別大会として開催されますかごしま国体について、会期や各競技会の会期がどのようになるのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○水道課長（森永公洋） 簡易水道事業を上水道事業に統合する計画につきましてお答えいたします。

国の方針により、現在、水道課が所管しております牛根境地区及び小谷・段地区の公設簡易水道事業につきましては、平成31年3月に作成しました垂水市新水道ビジョン及び経営戦略に基づき、令和5年4月1日から経営統合する計画としております。現在、移行事務のスケジュール作成と懸案事項の整備に努めているところであります。

また、統合に際しましては、令和3年度、4年度の2年間において、牛根境地区の簡易水道施設の漏水調査をはじめとして、老朽化設備の改修や更新等を実施し、公営企業会計である上水道事業運営の将来的な経費負担をなるべく減らした形で統合したいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 女性職員数とその割合についてお答えいたします。

消防職を含めた正規職員数で申し上げますと、令和2年4月1日現在の全職員数は233名、うち女性職員数は49名で構成割合は21.0%となっております。なお、公表値は消防職を除くため、全職員は189名、うち女性49名で割合は25.9%でございます。参考としまして、年代別の職員数についても説明申し上げますと、10代、20代が56名、うち女性職員22名、構成割合が39.3%。30代が65名、うち女性13名で20%。40代が61名、うち女性8名で13.1%。50代が51名、うち女性6名で11.8%となっております。近年の女性職員の採用者数の増加に伴いまして、若年層における女性職員の割合が高くなっております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） たるたるおでかけチケット交付事業の交付状況及び各事業所の利用状況についてお答えいたします。

この事業は議員が言われましたように、高齢者の皆様の積極的な社会参加と健康の保持、増進、移動支援を目的としたもので、このチケットを利用して、外出のきっかけを作り、交流や情報交換の機会を増やしていただくことで、高齢者の見守りなど安心安全の確保につながることで、加えて市内の温泉施設やタクシー等を利用していただくことで、地域産業の活性化も期待するものでございます。

まず、交付状況でございますが、チケットの交付率の目標値を65%に設定し、少しでも多くの市民の皆様に利用していただけるよう、積極的な情報発信に努め、また新型コロナウイルス感染対策に十分配慮した専用窓口の設置に加え、両支所や地区公民館への受付を行ったところでございます。また、代理人による申請も可とし、対象者の皆様に負担がかからないような取組も行ってきたところでございます。対象者から施設入所者を除いた対象者数は5,614名で、12月1日現在の交付率は62.2%となっております。

次に、各事業所での利用状況でございますが、温泉施設利用が8事業所で37.6%。タクシー利用が3事業所で53.7%。バス利用が1事業所で8.7%となっております。

以上でございます。

○会計課長（野村宏治） コンビニ納付の進捗状況につきましてお答えいたします。

10月13日に税務課をはじめ、庁内関係各課並びに本市の基幹システム業者にも参加していただき、コンビニ納付等の導入時期、予算面、取り扱う税目及び料金、今後の具体的な準備作業スケジュール等について協議を行ったところでございます。コンビニ収納等の対象となる税目は市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税。料金につきましては、市営住宅使用料、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を予定しております。導入に伴う予算面ですが、令和3年度実施に向けて、今年度中に準備を進めるため、納付書等をバーコード式のコンビニ納付対応に変更するなどの基幹システムの改修費632万5,000円を本議会に補正予算案として上程させていただきました。

また、収納代行委託業者に支払う月額基本料及び取扱手数料につきましては、令和3年度一般会計当初予算に予算要求をしたところでございます。会計課といたしましては、3月議会において予算を御承認いただき、新年度から実施できたらと考えております。

それから、スマホアプリを利用したペイペイ等のモバイルバンキング納付につきましても、現在導入を予定しております収納代行委託業者にコンビニ収納とセットで申し込むことで、初期費用及び月額費用は共に発生せず、取扱手数料のみで利用できるようになる見込みでございます。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） それでは、2023年に特別大会として開催されるかごしま国体の

会期や各競技会の会期につきましてお答えいたします。

まず、かごしま国体の会期についてでございますが、国民体育大会開催基準要項に9月中旬から10月中旬の11日間以内での開催という規定がございます。また、皇室行事等への影響も考慮しなければならないことから、本年の会期をベースに協議を行うことと県が示しております。正式な会期は、12月中旬に開催される公益社団法人日本スポーツ協会の第3回国体委員会で決定する見込みでございます。

次に、各競技会の会期についてでございますが、国体の会期決定後、令和3年3月上旬に開催される予定の第4回国体委員会で協議を行い、決定する見込みであると同っております。かごしま国体の会期と各競技会の会期が正式に決定された場合は、広報誌やその他媒体で市民の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みずす議員 それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、簡易水道事業を上水道事業に統合する計画についてであります。上水道事業は独立採算制での経営を原則としていますが、一般会計からの繰入金に頼っている簡易水道事業を統合して問題はないのか伺います。

○水道課長（森永公洋） 統合するに当たっての問題点につきましてお答えいたします。

牛根境簡易水道及び小谷・段簡易水道事業は、共に国県の補助事業にて整備された施設で事業を行っておりますが、事業開始当初より給水収益だけでは事業運営はできず、一般会計からの繰入金に依存して事業運営を行っており、施設の修繕、改修も最小限の規模にとどめていたことから、上水道事業への経営統合後、様々な修繕改修等に伴う経費の増加が経営全体に与える影響として懸念されます。

また、今後、上水道事業側においても長期計

画に基づき老朽管等の設備更新や耐震化等の事業推進を予定しており、人口減に伴う給水人口の減少も予測される中では、近い将来において水道料金自体の値上げ検討は避けられない状況がございます。事業統合後において経営状況の推移を見ながら、水道料金の値上げ時期の判断、検討を行っていくことから統合前の段階で、可能な限り、両簡易水道設備の改修、更新に取り組み、同地区の安定した給水環境の確保と共に、将来の事業経費の上昇を抑制していくことで、値上げ判断につながるような経営負担の影響を最小限にとどめていきたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 令和5年度に簡易水道事業を統合することにより経営が悪化しないように新たな収入確保を図り、無駄のない経営をやっていただき、なるべく水道料金の値上げは避けていただくような努力をしていただきたいと思っております。

次に、職員採用についてであります。今年度も11名の方が新規採用となり頑張っておりますが、その中で新規採用者の女性職員数とその割合を教えてください。

○総務課長（和泉洋一） 新規採用者の女性職員数とその割合についてお答えいたします。

令和2年4月1日の新規採用者数は11名、うち女性職員数は6名で、その割合は54.5%となっております。ちなみに、その際の採用試験の受験者数ですが、48名の受験申込がありまして、そのうち女性は17名、割合は35.4%ございました。

以上でございます。

○池田みすず議員 令和2年4月1日の新規採用者が11名、うち6名が女性職員とのことあります。2015年に制定されました女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性とその個性と能力を十分発揮できる社会を実現するとなっております。昨年度は女性

管理職が1人いらっしゃいましたが、今年度はゼロとなりました。非常に残念に思っています。今後の女性管理職の登用について伺います。

○総務課長（和泉洋一） 女性管理職の登用についてお答えいたします。

女性管理職、いわゆる課長職につきましては、これまで登用がない状態が続いておりましたが、平成31年4月に垂水市において初となる課長職への登用を行いました。しかしながら、令和元年度末を持って定年退職をしたことから、令和2年度につきましては、女性管理職は不在となっております。なお、階層別級の女性職員数で申しますと、課長級は22名中女性職員ゼロでございますが、課長補佐級は30名中女性5名、係長級につきましては40名中女性7名となっております。近年の女性職員数割合の増加傾向もありますとおり、男女共同参画社会の実現に向けて、総務課としても男女平等という大原則を踏まえ、男女の差別のない人事に努めているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 女性活躍推進法の事業主行動計画の策定が2020年からは、努力義務とされていた常時雇用する労働者が101人以上の企業についても新たな行動計画の策定が、また情報の公表が義務となるようですが、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供として採用した労働者に占める女性労働者の割合を目安として20%以上、また管理職に占める女性労働者の割合を目安として20%以上になるようにと示されております。垂水市においては、第3期垂水市特定事業主行動計画を策定され、既に情報を公開されていますが、その中で令和3年度までに女性職員の割合を25%以上、係長相当職以上の女性職員の割合を18%以上と目標を掲げています。この目標をクリアするためにどのような取組をされていくのか伺います。

○総務課長（和泉洋一） 今後の取組について

お答えいたします。

男女共同参画社会の実現に向けまして、総務課として果たすべきことは男女平等の大原則を踏まえ、男女の差別のない人事に努めていくことが重要だと考えております。そのため、先ほども答弁いたしましたとおり、職員の採用につきましても、女性職員の採用者数は近年増加しており、結果、市職員数に占める女性職員数の割合も増加傾向にあります。現在の女性職員につきましても、定数減の中、限られた職員で業務を遂行するため、それぞれ男女分け隔てのない業務を担当しております。また、中堅、若手女性職員の中で鹿児島県庁や大隅広域事務組合へ現在2名派遣されているなど、男女分け隔てなくキャリア形成も図っているところでございます。管理職等への登用につきましても、これら中堅、若手女性職員の割合が高いことから、今後はさらに増えていくものと思われま

す。一方、男女問わない課題ではありますが、現在、職員研修について、業務多忙につきなかなか研修を受講できない状況にあると感じております。キャリアデザイン研修等の各種研修について積極的に受講できるような環境づくりを進め、それぞれの階級に見合った業務が遂行できるような体制づくりが重要であると考えているところです。

以上でございます。

○池田みすず議員 言うまでもありませんが、現代社会は男女共同参画社会であります。本市におきましても、このことを十分認識され、施策を推進しておられることは理解しています。男女雇用機会均等法では、職員の採用や配置、昇進に当たっては性別を理由にはならないとされています。今後ともこの法の趣旨を踏まえていただき、施策や事業をもとより、職員の採用関係等にも取り組んでいただきますようお願いをしまして、この質問は終わります。

次に、たるたるおでかけチケットの交付状況

についてであります。交付率が62.2%とのことですが、既に活用された利用者の声が届いておりましたらお聞かせください。

○福祉課長（高田 総） 利用者からの声についてお答えいたします。

この事業については、市民の皆様から様々な声がありましたので、担当職員が電話や直接聞いた声を紹介したいと思います。

通院時のタクシーやバス代に利用できて非常に助かっている。買い物等に出かけるとき、近所の方と一緒に利用している。これまでも温泉を利用していたのでありがたい。このチケットをきっかけに温泉を利用するようになった。金額を増やしてもらいたいなど、大変喜んでいただいている声がある中、このコロナ禍で外出自粛が言われる中、お出かけチケットというのは矛盾しているのではとの御指摘もいただいたところでございます。そのほか、タクシー事業者の方からは、チケットのおかげで利用が増えたなど、感謝の声もいただいております。地域産業の活性化にもつながっていると考えております。

現状においては、様々な御意見がございますが、福祉課といたしましては市民の皆様喜んでいただいている事業であると考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 申請いただいた市民の声としては、温泉やタクシー代等に使えるということで大変喜んでおられると私も感じております。そこで、もっと交付者数を増やすべきだと思いますが、今後どのような取組をされるのか伺います。また、併せて年度途中でありますが、この事業の効果について感じておられることがあれば御答弁ください。

○福祉課長（高田 総） 今後の取組についてお答えいたします。

この事業をもっと多くの市民の皆様にご利用いただき、そしてもっと喜んでいただくためにはこの事業について検証することが重要であると

考えます。本年度におきましては、機会あるごとに事業の周知活動に努めたものの、事業開始初年度ということで事業の認知度が高くなかったこと、また、コロナ禍での事業実施となったことなどから現在、設定した交付率の目標値には届いていないところでございます。今後も新型コロナウイルス対策に留意して、御利用していただくようお願いしながら交付率のアップに努めてまいりたいと考えております。

また、この事業については令和3年度においても実施に向けて予算要求をしておりますので、事業の実施が可能となった場合には、チケット交付時に事業の検証を目的としたアンケート調査を実施するなど、対象者の皆様の声をお聞きすることでもっと喜んでいただけるような制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

この事業の総括といたしましては、先ほど申し上げましたように、様々な意見がございますが、皆様には喜んでいただいている事業であると感じております。

以上でございます。

○池田みすず議員 この事業は、高齢者の皆さんがとても喜んでくださっています。どうか1人でも多くの皆さんに申請をしていただき、交付されるよう要望いたします。

次に、公共料金のコンビニ納付についてありますが、導入に向けて多方面から検討されていると思います。ぜひ来年4月から実施していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○会計課長（野村宏治） 今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。

本議会におきまして、補正予算案を可決していただきましたが、コンビニ収納に係る電算システムの改修を行いながら、具体的な準備作業に入っていきます。作業項目といたしましては、収納代行委託業者とのやり取りに関することや本市の基幹システム業者とのやり取りに関する

ことなど、多岐にわたるようでございます。

まず、納付書、用紙の選定、次に、納入帳票の構成、発注、作成、確認。ゆうちょ銀行へのマル公申請。納入帳票のコンビニ及び収納代行業者でのバーコード読み取りテスト。収納データ受信テスト及びOCR読み込みテストなど、これらを全てクリアして初めて、納税者等に納付書を発送できることとなります。時間的に非常にタイトなスケジュールではございますが、令和3年の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○池田みすず議員 来年度からの実施に向けて取り組まれているとのことであります。ぜひ実現されますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、かごしま国体についてであります。炬火リレーは2023年の特別大会でも実施されるのか伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） 炬火リレーにつきましてお答えいたします。

炬火リレーにつきましては、鹿児島県の説明によりますと、本年開催案をベースに2023年に開催できるよう、日程や方法を調整することです。本来ならば、本年8月18日火曜日に本市国道220号を9つのエリア、21区間に分けて、5歳児から78歳までの市民の皆様、総勢312人で実施する予定でありました。炬火リレーは、市民が直接国体に関わることができ、大会に向け開催の機運の醸成と多くの市民の記憶に残る大切なイベントであると思っております。

2023年に実施が決定された場合は、再度、広く市民の皆様にも周知を行い、多くの方に参加していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 炬火リレーは、市民の皆様が直接的に参加できるイベントだと思います。

ぜひ実施されますよう要望いたします。

最後に、今後の取組についてお伺いします。昨日、川越議員の質問に対する課長答弁で、大概の内容は把握をいたしました。その答弁の内容で、新型コロナウイルス感染症対策に努め、安全安心で喜んでいただけるよう、準備を進めるとありましたが、具体的にはどのような対策を行うのか教えてください。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、国体開催における新型コロナウイルス感染症対策につきましてお答えいたします。

来年、三重県で開催されます三重ことわか国体、ことわか大会は、コロナ禍における初めての国体となります。三重県は、公益社団法人日本スポーツ協会の国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針に基づき、新しい国体、大会のモデルに取り組むことを発表しております。内容について、具体的にはなっておりませんが、参加される全ての方々の生命、健康を最優先に考えた取組になるものと推測されます。

本市でも先催県が取り組む新型コロナウイルス感染症対策や公益社団法人日本スポーツ協会、鹿児島県等が示す指針等を参考にしながら、垂水市国体競技における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成し、感染症対策を確実に実践することで、参加される全ての方々や安全安心で喜んでいただける大会になるように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 昨日の川越議員の質問に対する、尾脇市長の思いや国体推進課長の答弁で、2023年特別大会かごしま国体に対する垂水市の思いや取組を確認できました。開催までの3年間、大会成功に向けて各準備に取り組み、多くの市民に喜んでいただける大会になるよう、私たち議会も一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、2時10分から再開いたします。感王寺議員の資料配付をお願いします。

午後2時3分休憩

午後2時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまでございます。ラストの前ということで、眠い時間ですけれども、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、庁舎建設問題についてであります。

庁舎問題については、規模の問題、場所の問題、この2点が大きな争点であったと思っております。私個人は、やはり場所の問題、これが大きかったのではないかと。土地開発公社の建設予定地は、土地開発公社の持ち物であり、すぐにこの部分を活用できるという、予定地ありきの計画ではなかったのかと感じております。

また、現庁舎、市民館も候補に挙がっていましたが、この分について隣接地の購入費、また地権者の売買等への意向調査等を行ったのか、この部分について、まず質問いたします。

2点目は、現庁舎の耐震診断についてでありますけれども、これは県の命令書を私も見せていただきました。耐震診断については耐震化を前提にしたものか、これについてとりあえず企画政策課長、よろしくお願い申し上げます。

次に、財政問題についてであります。12月の市報、この分で市の基金であるとか予算状況が詳しく書かれております。この12月号によりますと、令和元年度の市債は99億6,000万円、平

成30年度と比べると2億6,080万9,000円増加しております。

また一方、財政調整基金は、平成30年度より2億7,602万円減少し、12億715円となっております。また、昨日の森議員の一般質問の中で、現在の財政調整基金の額が8億5,000万円と、そういった答弁も受けております。最終的には16億円あったと思っております。この部分が半分、半額しかないということでもあります。健全な財政運営を図るためには、借金である市債を減少し、減らし、財政調整基金を積み増すべきだと考えますが、今後の対応について財政課長、答弁ください。

また、財政調整基金の残高は、県内、市内19市の中で何番目に位置するのか、それも併せて答弁願います。

もう一点、来年度予算の地方交付税、市税収入等は、新型コロナの影響があり減収が予想されると思っております。予算編成に見通しがついていたのか、その点についても財政課長、答弁ください。

3点目、大きな問題の3点目であります。

牛根中央クリニックの問題です。ここの部分の今後の活用方法をどうするのか、この部分について、担当課長で結構ですので答弁ください。

また、この問題については旧所有者から採納通知願が出されまして、その分の協議の記録はないのかという部分で求めましたけれども、ないと。担当の係から決裁がずっと積み上がっていった、最後は副市長、市長、その部分で採納を認めたということでもあります。

活用方法が正式決定しない土地、建屋等の寄付に応じるべきではないと考えますが、見解を伺います。また、どの部署で決定したのか、併せて答弁ください。

次に、小学校統合についてであります。統合と言いますか、振興策も含めておりますので勘違いなさないように。議長の許可を得まして、

お手元に全員配付されております。各小学校在籍人数推移です。裏を開いていただくと、牛根3校区の生徒児童推移ということでもあります。

先般、牛根境、境小学校に訪問する機会がありました。その折り、森議員のお子さんも生まれたということで、かわいいお子も拝見しに行ったところでもあります。現在、令和2年境小学校7名と、しかしながら来週1名が卒業と。教頭先生が2名お子さんをもっておられて、多分来年度出られるだろうということで3名減です。新入生はなし、そうしますと、引き算しますと4人しか在籍しないわけでもあります。そのうちの3名については、保護者から牛根小学校へ通わせたいとの声も上がっていると森議員にお聞きしました。また実際、境地区の方々の署名、500人を持って牛根小学校へ通わせていただくよう、そういった議論も出ております。

何を言わんかと言いますと、牛根3校区で現在28名ですか、その分が令和9年には、これは住基ネットで、教育総務課長に作ってもらったわけですけども、3校合わせて12名しかいないわけでもあります。旧行政区の中でこれだけの減少が起こったということに私は愕然といたしました。もうちょっと早い時点で、学校選択制、特認校制度、またふるさと留学等、対策が必要だったと考えております。現時点で、教育長、市長の見解と今後の取組についてお伺いします。

次に、学校給食センターについてであります。令和3年8月からの民間委託を目指しておりますが、職労との交渉はどうなっているのか、また保護者、児童生徒の意向調査はどうなっているのか、教育総務課長、答弁ください。

最後に、日本郵政の証明書交付事務、事務の包括受託についてであります。私はこの問題につきまして、平成29年第4回定例会でも質問いたしました。現在までの新城、また牛根との郵便局の折衝の内容について、また状況はどうなっているのか、今後どうなるのか、その部分に

ついて総務課長、答弁ください。

これで1回目の質問を終わります。不備があれば再質問いたします。よろしく御答弁ください。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設計画における新庁舎位置の検討につきましては、庁内検討報告書において新庁舎建設の基本的な考え方にに基づき、市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点、安全性、まちづくりとの整合性の4つの選定条件を設定し、住民や専門家等による検討組織を設置し、具体的な検討を進めながら候補地を選定していくことが必要であるとしておりました。

この報告書を基本とした庁舎整備基本構想では、より詳細に候補地の選定方法について、4つの評価項目と新庁舎建設候補地である現在地、市民館、錦江町旧フェリー駐車場跡地の3か所を設定し、内部評価及び外部評価を行い、整備位置を決定することとしました。

最終的な建設計画である新庁舎整備基本計画においては、基本計画委託事業者の調査報告を基に、建設候補地の内部評価及び外部評価を実施し、錦江町旧フェリー駐車場跡地を建設予定地とする基本計画を議会へ報告した後で決定しております。予定地ありきの計画ではなかったかとの御指摘でございますが、以上のように新庁舎検討の段階から、透明性、公平性を確保しながら計画を進めてきてまいりましたので、そのようなことはないと考えております。

なお、現庁舎、市民館についての隣接地の購入費、地権者の意向調査の実施でございますが、隣接地の購入費の算出は、現庁舎、市民館だけでなく、錦江町旧フェリー駐車場跡地も含めて、候補地評価の段階で基本計画委託事業者から、それぞれの概算金額が報告されております。

また、地権者の意向調査については、基本計画案のパブリックコメント前に3つの候補地内の地権者に対しまして、建設候補地であること

を説明しております。

以上であります。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 現庁舎の耐震診断は、耐震化を前提にしたものかについての御質問につきましてお答えいたします。

昨日の御質問でもお答えいたしましたが、耐震診断を行い、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強が必要かどうかの判断をすることといたしておりますので、現庁舎の耐震診断は、耐震補強を前提としたものではございません。

以上でございます。

○財政課長（濱久志） 令和元年度末現在の市債残高、財政調整基金の残高は、また他市との比較につきましてお答えいたします。

令和元年度末現在の市債残高は99億6,029万1,000円、財政調整基金の残高は12億715万1,000円となっております。他市との比較でございますが、現時点における県内各市の決算認定の状況が不明ですので、修正の可能性がございますが、9月4日時点の決算数値で平成27年度の国勢調査人口1人当たりで比較すると、財政調整基金が19市中9番となっております。金額ベースで申し上げると19番目となります。先ほど、財政調整基金が8億5,000万ほどに減少しておりますが、今後の決算状況を見て、積立てを行いたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、来年度予算の地方交付税、市税収入等のコロナの影響があり減収が予想されるが、予算編成の見通しはにつきましてお答えいたします。

総務省の令和3年度地方財政収支の仮試算では、地方交付税の総額が令和2年度予算比2.4%減となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済環境の悪化で、国税や地方税収も大幅な落ち込みが見込まれており、不足する財源につきましては、臨時財政対策債が令和2年度予算比116.5%増となっていることから、

地方交付税の減収分につきましては、ある程度臨時財政対策債で補填されると考えられますが、令和3年度予算編成につきましては、現在、各課ヒアリング中でございますので、限られた財源の重点的な配分に努め、最小の経費で最大の結果を出せるよう、歳出削減に努めたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、牛根中央クリニックについて、今後の活用方法につきましてお答えいたします。

牛根地区の医療機関については、平成26年10月に牛根中央クリニック並びに平成30年6月に、たじつ牛根医院が閉院となったことから、現在、同地区には医療機関がない状況であります。今後の活用としましては、以前より医療施設整備の要望等も上がっておりますことから、住民の方々からの必要性も十分感じておりますので、同跡地を利用した医療施設等の整備につきまして、関係課を交え検討を行っているところでございます。

また、医療施設以外の活用として、地域住民へのサービスを提供できる柔軟な有効活用の方法も同時に検討を行っているところでございます。

以上でございます。

続きまして、活用方法が正式決定しない土地、建屋等の寄付に応じるべきではないと考えるが見解は、またどの部署で決定したのかにつきましてお答えいたします。

御指摘のとおり、活用方法について現在、検討を進めておりますが、この物件の寄付採納につきましては、隣に牛根中学校跡地があり、敷地利用の拡張性が高いこと、また先ほど申し上げましたとおり、この跡地を利用することで牛根地区の課題であります医療施設整備の実現に向けて、好材料の一つとしての可能性が高いと思われることから、財政課所管による普通財産として受理したところでございます。

財政課としましては、活用方法が正式決定した後で、寄付に応じることが理想だと考えているところではございますが、寄付採納につきましては、相手方がいる話でございますので、市側の都合、タイミングだけでは決められないという現状がございます。

また、現状における牛根地区の医療施設の整備という課題を考えた際には、少なからず施設及び整備地に係る費用が発生いたしますので、将来的な負担を軽減するという観点からも総合的に判断し、今回の寄付採納の申出を受けたところでございます。

どの部署で決定したかでございますが、詳細につきましては財政課で検討をいたしまして、最終的には市長、副市長、財政課で決定したところでございます。

以上でございます。

○教育長（坂元裕人） 小学校統廃合について、教育長の見解と今後の取組につきましてお答えいたします。

小学校の統廃合につきましての基本的な考え方は、今後の児童数の推移を見極めつつ、保護者や地域の方々の合意形成を図るとともに、子供の気持ちも酌みながら、段階をへて、時間をかけて慎重かつ丁寧に対応すべき重要案件であると考えており、この考えはこれまでの議会での御質問でも答弁してきたところでございます。

さて、小規模校におきましては、きめ細かで丁寧な指導や、一人一人を大事にする教育のよさを生かし、地域に根差した特色ある教育活動が展開され、素直で明るい子供たちが育っております。一方で、協働学習や集団活動等の難しさ、人間関係が固定化し、競い合う、切磋琢磨する教育機会の乏しさ等を勘案すると、小規模校の子供たちに少しでも多くの子供たち、つまり集団の中で学ばせたいという保護者の願いも理解できます。

また、地域の方々にとりまして、学校は心の

よりどころ、元気の源、文化の拠点であり、小学校がなくなることは地域がさびれていくことになるという、複雑な思いも理解できます。

そこで、まずは特認校制度を新たに導入して、小規模校で学びたい児童を募集し、小規模校の活性化を図りたいと考えております。また、小学校間の合同学習、合同行事の機会を増やしながら、垂水らしいGIGAスクール構想を前に進めるリモート授業も全ての小学校で実施し、小規模校のよさを生かした教育を推進していきたいと考えております。

ところで、令和2年8月に、牛根地区3校の児童の教育環境の充実及び保護者の負担軽減に関する要望書が出され、話し合いの中で保護者から、牛根3校の統廃合に関する質問に対して、今後の児童数の推移を見ると統廃合も視野に入れて検討すべき時期にきていると回答したところでございます。牛根3校の統廃合につきましては、今回、保護者から統廃合問題についての質問が出されたことを踏まえ、地域の有識者の方々や保護者の代表の方々、さらに学校の管理職、教育委員会も加わって、牛根3校統廃合検討委員会を立ち上げて、今後の在り方を検討する必要がありますと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 市長の見解をとということでございますので、私の思いを述べさせていただきます。少子化が進む人口減少化社会の中で、本市におきまして、未来の発展や活性化を担う子供はまさに宝でございます。

したがって、私の公約でも、元気な垂水づくり、3つの挑戦の一つとして未来への挑戦を掲げ、これまで子育て支援、教育の充実につきましても力を注いでまいりました。大事な子供の知・徳・体を育む小学校は、地域にとっても大事な教育・文化施設でございます。明るく子供の声に励まされ、快活な子供の姿に多くの保護者や地域の皆様が日々元気をいただかれて

いることと存じます。だからこそ、可能な限り小学校は存続させたいという思いを持っております。

一方で、ある程度の集団で学び合う中で、競い合う、切磋琢磨できる教育環境のあるうちに統廃合を視野に入れることも、これからの子供の成長のために欠かせないものではないかとも考えます。先ほど教育長から答弁がありましたが、垂水市の小学校の統廃合を検討する際に、子供の声、保護者や地域の皆様方の御意見等も十分伺いながら、最終的には保護者と地域の皆様方の合意形成を尊重しつつ、中長期的なスパンで、慎重かつ丁寧に段階を踏んで検討することが大切であると考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 令和3年8月からの民間委託を目指しているが、職労との交渉は、保護者、児童生徒の意向調査はどうなっているのかにつきましてお答えいたします。

職員組合との交渉につきましては、学校給食センターの技能労務職の正規職員の採用等について、長年にわたり交渉がなされてきました。今回の交渉において、平成17年からの垂水市新定員適正化計画の定員管理の基本的な考え方を基に、今後も学校給食センターの技能労務職の正規職員は採用しないこと、現在1人いる職員については、本人の希望を尊重しながら職種変更、任用替えすることが確認されました。保護者、児童生徒の意向調査につきましては、実施する予定はございませんが、保護者の皆様には、給食センターの業務を一部委託することで、何が変わり、何が変わらないのかを丁寧に説明する必要があります。各小・中学校のPTA総会等で業務委託についてのQ&Aを掲載した資料を配布し、説明会を開催させていただき、質疑応答する場も設定しながら対応することで、御理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 日本郵政への証明書交付事務、事務の包括受託に係る現在までの折衝内容につきましてお答えいたします。

垂水市内の郵便局とは、平成29年度に郵便局が有するネットワークを生かした高齢者、障害者、子供の見守りや、道路損傷などの情報提供や災害発生時における相互連携協力体制について協定を締結し、安心して暮らせる地域づくりに御協力をいただいているところでございます。

そのような中、昨年の夏頃、日本郵便株式会社より地方創生の一環として、窓口業務の包括受託の御提案がございました。提案の概要でございますが、牛根支所におきましては、支所内の一部を改修し、支所内に郵便局を設置して、窓口事務の包括委託を受ける。新城支所におきましては、現在の新城支所内から新城郵便局内へ支所機能を移して、窓口事務の包括委託を受けるというものでございました。

日本郵便株式会社からの提案を受けまして、窓口業務の包括委託を行った場合の課題等について、牛根支所、新城支所を所管する市民課を中心に、関係各課と提案内容に基づいた協議を実施いたしました。

また現在、牛根支所、新城支所で取り扱っている業務の洗い出しを行い、業務フローの確認、委託希望の有無を取りまとめ、その後、郵便局との事務レベル等の交渉を、約1年間かけて意見交換を実施したところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 それでは一問一答で、まず庁舎建設からです。

財政課長、市民館についても隣接地についても、購入費が幾らなのか、また地権者の意向はどうなのかという部分も、きちっとやはり精査して出していただかないと、私どもが議員として判断できないわけです。また、市民もそれで納得はさせられないと思うのです。今回はこういう形であったけども、次回からは丁寧な説明

を市長共々していただきたいと思っていますので、この問題については、まあいいでしょう。

耐震診断の問題です。今、庁舎建設総括監からありました。まず耐震診断をして、耐震補強が必要かどうかを判断するという。ただ私が聞いたところによると、あなたが土木課にいらっしゃるとき、その話が24年度か25年度か、あったはずですよ。そのとき、あなたは業者と折衝したでしょう。業者と折衝したのではないですか。耐震診断をする会社と折衝したのではないですか、そのときに相手さん方がコンサルから、いやここについては、もう牛根松が使ってますから、耐震診断云々の話ではありませんという話があったのではないですか。それ事実ではないのかな。私の勘ぐりか。それを証明する人もいるのだけど、どうですか、教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 先ほど、平成24年度の庁内委員会の中での発言だと思いますが、その中でちょっと技術者としての意見を聞かれましたので、私としましては耐震診断をしないと分からないけれども、はっきりしないけれども、昭和56年以前の物件なので、耐震性は低いものと考えますというような返答はしております。

○感王寺耕造議員 質問を変えましょう。これは県の命令書だけあったわけだけど、これを絶対しなければいけない問題なのですか。耐震診断をしなければいけないの、しなくていいの、それだけ。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 今回の耐震診断につきましては、県からの法律による命令ですので、しなければいけないと考えております。

○感王寺耕造議員 了解しました。

この問題、3点目です。市長、大事な問題だから市長に答弁ください。計画案の否決を受けて、今後の建設地から計画予定地、つまり土地開発公社のところですよ。あそこ除外するのかわというのが1点。

もう一点、質問いたしたいのですが、その前に、私のこの問題については、議員として真摯に向き合ってきたのかなと、最初から強くやっぱり反対するべきだったのではないかと。あの時点で修正動議を出すべきだったのではないかと、一つ強い反省があります。市長も、今回、市長は最終的な判断、民意に委ねるということで、私は市長、これは市長の英断だったと思うのです。と言いますが、住民監査請求の動きもありましたし、あと住民訴訟の分で予算施行ができるかという危ぶまれる部分がありました。町が二分されるのではないかとという危機があったわけです。結果的に否決ということで、市長にとってはじくじたる思いだとは思いますが、私は英断だと評価いたします。

その中で私も公人でありまして、市長は予算執行権を持っていると、私よりもより強い権力を持った公人です。新庁舎建設を考える会から、公開質問状が出ているわけですが、これについてはやはりきちんと公人として、説明責任を果たすべきだと。そうしないことにはノーサイドにはならないのではないかとこの部分を思っております。

また先ほど、北方議員との話の中で、録音とか云々等がありましたけれども、そこまで私も録音するまで、けんか腰でやられたら、ちょっとはうんと思うしね、どうかなとも思うし。ただ市長、市長は最終責任者なので、その辺はきちっとやっぱり話を聞いて、私はこう思ったからこういう行動をしたのだという部分が、正々堂々と折衝すべきだと思いますけど。その2点についてお答えいただければと思っています。

○市長（尾脇雅弥） まず最初の3点目、話し合いをするべきではないかというのは、先ほど、担当課長の答弁にもありましたように、そういう気持ちであります。正式には内部検討委員会の中で、1月ぐらいに招聘をしてと、それぞれ

意見を聞くということですがけれども。その前に今回の住民投票の結果を踏まえて、新聞の記事にもありましたけれども、これまでではなくてざっくばらんにお話をしたいということで、私自身は思っておりますし、考える会の皆さんもそういう気持ちなのだと思っておりますけれども。事務的な交渉の中でいろいろ、先ほど、担当課長がお話をしたような経緯で、今のところは止まっておりますけれども、これはまたいつでも、そういう話をする機会を設けたいなというふうには思っております。

それから、最初の1点目の質問ですがけれども、場所の関係です。住民投票の結果、というのは真摯に受け止めるということで、白紙ということにいたしましたけれども、今後の建設予定地ということに関しましては、3つの候補地から旧フェリー駐車場跡地を外し、残りの市役所、市民館から選ぶべきだということだと思っておりますけれども、もう一度3つの候補地から選ぶべきだとか、外部検討委員会の意見にもありましたけれども、3か所に加えてほかの候補地がないか検討すべきだとか、いろんな御意見がありますので、私としてはこの白紙化はゼロから見直すということでもありますから、その考えの中で、場所の考え方等をしっかりと検討していかなければいけないということになるかと思っております。

○感王寺耕造議員 話し合いの部分も前向きに考えておられるということで、さきの9月議会でしたか、川畑三郎議員がみんなで手を取り合っ、ノーサイドでやらなければ、うまくいかないぞと。そういうような年長議員らしい発言がありました。私もそう思います。ぜひとも、1日も早く、いろんな方と会ってどうするのかということなんです。

ただ市長、一つだけくぎを刺しておきますけれども、これは今、確認されたかどうか分からないので、ちょっと自信がなかったものですから。今の場所については、白紙ということで、

候補地として残すというお考えなのですか。そういう捉え方でいいですか。

○市長（尾脇雅弥） そのことも含めて、またゼロからということですから、外部検討委員会の皆さんの中にも、3つの候補地プラスほかの候補地がないかということから考えていくという御提言でありましたので、可能性は低いと思いますけれども、そういう振り出しに戻るといふ意味になると思います。

○感王寺耕造議員 明確な答弁がなかったのですが、私はやっぱり場所、計画全てが否定されたわけですから、あそこは候補地に入れるべきではないということは主張して、この問題は終わりたいと思います。

次に、財政問題についてであります。

財政課長、有利な数字だけ使って答弁するのではなくて、不利な数字も使いましょよ。私が調べたところによると、令和元年度の一般会計、この部分について、垂水市12億ちょっとです。類似市で見ると、同じ人口規模1万5,000人のところ、西之表市です。ここが16億5,000万円積み立てております。また阿久根市です、これも2万人弱です。2万人切ろうかとしている市ですけども、類似市です。これは22億4,000万円積み立てているのです、財政調整基金。うちも16億あったのですよ。しかも、さっきやじ飛ばした話だけでも、県内で19番目でしょう。水迫市長のとき、1災害4億から5億ということで、3回災害があっても耐えられるような感じで、水迫市長は血のにじむ思いで積み立ててきた金です。最大14億から16億ぐらいありました。それがもういまや半分しかないのです。公債費についても、来年度が、一応ずっと増えていくでしょ。しかも、主体の部分がそうだと。これは、ちょっと考えてもらわないといけません。

これについては、大事な問題ですから、市長これ答弁してください。財政調整基金を、これ

はもう財政課長一人の問題ではないですから。市長、幾らまで増やしていく予定なのですか。

○市長（尾脇雅弥） 今、市債残高、財政調整基金という話での比較だと思いますけれども、家庭で例えるならば借金と貯金というようなほうが分かりやすいと思いますけれども、先ほどの数字として、市債残高が19市中1人当たりを比較すると8番目と、財政調整基金が9番目というのは事実であります。人口が違いますから。だから貯金の総額とか借金の総額になると、それは順番が下がっていきなりするという意味合いであります。

例えば、他市町の例で、阿久根が今、22億円、ほかのところ10億円ということになりましたけれども、我々はこれまで、私が市議会に就任をしたぐらいが多分一番財政状況が悪かったと思いますが、そのときが平成16年の数字で借金が126億1,000万円ございました。

今回の数字が令和元年度の99億6,000万円ということですから、当時と比較をしてみますと26億5,000万円改善されているということは事実でありますし、貯金の部分、当時が平成17年4億6,000万円ということでありましたけれども、先ほど言いました財政調整基金もありますが、あるいは庁舎のための積立てを急いだということもありますし、ふるさと納税の基金なども合わせると、令和元年度で43億4,000万円という基金があるわけですから、差し引きますと、当時に比べると61億2,000万円の財源が改善しているということです。感王寺さんが御指摘をされている数字の比較だとそのとおりなのですが、全体でその時々有利な、必要なものを積立てをしながら、こっこのポケットに入れるのか、こっこのポケットに入れるかの判断をしていくと。そのことで、積み立てることによって、庁舎の場合の借金の額も低くなっていくということですから、十分分かった上での御質問だと思いますけれど

も、そういう状況であります。今後は新型コロナでありますとか、いろんな意味で厳しさが増してくると思いますので、しっかりとその状況も見ながら、運営をしていかなければいけないと思っております。

○感王寺耕造議員 来年度予算の分で、地方交付税が減るという認識なわけですね。市税も減りますよね、当然そうだね。

その交付税が減る部分を臨時財政対策債、これを使うということですよ。ただ、財政課長、これは上限が無限に出るわけではないですよ。上限が無限に出るわけではないですね。全てそれでカバーできない恐れもあるわけです。そうなった場合、どうするのかということです。

臨時財政対策債については、後年交付税措置があるということは分かるけれども、無限に出ないということが1点。あくまでも借金なのです、これは。そうでしょう、借金でしょう。本来だったら、するしないかは各財政団体の部分で決定すべき、あくまでもこれは借金だということだと思うのです。無限に出ない、上限が決まっているわけですから、計算式のうえで。

そうしますと、あと足りない部分はどこから持ってくるのかという話も出てきます。まさかふるさと納税から持ってこようと思っっているのではないでしょう。そのふるさと納税についての質問です。その部分については、財政課長どう思う。

○財政課長（濱 久志） ふるさと応援基金につきましては、これまでも当初予算編成及び補正予算編成の際に寄附者の意向に沿った形で、大切に使用させていただくため、垂水市ふるさと応援基金条例の目的を達成する事業に対して、財源として使用させていただいております。

寄附者は、条例に定められた7つの事業から寄附金の使途を指定されておりますので、その意向に合致する事業に財源として使用させていただいておりますので、令和3年度の当初予算

につきましても、寄附者の意向に沿った形で使用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 寄附者の意向と言いますか、でもまあ、それも一つの財源として捉まえているよね。

市長、ここから聞いていきますけれども、このふるさと納税制度を、これ税の根幹をなす累進課税の部分から外れていると。設計当時からそう言われてきました。また、近年、総務省が返礼品の見直し、それをする前まではテレビでもやいやい言ってましたよね、金持ちが牛肉を買ったりとか、カニを買ったりとか。金持ちのくせに寄附して、2,000円の納税負担しかない。あとそれで食卓を賄っているという部分がありました。この税制については、税の根幹から外れているということが1点。

あと、総務省の考えでいつどうなるか分からない。そしてまた、納税してくださる方の、新型コロナがこれだけ進んでいけば、そういう経済的寄附の余裕がないかもしれないということで、私は恒常的な財源として使うべきではないと考えております。市長の見解を伺います。

あと、もう一点、市長、併せて令和元年度の一般会計の予算規模です。これ140億円でありました。また、令和2年度で現時点で補正を含めて160億円です。水迫市政時がどこか85億だったと私、記憶しております。予算規模は行政の事務委託等々いろいろあった、また今年度につきましても、新型コロナの影響で予算規模が拡大しているということは了解しているわけですが、でも一時期と比べて2倍ぐらい拡大している。これあれもこれでもなくて、スクラップ・アンド・ビルドを図って、予算のスリム化を図るべきだと私は考えているのです。

もう、そういうような財政的な余裕はないのではないかと。また、庁舎の建設の問題もあります。1つ事業を始めると、1つやっぱりつぶ

していく、そういった考え方が必要だと思うのですが、この2点、大事な問題ですから答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） まず、ふるさと納税を恒常的な財源に位置づけるべきではないというお話でありますけれども、御承知のとおり、ふるさと納税制度はふるさとや自治体を応援する仕組みとして、2008年、平成20年に創設されました。制度開始時は1,500万円程度だった本市への寄附額につきましても、大変ありがたいことに、令和元年度には12億円を超える寄附金をいただいております。

ふるさと納税につきましては、総務省によりますと平成30年度実績で約5,127億円となっております、市場規模に2兆4,000億円以上あると言われております。今後、1兆円規模を目指すべきという発言を、私も至るところで聞いておりますので、どういう方向に行くかは別ですが、当分の間は続くのだろうというふうに理解しております。

本市の寄附額も今後、どのように推移していくか、見通すことはできませんけれども、現行制度がある以上、行政サービスへの向上に取り組む貴重な財源でありますことから、財源として活用できるように最大限努力をしてみたいと考えております。

本市がいただきました寄附金は、寄附金を財源として垂水市の持つ地域資源を活用し、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮した元気なまちづくりを進めていくため、垂水市ふるさと応援基金条例を制定して、条例の目的を達成するための事業として、自然環境や景観づくりに関する事業ほか7区分の事業を定め、寄附された寄附金につきましては、制度開始以降、目的達成のために有効に活用させていただいております。

2点目の、スクラップ・アンド・ビルドを図りながら予算のスリム化を図るべきではないか

という趣旨の御質問についてお答えいたします。

御承知だと思いますけれども、令和元年度につきましても、中之平団地建て替え事業や都市公園事業に対する支出の増加等もございしますが、一番大きな要因といたしましては、ふるさと納税の増加に伴うふるさと応援基金への積立金や返礼品に関わる費用が約19億円となっております。

また、令和2年度予算につきましても、新庁舎建設関連が約16億6,000万円、国民体育大会関係が約7,800万円、また新型コロナ関連経費として約19億7,000万円の計上があることが特別な事情としての要因でございます。

各年度において、特殊な事情がございますので、一概に予算規模が倍増しているとは言えないと考えますけれども、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ることを基本として、市民サービスの向上のために、真に必要な新たな施策展開と共に、既存事業については、職員一人一人が危機意識を持って、改めて事業の必要性や費用対効果などを精査し、事業の見直しや再構築を図り、財源確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから本市におきましては、平成の合併が実現できなかった以降、人口減少社会、少子高齢化社会の中で、職員の皆さんの努力や市民の皆さんの御理解で、いろんなことを実現しているわけでありまして、今後につきましては、新型コロナ等々もありまして、感王寺議員がおっしゃるようにスクラップ・アンド・ビルドという視点は大変重要になってまいりますので、これまでのことはこれまでのこととして、これからどういうふうに財政運営をコントロールしていくかというのは、議会の先生方とも現状を踏まえながら協議をしていかなければいけないと思っております。

○感王寺耕造議員 全課長に聞こうと思ったのですが、時間がないようなので、新原議員に

はちょっと申し訳ないのですが、市民課長、新原議員との今朝ほどの答弁の中で、除草作業に対して補助金の制度設計をしていくのだと、前のめりな答弁がありました。やるのですよね。

ただ、現在まで、私のところもそうですし、前田さんのところもそうです、川畑さんのところもそうです。中山間直接支払制度という制度を活用して、その分の共同配分の部分を日当で使ったりとか、お茶菓子代とかで、そういった部分で整備した経緯があるわけです。

そうしますと、振興会長みんな認めていったら、僕たちもでは、県から100%配ってもいいのですよ、みんなで分けてもいいのですよと言われているのに、僕たちもでは申請しますよ。なぜ配分していくのですか。振興会幾らあります。財政課長、そんなことで金出すのかよ。その辺のそういった部分も、やっぱり問題だと思うのです。

あと、土木課長のところもね、都市公園整備事業で1億円使ったよね。50%は市の持ち出しですよ。あの分が本当に必要だったのか、私は今、反省しているのです。やっぱり作るのはいいのだけでも、作った後、あそこが活用されているかと言ったら、あれそのうち事故が起こるのではないかと思います。体育館の隣、それでこっち、前は、文化会館のほうは草ぼうぼうなのです。あれちょっと、悪さするやつがくればね、私が子供とか孫とか遊ばせたくない、ああいうところで。その辺についても、何名ぐらい利用しているのだとか、その辺の部分をきちんと検証して行ってください、お願いします。

そして、次に牛根中央クリニックであります。前森正勝議員の部分の質問を受けて、こういう対処をなさったのかなとは思っています。その後、もらった後、いろいろ医療関係者、鹿大のほうにもお願いに行かれた。何人かのお医者さんは来られたけれども、でも結局、患者さんが少ないだろうということで、経営開始を断念された

という部分も聞いております。

だから、市長の発想の部分で、医療がないから何とかしないといけないという市長の気持ちは分かるのです。ただ、公共施設等管理計画の中では、まず使わないです。長く使う、それであと維持管理を、経費をかけないという、大きな3つの柱があったはずなのです。

使用目的が確定しないところで、絶対もらってはいけませんよ。決定してからもらうのだたらもらいなさいよ。私も見に行きました、質問の前に。正面玄関のひさしのところ、こんな大きな穴、開いてますよ。固定資産税はずっと減った、あそこの部分は、額は言わないよ、相手があるから。大分減った。あれ10年ぐらい、20年ぐらいたてたら解体費出るよ。使わないで、解体するようだったら持ち出しですよ、これ。旧川畑邸もそうだったのではないですか。

それで、この点については、どうやって決めたのかという会議録すらないのです。これからは、採納を受ける時はどういう経過で、誰がどういう発言してもらったのか、何に対する目的でもらったのかという部分、ちゃんと文書化していただきたいと思いますので、その分は要望としておきます。

あと小学校統合についてであります。

牛根だけの問題ではないのです。特にこの部分もそうですけども、ふるさと留学ですね、この辺についても県内各地で取り組んでおります。大島郡の徳之島町手々小・中学校というところですよ。これもふるさと留学生という部分、やってるね。それでまた、瀬戸内町加計呂麻への留学ですね、これ家賃補助も付けている、こういう部分もありますね。あと、与論町については、これはふるさと留学制度で親子留学です。また親戚、孫留学という部分も設けているのです。

こういった問題について、やはりもう前々から分かっていたわけですから、住基を見れば。特認校の問題についても、ふるさと留学の問題

についても、分かっている部分は、今一回見据えていただきたいと思っております。

牛根については、旧行政区だったわけですね。その部分から小学校がなくなるという部分があってはいけないと思うのです。これは町の人ももう涙が出ますよ、これ。ほかの新城とか、ほかの部分でもこれ見ていただくように、減っていきますよね、減っていきます。この分については、特色的な部分がやっぱり出てくるのですよ、分析していくと。

まず、水之上小の部分86人から45人、令和9年度は。これは結局、雇用促進住宅など安価な部分に入っていた人たちが、子育てが一段落するわけです。そうしたら、その後、水之上小学校の人数を守るためにどういう施策が必要なのかという部分を、教育委員会だけではなくて、各担当課ときちんと分析して、子供たちが各地区から声が聞こえなくならないように努力するべきだと思います。その部分は市長、各関係者集めてやっていただきたいと思っております。

また、この部分、不思議な分が、柘原小学校、ここについては増えているのです。何でかなと思っ、いろいろ聞きあわせてみたら、柘原出身の女性たちが結婚して、自分の旦那さんと、御主人を連れてきているのだと、そういう話も聞いているのです。

それで市長、市長は私の要望でいろいろ今まで言ってきました、空き家対策の部分です。家賃補助、空き家リフォームです。いろいろ、みんな作ってくれている。国内でも先進地だと思う。そういう部分を活用して、私どものグループでも新城小学校で、今25名いますけど、私たちが入れた子供たちが9名います。それで、あと昨年に1人、一昨年に1人赤ちゃんが生まれているのです。そういうような地道な努力も私たちは続けておりますので、お互い情報交換しながら、やっていただきたい。

それでまた、この問題については、地元住民

の意向ですね、この部分が一番大きい部分になっていくと思います。だから、地域と住民の皆さんどう思っているのか。また、ふるさと留学で、そのお子さんたちを市外から受け入れる体力がある地域なのか、その辺の部分も意見交換して、なんとか子供たちの声が絶えないようなまちづくりを図っていただきたいと思っておりますので、時間がないのでこれらについては、要望といたします。

あと学校給食センターであります。この部分については、いろいろ議論は聞きました。ただ、結局何を言いたいかと言いますと、食の安全安心が担保されるのかという部分が一つです。それで、あと職員の部分との話合いですね。きちっとやられたということだけ。行財政改革の部分の視点だけではなくて、当然食の安全をどうして担保されるのか、冷凍品を使わないで従来通りの調理方法ができるのか、それでこれはまた食育の部分があるわけですね。そういう部分を、今までの調理師さんがきちんと担保してくれた。その辺について、きちんと担保されるような業者さんと契約できるのかということなのです。

この辺についても時間がないものですから、後ほど議論させていただきましても、ただ1点だけ、偽装請負の部分ですね。県費対応の栄養士さん2人いるわけですから。そうしますと、その方々がレシピ、献立を作って、調理法を指定して、味付けも指定しているわけです。県費の先生たち2人が業者に指示を出すわけです。この部分については、偽装請負の疑いはないのですか。端的でいいですから。

○学校教育課長(今井 誠) 偽装請負、法的整理はつきましてお答えいたします。

職業安定法第44条では、何人も労働者供給事業を行い、または労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならないとあり、労働者供給事業を禁

じております。

つまり、議員が言われる偽装請負があつてはなりません。学校給食センターの調理業務、配送業務を委託した場合には、それらの業務について毎日、市の職員と栄養教諭が受託業者の責任者と指示書を基に話し合い、その日の業務を進めていきます。調理技師等への指示、指導につきましては、委託側が関わることはなく、受託業者の責任者が行うこととなります。既に業務の一部を委託している他市町の学校給食センターでも、このような形で業務が行われております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 納得したような、納得しないような。きちっと弁護士さん等にも相談したのなら問題ないと思うけど。

ただ、せっかく子供たち、保護者の意向ですよ。職労との折衝もそうだけど、まずやっぱり、保護者、児童生徒の意向の部分では先にあるべきだったのではないかなと思っているのですよ、同時並行でね、少なくとも。その辺、間近に迫っているわけですから、その部分については早急に説明責任を果たされるように願います。

あと、日本郵政との問題ですよ。これは公的証明書の交付だけではなくて、受託窓口事務ですね。例えば、ごみ処理券、ごみ袋の販売とかいろいろあるわけですよ。この分については、私ども新城の部分で言いますと、ちょっと待ってください、時間がないね。

新城支所の分です。令和元年、利用者が423人だったのです。違いますね、2,189人だったのです。平成28年3,567、令和元年が2,189です。また牛根支所についても平成28年2,008人いたのが、1,484人の利用者しかないわけです。そうすると今、再任用職員がいるのです、それが3名ですか。3名3名で、4日4日体制で勤務しているわけです。

この問題については、費用対効果だけで図るべきではないのだけれども、実際利用者がこれだけ少ないということですよ。そうしたら、日本郵便のほうは、もう實際上、活動していません、全国の部分です。支所機能ができる業務は全て引き受けられる。しかも、新城の場合で試算いただいたら僅か200万円ほどだと思のです。この部分でできるということですね。

それで今、職員がいないいないということで、農業委員会事務局の職員を福祉課の児童障害者係ですか、併任させているでしょ。日本郵政に委託して、そういう余剰の、優秀な職員ですから牛根も新城も。6名をどこかに貼りつくと、そういった方法もあると思うのです。ただし、これについては地域住民の方の意向が第一だと思います。

うちの新城では、郵便局が取扱量が減っているわけです、当然。人がいなくなりますから。そうすると、御高齢の方々には金融機関がなくなるのではないかという部分で、そういう思いを持っておられます。それで今、話が上がっているのが、ぜひとも支所機能の仕事を新城郵便局に回してもらって、地域から金融機関がなくならないように陳情しようかというお話も出ています。今後、そういう部分で、郵便局は歴史に根付いて、新城郵便局は大正6年にできているのです。今でもう5代目です。ずっと地域の人たちの顔は知っているのです。地域の事情も知っている。それで、災害があったときはいつも駆けつけてくれる。おたけどんの発送も手伝う。全て大事な唯一の金融機関です。陳情がきたら、また取扱いについて、私がまた同席させていただくことになりますでしょうけど、よろしくお願います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後 3 時 20 分から再開いたします。

午後 3 時 10 分休憩

午後 3 時 20 分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14 番、川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 新型コロナウイルスで、今、世界が大変な状況であります。感染症の第 3 波が拡大する中、重症者も増え続け、重症者向けの病床が逼迫し始めており、強い危機感があります。ワクチンが承認され、必要な人に接種ができるよう準備が進むと思われまます。いつ終息するのか、大変心配であります。

さきに通告していました案件について質問いたします。

林道海潟麓線は、木材の輸送や桜島爆発時の避難用の迂回路として使用される予定で、平成 3 年度から工事が始まり、現在も工事が続いております。長い年月がたっております。現在の進捗状況をお知らせください。

新型コロナウイルスにより、農業、水産業も含め、ありとあらゆる分野で大きな影響が出ております。高温の影響もありますが、垂水市特産のインゲン、キヌサヤ等の価格も低い状態が続いており、新型コロナウイルスの影響が大きいのではないかと思います。農業に対する支援の状況はどうなっているのか。

本市の基幹産業の水産業、新型コロナウイルスの影響により、養殖業においては、販売が厳しい状況にあります。これまで市として様々な支援対策を講じられているようですが、国、県においても支援対策はあると思われまます。

水産商工観光課は、水産庁から本市へ出向されている三橋総括監がいらっしゃることから、適切な支援をいただいたと、漁協の関係者から

伺っております。両漁協において、こういった事業が計画されているのか、市の支援事業と併せてどれだけの結果があったのか、現状についてお聞きいたします。

県立垂水高等学校の振興支援に関する事項、地域と連携した教育生活を推進する垂水高等学校振興対策協議会、垂水市ただ一つの高等学校の存続が振興、発展を支援することを目的とするものです。近年、入学者の減少が続いており、大変心配されるところであります。垂水市においては、振興対策として補助金も交付されております。その内容をお知らせください。

最後に、新庁舎建設について伺いいたします。

住民投票後、外部検討委員会が開かれ、委員会の意見書に、今後の整備に反映させるための新庁舎建設の反対・賛成の意見を聴取する機会を設けるよう要請されております。これはぜひとも開催したほうが、私はいいと考えまます。外部検討委員会の活動はありがたいこととございまます。引き続き外部検討委員会を活用していく必要があると思いまます。

新原議員の質問でも、外部検討委員会について質問がありました。新年度から引き続き委員会を設置される予定があるのか、お考えをお聞きいたしまして、1 回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 整備の進捗状況につきましてお答えいたします。

海潟麓線は、桜島を目の前に望む高隈山地の西側山腹を海岸とほぼ平行する形で横断する森林基幹道で、平成 3 年度から工事が始まっております。計画では、協和地区公民館付近市道から、道の駅たるみず付近間の延長 1 万 2, 400 メートル、幅員 5 メートルで、現在も工事中でございまます。毎年、海潟・牛根麓側の双方から工事を進めておりますが、最後の連結部が工事の一番の難所でございますが、残すところ 400 メートル余りとなっております。

本年度は、梅雨前線豪雨や台風の影響で着工が遅れておりましたが、牛根麓側から工事に入り、大量の土砂を切り取りを行っている状況でございます。開通まで、あと二、三年かかると思われませんが、牛根麓側の狭い、かつて川内農道であった部分の改良工事のため、近々、測量設計を行う予定となっております。

以上でございます。

続きまして、新型コロナウイルスの影響につきましてお答えいたします。

公設市場の日報や農業者からの情報によりますと、11月まで高温の天候によるインゲン、キヌサヤなど豆類の収量が増える一方、相場は低下している状況でございます。

新型コロナウイルス感染拡大もあることから、消費動向や国内需要の変化も考えられるため、引き続き注視してまいります。12月に入り、寒さが厳しくなっておりますが、3密対策を行い、作業中の十分な換気を確保していただきたいと考えております。

次に、支援の取組につきましてお答えいたします。

国による新型コロナウイルスへの支援策が打ち出されており、市のホームページ、振興会回覧、全戸チラシ配布、説明会の開催や農業委員への周知依頼など、様々な手段により周知に努めております。

また、個別相談に応じ、各事業の申請や応募につなげていただいております。

その中、高収益作物次期作支援交付金につきましては、前向きに次期作に取り組んでいただけるよう、申請要件が簡素で弾力的な要件もあり、56経営体から申請がございました。

しかし、受付後の10月には、国は当初の要件ではなかった本人の減収確認追加や、交付額算定方法の変更といった大幅な運用見直しを行いました。

そこで、申請者を対象に追加の作業が必要に

なったことや、交付額が減少する見通しとならざるを得ないこと等の説明を行い、御理解を頂いているところでございます。

その他直近の支援といたしましては、県事業として、県内公共施設等における花飾り事業がございましたので、市役所玄関ロビーにて、11月30日から12月11日まで花卉の消費拡大アピールのため、展示を行っているところでございます。

また、10月末から県の公募事業として始まりました農業関連施設感染防止対策支援事業につきましては、営農部門ごとに周知を行ったほか、農林課を經由して応募をしていただく流れとなっている農業体験等施設及び野菜・果実の加工施設の対象となり得る団体や個人に対し、関係機関と連携し、応募手続の支援に努めました。

新型コロナウイルスの長期化により、社会への影響も長引くことが懸念されますが、引き続きマスク着用や小まめな手洗いなど、基本を徹底し、作業に従事していただきますようお願いするものでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 水産業における新型コロナウイルスの影響につきましてお答えいたします。

4月の非常事態宣言以降、国内・国外ともに飲食店の休業要請並びに営業自粛と移動自粛に伴う航空機の便数減少により、運賃の値上がりなど大幅に注文が落ち込み、出荷量並びに販売金額は、対前年比3割まで大きく減少している状況でございます。

このようなことから、本市では地方創生臨時交付金事業を活用し、カンパチ、ブリの消費対策につながる様々な事業を実施しているところでございます。

なお、県、国の対策事業につきましては、現在、垂水市漁協並びに牛根漁協が取り組んでおります販売対策事業について御説明いたします。

まず、国の新型コロナウイルス感染症影響に対する支援対策の一環であります、水産物販売促進緊急対策事業でございますが、県並びに県漁連が実施主体となり取り組まれており、県内の学校へ給食の食材として提供されているところでございます。

垂水市漁協におきましては、カンパチを約1万3,000尾、24トン、牛根漁協におきましては、ブリを約1万1,000尾、23トンの注文が来ている状況であり、埼玉県からも本事業を活用されて、学校給食の食材として注文がありましたことから、カンパチを約1万1,000尾、20トン出荷されております。

次に、品目横断の販売促進対策の地域の創意による販売促進事業への取組でございますが、本事業につきましては、生産者及び流通業者や販売業者が一体となり、販売促進キャンペーンを開催することにより、販売増加へつなげる事業でございます。

本事業につきましては、国の事業でありますことから、両漁協が実施主体及び出荷団体であることが必要であり、計画協議段階におきまして、農林水産省並びに審査団体との協議など、三橋総括監を主として、両漁協との調整後、実施計画書を提出したところでございます。

本事業の活用により、垂水市漁協におきましては、カンパチ販売キャンペーンとして、12月から1月に首都圏、東海・東北地方の63店舗へ5,500尾、15トンの出荷となり、牛根漁協におきましては、ブリ販売キャンペーンとして、12月から1月に首都圏を中心とした595店舗へ10万7,000尾、343トンを出荷することとなります。

このような県並びに国の事業により、事業合計では、カンパチ約3万尾、59トン、ブリ約11万8,000尾、366トンの消費対策につながり、これまでの本市の対策と合わせますと、垂水市漁協は例年の5割、牛根漁協は7割まで回復してきている状況でございます。

今後も様々な事業を活用し、水産振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私からも、少し補足をさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響は、これまでも申し上げたとおり、様々な方面に悪影響が出ていますが、今大事なことは、国や県と連携して、新型コロナリスクを最大限に回避をしていくということでございます。

大きく安全面においては、予防を重視した感染者ゼロをしっかりと継続していくことが大事だと思いますし、一方、御質問の経済面においては、特に本市の基幹産業であります、ブリ、カンパチへの影響が大きいところでございます。ただいま担当課長が答弁いたしましたとおり、課長を中心に総括監、係長など、両漁協と話し合いながら、最大限の対策を講じているところでございます。

また、テレビ、新聞等、マスコミにも数多く取り上げていただいております。同時に、私といたしましても、両漁協組合長と共に、先月、昨年に続きまして、水産庁長官にお会いして、コロナ禍の現状の課題と具体的な対策案を御相談し、施策に反映していただいているところでございます。

鹿児島県においても、今後10年後の水産の振興に関する市長会の代表として現状を訴え、施策に盛り込んでいただいているところでございます。

いずれにしても、今年は想定外の事態というふうになりましたけれども、菅総理の下、農林水産物の海外輸出を、安倍総理の1兆円から5兆円へ拡大する方針が示されておりますので、その中においては、国内のブリ、カンパチの可能性、果たす役割が大きいと考えております。

これまで同様、あらゆる施策を講じて、まずは現状をしっかりと耐えて、未来のある、可能

性のある産業の後押しをしていきたいと考えているところがございます。そのことは結果的に、垂水市内のあらゆる業界の幸せにもつながっていくと考えておりますので、議員の御指導をまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 垂水高等学校の支援補助金についてお答えいたします。

全国的な少子化等による生徒減少に対して、平成21年度に示された鹿児島県公立高校再編整備等検討委員会の答申や、平成23年度の大隅地域の公立高校の在り方検討委員会等、高校再編に向けての大きな動きがある中、本市においても魅力ある垂水高校づくりとして、平成23年8月に鹿児島県立垂水高等学校振興支援計画書を策定したところがございます。

これまで垂水高校が果たしてきた役割や歴史、伝統的な背景を踏まえて、本市の地域振興、経済を含め多大な影響があることから、地域と連携した活動が行われ、垂水高校が地域になくはならない高校として認識され、地域振興に寄与するよう、支援計画に基づき、地域に貢献し、地域に支えられる高校を実現し、入学者を増加させ、垂水高校の存続を図るため、平成23年度の看板設置等に対する支援補助金をはじめとして、垂水高等学校生徒通学費等補助金を制定し、現在、6つの支援事業を行っております。

部活動等活性化補助金として、部活動の活性化に対する指導者謝金等を補助しております。広報支援補助金として、学校のイメージアップ及び地域振興を図る広報活動に対して補助しております。検定試験費等補助金として、漢字能力検定、実用英語検定、ビジネス文書実務検定、家庭科技術検定及び進研模試等各種検定試験等を受験する生徒に対し、検定費用実額を補助しております。通学費補助金として、通学費用の3分の2を補助しております。通信講座受講料補助金として、大手予備校の東進ハイスクール通信講座受講料を補助しております。家賃補助

金として、通学圏外からの入学者の家賃等に対して、上限で一月2万円を補助しております。

本支援策や垂水高校の取組等の効果もあり、一定の生徒数を確保し、地元企業への就職者をはじめ、公立大学や北京中医薬大学等への合格者等も出てきているところがございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新たな外部委員会の設置についてお答えいたします。

外部委員会である垂水市新庁舎建設検討委員会は、学識経験者及び関係団体の代表15名以内とする委員構成で設置要綱を定め、平成29年6月に委員14名でスタートしました。委員会の位置づけとしましては、庁舎建設に関し、必要な事項を審議する市長の私的諮問機関となります。

これまで13回にわたり委員会を開催していただき、基本構想、基本計画、基本設計に対する要望や提言、特に基本計画策定段階では、候補地の外部評価を行っていただくなど、十分な委員活動を行っていただけたと考えております。

当委員会は、これまでお答えしているとおり、本年度末で任期を迎えることになり、今後の委員会設置につきましても、現在、庁内で市民合意を得られる策定体制の協議を行っており、設置目的や委員構成について見直しを検討しているところがございます。

なお、委員会からの意見書には、次の委員会の委員構成については、公募枠を設けるよう要望がありますので、そういった構成を検討し、調整をしました上で、議会にも御報告いたしまして、御意見を伺いたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 では、一問一答式方式で順を追って質問してまいりたいと思います。

まず最初に、林道・市道の整備についてであります。

林道については、今、課長のほうで説明があ

りました。長い年月をたって、まだ開通していないという状況であります。

しかしながら、危険な状態の山を削っていきますので、そう簡単にはいかないと思うのですが、けれども、あと数年という状況まで来ているようです。本当に早く開通していただければと思うところですよ。

先日も、この牛根、海瀉—牛根間の林道について、一応、海瀉の入り口のほうが、今、工事を海瀉から入っていないものだから、ちょっと生い茂っていて、地域の人から要望があって、どうにか、そこをしないといけないぞということでありましたので、連絡して整備していただくようお願いしたところでしたけれども、早速、重機を入れていただいて、伐採をしていただき、そして土砂まで除去していただいたということで、大変地域の人にはうれしく思っておられるような状況ですので、本当これにはお礼を言っておきたいと思えます。ありがとうございました。

また、今後、あと残された、この林道をしっかりと開通するようにお願いしたいと思えます。

そこで、林道の海瀉—牛根間の整備が進む中で、効果として、今後、どんな効果になっていくのか、ここをひとつ説明していただきたいと思えます。

それと、海瀉林道の状況、海瀉林道とは、牛根、今のこの牛根麓間の途中から中俣の浦谷以前まで行く道路なのですけれども、ここもいつも整備していただいたわけですが、ここ数年、ちょっと滞っているのではないかという声がありますが、この状況についてどう進めていられるのか、お聞きしたいと思えます。

○農林課長（森 秀和） まず、林道海瀉麓線の整備の効果についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、林道海瀉麓線は、広い民有林の維持管理、木材の搬出時の輸送道、それと避難用の迂回路として使われる予定で計画さ

れております。

木材の輸入自由化の影響により、近年、国産木材の需要が衰退し、民有林の管理が十分に行われていない状況でございますが、そのことにより山間地域の過疎化、地滑り、鉄砲水による災害、水源地の荒廃などの諸問題が起きております。

昨年5月、国会で、管理が行き届いていない民有林を官主導できちんとした管理が行えるようにする、森林経営管理法が成立いたしました。

昨年度より、本市では大野地区をスタートとし、森林環境譲与税を活用し、管理体制の取組を進めている状況でございます。本路線は、二、三年で開通する予定ではございますが、当初の目的はもちろん、これから民有林の適切な維持管理にも大きく寄与するものと思われま

す。また、牛根の林道につきましては、今後、適切に現地確認を行い、整備を進めていきたいと思っております。

○土木課長（東 弘幸） 福岡・浦谷線の状況につきましてお答えいたします。

福岡・浦谷線は、協和小付近の海瀉堂ノ迫地内を起点とし、中俣浦谷集落を終点とする、延長6,754メートルのその他市道でございます。そのうち4.2キロは海瀉麓林道として改修工事が実施されましたことから、林道として維持管理することとなっているところでござい

ます。残りの市道につきましては、地域の皆様が歩こう会を組織され、緑豊かな市道を歩かれ、自然を満喫されることをお聞きしておりましたことから、毎年、除草作業や、未舗装道ではありますが、路面の整地を行い、管理しておりました。路面につきましては、未舗装でございますので、急勾配箇所は大雨時に度々路面が洗掘され、対応に苦慮することもございます。

その後、平成28年の台風16号により路体が流出し、通行止めを行い、災害復旧を行いました。平成29年11月に完成しております。

また、平成30年度には、海潟橋の橋梁点検を実施し、橋梁点検車が入ることとなりましたため、一部につきまして除草や伐採、路面補修を行いました。先ほど御指摘いただいたとおり、現在のところ管理が滞っているところがございます。

まずは、現地を調査いたしまして、草木や路面の状況を把握し、なるべく早い時期に維持管理の対応を行いたいと考えております。

以上でございます。

すみません、先ほど、林道として管理する区間を「2.4キロメートル」と申しますところを、「4.2キロ」と発言したようでございます。すみません、訂正してお詫び申し上げます。

○川畑三郎議員 今お話を聞きました。林道の整備、そして福岡原から浦谷に行く市道、市道に認定されていますけれども、これも早急に改良していただいて、早く牛根麓間も整備されて、その市道のほうもしっかり整備していかれるよう、お願いいたしたいと思います。

終わります。

次に、新型コロナウイルスによる農業・水産業への影響なのですけれども、今いろいろるるお話をお聞きいたしました。

本当に農業については、農業をしている人でないと分からないのではないぐらい、低価格が進んでいるという状況であります。これも新型コロナウイルスの関係だと思えますけれども、いかにして市、県、国の援助をもらって、どうにか乗り切っていかなければならない状況だと思えます。

今、課長のほうから、高収益作物次期作支援交付金、これについて国の補助事業なのですけれども、56経営体からの申請があったということですが、先日の新聞でも報道されたと思えますけれども、また要件が一部変わってきて、みんな心配しているというような状況があったと思えますけれども、この点で垂水市の経営体の

中で理解をしてもらったということですが、どういったことで理解を頂いたのか、再度お聞きいたしたいと思えます。

水産業においては、市の支援対策や国・県の事業を活用し、回復傾向にあると聞いてはいますけれども、実際、苦しい状況は本当に、これも漁協さんでないと分からないところですね。なかなか苦しいと思っています。

まだまだ新型コロナの終息までは時間がかかるとは感じます。今後も基幹産業である水産業ですので、さらに支援対策に努めていただきたいと思えます。市長をはじめ、執行部のほうも、課長など一緒になって両漁協を支えていただければと思えますので、これは要望として、ひとつ頑張っていただきたいということをお願いいたしたいと思えます。

○農林課長（森 秀和） 高収益作物次期作支援事業についてでございますが、当初、農林課では、新型コロナによる影響が畜産業、牛肉のほうで出ているという状況で、支援事業を予算要求して認めてもらっているわけでございますが、その時期、うちのキヌサヤ、インゲンにつきましては、もう収穫を終えておりました。それで、1月27日の強風により減収したということも考えられることから、調査をした結果、新型コロナの影響は少ないという判断でおり、何か支援事業はないかということで、農林水産省のホームページを担当者が毎日見て、この高収益作物次期作支援事業が出たわけでございます。

先ほど答弁しましたとおり、最初、1反当たり5万5,000円という、堆肥をまくことによってもらえるということでしたが、ほかにも要件はあるのですけれども、誰でも申請ができるということでした。

ただし、国のほうからは通告もなく、10月中旬ぐらいですか、連絡が入り、通達があり、要件が減収が要件だということでありましたので、私ども56件の申請を受け付けておりましたので、

説明責任がございますので、早速、3日後ぐらいに3回の説明会を開いて、変わったこと、また垂水市農林課でできることを説明したわけでございます。

中には、せっかく取り組んだのにという方もいらっしゃいましたが、理解を頂いているところでございます。

それで、今、その要件の中で、減収を示すために伝票が必要でございます。今、農繁期でございましたので、伝票をそろえられないという農家さんもいらっしゃって辞退、計算したところ、減収があまりなかったという方もいらっしゃいました。

今現在、56件中、4,000万円の交付金をもらえる予定でございましたが、30件辞退され、2件が追加になり、28件、2,200万円の申請をする予定であります。今現在、担当のほうで作業をしながら、農業者の伝票整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。

垂水高等学校振興対策について。垂水市に1つしかない垂水高等学校の振興策については、市長並びに教育長が先頭に立って支援していただいている、ありがたいと思います。

今、課長のほうで、いろいろな補助のほうの、補助金のほうのお話をいただきました。6つの補助があるということで、金額にしても相当な金額であります。

今、生徒数も減少にありますけれども、垂水市はもとより、鹿児島市、鹿屋市からも相当な生徒が通学しております、垂水高校に来ていただくと、本当にありがたいことだと思います。これもこの補助金があることだと、私は考えます。今後もまた一層力を入れていただきたいと思います。

補助金により、いろいろ結果が出ているとの

ことですが、どのようなものがあるのか、また生徒の活動としてどのようなことをされているのか、状況を再度お願いしたいと思います。

○教育総務課長（鹿屋 勉） 垂水高校及び振興対策協議会の活動状況についてお答えいたします。

垂水高校の活動といたしましては、広報担当教員と生徒が作成し、高校の活動状況を情報発信する「T a r u T a m a」を平成24年に創刊し、現在、第17号が発行されております。

このたび、その内容と継続した発行が高く評価され、令和2年度の「県優秀教職員表彰」組織の部において、垂水高校の教務部広報係が表彰されたところでございます。

さらに、内閣府地方創生推進室が主催する「地方創生 政策アイデアコンテスト2020」では、垂水「食」プロジェクトとして応募し、地域を元気にする政策アイデアとして、普通科2年生3名が九州経済産業局長賞を受賞いたしました。

また、垂水高校フィッシュガールを結成し、爽やかな笑顔と包丁パフォーマンスで、県内をはじめ、東京や大阪、ひいては中国上海まで出かけ、垂水を代表する特産品である養殖カンパチ「海の桜勘」をPRしていただき、お客様をはじめ、多くの方々に喜んでいただいているところであり、学校活動と両立しながら、垂水市や垂水高校のPRのために頑張らせていただいております。

今年度は4代目にバトンを引き継いだところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、残念ながら活動を自粛せざるを得ない状況であります。

また、垂水高校の生徒による垂水小学校でのミシン講習会や、協和小学校での創作紙芝居の披露等、地域貢献にも努めております。

このように、本市の支援策や垂水高校の取組の効果により、垂水高校が活性化し、一定の生

徒数を確保してきたと考えているところでございます。

ただ、近年は少子化に加え、私立高校の授業料の無償化等、社会情勢のさらなる変化により、生徒数の確保が難しい状況になっていることも事実でございます。

垂水高校としましては、生徒確保に向けて、垂水中央中学校はもとより、近隣の中学校に向向いての学校案内や夜間学校説明会の開催、また体験入学による中学生と教師及び高校生との交流を図るなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

現在、各中学校では、高校受験に向けての三者相談が開催されております。

本市といたしましては、三者相談の際、6つの支援事業や垂水高校の活動状況等を紹介していただけるよう、3年生全員に対するパンフレット及びチラシ、また校内に掲示していただくポスターを持参し、近隣の中学校や学習塾を訪問するなど、情報発信の強化を図っているところでございます。

また、垂水高等学校振興対策協議会を開催し、委員の皆様から御意見をいただきながら、効果的な取組を垂水高校と協議しながら進めているところでございます。

今後は、垂水高校と垂水中央中学校がより一層連携を図り、相互に補完、協力し合い、中央中学校と高校が連携した教育ができるよう橋渡しの役割を担い、地元からの入学者確保につなげ、地元垂水に必要な高校として存在意義を高められるよう支援していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

今、垂水高校のほうで2つの賞をもらったということ、大変ありがたいことで、それだけ市の支援、補助金の支援もそれに貢献していると私は考えます。

今後も、1つしかない、この垂水高等学校を存続するために、垂水市としても、振興対策にひとつ力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。ここで教育長の、この垂水高校の振興に対するお気持ちをひとつお願いしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 私の手元に、実は垂水高校の振興対策会議第1回目、資料として配られました、垂水中央中学校3年生の意識調査がございます。3年生の今年6月末時点での本音なのですね。

それによりますと、垂水高校の印象、「よい」というのが、何と70%近いのです。近いのです。その理由は、地元で通学しやすいとか、あるいは親しみがあるとか、そういう非常に好印象を持っているのですね。

それが、結局、今の三者面談の話がございましたけれども、どのように推移しているのかというのを、またぜひ中学校とも情報交流しながら、1人でも2人でも垂水高校へ向きたいなと思っているところなのですから、私自身は垂水高校によく話をするのが、3つの努力ということを申し上げます。

1つ目は、やはり待ちの姿勢ではなくて、自ら出向いて、どんどん垂水高校の魅力を発信するということ。

2つ目は、普通科、生活デザイン科でございますけれども、今、特色が、私はあまり見えてこないのです。つまり、すばらしいことやっているのですよね。先ほどの3名の生徒の受賞であったり、あるいは先生方の表彰であったりといったようなところは、いい取組をやっているのですね。それがなかなか外に見えてこない。つまり、特色として、もっともっとアピールする必要があるのではないかと。つまり、情報発信の努力。

この3つの努力を、本当に先生方が本気になって取り組む。そして、5年後の創立100周年

の同窓会、あるいは市民の方々と一緒に盛大にお祝いできたらなと思っところでございます。学校と共に、私どももまた努力を重ねていきたいと思ひます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。教育長はじめ、一生懸命頑張っただきたいと思ひます。

私、こういう資料をちよつともらったのですけれど、「G o T o 垂水高校実習」ということで、垂水高校の通学費等補助金の御案内ということで、そのほかに東進ハイスクール通信講座補助、検定試験補助、家賃補助とか、いろいろ書いてありますけれども。こんなに垂水市は力を入れている垂水高等学校、幸せだなと思ひます。ぜひ存続できるように、また御支援をお願いしたいと思ひます。

最後に、庁舎の在り方についてということで、昨日から庁舎について、いろいろ議員の皆さん方から質問があつたり、提言があつたりしたようです。私も、結果が結果でしたので、どうしてもこれは新しい庁舎を造らないといけないうことを思っているのですけれども、何せやっぱり時間がかかるような気がします。皆さんの意見を今後も集中して、ぜひそのように進めていかなければならないと思ひます。

これまでの計画は、相当の期間と手間をかけて進められてきたと思ひしております。それ以上の手間がかかるものと思ひしております。そんなに簡単にはいかないのではないかと考えます。耐震診断を予定されております。その結果、もし耐震補強をすることになり、しばらくは現庁舎を使い続けることになつても、いずれは建て替えなければならない状況になると考えます。

10年後、どのような社会になつているのか、予想を今できません。そうであれば、現状をしっかり見極めながら進めていくことが大事であると考えます。この庁舎問題は、市や議会、そ

して市民が一丸となつて考えていくべき問題であると考えます。この庁舎の問題について、昨日から議論されていますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○市長（尾脇雅弥） 今回の議会では、議員の皆様から現庁舎の耐震診断に対して、また、これからの計画づくりに関して、それぞれのお考えをお聞きすることができたと考えております。そういう意味におきましては、前議会より1歩前進をしたというふうと考えております。

全体を通じてでございますけれども、市民の皆様は、これからどうしていくのかという疑問があろうと思ひますけれども、まちづくりの視点、財政的な視点、そして何より市民の皆さんの安心安全を守るという視点を第一に、今、市として示さなければならない方向性などを慎重に検討している段階でございますので、繰り返しになりますけれども、いましばらくお時間を頂きたいことを、御理解いただきたいと思ひます。経過につきましては、広報紙等を通じて、御説明もしたいと考えております。

この庁舎問題は、市、議会、市民の皆さんが一丸となつて、同じ方向を向いて進めていくべきであると、お考えを先ほど述べていただきましたけれども、そういった仕組みづくりも含め、しっかりと検討させていただきたいと考えております。

なお、外部検討委員会も、来年1月中旬に意見聴取を行いたいとの意向を持っておられますので、そういった活動を通じて、建設案の詳しい内容が確認できればと考えております。

まずは、10月に県から示されました命令によりまして耐震診断を行い、その結果を踏まえて、先ほど答弁したように、多様な御意見を聴取して物事を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 市長のお気持ちをありがとう

ございました。

今年1年あった、今まで住民投票も、庁舎の建設についていろいろ賛否両論ありながら、今まで来たわけでありましたが、市長、この庁舎はまた庁舎としてですけれども、市長、今年のこの1年を振り返って、どういうことで進んできたかというのを、この庁舎の問題と絡めて一言頂ければと思います。

○市長（尾脇雅弥） 1年を総括してという御質問であります。

私自身の思いとしては、垂水が発展をしていくように、また、市民の皆さんが幸福であるように、二元代表制の中で提案をしながら進めていくというのが基本でありますし、皆さんも同じ気持ちであるというふうに思います。

今年を振り返るときに、特別な年であったというふうに思います。先ほどもありましたけれども、1月27日に台風並みの大きな風が吹いた農業被害から始まりまして、新型コロナウイルスということで、いろんな意味で、本来であれば東京オリンピックでありますとか、かごしま国体とか、いろんな意味で活気づいて、胸わくわくする1年の締めくくりだったのだらうと思いますけれども、これは本市に限らず、日本全体、あるいは世界的なものでありますので、今はしっかりと耐え忍ぶことが大事だろうというふうに思っております。

また同時に、本市におきましても、新庁舎の問題がございました。いろいろ協議を重ねた結果、最終的に市民の皆さんの住民投票ということで、民意を問えたということはよかったと思っております。

そこを踏まえて、今後どうしていくのかというのは、いろんなお考えがあると思いますので、先ほど答弁いたしましたように、重要な問題でありますので、慎重丁寧に諮りながら、多くの皆さんが御理解いただける方向性に持っていかなければいけないというふうに思います。

いろんな案件、それぞれ賛成・反対、立場、これからもあると思いますけれども、冒頭申し上げました、基本的には垂水がよくなるようにということの立場においてのお話でありますから、庁舎問題だけではなくて、いろんな問題がありますので、来年はそういったものを乗り越えて、いい1年というふうになればというふうに思いますので、また議会の先生方のいろんな御指導も賜ればと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○川畑三郎議員 市長の言葉を聞いて、今後、一緒になって垂水市がよくなるように、議員も執行部の人たちも一緒になって、来年がいい年であることをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明10日から12月17日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会いたします。

午後4時9分散会

令和 2 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 2 年 1 2 月 1 8 日

本会議第4号（12月18日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年12月18日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和2年10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

△議案第73号～議案第80号、議案第82号～議案第85号、請願第3号・陳情第8号・陳情第9号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第73号から日程第9、議案第80号までの議案及び日程第10、議案第82号から日程第13、議案第85号までの議案12件並びに日程第14、請願第3号から日程第16、陳情第9号までの請願1件及び陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第74号 災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例 案

議案第75号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第76号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第77号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第78号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第79号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第80号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について

議案第82号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号） 案

議案第83号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第84号 令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第85号 公立学校情報機器（端末）購入契約について

請願第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級化についての意見書提出を求める請願

陳情第8号 日本国政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出についての陳情

陳情第9号 新庁舎建設の新たな計画づくりの推進を求める陳情

○議長（篠原静則） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。去る11月27日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、12月10日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第77号垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案について説明があり、来年の医療費助成の見込みと財源はどうなっているのかとの質問に対し、年齢が上がるにつれて医療機関に行く回数も少なくなってくる

ため、見込みとしてゼロ歳から6歳の月額を2倍するような考えで計上している。財源については、18歳まで年齢が引き上げられても、現在と同じく県が2分1を負担するとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、地域と連携した運営について質疑があったほか、市と指定管理者の関係性をどう思っているのかとの質問に対し、指定管理者が利益を上げることも重要だが、公共性が一番の課題である。常に、駅長と連携しながら情報共有し、出荷者協議会に参加しているいろいろな情報を聞きながら、お互い協力し合っていきたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定については、現在の会計年度任用職員の利用や給与水準、売上げを上げる方策について質疑があったほか、指定管理者候補者が評価された理由はどの質問に対し、合宿等の受入れ時において、送迎や食事の提供などにより各団体から信頼感を勝ち得ていること、森の駅を熟知している強み、合宿等を閑散期に実施することで年間収益を上げるプラン、垂水のために市内企業として貢献したいという熱い思いを感じたところであるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、西宝寺保育園が閉園になった理由はどの質問に対し、平成28年に閉園の示唆があった以降、存続のお願いをしてきたが、令和3年3月末で閉園の意向が出された。市と

しても、補助金等の支援を提案したが、資金面だけでなく運営体制からも困難であるとのことから、今回、在園児について、転園の支援を行うこととなったとの答弁がありました。

次に、保健課、生活環境課、農業委員会の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、農林課所管費目については、廃ビニールの適正処理等について要望があったほか、農林水産施設単独災害復旧費の委託料が2,800万円減額となった理由はどの質問があり、激甚災害に認定された場合、委託料も50%程度が補助災害復旧費の対象となることから、単独費を減額し、補助災害復旧費で計上したためであるとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、道の駅たるみずの温泉関連の質疑があったほか、水産商工総括監の業務・成果について質問があり、現在のコロナ禍の状況もあり、国内の販売促進事業で直接農林水産省に相談してもらうなど、実績が上がっている。今後は、状況を踏まえ、本来のメイン業務である販路拡大に取り組んでもらうとの答弁がありました。

次に、土木課所管費目については、新城大浜住宅の植栽の管理について要望があったほか、市営住宅の計画的な修繕について質疑があり、公営住宅については長寿命化計画に基づいて解体や建て替えなどを実施しているが、修繕のスケジュールは明記していない。計画的に修繕できるよう検討していきたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第84号令和2年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について説明があり、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長、川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る11月27日及び12月8日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、12月11日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第73号垂水市税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、税制改正の意図する税控除の差別化を、独り親世帯に対しどのような形で制度徹底を図るのかとの質問に対し、周知については市報や申告書発送時、窓口における応対時などの形を取りたい。また、賦課の課税場面についても漏れがないように相手方に伝え、周知を図りたいとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、国民健康保険税の減免の特例を設けることに対し、改正は限定的なものかとの質問があり、7月豪雨に関してのみの規程である。7月豪雨災害については、本則の6条に減免の規定はあるが対象とはならず、今回改正する規程でないと減免できないとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得基準の見直しに対し、市民の利益になるかとの質問があり、独自の試算では、ほぼ影響がないものと思われるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑等はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、急速充電設備を設置する基準に対し、条例改正により急速充電設備の設置場所や要件はどのように変わるのかとの質問があり、設置場所に変更はないが、充電設備の全出力20キロワットから50キロワットが規制対象となっていたが、上限を200キロワットとする変更であるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号公立学校情報機器（端末）購入契約について申し上げます。

審査の過程において、タブレット端末と同時導入するクラウドサービスに対し、5年間のライセンス契約上で、サービス保証はどうなるのかとの質問があり、5年間のサービス提供が前提で契約しており、全てのクラウドサービスがしっかりと担保をされているものと考えているが、契約会社に再度確認したいとの回答がありました。

また、タブレット端末の共同調達について、共同調達に同意するまでに他の業者と比較したのかとの質問があり、当初は業者から直接見積りを取っていたが、共同調達に移行後は県でiPad関係、ウインドウズ関係など、それぞれで仕様書に基づき、5社程度でのプロポーザル方式の入札を行っているとの回答がありました。

そのほかにも、契約書の書式、端末の保持契約、タブレット端末の追加パッケージ、契約相

手の経営実態、契約上の損害賠償、単価の検証など多岐にわたる質疑がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案について申し上げます。

まず、議会事務局の所管費目では、本会議をネット中継する議場カメラシステム構築の委託料について、新しいシステムの運用開始時期はとの質問に対し、早ければ3月定例会からの運用となるとの回答がありました。

また、市民モニターを募集し、ネット中継に対する意見を聴取してほしいとの要望がありました。

次に、総務課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、企画政策課の所管費目では、破損した桜島ライブカメラの購入に対し、破損の原因は何かとの質問があり、購入から12年経過し、経年劣化による破損であるとの回答がありました。

次に、市民課の所管費目では、特定健康診査に係る委託料について、高血圧の検査項目追加における厚生労働省との関係はとの質問に対し、厚生労働省は3年後をめどに、高血圧に関する検査項目3項目の追加を検討しており、本市で先進的に取組を行うものであるとの回答がありました。

次に、財政課の所管費目では、新庁舎建設事業の白紙化に伴う実施設計委託における借入れの全額繰上償還について、繰上償還までに利子の発生や元金との関係で問題はなかったのかとの質問に対し、10年で償還する予定であった借入れに対する利子は72万8,030円となる。今回の繰上償還までの利子は、9月に4万3,791円、12月に3万2,398円となる見込みであり、令和3年度以降の利子の発生はない。また、令和2年度は元金据置きとなっているとの回答がありました。

次に、税務課の所管費目では、市税及び各種公共料金のコピー収納に関する電算システム改修・導入業務委託について、費用対効果と維持管理はどの程度かとの質問に対し、費用対効果については、他の市町の分析を含め、今後算定していきたいが、就業されている方の夜間の納付等を含めた利便性の向上を図るという目的がある。維持管理費は、今後発生が予想されるが、取扱手数料においては、現在より約6割増となる見込みであるとの回答がありました。

また、利便性だけで計れるか疑問であるため、収納率向上などの費用対効果、取扱手数料等の維持管理、他市町のコピー収納率といった資料を提示してほしいとの意見が出されました。

次に、教育総務課、学校教育課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、社会教育課の所管費目では、7月6日の豪雨災害で被災した垂水島津家墓地の災害復旧について、今回計上された予算で災害復旧は完了するののかとの質問に対し、測量設計の業務委託終了後に工事費が増額する可能性がある。その場合は、補正での対応を考えているとの回答がありました。

その他に、PCB使用照明器具の取替えに関する質疑がありました。

次に、国体推進課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

令和2年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案の最後に、財政課の所管費目の地方債・歳入全款の審査では、財政的な運営として現段階で問題はないのかとの質問に対し、現段階で問題はないと認識しているとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について申

し上げます。

審査の過程において、医療費の増加見込みによる保険給付費の補正に対し、当初予算に比べ、増加した要因はとの質問があり、白血病、脊椎障害、虚血性心疾患等の医療費が増加したことによるものであるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級化についての意見書提出を求める請願について申し上げます。

審査の過程において、教室内の社会的距離の確保や、新型コロナ終息後の子供たちの新しい関係も含め採択すべきではないかとの意見が出されました。

審査後、本請願の取扱いについては採択とし、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

次に、陳情第8号日本国政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出についての陳情について申し上げます。

審査の過程において、陳情に対する異議等はなく、本陳情の取扱いについては採択とし、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

最後に、陳情第9号新庁舎建設の新たな計画づくりの推進を求める陳情について申し上げます。

まず、陳情書の題目にあります新庁舎建設の新たな計画づくりの推進については、賛同することで意見は一致いたしました。

しかし、陳情の趣旨、陳情事項においては、議会として公正公平に判断しなければならない。要望の申入れのような性格を見ているといった意見や、議会を拘束してしまう可能性がある。陳情内容が審査・審議に耐え得るかといった意見が出されました。

結果として、新庁舎建設を推進するという考

え方・方向性に異論はないが、陳情書の内容について再検討していただきたいとのことから、本陳情の取扱いについては不採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第73号から議案第80号までの議案及び議案第82号から議案第85号までの議案12件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第80号までの議案及び議案第82号から議案第85号までの議案12件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第3号を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第8号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号をお諮りいたします。

陳情第9号に対する委員長の報告は、不採択であります。原案について、起立により採決をいたします。本陳情を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立なしです。

よって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

△議案第86号上程

○議長（篠原静則） 日程第17、議案第86号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。

議案第86号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の令和2年12月11日の閣議決定により、年内にひとり親世帯臨時特別給付金の再支給を行うことが決定されたことに伴い、必要な経費を増額補正するものでございます。

今回、歳入歳出とも173万円を増額しますもので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は146億9,311万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の扶助費は、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給を行うために要する経費でございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、4ページの事項別明細書の総括表及び6

ページの歳入明細にお示ししておりますように、国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時28分休憩

午前10時40分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第86号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員長付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第86号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定しました。

△意見書案第9号・意見書案第10号一括
上程

○議長（篠原静則） 日程第18、意見書案第9号及び日程第19、意見書案第10号の意見書案2件を一括議題といたします。

案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第9号 少人数学級の推進を求める意見書

意見書案第10号 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。

ただいまの意見書案2件については提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第9号及び意見書案第10号の意見書案2件を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号及び意見書案第10号の意見書案2件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案2件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

△委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（篠原静則） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

産業厚生委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議がありますので、起立により採決を行います。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（篠原静則） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題

といたします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（篠原静則） 日程第22、各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和2年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員